

科目名	担当者名	配当	期	単位
憲法I[前期]	大塚翔吾	1 必	前期	2

■講義内容■

本講義は、いわゆる「憲法総論」分野と「憲法統治」分野について扱う。

上記いずれの事項も実務家法曹である弁護士としての視点を交えながら講義することを考えている。

※教員の判断により、Google Meet 等によるリモート授業が実施されることがあるので、対応できるよう準備をしておいていただきたい。

■シラバス■

<科目のねらい>

実務家法曹として必要な憲法学の知識と理論を修得するとともに、将来の活動を支えるに十分な調査力や思考力を習得することを目的とする。

<到達目標>

憲法原理及び統治機構についての基本的な知識や理論を習得し、日本国憲法の条文の正確な解釈に基づき、諸問題解決能力を身につけることを到達目標とする。

<履修の前提>

憲法に関する入門書を通読し、憲法科目の全体像をつかんでから履修することをお勧めする。

<予・復習に要する時間>

予習に2時間程度かかることが予想される。

予習としては、シラバス記載内容の範囲の教科書・参考書等の関連箇所を事前に読みこむこと、また、判例学修に際しては、シラバス記載内容の範囲の「憲法判例百選」搭載の判例を読み込み、事案の概要と判旨を把握しておくことが求められる。

復習にも2時間程度かかることが予想される。

その日の授業内容を自分で再現してほしい。その上で、自己の知識として定着していないことや、わからなかったこと、疑問点等を教科書等で調べてほしい。また、該当範囲の司法試験短答式試験過去問に取り組んでほしい。

<科目の内容>

第1回

立憲主義と憲法原理

第2回

国民主権と象徴天皇制・民主主義

第3回

国会(1) ～ 国会の地位 ～

第4回

国会(2) ～ 国会の組織と活動(1) ～

第5回

国会(3) ～ 国会の組織と活動(2)、国会の権能(1) ～

第6回

国会(4) ～ 国会の権能(2)、議院の権能 ～

第7回

中間テスト

*試験時間：50分（予定）

*持込：六法のみ（予定）

*黒のペン使用

*問題形式と配点 【短答式問題】 + 【論術式問題】（予定）

*採点後返却して、コメントはTKCに掲載予定

※後半50分

内閣(1) ～ 行政権と内閣、内閣の組織と権能(1) ～

第8回

内閣(2) ～ 内閣の組織と権能(2)、議院内閣制 ～

第9回

裁判所(1) ～ 司法権の意味と範囲 ～

第10回

裁判所(2) ～ 裁判所の組織と権能 ～

第11回

裁判所(3) ～ 司法権の独立、違憲審査制 ～

第12回

財政

第13回

地方自治

第14回

憲法の変動・平和主義

第15回

定期試験

①新作問題を予定している

②時間：90分（予定）

③持込：六法のみ

④筆記具：黒のペン

*採点は70点満点。

なお、成績は、平常点10点・中間試験点20点・定期試験70点の100点満点である。

*出題趣旨と成績評価基準を試験後公表する。

<教科書>

①芦部信喜著『憲法 第8版』（岩波書店、2023年）

②長谷部恭男他編『憲法判例百選II』第7版（有斐閣、2019年）

<参考書>

①日笠完治著『憲法がわかった [改訂第2版]』（法学書院、2021年判例追加）

②青井未帆・山本龍彦著『憲法II 総論・統治 有斐閣ストゥディア』（有斐閣 2022年）

③安西文雄・巻美矢紀・宍戸常寿著『憲法学読本 第3版』（有斐閣 2018年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
憲法I[後期]	大塚翔吾	1 必	後期	2

■講義内容■

本講義は、いわゆる「憲法総論」分野と「憲法統治」分野について扱う。

上記いずれの事項も実務家法曹である弁護士としての視点を交えながら講義することを考えている。

※教員の判断により、Google Meet 等によるリモート授業が実施されることがあるので、対応できるよう準備をしておいていただきたい。

■シラバス■

<科目のねらい>

実務家法曹として必要な憲法学の知識と理論を修得するとともに、将来の活動を支えるに十分な調査力や思考力を習得することを目的とする。

<到達目標>

憲法原理及び統治機構についての基本的な知識や理論を習得し、日本国憲法の条文の正確な解釈に基づき、諸問題解決能力を身につけることを到達目標とする。

<履修の前提>

憲法に関する入門書を通読し、憲法科目の全体像をつかんでから履修することをお勧めする。

<予・復習に要する時間>

予習に2時間程度かかることが予想される。

予習としては、シラバス記載内容の範囲の教科書・参考書等の関連箇所を事前に読みこむこと、また、判例学修に際しては、シラバス記載内容の範囲の「憲法判例百選」搭載の判例を読み込み、事案の概要と判旨を把握しておくことが求められる。

復習にも2時間程度かかることが予想される。

その日の授業内容を自分で再現してほしい。その上で、自己の知識として定着していないことや、わからなかったこと、疑問点等を教科書等で調べてほしい。また、該当範囲の司法試験短答式試験過去問に取り組んでほしい。

<科目の内容>

第1回

立憲主義と憲法原理

第2回

国民主権と象徴天皇制・民主主義

第3回

国会(1) ～ 国会の地位 ～

第4回

国会(2) ～ 国会の組織と活動(1) ～

第5回

国会(3) ～ 国会の組織と活動(2)、国会の権能(1) ～

第6回

国会(4) ～ 国会の権能(2)、議院の権能 ～

第7回

中間テスト

*試験時間：50分（予定）

*持込：六法のみ（予定）

*黒のペン使用

*問題形式と配点 【短答式問題】 + 【論術式問題】（予定）

*採点後返却して、コメントはTKCに掲載予定

※後半50分

内閣(1) ～ 行政権と内閣、内閣の組織と権能(1) ～

第8回

内閣(2) ～ 内閣の組織と権能(2)、議院内閣制 ～

第9回

裁判所(1) ～ 司法権の意味と範囲 ～

第10回

裁判所(2) ～ 裁判所の組織と権能 ～

第11回

裁判所(3) ～ 司法権の独立、違憲審査制 ～

第12回

財政

第13回

地方自治

第14回

憲法の変動・平和主義

第15回

定期試験

①新作問題を予定している

②時間：90分（予定）

③持込：六法のみ

④筆記具：黒のペン

*採点は70点満点。

なお、成績は、平常点10点・中間試験点20点・定期試験70点の100点満点である。

*出題趣旨と成績評価基準を試験後公表する。

<教科書>

①芦部信喜著『憲法 第8版』（岩波書店、2023年）

②長谷部恭男他編『憲法判例百選II』第7版（有斐閣、2019年）

<参考書>

①日笠完治著『憲法がわかった [改訂第2版]』（法学書院、2021年判例追加）

②青井未帆・山本龍彦著『憲法II 総論・統治 有斐閣ストゥディア』（有斐閣 2022年）

③安西文雄・巻美矢紀・宍戸常寿著『憲法学読本 第3版』（有斐閣 2018年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
憲法Ⅱ[前期]	趙 元济/日笠完治	1 必	前期	2

■講義内容■

日本国憲法第3章「国民の権利及び義務」を中心に人権分野の授業を行います。

日本国憲法の究極の目的は、日本に居住する人々に対してその人の幸福を最大限保障することです。換言すれば、すべての人を「個人として尊重」し、「人間としての尊厳」を保障することです。とは言え、個人の尊重あるいは人間の尊厳は、抽象的な概念であって理念とも言うべき性格を持ち、形而上学的ないしは哲学的な説明や掛け声となります。

それはそれなりの価値を持ちますが、憲法は生きた憲法として、我々の国家や社会の中で実効性を持たなければなりません。本講義では、生活の実態に沿った生きた人権論を見ていくこととなります。少し敷衍すれば、個別具体的な人権がいかにして歴史的に確認されたか、それほどのような内容と機能を持っているか、また現代社会においていかなる権利利益が人権として認められるべきなのかという人権の内容と機能の問題となります。

人権として保障されるべき権利利益を中核に、その人権を保有する主体、ないしその人権が侵害された際にいかに救済されるべきかと言う手続的保障、それらについても触れていくこととなります。

法曹志願者としては、人権内容等とともに人権感覚についても研ぎ澄まされる必要があると思います。そういう講義内容としたいと思います。

■シラバス■

<科目のねらい>

人権は国民・個人の立場から主張する権利利益となります。しかし、我々は社会的あるいは国家的生物ですので、社会や国家と言う個人を超越する共同体からの制約の下にあります。この制約を「公共の福祉」と言うとする、本講義の狙いは、「人権」と「公共の福祉」の調和あるいは、適切で妥当な関係の探求と言うこととなります。人権の主張ばかりが過度になっても、また公共の福祉の主張が誇張されても、住みやすい国家社会とはなりません。

人権も公共の福祉も、一面においては規範的抽象的に考察する必要があると同時に、個別具体的な事件・事例において、必要不可欠な情報を正確に把握しそれを根拠としつつ、公平にかつ論理的に分析判断する能力が求められます。

本講義の狙いとしては、人権と公共の福祉の適切な関係を保持すると言う「公平なバランス感覚」の修得も踏まえています。

もちろん、法曹を目指す学生にとって、必要不可欠な知識・情報を身に付けること、問題分析力を練磨すること、合わせ紛争解決能力と表現力をブラッシュアップすることにも留意していきたいと思います。

<到達目標>

憲法学の基本的な人権に関わる分野において、法曹としての基本的な知識・情報を修得すること、ひいては、司法試験の短答式問題に関して、7－8割の正答率を確保できるようにすることを、全体の到達目標としたいと思います。

また、双方向・多方向の授業ですので、法律家と話したときに、知識不足になっているとか、論理が飛躍した主張となっていると言うようなことを感じさせない程度に、口頭表現力も文章表

現力も身に付けられることも、到達目標として意識しておきたいと思います。

＜履修の前提＞

履修の前提としては、「憲法I」及び「憲法III」を履修していること、すなわち単位取得・単位認定していることを求めるものではありません。

学期別に前後して履修しても、あるいは同時履修しても結構ですが、憲法I・憲法II・憲法IIIについて、その関係を充分踏まえて統合的に学修を行い、研鑽を進めるようにしていただきたいと思います。

＜予・復習に要する時間＞

予習に2時間、復習に2時間を基本とします。

授業で扱う判例については、必ず事前に、『憲法判例百選』の「事案の概要」と「判旨」だけは確認してきてください。

復習については、TKCに掲載されている司法試験の過去本番短答式問題で学修効果を確認し、また関係する論文問題についても時間があれば見ておいてください。

＜科目の内容＞

第1回

基本的人権の基礎理論

(基本的人権の基礎理論・到達目標)

- 人権の概念定義に関する理解ができ、また、「人権」、「基本的人権」、「権利自由」、「基本権」、「市民権」などの用語の使用につき区別ができる。
- 世界的視野における、人権宣言の歴史的展開を理解している。
- 自由国家的人権と社会国家的人権の区別及びその歴史的関係を説明できる。
- 日本国憲法が保障する人権の類別及び体系化が理解できており、人権の分類によるそれぞれの特徴を説明できる。
- 日本国憲法第3章に保障される個別の人権の「規定」を十分に読み込んでいる。
- 憲法11条・12条・13条及び憲法97条の規範内容とその関係について、説明できる。

第2回

人権の享有主体性と私人間効力

(人権の享有主体性・到達目標)

- 人権史から、人権の概念定義をすることができる。
- 日本国憲法を前提に、なぜ「国民」が人権享有主体とされているか理解している。
- 人権享有主体について、原則を国籍を有する自然人である日本国民とすると、なぜ例外的に、外国人と法人の人権享有主体性が認められるか、また保障される人権の種類と限界を説明できる。
- 憲法12条に、国民の人権保持義務と濫用禁止義務が規定されていること、「公共の福祉」のために用いることが規定されている意味を説明できる。
- 判例に従い、外国人の類別を踏まえ、その享有できる人権及びその内容・範囲や程度について説明できる。
- 判例・学説に従い、類別される法人を前提に、その享有できる基本権について、その種類・内容及び程度を説明できる。
- 憲法上の国民とは異なる特別の地位にある人、例えば天皇、公務員(国会議員・地方議会議員・内閣総理大臣・国務大臣・一般職公務員・裁判官等)、在監者、子ども等について、保障な

いし制約される人権について、その種類、内容、範囲、程度を理解している。

(判例)

- 百選 1 事件－マクリーン事件
- 百選 2 事件－指紋押捺制度の合憲性
- 百選 3 事件－外国人の地方参政権
- 百選 4 事件－外国人の公務就任権
- 百選 5 事件－外国人の社会保障・塩見訴訟
- 百選 6 事件－国籍条項の合憲性・台湾住民元日本兵戦死傷者の損失補償請求事件
- 百選 7 事件－戦後保障・韓国人戦争犠牲者補償請求事件
- 百選 8 事件－法人の基本権享有主体性・八幡製鉄事件
- 百選 12 事件－公務員の「政治的行為」と刑罰・猿払事件上告審
- 百選 13 事件－公務員による政党機関紙の配布・堀越事件
- 百選 14 事件－未決拘禁者の閲読の自由・よど号ハイジャック記事抹消事件

(人権の私人間効力・到達目標)

○なぜ人権の私人間効力が問題されるか理解できており、それを踏まえて、現代的な人権の効力範囲について、私見を展開できる。

○人権の私人間効力論に関して、無効力説・直接効力説・間接効力説の主張内容及び相違について、具体例を挙げ、説明できる。

○伝統的な公法・私法の二分論について、一応の理解があり、具体例を挙げその妥当性を検討できる。

○「三菱樹脂事件」「昭和女子大事件」「女子若年定年制事件」について、事案の概要と判旨を説明できる。

(判例)

- 百選 9 事件－私法関係と基本的人権・三菱樹脂事件
- 百選 10 事件－私立大学における学生の自治・昭和女子大事件
- 百選 11 事件－私的団体における女性差別・女子若年定年制事件

第3回

「公共の福祉」と幸福追求権

(「公共の福祉」・到達目標)

○人権に内在する限界(自由国家的制約)は、いかなる観点から導出されるか、具体例とともに理由を付して説明できる。

○人権に対する外在的理由による制約(社会国家的制約)について、具体例を挙げて説明できる。

○人権の制約には、なぜ内在的制約と外在的制約があるのか、その重複の可能性を含めて検討できている。

○人権の限界について、憲法は「公共の福祉」という文言を用いるが、12条・13条・22条1項・29条2項だけに明示される理由とその内容を説明できる。

○人権制約の合憲性判断基準として、学説はいかなる変遷をしたか、理解している。

○人権制約立法について、裁判所はいかなる判断基準を用いており、学説はどのように展開してきているか、理解している。

○比較衡量論(アドホック・バランス)に対して、二重の基準論が主張された意義を理解しており、説明できる。

○人権の制約について、「制約立法の目的の必要性・正当性」と「制約立法の手段の合理性・妥当性」に分けて、合憲審査すべきことを理解している。

○人権の種類に応じて、その制約立法につき「厳格審査」「中間審査（より厳格な合理性審査）」「緩和な審査（合理性の審査）」で行うという考え方の内容と妥当性を説明できる。

○人権が侵害されたと主張する場合、①主張利益が憲法により保障されている、②国家行為（立法・行政・司法）がその主張利益を制約していることを確認した上で、裁判所は、③その国家行為の正当化審査として、(a)目的の適合性、(b)手段の必要性、(c)制約によって得られる利益が侵害される利益を上まっているかという比例性の審査（比例原則）を行うという「三段審査」を理解している。

（幸福追求権・到達目標）

○憲法 13 条の「個人の尊重」（個人の尊厳）と「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」（幸福追求権・包括的基本権）の理念的・概念的・機能的な区別及びその関係について理解している。

○包括的基本権についての「人格的利益説」と「一般的行為自由説」との内容的区別が説明できる。

○幸福追求権の内容として、プライバシー権、知る権利、アクセス権、環境権、自己決定権、人格権などの新しい人権を取り上げて、説明できる。

○人格的生存権と自己決定権との区別して、その内容や限界について、検討する力を持っている。

○プライバシー権の「私的生活領域の保護（放っておいてもらいたい権利・知られたくない権利・個人情報保護請求権）」と、その展開としての「自己情報コントロール権」との内容的な区別と保護のあり方について、説明できる。

○自己決定権の現代的な課題について、判例や具体例を挙げ、保護のあり方について私見を展開できる。

（判例）

□百選 15 事件－幸福追求権

□百選 16 事件－被疑者の写真撮影と肖像権

□百選 17 事件－前科照会回答とプライバシーの権利

□百選 18 事件－講演会参加者のリストの提出とプライバシー侵害

□百選 19 事件－住基ネットの合憲性

□百選 20 事件－車内広告放送と「とらわれの聴衆」

□百選 21 事件－酒類製造免許制と酒を造る自由・どぶろく裁判

□百選 22 事件－校則によるバイク制限

□百選 23 事件－自己決定権と信仰による輸血拒否

□百選 24 事件－空港の騒音公害と人格権

第 4 回

法の下での平等

（法の下での平等・到達目標）

○普遍的平等・形式的平等・実質的平等の理念的概念的区別が説明できる。

○機会の平等・条件の平等・結果の平等の区別が理解できている。

○一般的解釈として、14 条は自由国家的平等（形式的平等）、25 条以下は社会国家的平等（実質的平等）という見解について、理解できている。

○14条に関し、「形式的平等」は、絶対的平等ではなく「合理的な区別」を認める「相対的平等」を意味していることについて説明できる。

○14条の「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」という5事項について、その概念区別とともに司法審査基準としての位置付けを理解している。

○貴族制度の禁止、栄典の授与と特権付与の制限、家族生活における両性の平等、教育の機会均等、選挙権・被選挙権の平等について、理解している。

○裁判所は、平等問題を審査するためにいかなる判断基準を採用しているか、目的と手段にと分けて説明できる。

○平等問題は、人権ごとにいかなる基準が採用されるべきか、また、事項ごとにどのように判断すべきか、判例を踏まえて私見を述べることができる。

(判例)

□百選 25 事件－尊属殺重罰と法の下での平等・尊属殺重罰規定判決

□百選 26 事件－届出による国籍の取得と法の下での平等・国籍法違憲判決

□百選 27 事件－嫡出性の有無による法定相続分差別

□百選 28 事件－女性の再婚禁止期間の合憲性

□百選 29 事件－夫婦同氏制の合憲性

□百選 30 事件－同性愛者に対する公共施設宿泊拒否・東京都青年の家事件

□百選 31 事件－所得税の平等・サラリーマン税金訴訟

□百選 32 事件－地域による取扱いの差別と地方自治

第5回

思想・良心の自由と学問の自由・大学の自治

(思想・良心の自由・到達目標)

○思想・良心の概念、その保障の内容・領域・程度について、歴史的意義を踏まえて理解している。

○思想・良心の自由、信教の自由、表現の自由、学問の自由という精神的自由権保障の各規定間における思想・良心の自由の位置づけを説明できる。

○思想・良心の自由は、主張の相手方(公権力・強制加入団体・公的性格を有する団体)、及び、制約の方法(制度目的、救済目的、直接強制、間接強制)によって、さまざまな態様を持つことが理解できている。

○思想・良心の自由は、直接的制約とともに、間接的制約も大きな問題となるが、それぞれ区別して、裁判所での採用すべき違憲審査基準を理解している。

(判例)

□百選 33 事件－良心の自由と謝罪広告の強制

□百選 34 事件－内申書の記載内容と生徒の思想・信条の自由・麴町中学内申書事件

□百選 35 事件－使用者による労働者の政党所属調査と思想の自由

□百選 36 事件－強制加入団体の政治献金と構成員の思想の自由・南九州税理士会政治献金事件

□百選 37 事件－「君が代」起立・斉唱の職務命令と思想・良心の自由

(学問の自由・大学の自治・到達目標)

○学問の自由が保障されるべき理由を、「学説の公定」がいかなる悲劇を生むかを踏まえ、歴史的事実を挙げて説明できる。

○学問と表現の自由との区別を理解し、学問の自由の保護内容が理解できている。

○学問の自由の享有主体について、下級教育機関の教員や大学生などはどのように考えるべきか、

判例を踏まえ説明できる。

○大学の自治として、大学のどの機関（理事会、評議会、教授会、学生）に、どの種類や内容またどの程度の保障がなされるべきか説明できる。

○「教科書執筆」につき、それを文部省の検定に付することは、執筆者の学問の自由を侵害するかどうか、判例を踏まえて説明できる。

（判例）

□百選 86 事件－学問の自由と大学の自治・ポポロ事件

□百選 87 事件－教科書検定・第二次家永教科書事件第一審

□百選 88 事件－教科書検定・第一次家永教科書事件上告審

第6回

信教の自由と政教分離

（信教の自由・到達目標）

○信教の自由の意義を、歴史的な宗教弾圧や迫害等の事例を踏まえ、説明できる。

○信教の自由の保障内容を、概念上詳しく述べることができる。

○信教の自由は、対国家的な領域としては刑法との問題があり、また、行政的領域としては、宗教法人の解散、公教育機関での行事や施設等と関係で問題が生じるが、それぞれの課題について憲法審査はいかにあるべきか、判例を踏まえて説明できる。

○信教の自由は、私人間においても保障されるべきか、具体例を挙げ私見を述べることができる。

（判例）

□百選 38 事件－信教の自由と加持祈祷治療

□百選 39 事件－宗教法人の解散命令と信教の自由・宗教法人オウム真理教解散命令事件

□百選 40 事件－牧会活動の自由と犯人蔵匿罪

□百選 41 事件－宗教上の理由に基づく「剣道」の不受講

（政教分離原則・到達目標）

○政教分離の目的も踏まえて、政教分離の法的性質が「制度的保障」だとされることを説明できる。

○憲法 20 条・89 条の条文から、政教分離の内容を整理して説明できる。

○裁判所が、政教分離原則違反を審査するとき採用している「目的・効果基準」とは何か、判例に従い説明できる。

○公権力が宗教に関わることは危険視されるが、宗教団体が政治に関わることは、特権を保有できないまでも宗教団体としての自由として認めるべきか否か、憲法的に論ずることができる。

（判例）

□百選 42 事件－神道式地鎮祭と政教分離の原則・地鎮祭事件

□百選 43 事件－信教の自由・政教分離の原則と自衛官の合祀

□百選 44 事件－玉串料としての公金支出と政教分離の原則・愛媛県玉ぐし料訴訟

□百選 45 事件－即位の礼・大嘗祭と政教分離の原則

□百選 46 事件－忠魂碑・慰霊祭と政教分離の原則・箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟

□百選 47 事件－神社敷地としての市有地の無償提供・空知太神社事件

第7回

表現の自由 概説、集会の自由=内容中立規制、検閲の禁止

（表現の自由概論・集会の自由・結社の自由・到達目標）

- 集会の自由・結社の自由・言論の自由・出版の自由の歴史的意義とその保障内容を説明できる。
- 一般に、表現の自由の意義が、①自己実現、②自己統治、③思想の自由市場、④情報による安定的変化と言われるが、その内容について説明できる。
- 集会の自由の保障形態に関して、「パブリック・フォーラム論」、「集団示威運動（デモ行進）」が挙げられるが、その意義を論ずることができる。
- 集会の自由は、公共広場（皇居前広場等）、公共施設（市民会館等）、道路（道交法・公安条例）、地域指定（国会、空港近辺等）等での集会の開催にあたり、さまざまな制約を受けるが、これらについて判例をもとに、合憲性についての検討ができる。
- 集会の自由は場所的なこともあり法令は一般に許可制をとっているが、その許可制の合憲審査基準、及び不許可処分の場合の合憲審査の基準について、説明することができる。
- 結社の自由の意義と保障内容を説明できる。また、消極的結社の自由についても説明できる。
- 結社の種類により、結社条件が法定される場合、結社としての活動が制約される場合、結社の解散が定められる場合などがあるが、具体例を挙げてその合憲性について、憲法判断を行うことができる。
- 言論・出版の自由について、その意義を踏まえ、また憲法の自由権諸規定の中における位置づけを説明できる。
- その他、「一切の表現の自由」を保障している意義と具体例を挙げるができる。
- 検閲の概念とともに、検閲を絶対的禁止としている理由を説明できる。
- 裁判所の出版差止命令、税関検査、教科書検定は、検閲に該当するか、検討できている。
- 「検閲の禁止」と「事前抑制禁止の法理」の異同について、説明できる。
- 「通信の秘密」の意義を理解している。また、「消極的表現の自由」の意味についても理解している。

（集会の自由・判例）

- 百選 80 事件－集会の自由と公園の使用不許可・皇居前広場事件
- 百選 81 事件－集会の自由と市民会館の使用不許可・泉佐野市民会館事件
- 百選 82 事件－公安条例と集団示威運動・新潟県公安条例事件
- 百選 83 事件－公安条例の明確性・徳島市公安条例事件
- 百選 84 事件－条例の広汎性・広島市暴走族追放条例事件
- 百選 85 事件－道交法による集団行進の規制

（結社の自由・判例）

- 百選 39 事件－宗教法人の解散命令と信教の自由・宗教法人オウム真理教解散命令事件

（表現の自由・内容中立規制・判例）

- 百選 55 事件－屋外広告物条例と表現の自由
- 百選 56 事件－立看板と表現の自由
- 百選 57 事件－駅構内でのビラ配布と表現の自由
- 百選 58 事件－集合住宅へのビラ投函と表現の自由
- 百選 59 事件－電話の傍聴と通信の秘密

（検閲・判例）

- 百選 68 事件－名誉棄損と事前差し止め・「北方ジャーナル」事件
- 百選 69 事件－輸入書籍・図画等の税関検査
- 百選 70 事件－公立図書館の蔵書と著作者の表現の自由
- 百選 86 事件－学問の自由と大学の自治・ポポロ事件

- 百選 87 事件－教科書検定－・第 2 次家永教科書事件第一審
- 百選 88 事件－教科書検定－・第 1 次家永教科書検定上告審

第 8 回

中間テスト

試験時間 100 分

持込不可

黒ペン使用

問題形式 【短答式問題】 10 題 (1×10=10 点) + 【判例に関する論文式問題】 2 題 (5×2=10 点)

第 9 回

表現の自由 内容規制＝プライバシー・名誉

(プライバシー・名誉、到達目標)

○表現の自由の「内容規制＝内在的制約」としては、「わいせつな性表現」「犯罪を構成する表現」「違法行為の煽動」「名誉毀損」「プライバシー侵害」「ヘイトスピーチ」等があるが、それぞれの制約される表現内容についての概念定義ができ、その妥当性について説明できる。

○わいせつについては、「チャタレイ」事件、「悪徳の栄え」事件、「四畳半襖の下張り」事件の概要と判決内容を説明できる。

○プライバシーについては、「宴のあと」事件、ノンフィクション「逆転」事件、「石に泳ぐ魚」事件の概要と判決内容を説明できる。

○名誉については、「夕刊和歌山時事」事件、「月刊ペン」事件、「公正な論評の法理」、「長良川事件報道訴訟」の事案の概要と判決内容を理解して説明できる。

○私人間における表現の自由（「芸術の自由」）と「プライバシー・名誉」との衝突については、単なる比較衡量の他に、それを発展させた「定義的衡量」で検討できる。

(表現の自由の内容規制・判例)

- 百選 48 事件－犯罪の煽動と表現の自由
- 百選 49 事件－破壊活動防止法のせん動罪と表現の自由
- 百選 50 事件－「有害図書」指定と表現の自由・岐阜県青少年保護育成条例事件
- 百選 51 事件－わいせつ文書の頒布禁止と表現の自由・「チャタレイ」事件
- 百選 52 事件－わいせつ概念・「悪徳の栄え」事件
- 百選 53 事件－わいせつ概念の再構築・「四畳半襖の下張り」事件
- 百選 54 事件－営利的な広告の自由の制限
- 百選 60 事件－プライバシーと表現の自由・「宴のあと」事件
- 百選 61 事件－ノンフィクションと前科の公表・「ノンフィクション『逆転』」事件
- 百選 62 事件－プライバシー侵害と表現の自由・「石に泳ぐ魚」事件
- 百選 63 事件－ウェブサイトの検索結果の提供とプライバシー
- 百選 64 事件－言論の自由と名誉棄損における真実性の証明・「夕刊和歌山時事」事件
- 百選 65 事件－名誉棄損と「公共ノ利害ニ関スル事実」・「月刊ペン」事件
- 百選 66 事件－公正な論評の法理
- 百選 67 事件－少年事件の推知報道・長良川事件報道訴訟

第 10 回

表現の自由 報道の自由、知る権利・情報公開と個人情報保護

(報道の自由・到達目標)

- 知る権利を起点に、情報権について考えたときに、「情報収集権」「情報提供権」「情報受領権」が類別想定できるが、それぞれの内容と限界について理解している。
- アクセス権・反論権について、「産経新聞反論権事件」の判決を踏まえて、説明できる。
- 報道機関の裁判所に関する情報収集について、「法廷における写真撮影制限事件」、「法定メモ採取・レペタ事件」を踏まえて、裁判所の考え方を説明できる。
- 「適正迅速な捜査」や「公正な裁判」のために、報道機関が受ける制約あるいは限界について、「博多駅事件」「TBS事件」などの判例を取り上げ説明できる。
- 「取材源の秘匿」について、「外務省秘密電文漏洩事件（西山事件）」「石井記者事件」を挙げて、守秘義務及び証言拒絶権との関係を踏まえて、その妥当性を吟味することができる。
- 選挙の報道規制と「公正な選挙」について、具体例を挙げて、私見を展開できる。
- 「少年事件の推知報道・長良川事件報道訴訟」の事案概要を説明し、報道機関の使命と少年保護の関係について、私見を展開できる。
- 放送の自由、インターネットの自由について、現代社会で発生しているそれに関わる諸問題につき、憲法学的に検討することができる。

（報道の自由・判例）

- 百選 71 事件－取材源の秘匿と表現の自由
- 百選 72 事件－傍聴人のメモ制限と情報収集の自由・レペタ事件
- 百選 73 事件－取材フィルム提出命令と取材の自由・博多駅事件
- 百選 74 事件－放送済み取材ビデオテープの押収と取材の自由・TBS ビデオテープ押収事件
- 百選 75 事件－国家秘密と取材の自由・外務省秘密電文漏洩事件
- 百選 76 事件－意見広告と反論掲載請求権・産経新聞事件
- 百選 67 事件－少年事件の推知報道・長良川事件報道訴訟

（知る権利・情報公開・個人情報保護・達成目標）

- 表現の自由から「知る権利」への展開とその意義について、説明できる。
- 情報公開と個人情報保護の関係について、情報公開法と個人情報保護法を踏まえ、その関係概要を説明できる。

（知る権利・情報公開・個人情報保護・判例＝幸福追求権との関連も踏まえて）

- 百選 16 事件－被疑者の写真撮影と肖像権
- 百選 17 事件－前科照会回答とプライバシーの権利
- 百選 18 事件－講演会参加者リストの提出とプライバシー侵害
- 百選 19 事件－住基ネットの合憲性
- 百選 78 事件－情報公開と知る権利
- 百選 79 事件－情報公開と個人情報の本人開示・レセプト情報公開請求事件

第 11 回

経済的自由権・職業選択の自由

（職業選択の自由・到達目標）

- 経済的自由権及び精神的自由権について、具体的権利とともに、権利としての性質上の異同を説明できる。
- 居住・移転の自由の意義に関する伝統的な解釈と現代社会における解釈について、その異同を説明できる。
- 市町村長は、転入届を受理しないことができるかどうか、「転入届受理拒否事件」判決をもとに、検討できる。

○外国移住・国籍離脱の自由に制限を付することは、憲法上可能かどうか、場合分けをして検討できる。

○海外渡航の自由について、国民の場合と外国人の場合を分けて、具体的に検討できる。

○薬局事件判決において、「職業」の定義をどのようにしているか、説明できる。

○職業選択ないし職業活動に関する規制手段として、代表的なものを説明できる。

○職業選択の自由の保障内容を理解し、職業遂行の自由ないし「営業の自由」が包含されるかどうか、説明できる。

○職業選択の自由に関する制約立法の目的について、消極的・警察的規制目的と積極的・政策的規制目的とを区別して、具体例を挙げて説明できる。

○職業選択の自由規制立法に関する違憲審査の判断枠組みと判断基準を説明できる。

(判例)

□百選 89 事件－公衆浴場の適正配置規制

□百選 90 事件－タクシー事業の免許制・白タク営業時間

□百選 91 事件－社会経済政策としてなされる営業規制・小売市場事件

□百選 92 事件－薬事法違憲判決

□百選 93 事件－生糸の輸入制限と経済活動の自由・西陣ネクタイ事件

□百選 94 事件－酒類販売の免許制

□百選 95 事件－司法書士法の資格制

第 12 回

財産権の保障

(財産権の保障・到達目標)

○憲法 29 条 1 項から 3 項までの規定はどのように関連づけて解釈すべき、「第 1 項原則説」と「第 2 項原則説」の二つ考え方を説明し、私見を述べることができる。

○憲法が保障する「既得権」及び「私有財産制」の解釈内容について、理解している。

○森林法違憲判決事件の概要と判旨を理解し、採用されている違憲審査基準を説明できる。

○法律事項であるにもかかわらず、条例で財産権を制約できる場合の条件を説明できる。

○「公共のために」といった場合、公用収用・公用制限が念頭に浮かぶが、補償を必要とする個人的な犠牲（特別犠牲）と評価される要件について説明できる。

○「正当な補償」とは、どのような補償なるか、判例を挙げて説明できる。

○河川附近地制限令事件判決は、29 条 3 項をいかなる規定と解釈したか、その理由を含めて説明できる。

○農地改革事件における正当な補償はなぜ完全補償ではなかったのか、また、収用後農地に利用されなかった場合、どのように管理・処分されたか理解している。

○事後法によって、財産権の内容を変更することは可能か、理由と条件を含めて説明できる。

○予防接種禍事件において、なぜ 29 条 3 項が利用されたか説明できる。

(財産権・判例)

□百選 96 事件－共有林の分割制限と財産権の保障・森林法共有林事件

□百選 97 事件－証券取引法 164 条 1 項の合憲性

□百選 98 事件－条例による財産権の制限・奈良県ため池条例事件

□百選 99 事件－事後法による財産権の内容変更の合憲性

□百選 100 事件－正当な補償・農地改革事件

□百選 101 事件－土地収用法による補償の額

- 百選 102 事件－補償の要否と直接憲法に基づく補償請求・河川附近地制限令事件
- 百選 103 事件－予防接種事故と補償請求
- 百選 104 事件－自然公園内にある財産権と損失補償
- 百選 105 事件－海外渡航の自由と旅券発給の拒否・帆足計事件
- 百選 106 事件－暴力団員への住宅明け渡し請求を認める条例の合憲性

第 13 回

国務請求権と社会権

(国務請求権・到達目標)

- 憲法に保障される国務請求権(受益権)について、その権利と根拠条文及び内容を説明できる。
- 請願権の参政権的意義を踏まえ、請願法の規定に従って、請願先・請願方法等について説明できる。
- 裁判所において裁判を受ける権利は、民事事件、行政事件、刑事事件においてその機能が異なることについて、理解している。
- 民事訴訟法 312 条・318 条に基づく裁量上告制度の合憲性に関して、裁判所の見解を説明できる。
- 訴訟事件と非訟事件との区別を理解しており、判例では裁判を受ける権利は「純然たる訴訟事件の裁判」とされていることについて説明できる。
- 憲法 17 条により国家賠償請求権を認めたことの意義を、国家観の歴史的変遷を踏まえ理解している。
- 国家賠償法 1 条及び 2 条の意義、要件、機能について充分理解している。
- 郵便法違憲判決について、事案の概要及び判旨を説明できる。
- 憲法 40 条の刑事補償請求権の意義及び刑事補償法の内容を理解している。

(国務請求権・判例)

- 百選 124 事件－純然たる訴訟事件につきなされた強制調停と公開裁判の原則
- 百選 125 事件－旧家事審判法による審判の合憲性
- 百選 126 事件－非事件手続法による過料の裁判の合憲性
- 百選 127 事件－上告理由の制限と裁判を受ける権利
- 百選 128 事件－国家賠償責任の免除・制限と憲法 17 条・郵便法違憲判決
- 百選 129 事件－勾留の基礎となっていない被疑事実の無罪判決と刑事補償
- 百選 130 事件－少年審判手続における不処分決定と刑事補償

(社会権・到達目標)

- 社会国家の理念に基づく社会権保障の意義を踏まえ、憲法 25 条・26 条・27 条・28 条の内容的な規範関係を説明できる。
- 憲法 25 条 1 項と 2 項について、区別説と一体説の主張内容を判例を踏まえて説明できる。
- 生存権の法的性質に関する判例・学説を理解しており、通説とされる抽象的権利説について、現実的な問題点を踏まえて説明できる。
- 憲法 13 条との関係を踏まえ、生存権と環境権の関係、及び、生存権と生命権との関係を理解し説明できる。
- 教育を受ける権利について、子供を主体に考え「学習権」と捉える見解を、旭川学力テスト事件判決を参考にして、説明できる。
- 国民の教育権と国家の教育権に関する議論を、理解して説明できる。
- 学習指導要領の法的性質及び拘束力について、学説や判例を踏まえ理解している。

- 勤労の権利及び勤労の義務の法的性質について、自由国家と社会国家の理念を踏まえ説明できる。
- 勤務条件法定主義の意義及び労働基準法を始めとする労働法についての規定を、理解している。
- 児童の酷使を禁止する規定の意義と効力について説明できる。
- 労働基本権の意義、性質、種類とその限界を理解している。
- 労働組合の統制権と組合員の立候補の自由、及び、労働組合の政治活動と組合員の組合費納入義務について、判例を踏まえ説明できる。
- 公務員の種類により、労働基本権が法律的に制限されていることを理解し説明ができる。
- 公務員の労働基本権について、最高裁の判例が変遷していることを理解し、説明できる。

(社会権・判例)

- 百選 131 事件－生存権の性格・朝日訴訟
- 百選 132 事件－障害福祉年金と児童扶養手当との併給禁止・堀木訴訟
- 百選 133 事件－所得税の課税最低限と生存権・総評サラリーマン税金訴訟
- 百選 134 事件－障害基礎年金の受給資格・学生無年金障害者訴訟
- 百選 135 事件－生活保護基準改定による老齢加算廃止
- 百選 136 事件－教育を受ける権利と教育権・旭川学テ事件
- 百選 137 事件－学習指導要領の拘束力と教育の自由・伝習館高校事件
- 百選 138 事件－障害のある生徒の教育を受ける権利・市立尼崎高校事件
- 百選 139 事件－旧公労法適用下にあった公務員等の労働基本権・全通東京中郵事件
- 百選 140 事件－地方公務員の労働基本権・東京都教組事件
- 百選 141 事件－国家公務員の労働基本権・全農林警職法事件
- 百選 142 事件－公営企業体職員の争議権・全通名古屋中事件
- 百選 143 事件－地方公務員の争議権・岩教組学テ事件
- 百選 144 事件－労働組合の統制権と政治活動の自由
- 百選 145 事件－労働組合の政治活動と組合費納付義務・国労広島地本事件

第 14 回

人身の自由と参政権

(人身の自由・到達目標)

- 人身の自由の意義について、憲法 13 条、憲法 18 条、憲法 31 条以下の各観点を踏まえ、説明できる。
- 国家刑罰権と法律との関係について、法の実体及び手続、法定及び内容の適正のマトリックスを視野に入れ、学説を説明できる。
- 通説である法定適正手続説に従えば、実体の法定として刑法及び手続の法定として刑事訴訟法が必要となり、適正という点から実体の刑法については、罪刑法定主義、明確性、合理性、刑罰の謙抑主義などが要請され、手続の適正については告知と聴聞が必要とされることについて理解している。
- 法定適正手続条項が行政手続に及ぶか否かについて、判例及び学説分布の状況を理解し、私見を展開できる。
- 第三者所有物没収違憲判決について事案の概要及び判旨を説明できる。
- 刑事事件において、逮捕の要件-不法な逮捕からの自由、抑留・拘禁の要件-不法な抑留・拘禁からの自由、令状主義-住居・書類・所持品の不可侵、拷問の禁止-不当な取り調べからの自由を条文に沿って説明できる。

○刑事裁判において、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利、証人尋問権・証人喚問問、弁護人依頼権、自己負罪拒否の特権、自白の効力、事後法の禁止と二重の危険の禁止、残虐刑の禁止について、理解し説明できる。

(人身の自由・判例)

- 百選 107 事件－第三者所有物の没収と告知・聴聞・第三者所有物没収事件
- 百選 108 事件－刑罰法規の不明確性と広範性（広汎性）・福岡県青少年保護育成条例事件
- 百選 109 事件－行政上の不利益処分と適正手続・成田新法事件
- 百選 110 事件－緊急逮捕
- 百選 111 事件－人身保護請求
- 百選 112 事件－GPS 捜査と憲法 35 条
- 百選 113 事件－行政調査権と住居の不可侵
- 百選 114 事件－行政手続と令状主義及び黙秘権・川崎民商事件
- 百選 115 事件－死刑と残虐な刑罰
- 百選 116 事件－迅速な裁判の保障・高田事件
- 百選 117 事件－交通事故の報告義務と黙秘権
- 百選 118 事件－麻薬取扱者の記載義務と自己負罪拒否特権
- 百選 119 事件－犯罪嫌疑者に対する質問調査手続と黙秘権
- 百選 120 事件－接見指定の合憲性
- 百選 121 事件－検察官の上訴と二重の危険
- 百選 122 事件－刑罰と重加算税の併科
- 百選 123 事件－法廷等の秩序維持のための監置決定及び拘束

(参政権・到達目標)

○国民主権・民主主義を前提にした場合、間接民主主義的制度と直接民主主義的制度が憲法の中に混在していることを理解し、その機能評価を行うことができる。

○直接民主主義的制度としては、①最高裁判所裁判官の国民審査（消極説もある）、②憲法改正国民投票、③地方特別法の住民投票を挙げ、それぞれの意義を説明できる。

○選挙、選挙権・被選挙権・公務就任権、有権者、選挙人団・有権者団、投票権（選挙権の行使）の概念定義について理解している。また、「立候補の自由」についての根拠を説明できる。

○選挙権の性質に関する学説について理解し、私見を説明できる。

○選挙における「投票価値の平等」と「地域代表の必要性」についての議論を理解している。

○近代的な選挙制度として、普通選挙・平等選挙・秘密選挙（秘密投票）・直接選挙（直接投票）・自由選挙（任意投票）の意義と概念を、根拠条文を挙げて説明できる。

○投票価値の平等について、衆議院、参議院、地方議会の選挙ごとに、判例の状況を理解している。

○在外国民の選挙権に関する判例、「一人別枠方式の選挙制度」について、判例の事案概要及び判旨を説明できる。

○公職選挙法による選挙制度や選挙運動の制限について、憲法上の観点から問題が投げかけられていることを理解している。

(参政権・判例)

- 百選 146 事件－選挙権・選挙権の本質と選挙の公正
- 百選 147 事件－在外日本国民の選挙権
- 百選 148 事件－議員定数不均衡と選挙の平等

- 百選 149 事件－議員定数不均衡と改正の合理的期間
- 百選 150 事件－参議院における議員定数不均衡
- 百選 151 事件－議員定数不均衡と地方議会の特殊性
- 百選 152 事件－衆議院小選挙区比例代表並立制の合憲性
- 百選 153 事件－一人別枠方式の合憲性
- 百選 154 事件－参議院非拘束名簿式比例代表制の合憲性
- 百選 155 事件－政党による除名処分と比例代表選挙における繰上補充・日本新党繰上補充事件
- 百選 156 事件－選挙期間中の文書活動の制限
- 百選 157 事件－政見放送の削除
- 百選 158 事件－戸別訪問の禁止
- 百選 159 事件－投票の秘密
- 百選 160 事件－連座制

第 15 回

定期試験

試験時間 90 分

持込不可

黒ペン使用

70 点満点

問題形式 【短答式問題】 15 題 (2×15=30 点) + 【判例に関する論文式問題】 2 題 (20×2=40 点)

成績は、平常点 10 点、中間テスト 20 点、定期試験 70 点の 100 点満点で評価する。

出題主旨と評価基準については、採点後に TKC にて報告する。

<教科書>

日笠完治『憲法がわかった [改訂第 2 版]』(法学書院、2021 年判例増補)

芦部信喜・高橋和之補訂『憲法 [第 7 版]』(岩波書店、2019 年)

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選I・II [第 7 版]』(有斐閣、2019 年)

<参考書>

渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗『憲法I 基本権』(日本評論社、2016 年)

科目名	担当者名	配当	期	単位
憲法Ⅱ[後期]	趙 元济/日笠完治	1 必	後期	2

■講義内容■

日本国憲法第3章「国民の権利及び義務」を中心に人権分野の授業を行います。

日本国憲法の究極の目的は、日本に居住する人々に対してその人の幸福を最大限保障することです。換言すれば、すべての人を「個人として尊重」し、「人間としての尊厳」を保障することです。とは言え、個人の尊重あるいは人間の尊厳は、抽象的な概念であって理念とも言うべき性格を持ち、形而上学的ないしは哲学的な説明や掛け声となります。

それはそれなりの価値を持ちますが、憲法は生きた憲法として、我々の国家や社会の中で実効性を持たなければなりません。本講義では、生活の実態に沿った生きた人権論を見ていくこととなります。少し敷衍すれば、個別具体的な人権がいかんして歴史的に確認されたか、それほどのような内容と機能を持っているか、また現代社会においていかなる権利利益が人権として認められるべきなのかという人権の内容と機能の問題となります。

人権として保障されるべき権利利益を中核に、その人権を保有する主体、ないしその人権が侵害された際にいかに救済されるべきかと言う手続的保障、それらについても触れていくこととなります。

法曹志願者としては、人権内容等とともに人権感覚についても研ぎ澄まされる必要があると思います。そういう講義内容としたいと思います。

■シラバス■

<科目のねらい>

人権は国民・個人の立場から主張する権利利益となります。しかし、我々は社会的あるいは国家的生物ですので、社会や国家と言う個人を超越する共同体からの制約の下にあります。この制約を「公共の福祉」と言うとする、本講義の狙いは、「人権」と「公共の福祉」の調和あるいは、適切で妥当な関係の探求と言うこととなります。人権の主張ばかりが過度になっても、また公共の福祉の主張が誇張されても、住みやすい国家社会とはなりません。

人権も公共の福祉も、一面においては規範的抽象的に考察する必要があると同時に、個別具体的な事件・事例において、必要不可欠な情報を正確に把握しそれを根拠としつつ、公平にかつ論理的に分析判断する能力が求められます。

本講義の狙いとしては、人権と公共の福祉の適切な関係を保持すると言う「公平なバランス感覚」の修得も踏まえています。

もちろん、法曹を目指す学生にとって、必要不可欠な知識・情報を身に付けること、問題分析力を練磨すること、合わせ紛争解決能力と表現力をブラッシュアップすることにも留意していきたいと思います。

<到達目標>

憲法学の基本的な人権に関わる分野において、法曹としての基本的な知識・情報を修得すること、ひいては、司法試験の短答式問題に関して、7－8割の正答率を確保できるようにすることを、全体の到達目標としたいと思います。

また、双方向・多方向の授業ですので、法律家と話したときに、知識不足になっているとか、論理が飛躍した主張となっていると言うようなことを感じさせない程度に、口頭表現力も文章表

現力も身に付けられることも、到達目標として意識しておきたいと思います。

＜履修の前提＞

履修の前提としては、「憲法I」及び「憲法III」を履修していること、すなわち単位取得・単位認定していることを求めるものではありません。

学期別に前後して履修しても、あるいは同時履修しても結構ですが、憲法I・憲法II・憲法IIIについて、その関係を充分踏まえて統合的に学修を行い、研鑽を進めるようにしていただきたいと思います。

＜予・復習に要する時間＞

予習に2時間、復習に2時間を基本とします。

授業で扱う判例については、必ず事前に、『憲法判例百選』の「事案の概要」と「判旨」だけは確認してきてください。

復習については、TKCに掲載されている司法試験の過去本番短答式問題で学修効果を確認し、また関係する論文問題についても時間があれば見ておいてください。

＜科目の内容＞

第1回

基本的人権の基礎理論

(基本的人権の基礎理論・到達目標)

○人権の概念定義に関する理解ができ、また、「人権」、「基本的人権」、「権利自由」、「基本権」、「市民権」などの用語の使用につき区別ができる。

○世界的視野における、人権宣言の歴史的展開を理解している。

○自由国家的人権と社会国家的人権の区別及びその歴史的関係を説明できる。

○日本国憲法が保障する人権の類別及び体系化が理解できており、人権の分類によるそれぞれの特徴を説明できる。

○日本国憲法第3章に保障される個別の人権の「規定」を十分に読み込んでいる。

○憲法11条・12条・13条及び憲法97条の規範内容とその関係について、説明できる。

第2回

人権の享有主体性と私人間効力

(人権の享有主体性・到達目標)

○人権史から、人権の概念定義をすることができる。

○日本国憲法を前提に、なぜ「国民」が人権享有主体とされているか理解している。

○人権享有主体について、原則を国籍を有する自然人である日本国民とすると、なぜ例外的に、外国人と法人の人権享有主体性が認められるか、また保障される人権の種類と限界を説明できる。

○憲法12条に、国民の人権保持義務と濫用禁止義務が規定されていること、「公共の福祉」のために用いることが規定されている意味を説明できる。

○判例に従い、外国人の類別を踏まえ、その享有できる人権及びその内容・範囲や程度について説明できる。

○判例・学説に従い、類別される法人を前提に、その享有できる基本権について、その種類・内容及び程度を説明できる。

○憲法上の国民とは異なる特別の地位にある人、例えば天皇、公務員(国会議員・地方議会議員・内閣総理大臣・国務大臣・一般職公務員・裁判官等)、在監者、子ども等について、保障ないし制約される人権について、その種類、内容、範囲、程度を理解している。

(判例)

- 百選 1 事件－マククリーン事件
- 百選 2 事件－指紋押捺制度の合憲性
- 百選 3 事件－外国人の地方参政権
- 百選 4 事件－外国人の公務就任権
- 百選 5 事件－外国人の社会保障・塩見訴訟
- 百選 6 事件－国籍条項の合憲性・台湾住民元日本兵戦死傷者の損失補償請求事件
- 百選 7 事件－戦後保障・韓国人戦争犠牲者補償請求事件
- 百選 8 事件－法人の基本権享有主体性・八幡製鉄事件
- 百選 12 事件－公務員の「政治的行為」と刑罰・猿払事件上告審
- 百選 13 事件－公務員による政党機関紙の配布・堀越事件
- 百選 14 事件－未決拘禁者の閲読の自由・よど号ハイジャック記事抹消事件

(人権の私人間効力・到達目標)

○なぜ人権の私人間効力が問題されるか理解できており、それを踏まえて、現代的な人権の効力範囲について、私見を展開できる。

○人権の私人間効力論に関して、無効力説・直接効力説・間接効力説の主張内容及び相違について、具体例を挙げ、説明できる。

○伝統的な公法・私法の二分論について、一応の理解があり、具体例を挙げその妥当性を検討できる。

○「三菱樹脂事件」「昭和女子大事件」「女子若年定年制事件」について、事案の概要と判旨を説明できる。

(判例)

- 百選 9 事件－私法関係と基本的人権・三菱樹脂事件
- 百選 10 事件－私立大学における学生の自治・昭和女子大事件
- 百選 11 事件－私的団体における女性差別・女子若年定年制事件

第3回

「公共の福祉」と幸福追求権

(「公共の福祉」・到達目標)

○人権に内在する限界(自由国家的制約)は、いかなる観点から導出されるか、具体例とともに理由を付して説明できる。

○人権に対する外在的理由による制約(社会国家的制約)について、具体例を挙げて説明できる。

○人権の制約には、なぜ内在的制約と外在的制約があるのか、その重複の可能性を含めて検討できている。

○人権の限界について、憲法は「公共の福祉」という文言を用いるが、12条・13条・22条1項・29条2項だけに明示される理由とその内容を説明できる。

○人権制約の合憲性判断基準として、学説はいかなる変遷をしたか、理解している。

○人権制約立法について、裁判所はいかなる判断基準を用いており、学説はどのように展開してきているか、理解している。

○比較衡量論(アドホック・バランス)に対して、二重の基準論が主張された意義を理解しており、説明できる。

○人権の制約について、「制約立法の目的の必要性・正当性」と「制約立法の手段の合理性・妥

当性」に分けて、合憲審査すべきことを理解している。

○人権の種類に応じて、その制約立法につき「厳格審査」「中間審査（より厳格な合理性審査）」「緩和な審査（合理性の審査）」で行うという考え方の内容と妥当性を説明できる。

○人権が侵害されたと主張する場合、①主張利益が憲法により保障されている、②国家行為（立法・行政・司法）がその主張利益を制約していることを確認した上で、裁判所は、③その国家行為の正当化審査として、(a)目的の適合性、(b)手段の必要性、(c)制約によって得られる利益が侵害される利益を上まっているかという比例性の審査（比例原則）を行うという「三段審査」を理解している。

（幸福追求権・到達目標）

○憲法 13 条の「個人の尊重」（個人の尊厳）と「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」（幸福追求権・包括的基本権）の理念的・概念的・機能的な区別及びその関係について理解している。

○包括的基本権についての「人格的利益説」と「一般的行為自由説」との内容的区別が説明できる。

○幸福追求権の内容として、プライバシー権、知る権利、アクセス権、環境権、自己決定権、人格権などの新しい人権を取り上げて、説明できる。

○人格的生存権と自己決定権との区別して、その内容や限界について、検討する力を持っている。

○プライバシー権の「私生活領域の保護（放っておいてもらいたい権利・知られたくない権利・個人情報保護請求権）」と、その展開としての「自己情報コントロール権」との内容的な区別と保護のあり方について、説明できる。

○自己決定権の現代的な課題について、判例や具体例を挙げ、保護のあり方について私見を展開できる。

（判例）

□百選 15 事件－幸福追求権

□百選 16 事件－被疑者の写真撮影と肖像権

□百選 17 事件－前科照会回答とプライバシーの権利

□百選 18 事件－講演会参加者のリストの提出とプライバシー侵害

□百選 19 事件－住基ネットの合憲性

□百選 20 事件－車内広告放送と「とらわれの聴衆」

□百選 21 事件－酒類製造免許制と酒を造る自由・どぶろく裁判

□百選 22 事件－校則によるバイク制限

□百選 23 事件－自己決定権と信仰による輸血拒否

□百選 24 事件－空港の騒音公害と人格権

第 4 回

法の下での平等

（法の下での平等・到達目標）

○普遍的平等・形式的平等・実質的平等の理念的概念的区別が説明できる。

○機会の平等・条件の平等・結果の平等の区別が理解できている。

○一般的解釈として、14 条は自由国家的平等（形式的平等）、25 条以下は社会国家的平等（実質的平等）という見解について、理解できている。

○14 条に関し、「形式的平等」は、絶対的平等ではなく「合理的な区別」を認める「相対的平

等」を意味していることについて説明できる。

○14条の「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」という5事項について、その概念区別とともに司法審査基準としての位置付けを理解している。

○貴族制度の禁止、栄典の授与と特権付与の制限、家族生活における両性の平等、教育の機会均等、選挙権・被選挙権の平等について、理解している。

○裁判所は、平等問題を審査するためにいかなる判断基準を採用しているか、目的と手段にと分けて説明できる。

○平等問題は、人権ごとにいかなる基準が採用されるべきか、また、事項ごとにどのように判断すべきか、判例を踏まえて私見を述べることができる。

(判例)

□百選 25 事件－尊属殺重罰と法の下での平等・尊属殺重罰規定判決

□百選 26 事件－届出による国籍の取得と法の下での平等・国籍法違憲判決

□百選 27 事件－嫡出性の有無による法定相続分差別

□百選 28 事件－女性の再婚禁止期間の合憲性

□百選 29 事件－夫婦同氏制の合憲性

□百選 30 事件－同性愛者に対する公共施設宿泊拒否・東京都青年の家事件

□百選 31 事件－所得税の平等・サラリーマン税金訴訟

□百選 32 事件－地域による取扱いの差別と地方自治

第5回

思想・良心の自由と学問の自由・大学の自治

(思想・良心の自由・到達目標)

○思想・良心の概念、その保障の内容・領域・程度について、歴史的意義を踏まえて理解している。

○思想・良心の自由、信教の自由、表現の自由、学問の自由という精神的自由権保障の各規定間における思想・良心の自由の位置づけを説明できる。

○思想・良心の自由は、主張の相手方（公権力・強制加入団体・公的性格を有する団体）、及び、制約の方法（制度目的、救済目的、直接強制、間接強制）によって、さまざまな態様を持つことが理解できている。

○思想・良心の自由は、直接的制約とともに、間接的制約も大きな問題となるが、それぞれ区別して、裁判所での採用すべき違憲審査基準を理解している。

(判例)

□百選 33 事件－良心の自由と謝罪広告の強制

□百選 34 事件－内申書の記載内容と生徒の思想・信条の自由・麴町中学内申書事件

□百選 35 事件－使用者による労働者の政党所属調査と思想の自由

□百選 36 事件－強制加入団体の政治献金と構成員の思想の自由・南九州税理士会政治献金事件

□百選 37 事件－「君が代」起立・斉唱の職務命令と思想・良心の自由

(学問の自由・大学の自治・到達目標)

○学問の自由が保障されるべき理由を、「学説の公定」がいかなる悲劇を生むかを踏まえ、歴史的事実を挙げて説明できる。

○学問と表現の自由との区別を理解し、学問の自由の保護内容が理解できている。

○学問の自由の享有主体について、下級教育機関の教員や大学生などはどのように考えるべきか、判例を踏まえ説明できる。

○大学の自治として、大学のどの機関（理事会、評議会、教授会、学生）に、どの種類や内容またどの程度の保障がなされるべきか説明できる。

○「教科書執筆」につき、それを文部省の検定に付することは、執筆者の学問の自由を侵害するかどうか、判例を踏まえて説明できる。

（判例）

□百選 86 事件－学問の自由と大学の自治・ポポロ事件

□百選 87 事件－教科書検定・第二次家永教科書事件第一審

□百選 88 事件－教科書検定・第一次家永教科書事件上告審

第6回

信教の自由と政教分離

（信教の自由・到達目標）

○信教の自由の意義を、歴史的な宗教弾圧や迫害等の事例を踏まえ、説明できる。

○信教の自由の保障内容を、概念上詳しく述べることができる。

○信教の自由は、対国家的な領域としては刑法との問題があり、また、行政的領域としては、宗教学者の解散、公教育機関での行事や施設等と関係で問題が生じるが、それぞれの課題について憲法審査はいかにあるべきか、判例を踏まえて説明できる。

○信教の自由は、私人間においても保障されるべきか、具体例を挙げ私見を述べることができる。

（判例）

□百選 38 事件－信教の自由と加持祈祷治療

□百選 39 事件－宗教学者の解散命令と信教の自由・宗教学者オウム真理教解散命令事件

□百選 40 事件－教会活動の自由と犯人蔵匿罪

□百選 41 事件－宗教上の理由に基づく「剣道」の不受講

（政教分離原則・到達目標）

○政教分離の目的も踏まえて、政教分離の法的性質が「制度的保障」だとされることを説明できる。

○憲法 20 条・89 条の条文から、政教分離の内容を整理して説明できる。

○裁判所が、政教分離原則違反を審査するとき採用している「目的・効果基準」とは何か、判例に従い説明できる。

○公権力が宗教に関わることは危険視されるが、宗教団体が政治に関わることは、特権を保有できないまでも宗教団体としての自由として認めるべきか否か、憲法的に論ずることができる。

（判例）

□百選 42 事件－神道式地鎮祭と政教分離の原則・地鎮祭事件

□百選 43 事件－信教の自由・政教分離の原則と自衛官の合祀

□百選 44 事件－玉串料としての公金支出と政教分離の原則・愛媛県玉ぐし料訴訟

□百選 45 事件－即位の礼・大嘗祭と政教分離の原則

□百選 46 事件－忠魂碑・慰霊祭と政教分離の原則・箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟

□百選 47 事件－神社敷地としての市有地の無償提供・空知太神社事件

第7回

表現の自由－概説、集会の自由＝内容中立規制、検閲の禁止

（表現の自由概論・集会の自由・結社の自由・到達目標）

○集会の自由・結社の自由・言論の自由・出版の自由の歴史的意義とその保障内容を説明できる。

- 一般に、表現の自由の意義が、①自己実現、②自己統治、③思想の自由市場、④情報による安定的変化と言われるが、その内容について説明できる。
- 集会の自由の保障形態に関して、「パブリック・フォーラム論」、「集団示威運動（デモ行進）」が挙げられるが、その意義を論ずることができる。
- 集会の自由は、公共広場（皇居前広場等）、公共施設（市民会館等）、道路（道交法・公安条例）、地域指定（国会、空港近辺等）等での集会の開催にあたり、さまざまな制約を受けるが、これらについて判例をもとに、合憲性についての検討ができる。
- 集会の自由は場所的なこともあり法令は一般に許可制をとっているが、その許可制の合憲審査基準、及び不許可処分の場合の合憲審査の基準について、説明することができる。
- 結社の自由の意義と保障内容を説明できる。また、消極的結社の自由についても説明できる。
- 結社の種類により、結社条件が法定される場合、結社としての活動が制約される場合、結社の解散が定められる場合などがあるが、具体例を挙げてその合憲性について、憲法判断を行うことができる。
- 言論・出版の自由について、その意義を踏まえ、また憲法の自由権諸規定の中における位置づけを説明できる。
- その他、「一切の表現の自由」を保障している意義と具体例を挙げることができる。
- 検閲の概念とともに、検閲を絶対的禁止としている理由を説明できる。
- 裁判所の出版差止め命令、税関検査、教科書検定は、検閲に該当するか、検討できている。
- 「検閲の禁止」と「事前抑制禁止の法理」の異同について、説明できる。
- 「通信の秘密」の意義を理解している。また、「消極的表現の自由」の意味についても理解している。

（集会の自由・判例）

- 百選 80 事件－集会の自由と公園の使用不許可・皇居前広場事件
- 百選 81 事件－集会の自由と市民会館の使用不許可・泉佐野市民会館事件
- 百選 82 事件－公安条例と集団示威運動・新潟県公安条例事件
- 百選 83 事件－公安条例の明確性・徳島市公安条例事件
- 百選 84 事件－条例の広汎性・広島市暴走族追放条例事件
- 百選 85 事件－道交法による集団行進の規制

（結社の自由・判例）

- 百選 39 事件－宗教法人の解散命令と信教の自由・宗教法人オウム真理教解散命令事件
（表現の自由・内容中立規制・判例）
- 百選 55 事件－屋外広告物条例と表現の自由
- 百選 56 事件－立看板と表現の自由
- 百選 57 事件－駅構内でのビラ配布と表現の自由
- 百選 58 事件－集合住宅へのビラ投函と表現の自由
- 百選 59 事件－電話の傍聴と通信の秘密

（検閲・判例）

- 百選 68 事件－名誉棄損と事前差し止め・「北方ジャーナル」事件
- 百選 69 事件－輸入書籍・図画等の税関検査
- 百選 70 事件－公立図書館の蔵書と著作者の表現の自由
- 百選 86 事件－学問の自由と大学の自治・ポポロ事件
- 百選 87 事件－教科書検定・第2次家永教科書事件第一審

□百選 88 事件－教科書検定・第 1 次家永教科書検定上告審

第 8 回

中間テスト

試験時間 100 分

持込不可

黒ペン使用

問題形式 【短答式問題】 10 題 (1×10=10 点) + 【判例に関する論文式問題】 2 題 (5×2=10 点)

第 9 回

表現の自由 内容規制＝プライバシー・名誉

(プライバシー・名誉、到達目標)

○表現の自由の「内容規制＝内在的制約」としては、「わいせつな性表現」「犯罪を構成する表現」「違法行為の煽動」「名誉毀損」「プライバシー侵害」「ヘイトスピーチ」等があるが、それぞれの制約される表現内容についての概念定義ができ、その妥当性について説明できる。

○わいせつについては、「チャタレイ」事件、「悪徳の栄え」事件、「四畳半襖の下張り」事件の概要と判決内容を説明できる。

○プライバシーについては、「宴のあと」事件、ノンフィクション「逆転」事件、「石に泳ぐ魚」事件の概要と判決内容を説明できる。

○名誉については、「夕刊和歌山時事」事件、「月刊ペン」事件、「公正な論評の法理」、「長良川事件報道訴訟」の事案の概要と判決内容を理解して説明できる。

○私人間における表現の自由（「芸術の自由」）と「プライバシー・名誉」との衝突については、単なる比較衡量の他に、それを発展させた「定義的衡量」で検討できる。

(表現の自由の内容規制・判例)

□百選 48 事件－犯罪の煽動と表現の自由

□百選 49 事件－破壊活動防止法のせん動罪と表現の自由

□百選 50 事件－「有害図書」指定と表現の自由・岐阜県青少年保護育成条例事件

□百選 51 事件－わいせつ文書の頒布禁止と表現の自由・「チャタレー」事件

□百選 52 事件－わいせつ概念・「悪徳の栄え」事件

□百選 53 事件－わいせつ概念の再構築・「四畳半襖の下張り」事件

□百選 54 事件－営利的な広告の自由の制限

□百選 60 事件－プライバシーと表現の自由・「宴のあと」事件

□百選 61 事件－ノンフィクションと前科の公表・「ノンフィクション『逆転』」事件

□百選 62 事件－プライバシー侵害と表現の自由・「石に泳ぐ魚」事件

□百選 63 事件－ウェブサイトの検索結果の提供とプライバシー

□百選 64 事件－言論の自由と名誉棄損における真実性の証明・「夕刊和歌山時事」事件

□百選 65 事件－名誉棄損と「公共ノ利害ニ関スル事実」・「月刊ペン」事件

□百選 66 事件－公正な論評の法理

□百選 67 事件－少年事件の推知報道・長良川事件報道訴訟

第 10 回

表現の自由 報道の自由、知る権利・情報公開と個人情報保護

(報道の自由・到達目標)

○知る権利を起点に、情報権について考えたときに、「情報収集権」「情報提供権」「情報受領

権」が類別想定できるが、それぞれの内容と限界について理解している。

- アクセス権・反論権について、「産経新聞反論権事件」の判決を踏まえて、説明できる。
- 報道機関の裁判所に関する情報収集について、「法廷における写真撮影制限事件」、「法定メモ採取・レペタ事件」を踏まえて、裁判所の考え方を説明できる。
- 「適正迅速な捜査」や「公正な裁判」のために、報道機関が受ける制約あるいは限界について、「博多駅事件」「TBS事件」などの判例を取り上げ説明できる。
- 「取材源の秘匿」について、「外務省秘密電文漏洩事件（西山事件）」「石井記者事件」を挙げて、守秘義務及び証言拒絶権との関係を踏まえて、その妥当性を吟味することができる。
- 選挙の報道規制と「公正な選挙」について、具体例を挙げて、私見を展開できる。
- 「少年事件の推知報道・長良川事件報道訴訟」の事案概要を説明し、報道機関の使命と少年保護の関係について、私見を展開できる。
- 放送の自由、インターネットの自由について、現代社会で発生しているそれに関わる諸問題につき、憲法学的に検討することができる。

（報道の自由・判例）

- 百選 71 事件－取材源の秘匿と表現の自由
 - 百選 72 事件－傍聴人のメモ制限と情報収集の自由・レペタ事件
 - 百選 73 事件－取材フィルムの提出命令と取材の自由・博多駅事件
 - 百選 74 事件－放送済み取材ビデオテープの押収と取材の自由・TBS ビデオテープ押収事件
 - 百選 75 事件－国家秘密と取材の自由・外務省秘密電文漏洩事件
 - 百選 76 事件－意見広告と反論掲載請求権・産経新聞事件
 - 百選 67 事件－少年事件の推知報道・長良川事件報道訴訟
- （知る権利・情報公開・個人情報保護・達成目標）
- 表現の自由から「知る権利」への展開とその意義について、説明できる。
 - 情報公開と個人情報保護の関係について、情報公開法と個人情報保護法を踏まえ、その関係概要を説明できる。

（知る権利・情報公開・個人情報保護・判例＝幸福追求権との関連も踏まえて）

- 百選 16 事件－被疑者の写真撮影と肖像権
- 百選 17 事件－前科照会回答とプライバシーの権利
- 百選 18 事件－講演会参加者リストの提出とプライバシー侵害
- 百選 19 事件－住基ネットの合憲性
- 百選 78 事件－情報公開と知る権利
- 百選 79 事件－情報公開と個人情報の本人開示・レセプト情報公開請求事件

第 11 回

経済的自由権・職業選択の自由

（職業選択の自由・到達目標）

- 経済的自由権及び精神的自由権について、具体的権利とともに、権利としての性質上の異同を説明できる。
- 居住・移転の自由の意義に関する伝統的な解釈と現代社会における解釈について、その異同を説明できる。
- 市町村長は、転入届を受理しないことができるかどうか、「転入届受理拒否事件」判決をもとに、検討できる。
- 外国移住・国籍離脱の自由に制限を付することは、憲法上可能かどうか、場合分けをして検

討できる。

- 海外渡航の自由について、国民の場合と外国人の場合を分けて、具体的に検討できる。
- 薬局事件判決において、「職業」の定義をどのようにしているか、説明できる。
- 職業選択ないし職業活動に関する規制手段として、代表的なものを説明できる。
- 職業選択の自由の保障内容を理解し、職業遂行の自由ないし「営業の自由」が包含されるかどうか、説明できる。
- 職業選択の自由に関する制約立法の目的について、消極的・警察的規制目的と積極的・政策的規制目的とを区別して、具体例を挙げて説明できる。
- 職業選択の自由規制立法に関する違憲審査の判断枠組みと判断基準を説明できる。

(判例)

- 百選 89 事件－公衆浴場の適正配置規制
- 百選 90 事件－タクシー事業の免許制・白タク営業時間
- 百選 91 事件－社会経済政策としてなされる営業規制・小売市場事件
- 百選 92 事件－薬事法違憲判決
- 百選 93 事件－生糸の輸入制限と経済活動の自由・西陣ネクタイ事件
- 百選 94 事件－酒類販売の免許制
- 百選 95 事件－司法書士法の資格制

第 12 回

財産権の保障

(財産権の保障・到達目標)

- 憲法 29 条 1 項から 3 項までの規定はどのように関連づけて解釈すべき、「第 1 項原則説」と「第 2 項原則説」の二つ考え方を説明し、私見を述べることができる。
- 憲法が保障する「既得権」及び「私有財産制」の解釈内容について、理解している。
- 森林法違憲判決事件の概要と判旨を理解し、採用されている違憲審査基準を説明できる。
- 法律事項であるにもかかわらず、条例で財産権を制約できる場合の条件を説明できる。
- 「公共のために」といった場合、公用収用・公用制限が念頭に浮かぶが、補償を必要とする個人的な犠牲（特別犠牲）と評価される要件について説明できる。
- 「正当な補償」とは、どのような補償なるか、判例を挙げて説明できる。
- 河川附近地制限令事件判決は、29 条 3 項をいかなる規定と解釈したか、その理由を含めて説明できる。
- 農地改革事件における正当な補償はなぜ完全補償ではなかったのか、また、収用後農地に利用されなかった場合、どのように管理・処分されたか理解している。
- 事後法によって、財産権の内容を変更することは可能か、理由と条件を含めて説明できる。
- 予防接種禍事件において、なぜ 29 条 3 項が利用されたか説明できる。

(財産権・判例)

- 百選 96 事件－共有林の分割制限と財産権の保障・森林法共有林事件
- 百選 97 事件－証券取引法 164 条 1 項の合憲性
- 百選 98 事件－条例による財産権の制限・奈良県ため池条例事件
- 百選 99 事件－事後法による財産権の内容変更の合憲性
- 百選 100 事件－正当な補償・農地改革事件
- 百選 101 事件－土地収用法による補償の額
- 百選 102 事件－補償の要否と直接憲法に基づく補償請求・河川附近地制限令事件

- 百選 103 事件—予防接種事故と補償請求
- 百選 104 事件—自然公園内にある財産権と損失補償
- 百選 105 事件—海外渡航の自由と旅券発給の拒否・帆足計事件
- 百選 106 事件—暴力団員への住宅明け渡し請求を認める条例の合憲性

第 13 回

国務請求権と社会権

(国務請求権・到達目標)

- 憲法に保障される国務請求権(受益権)について、その権利と根拠条文及び内容を説明できる。
- 請願権の参政権的意義を踏まえ、請願法の規定に従って、請願先・請願方法等について説明できる。
- 裁判所において裁判を受ける権利は、民事事件、行政事件、刑事事件においてその機能が異なることについて、理解している。
- 民事訴訟法 312 条・318 条に基づく裁量上告制度の合憲性に関して、裁判所の見解を説明できる。
- 訴訟事件と非訟事件との区別を理解しており、判例では裁判を受ける権利は「純然たる訴訟事件の裁判」とされていることについて説明できる。
- 憲法 17 条により国家賠償請求権を認めたことの意義を、国家観の歴史的変遷を踏まえ理解している。
- 国家賠償法 1 条及び 2 条の意義、要件、機能について充分理解している。
- 郵便法違憲判決について、事案の概要及び判旨を説明できる。
- 憲法 40 条の刑事補償請求権の意義及び刑事補償法の内容を理解している。

(国務請求権・判例)

- 百選 124 事件—純然たる訴訟事件につきなされた強制調停と公開裁判の原則
- 百選 125 事件—旧家事審判法による審判の合憲性
- 百選 126 事件—非事件手続法による過料の裁判の合憲性
- 百選 127 事件—上告理由の制限と裁判を受ける権利
- 百選 128 事件—国家賠償責任の免除・制限と憲法 17 条・郵便法違憲判決
- 百選 129 事件—勾留の基礎となっていない被疑事実の無罪判決と刑事補償
- 百選 130 事件—少年審判手続における不処分決定と刑事補償

(社会権・到達目標)

- 社会国家の理念に基づく社会権保障の意義を踏まえ、憲法 25 条・26 条・27 条・28 条の内容的な規範関係を説明できる。
- 憲法 25 条 1 項と 2 項について、区別説と一体説の主張内容を判例を踏まえて説明できる。
- 生存権の法的性質に関する判例・学説を理解しており、通説とされる抽象的権利説について、現実的な問題点を踏まえて説明できる。
- 憲法 13 条との関係を踏まえ、生存権と環境権の関係、及び、生存権と生命権との関係を理解し説明できる。
- 教育を受ける権利について、子供を主体に考え「学習権」と捉える見解を、旭川学力テスト事件判決を参考にして、説明できる。
- 国民の教育権と国家の教育権に関する議論を、理解して説明できる。
- 学習指導要領の法的性質及び拘束力について、学説や判例を踏まえ理解している。
- 勤労の権利及び勤労の義務の法的性質について、自由国家と社会国家の理念を踏まえ説明でき

る。

- 勤務条件法定主義の意義及び労働基準法を始めとする労働法についての規定を、理解している。
- 児童の酷使を禁止する規定の意義と効力について説明できる。
- 労働基本権の意義、性質、種類とその限界を理解している。
- 労働組合の統制権と組合員の立候補の自由、及び、労働組合の政治活動と組合員の組合費納入義務について、判例を踏まえ説明できる。
- 公務員の種類により、労働基本権が法律的に制限されていることを理解し説明ができる。
- 公務員の労働基本権について、最高裁の判例が変遷していることを理解し、説明できる。

(社会権・判例)

- 百選 131 事件－生存権の性格・朝日訴訟
- 百選 132 事件－障害福祉年金と児童扶養手当との併給禁止・堀木訴訟
- 百選 133 事件－所得税の課税最低限と生存権・総評サラリーマン税金訴訟
- 百選 134 事件－障害基礎年金の受給資格・学生無年金障害者訴訟
- 百選 135 事件－生活保護基準改定による老齢加算廃止
- 百選 136 事件－教育を受ける権利と教育権・旭川学テ事件
- 百選 137 事件－学習指導要領の拘束力と教育の自由・伝習館高校事件
- 百選 138 事件－障害のある生徒の教育を受ける権利・市立尼崎高校事件
- 百選 139 事件－旧公労法適用下にあった公務員等の労働基本権・全通東京中郵事件
- 百選 140 事件－地方公務員の労働基本権・東京都教組事件
- 百選 141 事件－国家公務員の労働基本権・全農林警職法事件
- 百選 142 事件－公営企業体職員の争議権・全通名古屋中事件
- 百選 143 事件－地方公務員の争議権・岩教組学テ事件
- 百選 144 事件－労働組合の統制権と政治活動の自由
- 百選 145 事件－労働組合の政治活動と組合費納付義務・国労広島地本事件

第 14 回

人身の自由と参政権

(人身の自由・到達目標)

- 人身の自由の意義について、憲法 13 条、憲法 18 条、憲法 31 条以下の各観点を踏まえ、説明できる。
- 国家刑罰権と法律との関係について、法の実体及び手続、法定及び内容の適正のマトリックスを視野に入れ、学説を説明できる。
- 通説である法定適正手続説に従えば、実体の法定として刑法及び手続の法定として刑事訴訟法が必要となり、適正という点から実体の刑法については、罪刑法定主義、明確性、合理性、刑罰の謙抑主義などが要請され、手続の適正については告知と聴聞が必要とされることについて理解している。
- 法定適正手続条項が行政手続に及ぶか否かについて、判例及び学説分布の状況を理解し、私見を展開できる。
- 第三者所有物没収違憲判決について事案の概要及び判旨を説明できる。
- 刑事事件において、逮捕の要件-不法な逮捕からの自由、抑留・拘禁の要件-不法な抑留・拘禁からの自由、令状主義-住居・書類・所持品の不可侵、拷問の禁止-不当な取り調べからの自由を条文に沿って説明できる。
- 刑事裁判において、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利、証人尋問権・証人喚問間、

弁護人依頼権、自己負罪拒否の特権、自白の効力、事後法の禁止と二重の危険の禁止、残虐刑の禁止について、理解し説明できる。

(人身の自由・判例)

- 百選 107 事件－第三者所有物の没収と告知・聴聞・第三者所有物没収事件
- 百選 108 事件－刑罰法規の不明確性と広範性（広汎性）・福岡県青少年保護育成条例事件
- 百選 109 事件－行政上の不利益処分と適正手続・成田新法事件
- 百選 110 事件－緊急逮捕
- 百選 111 事件－人身保護請求
- 百選 112 事件－GPS 捜査と憲法 35 条
- 百選 113 事件－行政調査権と住居の不可侵
- 百選 114 事件－行政手続と令状主義及び黙秘権・川崎民商事件
- 百選 115 事件－死刑と残虐な刑罰
- 百選 116 事件－迅速な裁判の保障・高田事件
- 百選 117 事件－交通事故の報告義務と黙秘権
- 百選 118 事件－麻薬取扱者の記載義務と自己負罪拒否特権
- 百選 119 事件－犯罪嫌疑人に対する質問調査手続と黙秘権
- 百選 120 事件－接見指定の合憲性
- 百選 121 事件－検察官の上訴と二重の危険
- 百選 122 事件－刑罰と重加算税の併科
- 百選 123 事件－法廷等の秩序維持のための監置決定及び拘束

(参政権・到達目標)

- 国民主権・民主主義を前提にした場合、間接民主主義的制度と直接民主主義的制度が憲法の中に混在していることを理解し、その機能評価を行うことができる。
- 直接民主主義的制度としては、①最高裁判所裁判官の国民審査（消極説もある）、②憲法改正国民投票、③地方特別法の住民投票を挙げ、それぞれの意義を説明できる。
- 選挙、選挙権・被選挙権・公務就任権、有権者、選挙人団・有権者団、投票権（選挙権の行使）の概念定義について理解している。また、「立候補の自由」についての根拠を説明できる。
- 選挙権の性質に関する学説について理解し、私見を説明できる。
- 選挙における「投票価値の平等」と「地域代表の必要性」についての議論を理解している。
- 近代的な選挙制度として、普通選挙・平等選挙・秘密選挙（秘密投票）・直接選挙（直接投票）・自由選挙（任意投票）の意義と概念を、根拠条文を挙げて説明できる。
- 投票価値の平等について、衆議院、参議院、地方議会の選挙ごとに、判例の状況を理解している。
- 在外国民の選挙権に関する判例、「一人別枠方式の選挙制度」について、判例の事案概要及び判旨を説明できる。
- 公職選挙法による選挙制度や選挙運動の制限について、憲法上の観点から問題が投げかけられていることを理解している。

(参政権・判例)

- 百選 146 事件－選挙権・選挙権の本質と選挙の公正
- 百選 147 事件－在外日本国民の選挙権
- 百選 148 事件－議員定数不均衡と選挙の平等
- 百選 149 事件－議員定数不均衡と改正の合理的期間

- 百選 150 事件－参議院における議員定数不均衡
- 百選 151 事件－議員定数不均衡と地方議会の特殊性
- 百選 152 事件－衆議院小選挙区比例代表並立制の合憲性
- 百選 153 事件－一人別枠方式の合憲性
- 百選 154 事件－参議院非拘束名簿式比例代表制の合憲性
- 百選 155 事件－政党による除名処分と比例代表選挙における繰上補充・日本新党繰上補充事件
- 百選 156 事件－挙期間中の文書活動の制限
- 百選 157 事件－政見放送の削除
- 百選 158 事件－戸別訪問の禁止
- 百選 159 事件－投票の秘密
- 百選 160 事件－連座制

第 15 回

定期試験

試験時間 90 分

持込不可

黒ペン使用

70 点満点

問題形式 【短答式問題】 15 題 (2×15=30 点) + 【判例に関する論文式問題】 2 題 (20×2=40 点)

成績は、平常点 10 点、中間テスト 20 点、定期試験 70 点の 100 点満点で評価する。

出題主旨と評価基準については、採点後に TKC にて報告する。

<教科書>

日笠完治『憲法がわかった [改訂第 2 版]』(法学書院、2021 年判例増補)

芦部信喜・高橋和之補訂『憲法 [第 7 版]』(岩波書店、2019 年)

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選 I・II [第 7 版]』(有斐閣、2019 年)

<参考書>

渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗『憲法 I 基本権』(日本評論社、2016 年)

科目名	担当者名	配当	期	単位
憲法Ⅲ[前期]	趙 元济/日笠完治	1 必	前期	2

■講義内容■

憲法I（憲法原理・統治機構）の授業において、司法について条文を中心にした導入学修をしたが、本授業においては、法の支配・司法権の独立から日本国憲法における違憲立法審査権（司法審査権・違憲審査権）の制度・内容・運用・機能等について理解を深め、憲法訴訟全般に関する重要論点について教授する。

憲法訴訟とは、憲法上の論点を含む行政事件、刑事事件、民事事件をいう。日本国憲法における違憲立法審査権が付随的違憲審査権あることを踏まえ、まず、訴えの提起に必要な理論的要件を講義する。その上で、実際の訴訟提起の方法・仕方を、各法の根拠条文を踏まえて検討する。次に、憲法訴訟の大きな論点となる人権に関する学修を進めるために、二重の基準論及び私人間の人権の効力という憲法価値や効力範囲に関する論点を検討する。その上で、憲法判断の方法を学ぶ。詳しくは下記の各回授業内容を参照してほしい。さらに、アメリカ型の司法判断基準としての三区説、ドイツ型の三段階説を学ぶ。これらの理論を概念的に学ぶと言うだけでなく、具体的な紛争事件を処理・審査する際に、いかなる論証アルゴリズムになるかということ踏まえて検討していきたい。

憲法訴訟の最終段階においては、合憲判断だけでなく、法令違憲、適用違憲（運用違憲）、処分違憲という違憲判決の結論を出すこともある。判決の種類としては、他に様々なバリエーションが存在し、またその判決の効力をどのように捉えるべきかという点についても触れる。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義のねらいについて、憲法Ⅱ(基本的人権)では様々な判例を見てきており、事案の概要及び判旨に焦点を合わせて学修した。ここでは、判決に至るまでの訴訟理論的な背景となる論点について、詳しく論ずることができなかった。その点で、憲法訴訟の広範な手続的ないし過程的な論点について理解を深めると同時に、具体的に判決にかかわる重要点について学修することを主目的とする。

事案解決型問題演習についての授業は、憲法特別演習で行うことになるが、その前提となる憲法訴訟理論を全体的に理解して身に付けることを本講義のねらいとしている。

<到達目標>

授業ごとの到達目標は、シラバス下部の授業内容に個別具体的に示している。

全体的には、事案解決型演習において、自らの見解を憲法論的に詳論する前提となる憲法訴訟の基礎を修得することを、到達目標とする。

<履修の前提>

憲法I、憲法Ⅱの授業を、事前に履修していることが望ましいが、ある程度の基礎的な知識があるならば、同時並行的な履修を行うことも可能であると思う。各自の判断に任せる。

<予・復習に要する時間>

予習に1.5時間、復習に1.5時間程度を基本とする。

復習にあたっては、憲法Ⅱで扱う判例との関連を意識することが大切である。

<科目の内容>

第1回

立憲主義・法の支配・最高法規性・司法権・違憲立法審査権

(到達目標)

○憲法 76 条 1 項の定める「司法権」の意味ないし定義について、権力分立の観点から説明でき、また「法律上の争訟」の概念と関連付けて説明できる。

○権力分立との関係を背景に、司法権の限界について理解し説明できる。

○裁判所ないし最高裁判所の構成と権能について、憲法条文及び裁判所法等を踏まえて、理解している。

○禁止される「特別裁判所」について、概念定義を踏まえその意義を説明できる。

○「主観訴訟」「客観訴訟」について、定義及び具体的な訴訟方法を説明できる。

○裁判員制度の合憲性に関する裁判所の見解を理解している。

○「裁判の公開」の意義を踏まえ、犯罪被疑者及び犯罪被害者の保護について、検討している。

○司法権の限界について、判例を取り上げて説明できる。

○司法権の独立及び裁判官の職権の独立について、説明できる。

○裁判官の身分保障及び最高裁判所裁判官の国民審査について、説明できる。

○下級裁判所裁判官の任命と再任制度について、その意味を理解し説明できる。

○裁判官が享有できる人権とその限界について、判例を踏まえ検討できる。

(判例)

□百選 175 事件－裁判員制度の合憲性

□百選 176 事件－裁判官の良心

□百選 177 事件－裁判官の政治運動・寺西事件

□百選 178 事件－最高裁判所裁判官の国民審査

□百選 179 事件－裁判官弾劾

□百選 180 事件－立法手続と司法審査

□百選 181 事件－地方議会議員の懲罰と司法審査

□百選 182 事件－国立大学の内部問題と司法審査

□百選 183 事件－政党の内部自治と司法審査

□百選 184 事件－宗教上の教義に関する紛争と司法審査・「板まんだら」事件

□百選 185 事件－宗教法人の代表役員の地位をめぐる紛争と司法審査

□百選 186 事件－裁判公開と犯罪被害者の保護

第2回

憲法訴訟および違憲審査権

(到達目標)

○憲法第 10 章に規定される 97 条、98 条、99 条の意味を理解し、憲法 81 条との理論的な関係を説明できる。

○憲法訴訟の概念定義を理解し、行政訴訟、民事訴訟、刑事訴訟における憲法的論点の抽出の意味を理解している。

○違憲審査制に関して、ドイツ型の抽象的違憲審査制（抽象的規範統制・具体的規範統制・憲法異議）とアメリカ型の付随的違憲審査制の基本的仕組みと特質について説明できる。

○憲法 81 条の定める違憲審査制が、判例・通説において付随的違憲審査制を意味すると解釈される理由を説明できる。

○下級裁判所による違憲審査権の行使が憲法上認められるか否かについて、判例を踏まえて、

説明することができる。

○違憲審査権の明文の対象が「一切の法律、命令、規則又は処分」とされるが、それぞれの概念を説明できる。

○81条の違憲審査の対象として明示されていない「条約」「条例」「立法の不作为」「国及び地方公共団体の私法上の行為」などが、違憲審査の対象となるか否かについて、判例を踏まえて説明できる。

○司法積極主義（憲法判断積極主義）と司法消極主義（憲法判断消極主義）、違憲判断積極主義と違憲判断消極主義に関する学問的な議論を理解できている。

○司法消極主義は、一般に「憲法判断回避のルール」といわれるが、アメリカのアシュワンダー事件判決におけるブランダイス判事の意見を理解している。

（判例）

□百選 187 事件－違憲立法審査権の性格・警察予備隊違憲訴訟

□百選 188 事件－違憲の争点を提起しうる当事者適格・選挙無効訴訟

□百選 189 事件－違憲審査の対象

□百選 190 事件－統治行為・苫米地事件

□百選 191 事件－立法の不作为に対する違憲訴訟(1)・在宅投票制度廃止事件上告審

□百選 192 事件－立法の不作为に対する違憲訴訟(2)・ハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決

第3回

訴えの提起

（到達目標）

○違憲主張の適格性は、「訴訟要件」と「訴えの利益」が必要であることの意味を説明できる。

○憲法訴訟提起の形式的要件として、つまり「司法判断適合性」として、①事件性、②当事者適格、③訴えの利益、④成熟性が挙げられることの意味を理解している。

○「事件性」について、憲法76条及び裁判所法3条の規定の意味とその関係を説明できる。

○事件性と客観訴訟すなわち①民衆訴訟（選挙訴訟・住民訴訟）、②機関訴訟（職務執行命令訴訟）との関係において、事件性の要件緩和がなぜ生じているかを理解している。

○「当事者適格」については、①自己の権利・利益についての救済を求めること、②当該事件・訴訟の処理に必要な争点を主張していること、③適切な救済手段を尽くしていること、という基本的要件が理解できている。

○当事者適格として、「第三者の憲法上の権利を主張する適格性」について、判例を踏まえて説明できる。

○「過度の広汎性ゆえに無効」の法理の適用について、当事者適格を厳格に解釈しなければならないことが説明できる。

○「訴えの利益」は、民事訴訟においては当事者の当該請求内容が紛争解決に必要かつ適切であるか否か、行政訴訟においては当該処分を取消す現実の必要性があるかないかと言う点に立ち、「法律上保護された利益」あるいは「法律上保護に値する利益」を説明できる。また、事実上の損害に拡張できるか否か、検討できる。

○基本権侵害や立法の不作为のみならず、憲法上の原理原則・諸制度についての違反を、訴えの利益として評価できるか否かについて検討できる。

○行政訴訟における「事件性の要件」を踏まえ、「成熟性の法理」の意味と機能を理解している。

○成熟性の法理と事前差止めの制度との関係について、理解している。

(判例)

- 百選 107 事件－第三者所有物の没収と告知・聴聞・第三者所有物没収事件
- 百選 165 事件－自衛力・戦力・平和的生存権・長沼事件 1 審

第 4 回

憲法訴訟の提起の方法

(到達目標)

○行政訴訟の類型としては、「抗告訴訟」「当事者訴訟」「民衆訴訟」「機関訴訟」をおさえ、民事訴訟としては「確認訴訟」「給付訴訟」及び「形成訴訟」の類型があることを理解している。

○主な憲法訴訟として提起される訴訟には、①取消訴訟、②民衆訴訟、③損害賠償請求訴訟、④不作為違法確認の訴え、⑤義務付けの訴え、⑥差止めの訴えがあることを、根拠条文とともに理解している。

○取消訴訟の判例として、精神的自由、経済的自由、社会権、幸福追求権に関する重要な判例を理解している。

○民衆訴訟の代表例である「選挙訴訟と議員定数不均衡訴訟」と「住民訴訟と政教分離原則違反訴訟」について、具体的な判例とともに、その内容を説明できる。

○損害賠償請求訴訟としては、国家賠償法(1条・2条)に基づく訴訟と民法(不法行為・債務不履行)に基づく訴訟があることを理解している。

○損害賠償請求訴訟は、過去の損害及び将来発生するであろう損害にとどまらず、名目的損害賠償あるいは訴訟提起の方法がない時にも利用されることを理解している。

○立法の不作為に関する訴訟提起の方法は、法律に個別具体的な例(地方自治法 242 条の 2 第 1 項など)がない限り、一般的には国家賠償法 1 条 1 項を根拠に行うことになることを理解している。

○立法の不作為訴訟に関しては、在宅投票制度廃止事件、在外日本人選挙制限規定違憲事件判決およびハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決を例に取り、裁判所の判決動向を説明できる。

○義務付け訴訟判決を認めることが行政権の第一次判断権を侵害するか否かについて検討している。

○行政法上の差止請求が、選挙権の執行差止、環境訴訟における差止め、憲法 9 条関係訴訟における差止めとして、利用できるか否か検討できる。

(判例)

- 百選 191 事件－立法の不作為に対する違憲訴訟(1)・在宅投票制度廃止事件上告審
- 百選 193 事件－法令の合憲解釈・東京都教組事件

□訴訟提起についての確認判決－皇居外苑使用申請、成田新法事件、教科書検定事件。輸入禁制品事件、宗教上の理由による体育授業拒否事件、薬局法事件、公衆浴場法事件、朝日訴訟、堀木訴訟、牧野訴訟、長沼ナイキ事件、サラリーマン税金訴訟、在外日本国民の選挙権事件など。

第 5 回

憲法訴訟の実体論

(到達目標)

[二重の基準論]

○憲法価値には序列があることを念頭に、表現の自由の優越的地位について、その内容を説明できる。

○二重の基準論に関する留意点、例えば、①二重とは精神的自由の制限立法と経済的自由の制限立法の間におけることであり、人身の自由とか社会権には関係ないこと、また②司法審査の厳格

度の違いを言っているのであり、ここから審査基準が具体的に出てくるわけではないことなど、につき十分な理解を持っている。

○例えば、産経新聞反論権事件、北方ジャーナル事件、未決拘禁者の新聞閲読の自由制限事件判決等での取上げ方、小売市場事件・薬事法事件判決での判決表現を理解している。

[人権の私人間効力論]

○私人間において、憲法上の価値を反映・保持する基準をどのように定めるべきか、裁判所の判断を踏まえ、私見を述べることができる。

○国や地方公共団体が当事者とならない私人間紛争については、裁判所はいかなる判断をすべきか、三菱樹脂判決を挙げて検討できる。

○昭和女子大事件、女子若年定年制事件、及び産経新聞意見広告事件を例に取り上げて、表現の自由及び憲法 14 条の平等権に基づき、憲法価値の具体的実現をいかにすべきか、私見を述べることができる。

○小説家とモデルとの間の表現の自由とプライバシーに関する問題について、私人間の問題として判例を挙げて、いかに説明できるか、理解している。

○国等が私人間の関係について法律などを制定して、何らかの関わり合いを持っている場合において、憲法価値はどのように反映実現されるべきか、森林法共有林分割制限違憲判決、非嫡出子相続分違憲判決を例に取り説明できる。

○第三者効力に関して通説とされる間接効力説とアメリカのステイト・アクションの法理の意義と異同を理解している。

(判例)

□百選 91 事件—小売市場判決

□百選 92 事件—薬事法判決

□百選 52 事件—「悪徳の栄え」事件、田中二郎反対意見

□百選 9 事件—三菱樹脂事件

□百選 10 事件—昭和女子大学事件

□百選 11 事件—女子若年定年制事件

□百選 76 事件—産経新聞広告反論事件

□百選 62 事件—「石に泳ぐ魚」事件

第 6 回

憲法判断の方法(1)

(到達目標)

[公共の福祉論]

○憲法 12 条・13 条・ 22 条 1 項・ 29 条 2 項に規定される「公共の福祉」についての解釈学説の状況を理解している。

○判例は、戦後初期「単純な三段論法」のもと、一般的な人権制約原理として「公共の福祉」としてその内容を吟味していなかったが、その後判例の展開としては「必要かつ合理的な制限」と言い、さらに「国民生活全体の利益」と言うようにその内容について吟味する傾向になったことをどのように評価するか、私見を展開できる。

○学説としては、一般的外在制約説、内在・外在二元的制約説、さらに、一元的内在制約説として展開したことを理解している。

○有力説としては、自由国家的公共の福祉と社会国家的公共の福祉の区別が行われるようになったが、自由国家的制約は必要最小限、社会国家的制約は必要な限度というにとどまり、違憲

審査基準としての具体性を欠いていたため、違憲審査基準論の展開へとつながったことを理解している。

[合憲性推定の原則]

○合憲性推定の原則は、国民主権・民主主義を背景に、憲法 41 条が根拠にあり、同条文と憲法 81 条とが緊張関係を持っていることを説明できる。

○合憲性推定の原則は一般的な理論であり、立法の合理性に疑念が生じたときには、その疑念の程度に応じて、排除されたり、裁判所として定立する審査基準が適用されることを理解している。

○合憲性推定の原則と立法裁量論との関係また合憲限定解釈の手法との関係について説明できる。

○人権の価値や原則を重視して、逆に「違憲性の推定」と言うことについての議論を理解している。

[文面審査と適用審査]

○文面審査の概念定義とその機能について、理解をしている。

○文面審査の過程において、違憲の疑いが生じたときには、裁判所としては合憲限定解釈を行うことになることを説明できる。

○文面審査は、明確性の基準、すなわち、「漠然性ゆえに無効の法理」、「過度の広汎性ゆえに無効の法理」を基準として行うことを理解している。

○当該事件に適用される法令の形式的な規定自体は合憲であるが、当該法令がその事件に適用される際、適用の仕方について違憲であるか否かを判断する手法が、適用審査であるということを理解している。また、行政行為すなわち行政機関の法執行等についても、適用審査という位置づけになることを理解している。

○適用審査における法令違憲判断と関連して、問題法令の可分・不可分論が取り上げられることがあるが、議員定数不均衡事件における判例、国籍法違憲判決における例をもって、説明できる。

[目的審査と手段審査]

○法令ないし法令の規定は、立法目的と当該目的を達成するための手段を柱としている。したがって違憲審査は、「目的審査」と「手段審査」になることを理解している。

○立法目的は、法令に明示的に規定される場合を別にして、明示されない場合もある。その際は、議会制民主主義に基づく国民代表の検討を踏まえた法令であることを考慮して、裁判所としては慎重に解釈を行うことになることを理解している。

○立法目的を達成することを目指す手段については、政策決定そのものを非難することではないので、人権に配慮した丁寧な審査を裁判所が行うことができることを説明できる。

○目的・手段審査と関連して、法令制定の動機を審査することが問題になる場合がある。この「動機の審査」について裁判所は如何に対応すべきかという議論について、理解できている。

(判例)

□百選 48 事件—犯罪の煽動と表現の自由(昭和 24 年)

□百選 51 事件—チャタレイ事件(昭和 32 年)

□百選 55 事件—屋外広告物条例と表現の自由(昭和 43 年)

□百選 140 事件—東京都教組事件(昭和 44 年)

□百選 193 事件—法令の合憲解釈・東京都教組事件

□百選 148 事件—議員定数不均衡と選挙の平等

- 百選 26 事件－国籍法違憲判決
- 百選 25 事件－尊属殺重罰違憲判決

第7回

憲法判断の方法(2)

(到達目標)

[憲法判断回避の原則]

- 憲法判断回避の手法としては、①「政治問題の法理」あるいは「統治行為論」、②狭義の憲法判断回避の手法、その他③合憲限定解釈の手法、④立法裁量の手法などがあることを理解している。
- 「政治問題の法理(統治行為論)」について、概念定義と機能を理解している。
- 苫米地事件や砂川事件の最高裁判決から、①高度に政治性のある国家行為、②法律上の争訟性の要件を具えている、③政治部門の大事な問題である、④一見極めて明白に違憲無効であると認められない限り、司法審査の範囲外である行為としたことを、事案に沿って十分に理解している。
- 「一見極めて明白に違憲無効」と「広い立法裁量」あるいは「明白性の原則」の意味と関係を説明できる。
- 政治問題の法理の中には、「高度な裁量的判断事項」も含まれているかどうか、検討することができる。
- 議院の自律権と司法権との関係を考える時、政治問題の法理は、議院の完全自律権と機能的に同じことになることを理解している。
- 狭義の憲法判断回避のルールについては、恵庭事件などを契機として、肯定説と否定説の対立があることを理解している。

[合憲限定解釈]

- 裁判法理としての合憲限定解釈は、ある法令について違憲の疑いがかけられているときに、その疑いを除去するように法令の意味を解釈する手法のことを言うとの定義と、その意味及び機能を理解している。
- 合憲限定解釈は、合憲性推定の原則、違憲判断消極主義を背景としていることを理解している。
- 合憲限定解釈の類型としては、①人権保障促進型合憲限定解釈と②立法正当化型合憲限定解釈に区別ができ、合憲限定解釈をした判例を分析できる。
- 合憲限定解釈と厳格な審査基準である明確性の基準との関係について、理解している。
- 国家公務員法 102 条及び人事院規則 14 - 7 の規定する「政治的行為」が、広く公務員の政治活動を制限していることになるが、これについて合憲限定解釈ができるかどうか、私見を展開できる。
- 福岡県青少年保護育成条例にいう「淫行」、税関検査事件における「風俗を害すべき書籍、凶画」、徳島市公安条例における「交通秩序を維持すること」などにつき、合憲限定解釈を展開することになるが、明確性の観点から問題は無いであろうか、私見を展開することができる。

(判例)

- 百選 193 事件－法令の合憲解釈・東京都教組事件
- 百選事件－全司法仙台事件
- 百選事件－福岡県青少年保護育成条例
- 百選 69 事件－税関検査
- 百選 83 事件－徳島市公安条例事件
- 百選 84 事件－条例の広範性・広島市暴走族追放条例

第8回

憲法判断の方法(3)

(到達目標)

[立法事実論]

○裁判法理としての立法事実は、国会における法律の必要性や合理性を論ずる際の資料とは異なり、憲法訴訟において使用されるものであり、その概念を正しく理解している。

○憲法訴訟において使用される「憲法事実」「立法事実」「司法事実(判決事実)」の区別ができています。

○裁判所が、立法事実を審査したからといって、すぐに合憲違憲の判断に結びつくものではないことを理解している。

○立法事実は、当事者本人、または裁判所自ら、あるいは当事者でない国が意見を述べる形で、法廷に取り上げられることを理解している。

○立法事実論の採否と、合憲性の推定の原則・立法裁量論・合憲限定解釈との関係を検討している。

○立法事実を採用した判決として、薬事法違憲判決、尊属殺重罰違憲判決、森林法共有林分割制限規定違憲判決を取り上げて、立法事実の具体的内容を説明することができる。

○法律制定時の立法事実と、事件発生・法律適用時の立法事実を比較して、立法事実に変化があること、そして法適用時における立法事実が重要であることを、判例を踏まえて理解している。

[立法裁量論]

○裁判所は立法権に対して敬意を払い、「立法裁量」に委ねる、あるいは「立法政策」の問題であると判示する時、裁判所の「裁判法理」として「立法裁量論」があることを理解している。

○裁判所が用いる立法裁量論は、①広い立法裁量、②狭い立法裁量論、及び③立法裁量論の不適用の3類型が認められることを理解し、判例分析を行うことができる。

○薬事法判決で立法裁量、立法政策上の問題として論じている部分につき、その趣旨を含め十分に理解している。

○広い立法裁量論は、「明白性の原則」あるいは「立法府の著しい権限の逸脱・濫用の禁止の法理」すなわち「単なる合理性」の基準として判示し、裁判していることを理解している。

○狭い立法裁量論は、制限されている権利・自由の性格や訴訟における事実関係などから、裁判所がある程度立ち入って審査をするため、「厳格な合理性の基準」すなわち「中間の審査の基準」を用いることが多いことを理解している。

○立法裁量論の適用については、①社会権の保障、②経済的自由の保障、③平等原則の保障、④精神的自由の保障、⑤国家賠償請求権の保障等を類別して、考察する必要性を理解している。

(判例)

□百選 139 事件－全通東京中郵事件

□百選 193 事件－法令の合憲解釈・東京都教組事件

□百選 27 事件－非嫡出子相続分規定大法廷判決

□百選 147 事件－在外日本人選挙権制限違憲判決

第9回

中間テスト

試験時間 60分

持込不可

黒のペン

出題形式 【語句定義】5題(2点×5題) + 【短論文(200字程度)】2題(5点×2題)
満点 20点満点

第10回

司法判断の基準論

(到達目標)

- 戦後初期の判決中、「公共の福祉」の使用のされ方(「単純な三段論法」)について、具体的判例を挙げて説明できる。
- 「自由国家的公共の福祉」と「社会国家的公共の福祉」という区別を主張する学説によって、判決にどのような変化が生じたか理解できている。
- 公務員の労働基本権に関する昭和40年代初頭の「全通東京中郵事件」、「東京都教組事件」について最高裁判決の内容を理解しており、また昭和48年以降の「全農林警職法事件」「全通名古屋中郵事件」「岩手教組事件」の最高裁判決について、その判例変更の内容及び特徴を説明できる。
- 「単なる合理性の基準」から「比較較量」「比較衡量」「利益衡量」、そして「行動類型による比較衡量」への展開について、判例を取り上げ説明できる。
- 「相当の蓋然性の基準」「一般人の基準」、合理性、相当性、妥当性等について、一定の理解がある。

(判例)

- 百選139事件—旧公労法適用下にあった公務員等の労働基本権・全通東京中郵事件
- 百選140事件—地方公務員の労働基本権・東京都教組事件
- 百選141事件—国家公務員の労働基本権・全農林警職法事件
- 百選142事件—公営企業体職員の争議権・全通名古屋中事件
- 百選143事件—地方公務員の争議権・岩教祖学テ事件

第11回

アメリカ型三分説

(到達目標)

- アメリカ判例理論に基づく、「厳格な審査」「中間の審査」「緩和な審査」の区別ができ、その内容を理解している。
- 厳格な審査を、目的・手段審査とクロスさせたときに確認できる「目的の必要不可欠性」及び「手段の必要最小限度性」につき、具体的な事件を例に取り、正しく適用判断できる。
- 厳格な審査として、①「必要最小限度の基準」、②「明白かつ現在の危険」のテスト、③「より制限的でない他の選べる手段(LRA)」のテスト、④「明確性の基準(漠然性ゆえに無効、過度の広汎性ゆえに無効)」、⑤政教分離に関する「目的・効果基準」のテストについてその内容を説明することができる。
- 厳格な審査を行うべき人権制約事案について、制約される人権の種類・性質についての理解ができている。
- 「表現の内容規制」と「表現の内容中立規制」について区別ができ、それぞれ適用すべき違憲審査基準を説明できる。
- 中間の審査を適用すべき人権制約事案について、制約される人権の種類・性質・内容に関する理解ができおり、目的・手段審査に対応して、具体的な基準と目的・手段の相互の関連性を理解している。
- 「目的と手段の実質的関連性」のテストを、具体的事案で理解し、説明できる。

○緩和な審査を適用すべき制約事案の人権について、その理由を付して、審査基準を説明できる。

○緩和な審査における目的・手段の「合理的関連性」のテストの内容と特色について、説明できる。

(参照判例)

- 『アメリカの憲法判例』(1998年、有斐閣)

第12回

ドイツ型の三段階審査と二段階審査

(到達目標)

○ドイツ型の判例学説理論に基づく「三段階審査」説は、自由権規制立法について、①保護領域該当性、②制約の有無、③正当化可能性の3つの合憲性審査の段階を踏んで行う審査方法であることを理解し活用できる。

○三段階審査説において重要な点は「正当化」の観点であるが、正当化については形式的正当化(法律等の根拠の有無)と実質的正当化の審理が行われることを踏まえ、実質的正当化をいかに判断するかが大切であることを理解している。

○実質的正当化の段階での審査では、「比例原則」に基づく審査が行われる。すなわち①制約の目的が正当であるか、②手段が適合的であるか、④必要性があるか、⑤得られる利益と失われる利益との均衡性があるかを審査するかという過程で、審査される。

○ドイツの二段階審査は、保護領域に関する審査が欠如する「平原権」や「社会権」について用いられ、三段階審査と異なることを理解している。

○自由権制約立法の合憲性に関する日本の判決を挙げて、その判旨の論理とは別に、ドイツ型の三段階審査を用いて検討することができる。

(参照判例)

- 『ドイツの憲法判例(第2版)』(2003年、信山社)
- 『ドイツの憲法判例II(第2版)』(2006年、信山社)
- 『ドイツの憲法判例III』(信山社)

第13回

違憲判断の方法

(到達目標)

○裁判所の違憲判断の方式として、法令違憲(全部違憲・一部違憲)、適用違憲(運用違憲)、処分違憲について、その内容と違いを説明できる。

○憲法98条1項において、違憲の法令はその「全部又は一部」は効力を有しないとされていることから、その対応として憲法81条においても、法令違憲として、全部違憲と一部違憲の区別がなされることを理解している。

○(法令違憲) 法令の全部を違憲とすべきか、その一部を違憲とするべきかについての判断基準を検討し説明できる。

○(適用違憲・運用違憲) 適用違憲・運用違憲と合憲限定解釈との関係を理解しており、適用違憲・運用違憲の概念を理解している。

○(処分違憲) 法令そのものが合憲であっても、その執行者が人権を侵害するような形で法令を解釈適用した場合に、その解釈適用行為を違憲とするという趣旨で、つまり違憲をもたらした理由が立法府ではなく、処分権者にあることを明確化しようとする意図で、処分違憲という言葉が使用されていることを理解している。

○用語について概念定義上の議論があるが、それを理解し説明を付した上で、これらの用語を使う一貫性を身につけている。

(判例)

□ 法令違憲判決の例－尊属殺判決、薬事法事件判決、衆議院議員定数不均衡判決、森林法事件判決、在外日本人選挙権判決、婚外子法定相続分平成 25 年決定、再婚禁止期間違憲判決、郵便法違憲判決

□ 適用違憲判決の例－猿払事件第一審判決

□ 処分違憲の例－第三次家永教科書訴訟判決、強制調停事件決定、愛媛玉ぐし料判決、空知太神社事件第 1 次上告審判決、高田事件判決

第 14 回

憲法判断の効果

(到達目標)

○(個別的効力説と一般的効力説) 最高裁判所による違憲判断の効力は、当該裁判においてのみ効力を持つべきか、あるいは法令自体の一般的な効力についても及ぶべきか、それぞれの立場の根拠・理由を理解しており、判例・通説の立場を説明できる。

○合憲判決と傍論「念のため」部分について、朝日訴訟を例に挙げ、その意味と機能について説明できる。

○違憲判決は、立法府や行政府に対して何らかの憲法上の効力を持つべきかという論点について、人権論と統治機構論の観点から、検討している。

○(遡及効) 一般的に、違憲判決がなぜ遡及効を持たないのか、説明できる。

○(将来効) 違憲判決の将来効について、「衆議院議員定数の不均衡違憲判決」及び「婚外子法定相続分平成 25 年決定」を挙げてその問題点を掘り下げ、将来効の理論的射程について説明できる。

○(違憲確認判決) 違憲確認判決とは、争点となっている法令の規定や処分について違憲と宣言するが、一方でそれらの効力を否定しない方式、例えば行政事件訴訟法 31 条における「事情判決」のようなものであるが、人権保障と法的安定性との関係から、理解している。

○(違憲警告判決) 例えば「議員定数不均衡訴訟」のように、人口比例の観点から投票価値が違憲状態であると判断しても、未だ「合理的期間」が経過としていないとするものであるが、憲法訴訟としての有効性について、具体的に説明できる。

○(差止め命令判決) 行政事件訴訟法で規定されているが、その要件として①裁量の余地のないこと、あるいは、②裁量権の逸脱・濫用があることとされるが、環境権訴訟を例に、その問題点を検討できる。

○(違憲判決の拘束力と憲法判例の変更) 最高裁判所の違憲判決の効力として、下級審の判断を拘束するか否かという論点について、「司法権の独立」の観点も踏まえて、説明できる。

○判例を変更する必要性・理由を踏まえ、その条件・要件等について、「高田事件判決」「国籍法違憲事件」を例に取り上げ、説明できる。

(判例)

□ 百選 193 事件－法令の合憲解釈・東京都教組事件

□ 百選 194 事件－違憲判断の方法・猿払事件 1 審

□ 百選 195 事件－違憲判決の効力と再審開始決定

□ 百選 25 事件－尊属殺重罰違憲判決

□ 百選 26 事件－国籍法違憲判決

□百選 116 事件－高田事件

第 15 回

定期試験

試験時間 90 分

持込不可・司法試験用六法貸与

黒のペン使用

出題形式 【短論文（400 字程度）】 4 題（10 点×4）＋【事案解決問題】 1 題（30 点）

70 点満点

成績は、平常点 10 点＋中間テスト 20 点＋定期試験 70 点の 100 点満点で、判断する。

<教科書>

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選 I・II 〔第 7 版〕』（有斐閣、2019 年）

<参考書>

戸松秀典『憲法訴訟(第 2 版)』（有斐閣、2008 年）

小山剛『「憲法上の権利」の作法（第 3 版）』（2016 年、尚学社）

渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗『憲法 I 基本権』、『憲法II 総論・統治』（日本評論社、2020 年）

芦部信喜・高橋和之補訂『憲法〔第 7 版〕』（岩波書店、2019 年）

日笠完治『憲法がわかった〔改訂第 2 版〕』（法学書院、2021 年判例追加）

科目名	担当者名	配当	期	単位
憲法Ⅲ[後期]	趙元済/日笠完治	1必	後期	2

■講義内容■

憲法I（憲法原理・統治機構）の授業において、司法について条文を中心にした導入学修をしたが、本授業においては、法の支配・司法権の独立から日本国憲法における違憲立法審査権（司法審査権・違憲審査権）の制度・内容・運用・機能等について理解を深め、憲法訴訟全般に関する重要論点について教授する。

憲法訴訟とは、憲法上の論点を含む行政事件、刑事事件、民事事件をいう。日本国憲法における違憲立法審査権が付随的違憲審査権あることを踏まえ、まず、訴えの提起に必要な理論的要件を講義する。その上で、実際の訴訟提起の方法・仕方を、各法の根拠条文を踏まえて検討する。次に、憲法訴訟の大きな論点となる人権に関する学修を進めるために、二重の基準論及び私人間の人権の効力という憲法価値や効力範囲に関する論点を検討する。その上で、憲法判断の方法を学ぶ。詳しくは下記の各回授業内容を参照してほしい。さらに、アメリカ型の司法判断基準としての三区説、ドイツ型の三段階説を学ぶ。これらの理論を概念的に学ぶと言うだけでなく、具体的な紛争事件を処理・審査する際に、いかなる論証アルゴリズムになるかということ踏まえて検討していきたい。

憲法訴訟の最終段階においては、合憲判断だけでなく、法令違憲、適用違憲（運用違憲）、処分違憲という違憲判決の結論を出すこともある。判決の種類としては、他に様々なバリエーションが存在し、またその判決の効力をどのように捉えるべきかという点についても触れる。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義のねらいについて、憲法Ⅱ(基本的人権)では様々な判例を見てきており、事案の概要及び判旨に焦点を合わせて学修した。ここでは、判決に至るまでの訴訟理論的な背景となる論点について、詳しく論ずることができなかった。その点で、憲法訴訟の広範な手続的ないし過程的な論点について理解を深めると同時に、具体的に判決にかかわる重要点について学修することを主目的とする。

事案解決型問題演習についての授業は、憲法特別演習で行うことになるが、その前提となる憲法訴訟理論を全体的に理解して身に付けることを本講義のねらいとしている。

<到達目標>

授業ごとの到達目標は、シラバス下部の授業内容に個別具体的に示している。

全体的には、事案解決型演習において、自らの見解を憲法論的に詳論する前提となる憲法訴訟の基礎を習得することを、到達目標とする。

<履修の前提>

憲法I、憲法Ⅱの授業を、事前に履修していることが望ましいが、ある程度の基礎的な知識があるならば、同時並行的な履修を行うことも可能であると思う。各自の判断に任せる。

<予・復習に要する時間>

予習に1.5時間、復習に1.5時間程度を基本とする。

復習にあたっては、憲法Ⅱで扱う判例との関連を意識することが大切である。

<科目の内容>

第1回

立憲主義・法の支配・最高法規性・司法権・違憲立法審査権

(到達目標)

○憲法 76 条 1 項の定める「司法権」の意味ないし定義について、権力分立の観点から説明でき、また「法律上の争訟」の概念と関連付けて説明できる。

○権力分立との関係を背景に、司法権の限界について理解し説明できる。

○裁判所ないし最高裁判所の構成と権能について、憲法条文及び裁判所法等を踏まえて、理解している。

○禁止される「特別裁判所」について、概念定義を踏まえその意義を説明できる。

○「主観訴訟」「客観訴訟」について、定義及び具体的な訴訟方法を説明できる。

○裁判員制度の合憲性に関する裁判所の見解を理解している。

○「裁判の公開」の意義を踏まえ、犯罪被疑者及び犯罪被害者の保護について、検討している。

○司法権の限界について、判例を取り上げて説明できる。

○司法権の独立及び裁判官の職権の独立について、説明できる。

○裁判官の身分保障及び最高裁判所裁判官の国民審査について、説明できる。

○下級裁判所裁判官の任命と再任制度について、その意味を理解し説明できる。

○裁判官が享有できる人権とその限界について、判例を踏まえ検討できる。

(判例)

□百選 175 事件－裁判員制度の合憲性

□百選 176 事件－裁判官の良心

□百選 177 事件－裁判官の政治運動・寺西事件

□百選 178 事件－最高裁判所裁判官の国民審査

□百選 179 事件－裁判官弾劾

□百選 180 事件－立法手続と司法審査

□百選 181 事件－地方議会議員の懲罰と司法審査

□百選 182 事件－国立大学の内部問題と司法審査

□百選 183 事件－政党の内部自治と司法審査

□百選 184 事件－宗教上の教義に関する紛争と司法審査・「板まんだら」事件

□百選 185 事件－宗教法人の代表役員の地位をめぐる紛争と司法審査

□百選 186 事件－裁判公開と犯罪被害者の保護

第2回

憲法訴訟および違憲審査権

(到達目標)

○憲法第 10 章に規定される 97 条、98 条、99 条の意味を理解し、憲法 81 条との理論的な関係を説明できる。

○憲法訴訟の概念定義を理解し、行政訴訟、民事訴訟、刑事訴訟における憲法的論点の抽出の意味を理解している。

○違憲審査制に関して、ドイツ型の抽象的違憲審査制（抽象的規範統制・具体的規範統制・憲法異議）とアメリカ型の付随的違憲審査制の基本的仕組みと特質について説明できる。

○憲法 81 条の定める違憲審査制が、判例・通説において付随的違憲審査制を意味すると解釈される理由を説明できる。

○下級裁判所による違憲審査権の行使が憲法上認められるか否かについて、判例を踏まえて、

説明することができる。

○違憲審査権の明文の対象が「一切の法律、命令、規則又は処分」とされるが、それぞれの概念を説明できる。

○81条の違憲審査の対象として明示されていない「条約」「条例」「立法の不作为」「国及び地方公共団体の私法上の行為」などが、違憲審査の対象となるか否かについて、判例を踏まえて説明できる。

○司法積極主義（憲法判断積極主義）と司法消極主義（憲法判断消極主義）、違憲判断積極主義と違憲判断消極主義に関する学問的な議論を理解できている。

○司法消極主義は、一般に「憲法判断回避のルール」といわれるが、アメリカのアシュワンダー事件判決におけるブランダイス判事の意見を理解している。

（判例）

□百選 187 事件－違憲立法審査権の性格・警察予備隊違憲訴訟

□百選 188 事件－違憲の争点を提起しうる当事者適格・選挙無効訴訟

□百選 189 事件－違憲審査の対象

□百選 190 事件－統治行為・苫米地事件

□百選 191 事件－立法の不作为に対する違憲訴訟(1)・在宅投票制度廃止事件上告審

□百選 192 事件－立法の不作为に対する違憲訴訟(2)・ハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決

第3回

訴えの提起

（到達目標）

○違憲主張の適格性は、「訴訟要件」と「訴えの利益」が必要であることの意味を説明できる。

○憲法訴訟提起の形式的要件として、つまり「司法判断適合性」として、①事件性、②当事者適格、③訴えの利益、④成熟性が挙げられることの意味を理解している。

○「事件性」について、憲法76条及び裁判所法3条の規定の意味とその関係を説明できる。

○事件性と客観訴訟すなわち①民衆訴訟（選挙訴訟・住民訴訟）、②機関訴訟（職務執行命令訴訟）との関係において、事件性の要件緩和がなぜ生じているかを理解している。

○「当事者適格」については、①自己の権利・利益についての救済を求めること、②当該事件・訴訟の処理に必要な争点を主張していること、③適切な救済手段を尽くしていること、という基本的要件が理解できている。

○当事者適格として、「第三者の憲法上の権利を主張する適格性」について、判例を踏まえて説明できる。

○「過度の広汎性ゆえに無効」の法理の適用について、当事者適格を厳格に解釈しなければならないことが説明できる。

○「訴えの利益」は、民事訴訟においては当事者の当該請求内容が紛争解決に必要かつ適切であるか否か、行政訴訟においては当該処分を取消す現実の必要性があるかないかと言う点に立ち、「法律上保護された利益」あるいは「法律上保護に値する利益」を説明できる。また、事実上の損害に拡張できるか否か、検討できる。

○基本権侵害や立法の不作为のみならず、憲法上の原理原則・諸制度についての違反を、訴えの利益として評価できるか否かについて検討できる。

○行政訴訟における「事件性の要件」を踏まえ、「成熟性の法理」の意味と機能を理解している。

○成熟性の法理と事前差止めの制度との関係について、理解している。

(判例)

□百選 107 事件—第三者所有物の没収と告知・聴聞・第三者所有物没収事件

□百選 165 事件—自衛力・戦力・平和的生存権・長沼事件 1 審

第 4 回

憲法訴訟の提起の方法

(到達目標)

○行政訴訟の類型としては、「抗告訴訟」「当事者訴訟」「民衆訴訟」「機関訴訟」をおさえ、民事訴訟としては「確認訴訟」「給付訴訟」及び「形成訴訟」の類型があることを理解している。

○主な憲法訴訟として提起される訴訟には、①取消訴訟、②民衆訴訟、③損害賠償請求訴訟、④不作為違法確認の訴え、⑤義務付けの訴え、⑥差止めの訴えがあることを、根拠条文とともに理解している。

○取消訴訟の判例として、精神的自由、経済的自由、社会権、幸福追求権に関する重要な判例を理解している。

○民衆訴訟の代表例である「選挙訴訟と議員定数不均衡訴訟」と「住民訴訟と政教分離原則違反訴訟」について、具体的な判例とともに、その内容を説明できる。

○損害賠償請求訴訟としては、国家賠償法(1条・2条)に基づく訴訟と民法(不法行為・債務不履行)に基づく訴訟があることを理解している。

○損害賠償請求訴訟は、過去の損害及び将来発生するであろう損害にとどまらず、名目的損害賠償あるいは訴訟提起の方法がない時にも利用されることを理解している。

○立法の不作為に関する訴訟提起の方法は、法律に個別具体的な例(地方自治法 242 条の 2 第 1 項など)がない限り、一般的には国家賠償法 1 条 1 項を根拠に行うことになることを理解している。

○立法の不作為訴訟に関しては、在宅投票制度廃止事件、在外日本人選挙制限規定違憲事件判決およびハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決を例に取り、裁判所の判決動向を説明できる。

○義務付け訴訟判決を認めることが行政権の第一次判断権を侵害するか否かについて検討している。

○行政法上の差止請求が、選挙権の執行差止、環境訴訟における差止め、憲法 9 条関係訴訟における差止めとして、利用できるか否か検討できる。

(判例)

□百選 191 事件—立法の不作為に対する違憲訴訟(1)・在宅投票制度廃止事件上告審

□百選 193 事件—法令の合憲解釈・東京都教組事件

□訴訟提起についての確認判決—皇居外苑使用申請、成田新法事件、教科書検定事件。輸入禁制品事件、宗教上の理由による体育授業拒否事件、薬局法事件、公衆浴場法事件、朝日訴訟、堀木訴訟、牧野訴訟、長沼ナイキ事件、サラリーマン税金訴訟、在外日本国民の選挙権事件など。

第 5 回

憲法訴訟の実体論

(到達目標)

[二重の基準論]

○憲法価値には序列があることを念頭に、表現の自由の優越的地位について、その内容を説明できる。

○二重の基準論に関する留意点、例えば、①二重とは精神的自由の制限立法と経済的自由の制限立法の間におけることであり、人身の自由とか社会権には関係ないこと、また②司法審査の厳格

度の違いを言っているのであり、ここから審査基準が具体的に出てくるわけではないことなど、につき十分な理解を持っている。

○例えば、産経新聞反論権事件、北方ジャーナル事件、未決拘禁者の新聞閲読の自由制限事件判決等での取上げ方、小売市場事件・薬事法事件判決での判決表現を理解している。

[人権の私人間効力論]

○私人間において、憲法上の価値を反映・保持する基準をどのように定めるべきか、裁判所の判断を踏まえ、私見を述べることができる。

○国や地方公共団体が当事者とならない私人間紛争については、裁判所はいかなる判断をすべきか、三菱樹脂判決を挙げて検討できる。

○昭和女子大事件、女子若年定年制事件、及び産経新聞意見広告事件を例に取り上げて、表現の自由及び憲法 14 条の平等権に基づき、憲法価値の具体的実現をいかにすべきか、私見を述べることができる。

○小説家とモデルとの間の表現の自由とプライバシーに関する問題について、私人間の問題として判例を挙げて、いかに説明できるか、理解している。

○国等が私人間の関係について法律などを制定して、何らかの関わり合いを持っている場合において、憲法価値はどのように反映実現されるべきか、森林法共有林分割制限違憲判決、非嫡出子相続分違憲判決を例に取り説明できる。

○第三者効力に関して通説とされる間接効力説とアメリカのステイト・アクションの法理の意義と異同を理解している。

(判例)

□百選 91 事件—小売市場判決

□百選 92 事件—薬事法判決

□百選 52 事件—「悪徳の栄え」事件、田中二郎反対意見

□百選 9 事件—三菱樹脂事件

□百選 10 事件—昭和女子大学事件

□百選 11 事件—女子若年定年制事件

□百選 76 事件—産経新聞広告反論事件

□百選 62 事件—「石に泳ぐ魚」事件

第 6 回

憲法判断の方法(1)

(到達目標)

[公共の福祉論]

○憲法 12 条・13 条・ 22 条 1 項・ 29 条 2 項に規定される「公共の福祉」についての解釈学説の状況を理解している。

○判例は、戦後初期「単純な三段論法」のもと、一般的な人権制約原理として「公共の福祉」としてその内容を吟味していなかったが、その後判例の展開としては「必要かつ合理的な制限」と言い、さらに「国民生活全体の利益」と言うようにその内容について吟味する傾向になったことをどのように評価するか、私見を展開できる。

○学説としては、一般的外在制約説、内在・外在二元的制約説、さらに、一元的内在制約説として展開したことを理解している。

○有力説としては、自由国家的公共の福祉と社会国家的公共の福祉の区別が行われるようになったが、自由国家的制約は必要最小限、社会国家的制約は必要な限度というにとどまり、違憲

審査基準としての具体性を欠いていたため、違憲審査基準論の展開へとつながったことを理解している。

[合憲性推定の原則]

○合憲性推定の原則は、国民主権・民主主義を背景に、憲法 41 条が根拠にあり、同条文と憲法 81 条とが緊張関係を持っていることを説明できる。

○合憲性推定の原則は一般的な理論であり、立法の合理性に疑念が生じたときには、その疑念の程度に応じて、排除されたり、裁判所として定立する審査基準が適用されることを理解している。

○合憲性推定の原則と立法裁量論との関係また合憲限定解釈の手法との関係について説明できる。

○人権の価値や原則を重視して、逆に「違憲性の推定」と言うことについての議論を理解している。

[文面審査と適用審査]

○文面審査の概念定義とその機能について、理解をしている。

○文面審査の過程において、違憲の疑いが生じたときには、裁判所としては合憲限定解釈を行うことになることを説明できる。

○文面審査は、明確性の基準、すなわち、「漠然性ゆえに無効の法理」、「過度の広汎性ゆえに無効の法理」を基準として行うことを理解している。

○当該事件に適用される法令の形式的な規定自体は合憲であるが、当該法令がその事件に適用される際、適用の仕方について違憲であるか否かを判断する手法が、適用審査であるということを理解している。また、行政行為すなわち行政機関の法執行等についても、適用審査という位置づけになることを理解している。

○適用審査における法令違憲判断と関連して、問題法令の可分・不可分論が取り上げられることがあるが、議員定数不均衡事件における判例、国籍法違憲判決における例をもって、説明できる。

[目的審査と手段審査]

○法令ないし法令の規定は、立法目的と当該目的を達成するための手段を柱としている。したがって違憲審査は、「目的審査」と「手段審査」になることを理解している。

○立法目的は、法令に明示的に規定される場合を別にして、明示されない場合もある。その際は、議会制民主主義に基づく国民代表の検討を踏まえた法令であることを考慮して、裁判所としては慎重に解釈を行うことになることを理解している。

○立法目的を達成することを目指す手段については、政策決定そのものを非難することではないので、人権に配慮した丁寧な審査を裁判所が行うことができることを説明できる。

○目的・手段審査と関連して、法令制定の動機を審査することが問題になる場合がある。この「動機の審査」について裁判所は如何に対応すべきかという議論について、理解できている。

(判例)

□百選 48 事件—犯罪の煽動と表現の自由(昭和 24 年)

□百選 51 事件—チャタレイ事件(昭和 32 年)

□百選 55 事件—屋外広告物条例と表現の自由(昭和 43 年)

□百選 140 事件—東京都教組事件(昭和 44 年)

□百選 193 事件—法令の合憲解釈・東京都教組事件

□百選 148 事件—議員定数不均衡と 選挙の平等

- 百選 26 事件－国籍法違憲判決
- 百選 25 事件－尊属殺重罰違憲判決

第7回

憲法判断の方法(2)

(到達目標)

[憲法判断回避の原則]

- 憲法判断回避の手法としては、①「政治問題の法理」あるいは「統治行為論」、②狭義の憲法判断回避の手法、その他③合憲限定解釈の手法、④立法裁量の手法などがあることを理解している。
- 「政治問題の法理(統治行為論)」について、概念定義と機能を理解している。
- 苫米地事件や砂川事件の最高裁判決から、①高度に政治性のある国家行為、②法律上の争訟性の要件を具えている、③政治部門の大事な問題である、④一見極めて明白に違憲無効であると認められない限り、司法審査の範囲外である行為としたことを、事案に沿って十分に理解している。
- 「一見極めて明白に違憲無効」と「広い立法裁量」あるいは「明白性の原則」の意味と関係を説明できる。
- 政治問題の法理の中には、「高度な裁量的判断事項」も包含されているかどうか、検討することができる。
- 議院の自律権と司法権との関係を考える時、政治問題の法理は、議院の完全自律権と機能的に同じことになることを理解している。
- 狭義の憲法判断回避のルールについては、恵庭事件などを契機として、肯定説と否定説の対立があることを理解している。

[合憲限定解釈]

- 裁判法理としての合憲限定解釈は、ある法令について違憲の疑いがかけられているときに、その疑いを除去するように法令の意味を解釈する手法のことを言うとの定義と、その意味及び機能を理解している。
- 合憲限定解釈は、合憲性推定の原則、違憲判断消極主義を背景としていることを理解している。
- 合憲限定解釈の類型としては、①人権保障促進型合憲限定解釈と②立法正当化型合憲限定解釈に区別ができ、合憲限定解釈をした判例を分析できる。
- 合憲限定解釈と厳格な審査基準である明確性の基準との関係について、理解している。
- 国家公務員法 102 条及び人事院規則 14 - 7 の規定する「政治的行為」が、広く公務員の政治活動を制限していることになるが、これについて合憲限定解釈ができるかどうか、私見を展開できる。
- 福岡県青少年保護育成条例にいう「淫行」、税関検査事件における「風俗を害すべき書籍、図画」、徳島市公安条例における「交通秩序を維持すること」などにつき、合憲限定解釈を展開することになるが、明確性の観点から問題は無いであろうか、私見を展開することができる。

(判例)

- 百選 193 事件－法令の合憲解釈・東京都教組事件
- 百選事件－全司法仙台事件
- 百選事件－福岡県青少年保護育成条例
- 百選 69 事件－税関検査
- 百選 83 事件－徳島市公安条例事件
- 百選 84 事件－条例の広範性・広島市暴走族追放条例

第8回

憲法判断の方法(3)

(到達目標)

[立法事実論]

○裁判法理としての立法事実は、国会における法律の必要性や合理性を論ずる際の資料とは異なり、憲法訴訟において使用されるものであり、その概念を正しく理解している。

○憲法訴訟において使用される「憲法事実」「立法事実」「司法事実(判決事実)」の区別ができています。

○裁判所が、立法事実を審査したからといって、すぐに合憲違憲の判断に結びつくものではないことを理解している。

○立法事実は、当事者本人、または裁判所自ら、あるいは当事者でない国が意見を述べる形で、法廷に取り上げられることを理解している。

○立法事実論の採否と、合憲性の推定の原則・立法裁量論・合憲限定解釈との関係を検討している。

○立法事実を採用した判決として、薬事法違憲判決、尊属殺重罰違憲判決、森林法共有林分割制限規定違憲判決を取り上げて、立法事実の具体的内容を説明することができる。

○法律制定時の立法事実と、事件発生・法律適用時の立法事実を比較して、立法事実に変化があること、そして法適用時における立法事実が重要であることを、判例を踏まえて理解している。

[立法裁量論]

○裁判所は立法権に対して敬意を払い、「立法裁量」に委ねる、あるいは「立法政策」の問題であると判示する時、裁判所の「裁判法理」として「立法裁量論」があることを理解している。

○裁判所が用いる立法裁量論は、①広い立法裁量、②狭い立法裁量論、及び③立法裁量論の不適用の3類型が認められることを理解し、判例分析を行うことができる。

○薬事法判決で立法裁量、立法政策上の問題として論じている部分につき、その趣旨を含め十分に理解している。

○広い立法裁量論は、「明白性の原則」あるいは「立法府の著しい権限の逸脱・濫用の禁止の法理」すなわち「単なる合理性」の基準として判示し、裁判していることを理解している。

○狭い立法裁量論は、制限されている権利・自由の性格や訴訟における事実関係などから、裁判所がある程度立ち入って審査をするため、「厳格な合理性の基準」すなわち「中間の審査の基準」を用いることが多いことを理解している。

○立法裁量論の適用については、①社会権の保障、②経済的自由の保障、③平等原則の保障、④精神的自由の保障、⑤国家賠償請求権の保障等を類別して、考察する必要性を理解している。

(判例)

□百選 139 事件－全通東京中郵事件

□百選 193 事件－法令の合憲解釈・東京都教組事件

□百選 27 事件－非嫡出子相続分規定大法廷判決

□百選 147 事件－在外日本人選挙権制限違憲判決

第9回

中間テスト

試験時間 60分

持込不可

黒のペン

出題形式 【語句定義】5題(2点×5題) + 【短論文(200字程度)】2題(5点×2題)
満点 20点満点

第10回

司法判断の基準論

(到達目標)

- 戦後初期の判決中、「公共の福祉」の使用のされ方(「単純な三段論法」)について、具体的判例を挙げて説明できる。
- 「自由国家的公共の福祉」と「社会国家的公共の福祉」という区別を主張する学説によって、判決にどのような変化が生じたか理解できている。
- 公務員の労働基本権に関する昭和40年代初頭の「全通東京中郵事件」、「東京都教組事件」について最高裁判決の内容を理解しており、また昭和48年以降の「全農林警職法事件」「全通名古屋中郵事件」「岩手教組事件」の最高裁判決について、その判例変更の内容及び特徴を説明できる。
- 「単なる合理性の基準」から「比較較量」「比較衡量」「利益衡量」、そして「行動類型による比較衡量」への展開について、判例を取り上げ説明できる。
- 「相当の蓋然性の基準」「一般人の基準」、合理性、相当性、妥当性等について、一定の理解がある。

(判例)

- 百選139事件—旧公労法適用下にあった公務員等の労働基本権・全通東京中郵事件
- 百選140事件—地方公務員の労働基本権・東京都教組事件
- 百選141事件—国家公務員の労働基本権・全農林警職法事件
- 百選142事件—公営企業体職員の争議権・全通名古屋中事件
- 百選143事件—地方公務員の争議権・岩教祖学テ事件

第11回

アメリカ型三分説

(到達目標)

- アメリカ判例理論に基づく、「厳格な審査」「中間の審査」「緩和な審査」の区別ができ、その内容を理解している。
- 厳格な審査を、目的・手段審査とクロスさせたときに確認できる「目的の必要不可欠性」及び「手段の必要最小限度性」につき、具体的な事件を例に取り、正しく適用判断できる。
- 厳格な審査として、①「必要最小限度の基準」、②「明白かつ現在の危険」のテスト、③「より制限的でない他の選べる手段(LRA)」のテスト、④「明確性の基準(漠然性ゆえに無効、過度の広汎性ゆえに無効)」、⑤政教分離に関する「目的・効果基準」のテストについてその内容を説明することができる。
- 厳格な審査を行うべき人権制約事案について、制約される人権の種類・性質についての理解ができている。
- 「表現の内容規制」と「表現の内容中立規制」について区別ができ、それぞれ適用すべき違憲審査基準を説明できる。
- 中間の審査を適用すべき人権制約事案について、制約される人権の種類・性質・内容に関する理解ができおり、目的・手段審査に対応して、具体的な基準と目的・手段の相互の関連性を理解している。
- 「目的と手段の実質的関連性」のテストを、具体的事案で理解し、説明できる。

○緩和な審査を適用すべき制約事案の人権について、その理由を付して、審査基準を説明できる。

○緩和な審査における目的・手段の「合理的関連性」のテストの内容と特色について、説明できる。

(参照判例)

- 『アメリカの憲法判例』(1998年、有斐閣)

第12回

ドイツ型の三段階審査と二段階審査

(到達目標)

○ドイツ型の判例学説理論に基づく「三段階審査」説は、自由権規制立法について、①保護領域該当性、②制約の有無、③正当化可能性の3つの合憲性審査の段階を踏んで行う審査方法であることを理解し活用できる。

○三段階審査説において重要な点は「正当化」の観点であるが、正当化については形式的正当化(法律等の根拠の有無)と実質的正当化の審理が行われることを踏まえ、実質的正当化をいかに判断するかが大切であることを理解している。

○実質的正当化の段階での審査では、「比例原則」に基づく審査が行われる。すなわち①制約の目的が正当であるか、②手段が適合的であるか、④必要性があるか、⑤得られる利益と失われる利益との均衡性があるかを審査するかという過程で、審査される。

○ドイツの二段階審査は、保護領域に関する審査が欠如する「平原権」や「社会権」について用いられ、三段階審査と異なることを理解している。

○自由権制約立法の合憲性に関する日本の判決を挙げて、その判旨の論理とは別に、ドイツ型の三段階審査を用いて検討することができる。

(参照判例)

- 『ドイツの憲法判例(第2版)』(2003年、信山社)
- 『ドイツの憲法判例II(第2版)』(2006年、信山社)
- 『ドイツの憲法判例III』(信山社)

第13回

違憲判断の方法

(到達目標)

○裁判所の違憲判断の方式として、法令違憲(全部違憲・一部違憲)、適用違憲(運用違憲)、処分違憲について、その内容と違いを説明できる。

○憲法98条1項において、違憲の法令はその「全部又は一部」は効力を有しないとされていることから、その対応として憲法81条においても、法令違憲として、全部違憲と一部違憲の区別がなされることを理解している。

○(法令違憲) 法令の全部を違憲とすべきか、その一部を違憲とするべきかについての判断基準を検討し説明できる。

○(適用違憲・運用違憲) 適用違憲・運用違憲と合憲限定解釈との関係を理解しており、適用違憲・運用違憲の概念を理解している。

○(処分違憲) 法令そのものが合憲であっても、その執行者が人権を侵害するような形で法令を解釈適用した場合に、その解釈適用行為を違憲とするという趣旨で、つまり違憲をもたらした理由が立法府ではなく、処分権者にあることを明確化しようとする意図で、処分違憲という言葉が使用されていることを理解している。

○用語について概念定義上の議論があるが、それを理解し説明を付した上で、これらの用語を使う一貫性を身につけている。

(判例)

□ 法令違憲判決の例－尊属殺判決、薬事法事件判決、衆議院議員定数不均衡判決、森林法事件判決、在外日本人選挙権判決、婚外子法定相続分平成 25 年決定、再婚禁止期間違憲判決、郵便法違憲判決

□ 適用違憲判決の例－猿払事件第一審判決

□ 処分違憲の例－第三次家永教科書訴訟判決、強制調停事件決定、愛媛玉ぐし料判決、空知太神社事件第 1 次上告審判決、高田事件判決

第 14 回

憲法判断の効果

(到達目標)

○(個別的効力説と一般的効力説) 最高裁判所による違憲判断の効力は、当該裁判においてのみ効力を持つべきか、あるいは法令自体の一般的な効力についても及ぶべきか、それぞれの立場の根拠・理由を理解しており、判例・通説の立場を説明できる。

○合憲判決と傍論「念のため」部分について、朝日訴訟を例に挙げ、その意味と機能について説明できる。

○違憲判決は、立法府や行政府に対して何らかの憲法上の効力を持つべきかという論点について、人権論と統治機構論の観点から、検討している。

○(遡及効) 一般的に、違憲判決がなぜ遡及効を持たないのか、説明できる。

○(将来効) 違憲判決の将来効について、「衆議院議員定数の不均衡違憲判決」及び「婚外子法定相続分平成 25 年決定」を挙げてその問題点を掘り下げ、将来効の理論的射程について説明できる。

○(違憲確認判決) 違憲確認判決とは、争点となっている法令の規定や処分について違憲と宣言するが、一方でそれらの効力を否定しない方式、例えば行政事件訴訟法 31 条における「事情判決」のようなものであるが、人権保障と法的安定性との関係から、理解している。

○(違憲警告判決) 例えば「議員定数不均衡訴訟」のように、人口比例の観点から投票価値が違憲状態であると判断しても、未だ「合理的期間」が経過としていないとするものであるが、憲法訴訟としての有効性について、具体的に説明できる。

○(差止め命令判決) 行政事件訴訟法で規定されているが、その要件として①裁量の余地のないこと、あるいは、②裁量権の逸脱・濫用があることとされるが、環境権訴訟を例に、その問題点を検討できる。

○(違憲判決の拘束力と憲法判例の変更) 最高裁判所の違憲判決の効力として、下級審の判断を拘束するか否かという論点について、「司法権の独立」の観点も踏まえて、説明できる。

○判例を変更する必要性・理由を踏まえ、その条件・要件等について、「高田事件判決」「国籍法違憲事件」を例に取り上げ、説明できる。

(判例)

□ 百選 193 事件－法令の合憲解釈・東京都教組事件

□ 百選 194 事件－違憲判断の方法・猿払事件 1 審

□ 百選 195 事件－違憲判決の効力と再審開始決定

□ 百選 25 事件－尊属殺重罰違憲判決

□ 百選 26 事件－国籍法違憲判決

□百選 116 事件－高田事件

第 15 回

定期試験

試験時間 90 分

持込不可・司法試験用六法貸与

黒のペン使用

出題形式 【短論文（400 字程度）】 4 題（10 点×4）＋【事案解決問題】 1 題（30 点）

70 点満点

成績は、平常点 10 点＋中間テスト 20 点＋定期試験 70 点の 100 点満点で、判断する。

<教科書>

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選 I・II 〔第 7 版〕』（有斐閣、2019 年）

<参考書>

戸松秀典『憲法訴訟(第 2 版)』（有斐閣、2008 年）

小山剛『「憲法上の権利」の作法（第 3 版）』（2016 年、尚学社）

渡辺康行・宍戸常寿・松本和彦・工藤達朗『憲法 I 基本権』、『憲法II 総論・統治』（日本評論社、2020 年）

芦部信喜・高橋和之補訂『憲法〔第 7 版〕』（岩波書店、2019 年）

日笠完治『憲法がわかった〔改訂第 2 版〕』（法学書院、2021 年判例追加）

科目名	担当者名	配当	期	単位
憲法特別演習[前期]	大塚翔吾	2 必	前期	2

■講義内容■

事例問題を題材として取り上げ、①事案の分析、②原告の主張、③被告の反論、④私見の構築等を、自ら執筆表現できるような訓練が講義内容となる。そのプロセスとして、受講者に事前の法律文書提出を求めるとともに、授業時間内にて受講者相互や担当者との多方向での議論を求める。法律文書の添削や講義での解説等により、問題の分析、検討、判断、文章表現の訓練を積む。

※教員の判断により、Google Meet 等によるリモート授業が実施されることがあるので、対応できるよう準備をしておいていただきたい。

■シラバス■

<科目のねらい>

法曹として必要不可欠な憲法訴訟に関する知識とスキルをはじめ、思考力・分析力・判断力・表現力を身に着ける。また、法曹として必要不可欠な人権感覚を修得させたい。

<到達目標>

上記「科目の狙い」の達成度は、当面は司法試験合格レベルをクリアすることである。しかし、より高度で、法曹として自立できる上級レベルに達することを願っている。

<履修の前提>

憲法I・II・IIIを履修し終えていること。

<予・復習に要する時間>

予習に3時間、復習に2時間を要すると思われる。

<科目の内容>

第1回

オリエンテーション、憲法起案の方法

第2回

法の下での平等と積極的差別是正措置（2011年司法試験予備試験を題材にして）

第3回

信教の自由と学校教育（2019年司法試験予備試験を題材にして）

第4回

表現の自由と広告物掲示・印刷物配布規制（2021年司法試験予備試験を題材にして）

第5回

消極的表現の自由、結社の自由と給付活動（2016年司法試験予備試験を題材にして）

第6回

取材の自由と犯罪被害者等の保護（2020年司法試験予備試験を題材にして）

第7回

中間テスト

第8回

営業の自由と商店街加入義務（2014年司法試験予備試験を題材にして）

第9回

財産権と生産者保護（2017年司法試験予備試験を題材にして）

第10回

世襲議員に関する立候補の自由の制限（2013年司法試験予備試験を題材にして）

第11回

公的管理下に置かれた労働者に対する労働基本権の制限（2022年司法試験予備試験を題材にして）

第12回

地方議会内部紛争の法律上の争訟性（2018年司法試験予備試験を題材にして）

第13回

最高裁判所裁判官国民審査制、憲法判例変更の可否（2012年司法試験予備試験を題材にして）

第14回

違憲審査権の範囲（2015年司法試験予備試験を題材にして）

第15回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する。

<参考書>

授業内で適宜指示する。

科目名	担当者名	配当	期	単位
憲法特別演習[後期]	大塚翔吾	2 必	後期	2

■講義内容■

事例問題を題材として取り上げ、①事案の分析、②原告の主張、③被告の反論、④私見の構築等を、自ら執筆表現できるような訓練が講義内容となる。そのプロセスとして、受講者に事前の法律文書提出を求めるとともに、授業時間内にて受講者相互や担当者との多方向での議論を求める。法律文書の添削や講義での解説等により、問題の分析、検討、判断、文章表現の訓練を積む。

※教員の判断により、Google Meet 等によるリモート授業が実施されることがあるので、対応できるよう準備をしておいていただきたい。

■シラバス■

<科目のねらい>

法曹として必要不可欠な憲法訴訟に関する知識とスキルをはじめ、思考力・分析力・判断力・表現力を身に着ける。また、法曹として必要不可欠な人権感覚を修得させたい。

<到達目標>

上記「科目の狙い」の達成度は、当面は司法試験合格レベルをクリアすることである。しかし、より高度で、法曹として自立できる上級レベルに達することを願っている。

<履修の前提>

憲法I・II・IIIを履修し終えていること。

<予・復習に要する時間>

予習に3時間、復習に2時間を要すると思われる。

<科目の内容>

第1回

オリエンテーション、憲法起案の方法

第2回

法の下での平等と積極的差別是正措置（2011年司法試験予備試験を題材にして）

第3回

信教の自由と学校教育（2019年司法試験予備試験を題材にして）

第4回

表現の自由と広告物掲示・印刷物配布規制（2021年司法試験予備試験を題材にして）

第5回

消極的表現の自由、結社の自由と給付活動（2016年司法試験予備試験を題材にして）

第6回

取材の自由と犯罪被害者等の保護（2020年司法試験予備試験を題材にして）

第7回

中間テスト

第8回

営業の自由と商店街加入義務（2014年司法試験予備試験を題材にして）

第9回

財産権と生産者保護（2017年司法試験予備試験を題材にして）

第 10 回

世襲議員に関する立候補の自由の制限（2013 年司法試験予備試験を題材にして）

第 11 回

公的管理下に置かれた労働者に対する労働基本権の制限（2022 年司法試験予備試験を題材にして）

第 12 回

地方議会内部紛争の法律上の争訟性（2018 年司法試験予備試験を題材にして）

第 13 回

最高裁判所裁判官国民審査制、憲法判例変更の可否（2012 年司法試験予備試験を題材にして）

第 14 回

違憲審査権の範囲（2015 年司法試験予備試験を題材にして）

第 15 回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する。

<参考書>

授業内で適宜指示する。

科目名	担当者名	配当	期	単位
行政法[前期]	趙元済	1必	前期	2

■講義内容■

社会・経済構造の複雑多様化は、行政的諸活動の必然的な増加をもたらした。その結果、行政活動は多岐にわたり、その実態はさまざまである。このため、大雑把にいつて行政に関する法である行政法も、その領域と数を増やしてきた。行政法たるものには、行政手続法、行政救済法、行政情報公開法などの一般法のほか、地方自治法、都市計画法、建築基準法、環境法、警察官職務執行法、教育法、社会保障法などの多くの個別法律がこれにあたる。

ところが、行政法（学）は、以上の個別法を直接対象とするものではなく、行政に関する法現象（公法上の法律関係ないし権利義務関係）あるいは直裁に行政活動を対象とし、行政法の一般原理などに関する「行政法総論」について解説するものである。

ちなみに、本授業で取り上げる行政法の内容は、平成22年3月13日に、「法科大学院コア・カリキュラム調査研究」グループによって、文部科学省大学改革推進等補助金事業として行われた法科大学院共通的到達目標案コア・カリキュラムの目次に沿って作成したものである。

■シラバス■

<科目のねらい>

行政法をはじめ勉強するという法学部の未履修者もいることを勘案し、行政法の一般原理などに関する解説を通じて、受講者の行政法的リガルマインドの涵養にある。このため、裁判例の具体的な検討などについては、可能な限り、他の行政法演習科目に回すことにする。

そして、受講者は最終的に法曹人を目指すということを考慮すれば、私人と行政との間に生じた紛争を、いかに解決できるかが問われる。このため、本講義の先に立って、当該法的紛争の解決の主要な道具である「行政救済法」について概説する。この中で、行政事件訴訟法の定める行政訴訟は、裁判所が行政処分の違法性を審査し、行政権の違法な行使から私人の権利利益を救済保護するという制度的措置である。このため、行政事件訴訟法は、行政法（学）を勉強する上で、必要不可欠なものといえよう。このため、行政法学の履修と平行して、各受講者は自ら行政事件訴訟法について勉強することを勧めたい。

また、本授業は、以下の順に従って行うことになるが、授業の効果を高めるために、各人は予習することを強く求められる。したがって、授業当日は、少人数教育のメリットを最大限に活かすために、主として質疑応答によって当該テーマに関する理解を深めさせることを、本授業のねらいとする。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回の授業予習に4時間と復習に2時間が要されよう。

<科目の内容>

第1回

基本的概念

行政法とは何か、行政過程、法治主義、法治主義の具体的な内容、法治主義と司法権、法治主義と信義則などについて見てみる。

第2回

行政処分の行政過程

第3回

法規命令と行政契約

第4回

規制行政及び給付行政、届出、行政指導の行政過程

第5回

行政調査と行政計画の行政過程

第6回

行政上の義務履行確保のための方法

行政上の義務違反に対する強制執行、行政上の義務違反に対する制裁などについて見てみる。

第7回

行政過程の手続的規律

第8回

行政過程の手続的規律

憲法上の適正手続の要請、行政手続法などについて見てみる。

第9回

行政組織と行政過程の担い手

第10回

情報公開制度と裁判過程

第11回

個人情報保護と裁判過程

行政組織と法令、行政組織と権限、国及び地方公共団体以外の組織による行政活動、情報公開と個人情報保護などについて見てみる。裁判過程については、主観訴訟と客観訴訟との違いや行政訴訟の概略が対象となる。

第12回

行政処分の実体的違法事由の検討能力

第13回

行政処分の実体的違法事由の検討能力

行政処分の違法事由としての法令違反、行政処分の違法事由としての裁量判断の合理性欠如、行政処分の違法事由としての委任命令の限界、行政処分の違法事由としての自主条例の限界、行政処分の違法事由としての信義則違反及び行政権の濫用などについて見てみる。

第14回

行政処分の手続的違法事由の検討能力

行政処分の違法事由としての手続違反、行政処分の違法事由としての行政調査などについて見てみる。

第15回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
行政法〔後期〕	趙元済	1 必	後期	2

■講義内容■

社会・経済構造の複雑多様化は、行政的諸活動の必然的な増加をもたらした。その結果、行政活動は多岐にわたり、その実態はさまざまである。このため、大雑把にいつて行政に関する法である行政法も、その領域と数を増やしてきた。行政法たるものには、行政手続法、行政救済法、行政情報公開法などの一般法のほか、地方自治法、都市計画法、建築基準法、環境法、警察官職務執行法、教育法、社会保障法などの多くの個別法律がこれにあたる。

ところが、行政法（学）は、以上の個別法を直接対象とするものではなく、行政に関する法現象（公法上の法律関係ないし権利義務関係）あるいは直裁に行政活動を対象とし、行政法の一般原理などに関する「行政法総論」について解説するものである。

ちなみに、本授業で取り上げる行政法の内容は、平成22年3月13日に、「法科大学院コア・カリキュラム調査研究」グループによって、文部科学省大学改革推進等補助金事業として行われた法科大学院共通的到達目標案コア・カリキュラムの目次に沿って作成したものである。

■シラバス■

<科目のねらい>

行政法をはじめ勉強するという法学部の未履修者もいることを勘案し、行政法の一般原理などに関する解説を通じて、受講者の行政法的リガルマインドの涵養にある。このため、裁判例の具体的な検討などについては、可能な限り、他の行政法演習科目に回すことにする。

そして、受講者は最終的に法曹人を目指すということを考慮すれば、私人と行政との間に生じた紛争を、いかに解決できるかが問われる。このため、本講義の先に立って、当該法的紛争の解決の主要な道具である「行政救済法」について概説する。この中で、行政事件訴訟法の定める行政訴訟は、裁判所が行政処分の違法性を審査し、行政権の違法な行使から私人の権利利益を救済保護するという制度的措置である。このため、行政事件訴訟法は、行政法（学）を勉強する上で、必要不可欠なものといえよう。このため、行政法学の履修と平行して、各受講者は自ら行政事件訴訟法について勉強することを勧めたい。

また、本授業は、以下の順に従って行うことになるが、授業の効果を高めるために、各人は予習することを強く求められる。したがって、授業当日は、少人数教育のメリットを最大限に活かすために、主として質疑応答によって当該テーマに関する理解を深めさせることを、本授業のねらいとする。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回の授業予習に4時間と復習に2時間が要されよう。

<科目の内容>

第1回

基本的概念

行政法とは何か、行政過程、法治主義、法治主義の具体的な内容、法治主義と司法権、法治主義と信義則などについて見てみる。

第2回

行政処分の行政過程

第3回

法規命令と行政契約

第4回

規制行政及び給付行政、届出、行政指導の行政過程

第5回

行政調査と行政計画の行政過程

第6回

行政上の義務履行確保のための方法

行政上の義務違反に対する強制執行、行政上の義務違反に対する制裁などについて見てみる。

第7回

行政過程の手続的規律

第8回

行政過程の手続的規律

憲法上の適正手続の要請、行政手続法などについて見てみる。

第9回

行政組織と行政過程の担い手

第10回

情報公開制度と裁判過程

第11回

個人情報保護と裁判過程

行政組織と法令、行政組織と権限、国及び地方公共団体以外の組織による行政活動、情報公開と個人情報保護などについて見てみる。裁判過程については、主観訴訟と客観訴訟との違いや行政訴訟の概略が対象となる。

第12回

行政処分の実体的違法事由の検討能力

第13回

行政処分の実体的違法事由の検討能力

行政処分の違法事由としての法令違反、行政処分の違法事由としての裁量判断の合理性欠如、行政処分の違法事由としての委任命令の限界、行政処分の違法事由としての自主条例の限界、行政処分の違法事由としての信義則違反及び行政権の濫用などについて見てみる。

第14回

行政処分の手続的違法事由の検討能力

行政処分の違法事由としての手続違反、行政処分の違法事由としての行政調査などについて見てみる。

第15回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
行政法特別演習[前期]	趙 元済	2 必	前期	2

■講義内容■

演習の主たる内容は、行政事件訴訟法である。本授業の主たる目的は、行政事件訴訟法の理解と、とくに私人が行政事件訴訟の定める抗告訴訟を用いて、いかに行政庁による権益侵害からその救済を求められるかの考究にある。ちなみに、本授業で取り上げる行政法の内容は、平成 22 年 3 月 13 日に、「法科大学院コア・カリキュラム調査研究」グループによって、文部科学省大学改革推進等補助金事業として行われた法科大学院共通的到達目標案コア・カリキュラムの目次に沿って作成したものである。

■シラバス■

<科目のねらい>

本演習は、以下の順に従って行うことになるが、演習の効果を高めるために、各人は予習することを強く求められる。したがって、授業当日は、少人数教育のメリットを最大限に活かすために、主として質疑応答によって当該テーマに関する理解を深めさせることを、本授業のねらいとする。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回の授業予習に 4 時間と復習に 2 時間が要されよう。

<科目の内容>

第 1 回

行政上の不服申立制度の運用能力

第 2 回

取消訴訟の訴訟要件 — 処分性と原告適格

第 3 回

取消訴訟の訴訟要件 — 処分性と原告適格

第 4 回

取消訴訟の訴訟手続的要件

第 5 回

取消訴訟の本案審理

第 6 回

取消訴訟の本案審理

第 7 回

取消訴訟の判決の種類及び効力並びに教示制度

第 8 回

無効等確認訴訟と不作為違法確認訴訟

第 9 回

義務付け訴訟及び差止め訴訟と抗告訴訟における仮の救済

第 10 回

義務付け訴訟及び差止め訴訟と抗告訴訟における仮の救済

第 11 回

公法上の当事者訴訟の運用能力

第 12 回

国家賠償法に基づく損害賠償請求権に関する検討能力

第 13 回

国家賠償法に基づく損害賠償請求権に関する検討能力

第 14 回

損失補償請求権の検討能力

第 15 回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
行政法特別演習[後期]	趙 元済	2 必	後期	2

■講義内容■

演習の主たる内容は、行政事件訴訟法である。本授業の主たる目的は、行政事件訴訟法の理解と、とくに私人が行政事件訴訟の定める抗告訴訟を用いて、いかに行政庁による権益侵害からその救済を求められるかの考究にある。ちなみに、本授業で取り上げる行政法の内容は、平成 22 年 3 月 13 日に、「法科大学院コア・カリキュラム調査研究」グループによって、文部科学省大学改革推進等補助金事業として行われた法科大学院共通的到達目標案コア・カリキュラムの目次に沿って作成したものである。

■シラバス■

<科目のねらい>

本演習は、以下の順に従って行うことになるが、演習の効果を高めるために、各人は予習することを強く求められる。したがって、授業当日は、少人数教育のメリットを最大限に活かすために、主として質疑応答によって当該テーマに関する理解を深めさせることを、本授業のねらいとする。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回の授業予習に 4 時間と復習に 2 時間が要されよう。

<科目の内容>

第 1 回

行政上の不服申立制度の運用能力

第 2 回

取消訴訟の訴訟要件 — 処分性と原告適格

第 3 回

取消訴訟の訴訟要件 — 処分性と原告適格

第 4 回

取消訴訟の訴訟手続的要件

第 5 回

取消訴訟の本案審理

第 6 回

取消訴訟の本案審理

第 7 回

取消訴訟の判決の種類及び効力並びに教示制度

第 8 回

無効等確認訴訟と不作為違法確認訴訟

第 9 回

義務付け訴訟及び差止め訴訟と抗告訴訟における仮の救済

第 10 回

義務付け訴訟及び差止め訴訟と抗告訴訟における仮の救済

第 11 回

公法上の当事者訴訟の運用能力

第 12 回

国家賠償法に基づく損害賠償請求権に関する検討能力

第 13 回

国家賠償法に基づく損害賠償請求権に関する検討能力

第 14 回

損失補償請求権の検討能力

第 15 回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
憲法発展演習[前期]	趙 元济/日笠完治	2 必	前期	2

■講義内容■

講義内容としては、「憲法」に関連する様々な分野も含むことになる。

本講義では、過去の本番司法試験の論文問題を 検討対象として取り上げることにする。その意味で、講義内容は、司法試験問題と言うことになる。

分析力の養成と言う観点において、問題の分析・分析結果の整理・憲法上の論点抽出について、「出題意図」「採点雑感」を先読みするのではなく、「問題文」自体から 独力で争点と論点抽出する力を身に付けること、そのために受講者の準備と議論が授業内容となる。

次に、「論文構成」を「問題」から「結論」へ向けて、すなわち複合的な「諸論点と各結論」への流れに沿って、「条文と解釈」、「原則と例外」、「規範定立と事案適用」、「判断枠組みと判断基準」、「審査基準の確定とその正当性」、「審査基準とその正確な適用」、「結論の正当性と妥当性」などの観点から、「多方向で議論」を行うことも授業内容とする。

関連の判例研究も行う。その上で、表現力と論理性を磨くことも、講義内容とする。

授業は、2回1組とする。検討研究を1回行なって、復讐をした後、実践演習を行う。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義のねらいとしては、本講義は憲法の最終的な仕上げを行う科目と位置づけられているので、法曹として憲法関連の問題解決能力つまり司法試験の短答式及び論文式試験に合格できる総合的な能力の育成・発展である。

<到達目標>

到達目標は、法曹にとって必要不可欠な憲法学的学識と問題解決能力を身に付けることである。

<履修の前提>

憲法 I・II・III を履修し終えていること。

憲法特別演習と同時並行的に履修することは、集中学習の観点からは、能率的とも思われるが、その際には、負担が大きいこと及び科目間のレベルの差を十分に意識しておく必要がある。その意味で、同時履修にするかどうかは履修者の自由意志に任せる。

憲法発展演習は、選択必修科目であるので、出来る限り少人数授業を実施することを望む。したがって、前期・後期バランスよく履修者が分かれることを希望する。

<予・復習に要する時間>

①予習に 1.5 時間。事前に授業の課題となる問題を熟読し、論点を書き出す、判例・学説などの基礎知識の確認と補充学修を行うことに集中してほしい。

②復習に、3.5 時間。可能であれば、2 時間の時間制限を設けて、実際に自筆で論文作成を行っていただきたい。その上で、出題趣旨及び採点雑感を読んで、自ら作成した法律文書をモニターしてもらいたい。自問自答は、能力育成のためには必要不可欠である。もし問題点があれば、遠慮なく質問に来てほしい。

<科目の内容>

第 1 回

①オリエンテーション→ 授業の進め方、及び、到達目標について説明する。

②令和5年本番司法試験の公法系第1問（憲法）を扱う。

第2回

令和5年本番司法試験の公法系第1問（憲法）・実践演習

第3回

令和4年本番司法試験の公法系第1問（憲法）の検討・研究

第4回

令和4年（令和31年）本番司法試験の公法系第1問（憲法）・実践演習

第5回

令和3年本番司法試験の公法系第1問（憲法）の検討・研究

第6回

令和3年本番司法試験の公法系第1問（憲法）・実践演習

第7回

令和2年本番司法試験の公法系第1問（憲法）の検討・研究

第8回

令和2年本番司法試験の公法系第1問（憲法）・実践演習

第9回

中間テスト

試験時間 100分

持込 司法試験用六法

筆記具 黒のペン

出題範囲 1回から8回までに学修した問題から、1題出題する。

第10回

令和元年本番司法試験の公法系第1問（憲法）の検討・研究

第11回

令和元年本番司法試験の公法系第1問（憲法）・実践演習

第12回

平成30年本番司法試験の公法系第1問（憲法）の検討・研究

第13回

平成30年本番司法試験の公法系第1問（憲法）・実践演習

第14回

①平成29年本番司法試験の公法系第1問（憲法）の検討・研究

②平成28年本番司法試験の公法系第1問（憲法）の検討・研究

第15回

定期試験

試験時間 90分

持込 司法試験用六法

筆記 黒のペン使用のこと

出題範囲 授業で演習した問題から1題出題する

<教科書>

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選 [第7版] I・II』（2019, 有斐閣）

<参考書>

自分で今まで使用してきたテキストを参考書として用いて、学修を進めてください。

科目名	担当者名	配当	期	単位
憲法発展演習[後期]	趙 元济/日笠完治	2 必	後期	2

■講義内容■

講義内容としては、「憲法」に関連する様々な分野も含むことになる。

本講義では、過去の本番司法試験の論文問題を 検討対象として取り上げることにする。その意味で、講義内容は、司法試験問題とすることになる。

分析力の養成と言う観点において、問題の分析・分析結果の整理・憲法上の論点抽出について、「出題意図」「採点雑感」を先読みするのではなく、「問題文」自体から 独力で争点と論点抽出する力を身に付けること、そのために受講者の準備と議論が授業内容となる。

次に、「論文構成」を「問題」から「結論」へ向けて、すなわち複合的な「諸論点と各結論」への流れに沿って、「条文と解釈」、「原則と例外」、「規範定立と事案適用」、「判断枠組みと判断基準」、「審査基準の確定とその正当性」、「審査基準とその正確な適用」、「結論の正当性と妥当性」などの観点から、「多方向で議論」を行うことも授業内容とする。

その上で、表現力と論理性を磨くことも、講義内容とする。

関連の判例研究も行う。その上で、表現力と論理性を磨くことも、講義内容とする。

授業は、2回1組とする。検討研究を1回行なって、復讐をした後、実践演習を行う。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義のねらいとしては、本講義は憲法の最終的な仕上げを行う科目と位置づけられているので、法曹として憲法関連の問題解決能力つまり司法試験の短答式及び論文式試験に合格できる総合的な能力の育成・発展である。

<到達目標>

到達目標は、法曹にとって必要不可欠な憲法学的学識と問題解決能力を身に付けることである。

<履修の前提>

憲法 I・II・III を履修し終えていること。

憲法特別演習と同時並行的に履修することは、集中学習の観点からは、能率的とも思われるが、その際には、負担が大きいこと及び科目間のレベルの差を十分に意識しておく必要がある。その意味で、同時履修にするかどうかは履修者の自由意志に任せる。

憲法発展演習は、選択必修科目であるので、出来る限り少人数授業を実施することを望む。したがって、前期・後期バランスよく履修者が分かれることを希望する。

<予・復習に要する時間>

①予習に 1.5 時間。事前に授業の課題となる問題を熟読し、論点を書き出す、判例・学説などの基礎知識の確認と補充学修を行うことに集中してほしい。

②復習に、3.5 時間。可能であれば、2 時間の時間制限を設けて、実際に自筆で論文作成を行っていただきたい。その上で、出題趣旨及び採点雑感を読んで、自ら作成した法律文書をモニターしてもらいたい。自問自答は、能力育成のためには必要不可欠である。もし問題点があれば、遠慮なく質問に来てほしい。

<科目の内容>

第 1 回

①オリエンテーション 授業の進め方、及び、到達目標について説明する。

②令和6年本番司法試験の公法系第1問（憲法）の検討・研究

第2回

令和6年本番司法試験の公法系第1問（憲法）・実践演習

第3回

令和5年本番司法試験の公法系第1問（憲法）の検討・研究

第4回

令和5年本番司法試験の公法系第1問（憲法）・実践演習

第5回

令和4年本番司法試験の公法系第1問（憲法）の検討・研究

第6回

令和4年本番司法試験の公法系第1問（憲法）・実践演習

第7回

令和3年本番司法試験の公法系第1問（憲法）の検討・研究。

第8回

令和3年本番司法試験の公法系第1問（憲法） ・実践演習

第9回

中間テスト

試験時間 100分

持込 司法試験用六法

筆記具 黒のペン

出題範囲 1回から8回までに学修した問題から、1題出題する。

第10回

令和2年本番司法試験の公法系第1問（憲法）の検討・研究。

第11回

令和2年本番司法試験の公法系第1問（憲法） ・実践演習。

第12回

令和元年本番司法試験の公法系第1問（憲法）の検討・研究

第13回

令和元年本番司法試験の公法系第1問（憲法） ・実践演習

第14回

平成31年本番司法試験の公法系第1問（憲法）の検討・研究

平成30年本番司法試験の公法系第1問（憲法）の検討・研究

第15回

定期試験

試験時間 90分

持込 司法試験用六法

筆記 黒のペン使用のこと

出題範囲 授業で演習した問題から1題出題する

<教科書>

長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選 [第7版] I・II』（2019, 有斐閣）

<参考書>

自分で今まで使用してきたテキストを参考書として用いて、学修を進めてください。

科目名	担当者名	配当	期	単位
行政法発展演習[前期]	趙 元済	3 必	前期	2

■講義内容■

本演習は、過去の司法試験行政法論文試験問題を取り上げ、同問題の検討を通じて、行政に関する個別法の理解を深めることはもちろんのこと、同問題の練習などを行い、これらによって最終的に実戦的なリーガル・ライティングの向上をその内容とする。

■シラバス■

<科目のねらい>

本演習は、過去の司法試験行政法論文試験問題を行うことになるが、演習の効果を高めるために、各人あるいは各グループは事前に問題を検討し、各人の作成した解答をもって報告することを求められる。したがって、演習当日は、主として質疑応答によって当該テーマに関する理解を深めさせることを、本演習のねらいとする。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。司法試験行政法論文試験の要求する時間以内に解答することにある。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

事例問題の訴状作成の予習時間に一概にはいえないが、4時間ないし6時間と復習に1時間は要されよう。

<科目の内容>

第1回

全体の流れの説明と演習報告の分担、打ち合わせをしたい。

第2回

各年度の司法試験行政法論文試験問題

第3回

各年度の司法試験行政法論文試験問題

第4回

各年度の司法試験行政法論文試験問題

第5回

各年度の司法試験行政法論文試験問題

第6回

各年度の司法試験行政法論文試験問題

第7回

中間総括

第8回

各年度の司法試験行政法論文試験問題

第9回

各年度の司法試験行政法論文試験問題

第10回

各年度の司法試験行政法論文試験問題

第 11 回

各年度の司法試験行政法論文試験問題

第 12 回

各年度の司法試験行政法論文試験問題

第 13 回

各年度の司法試験行政法論文試験問題

第 14 回

補足および予備

第 15 回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
行政法発展演習[後期]	趙 元済	3 必	後期	2

■講義内容■

本演習は、以下のような紛争に則して、紛争解決の方法などの検討を通じて、行政に関する個別法の理解を深めることはもちろんのこと、事例問題の練習などを行い、これらによって最終的に実戦的なリーガル・ライティングの向上をその内容とする。

■シラバス■

<科目のねらい>

本演習は、以下に示したテーマに従って事例問題の検討を行うことになるが、演習の効果を高めるために、各人あるいは各グループは事前に事例問題を検討分析し、報告することを求められる。したがって、演習当日は、主として質疑応答によって当該テーマに関する理解を深めさせることを、本演習のねらいとする。

<到達目標>

「科目のねらい」の到達を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回の授業予習に3時間と復習に1時間が要されよう。

<科目の内容>

第1回

建築基準法第42条第2項にいう「みなし道路指定」の告示をめぐる紛争

第2回

法令違反の可否と、当該法令違反を理由とする強制送還をめぐる紛争

第3回

介護保険法令の違反の是正を求める勧告をめぐる紛争と事例

第4回

建築基準法第43条第2項などにいう接道義務違反の可否をめぐる紛争

第5回

地方公共団体の随意契約による財産売却の是非をめぐる紛争

第6回

モーターボート舟券場外発売場の設置許可をめぐる紛争

第7回

中間総括

第8回

道路区域決定という都市計画決定をめぐる紛争

第9回

土地区画整理組合の定款変更に対する知事の認可をめぐる紛争

第10回

採石法上の採石認可（許可）申請に対する知事の拒否処分をめぐる紛争

第11回

消防法と危険物政令の関係規定にいう保安距離違反を理由として、消防法第12条第2項に基づいてなされた灯油販売業等取扱所の移転命令をめぐる紛争

第12回

スーパー銭湯の設置をめぐる紛争

第13回

道路の路線廃止をめぐる紛争

第14回

演習講評および補足

第15回

定期試験

<教科書>

第1回目の授業において指示する。

<参考書>

授業中、適宜に指示する。

<判例集>

判例百選などを読むのもよいが、判決全文を直接読むことが望ましい。

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法I[前期]	土居俊平/青野博之	1 必	前期	2

■講義内容■

民法総則を対象とし、法学未修者用に開講される法律基本科目（民事法系）である。主に、売買契約、賃貸借契約、消費貸借契約、不法行為の事例を用いて検討する。

■シラバス■

<科目のねらい>

この科目において基礎的な事項を体系的に理解した後、民法特別演習I・IIにおいて判例などを深く検討することができるようにしたい。事例を分析し、その事例における法的問題の所在を明らかにし、どんな条文・判例・法理が適用されるべきかについて条文などを説明した後に、これを事例に適用し、論理的に結論を導き出すことができるようにしたい。具体例に対して法学未修者が条文などをどのように適用していくべきかを受講生に質問し、その回答を基にしてさらに展開していくという、双方向的な講義をする。双方向的な講義を実現するために、あらかじめ、具体例を受講生に提示しておくとともに、予習すべき制度・概念を指摘しておく。また、共通的な到達目標モデルに掲げられた項目のうち、授業で取り扱ったもの、自学自習に委ねたものを明らかにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

1年前期に履修するのが望ましい。

<予・復習に要する時間>

予習 90 分、復習 150 分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

自然人・権利能力・意思能力・行為能力（1）

第2回

行為能力（2）・住所・失踪宣告

第3回

物・法律行為

第4回

心裡留保・虚偽表示

第5回

錯誤

第6回

詐欺・強迫・消費者契約法

第7回

代理総論

第8回

表見代理

第9回

無権代理

第 10 回

無効・取消し

第 11 回

取得時効

第 12 回

消滅時効

第 13 回

完成猶予・更新

第 14 回

法人

第 15 回

定期試験

<教科書>

中田邦博ほか『新プリメール民法 1（第 3 版）』（法律文化社、2022 年）。債権法改正後のものであれば、大きな不都合はない。

<参考書>

山野目章夫『民法概論 1（第 2 版）』（有斐閣、2022 年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法I[後期]	土居俊平/青野博之	1 必	後期	2

■講義内容■

民法総則を対象とし、法学未修者用に開講される法律基本科目（民事法系）である。主に、売買契約、賃貸借契約、消費貸借契約、不法行為の事例を用いて検討する。

■シラバス■

<科目のねらい>

この科目において基礎的な事項を体系的に理解した後、民法特別演習I・IIにおいて判例などを深く検討することができるようにしたい。事例を分析し、その事例における法的問題の所在を明らかにし、どんな条文・判例・法理が適用されるべきかについて条文などを説明した後に、これを事例に適用し、論理的に結論を導き出すことができるようにしたい。具体例に対して法学未修者が条文などをどのように適用していくべきかを受講生に質問し、その回答を基にしてさらに展開していくという、双方向的な講義をする。双方向的な講義を実現するために、あらかじめ、具体例を受講生に提示しておくとともに、予習すべき制度・概念を指摘しておく。また、共通的な到達目標モデルに掲げられた項目のうち、授業で取り扱ったもの、自学自習に委ねたものを明らかにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

1年前期に履修するのが望ましい。

<予・復習に要する時間>

予習 90 分、復習 150 分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

自然人・権利能力・意思能力・行為能力（1）

第2回

行為能力（2）・住所・失踪宣告

第3回

物・法律行為

第4回

心裡留保・虚偽表示

第5回

錯誤

第6回

詐欺・強迫・消費者契約法

第7回

代理総論

第8回

表見代理

第9回

無権代理

第 10 回

無効・取消し

第 11 回

取得時効

第 12 回

消滅時効

第 13 回

完成猶予・更新

第 14 回

法人

第 15 回

定期試験

<教科書>

中田邦博ほか『新プリメール民法 1（第 3 版）』（法律文化社、2022 年）。債権法改正後のものであれば、大きな不都合はない。

<参考書>

山野目章夫『民法概論 1（第 2 版）』（有斐閣、2022 年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法Ⅱ[前期]	土居俊平	1 必	前期	2

■講義内容■

本科目は、法学未修者用に開講される法律基本科目（民事法系）の一つである。いわゆる物権法と称される部分を講義対象とする。即ち、「民法 第2編 物権」のうち、「第1章 総則」から「第6章 地役権」まで（175条～294条）を講義対象とする。具体的には、二重譲渡（177条参照）、即時取得（192条）、共有（249条以下）等が講義対象となる。

■シラバス■

<科目のねらい>

受講生が初学者であることを前提とした上で、実務法曹になるのに必要とされる応用のきく骨太な基礎力を身につけてもらうべく講義展開する。講義の順序としては民法並びに物権法の全体構造を十分に把握した上で、個々の事項を解説していく。個々の事項を解説するにあっては、特に条文・判例の正確な理解がなされるように留意する。講義スタイルとしては、一方的に教員が解説するスタイルの講義ではなく双方向・多方向的な講義となるべく受講者諸君に度々質問するとともに、時間の許す限り応用的・発展的な事項についても共に考えていくこととしたい。本科目に限った話ではないが、法科大学院での学修においては、作業していることを勉強していると勘違いすることがあるが、自分の頭を使っていない限り学修ではないことを常に意識してもらいたい。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

令和4年4月入学者及びそれ以前に入学した学生諸君（未修者コース）は、全員、本科目を令和6年度前期に履修すること。

<予・復習に要する時間>

予習 90分、復習 150分(あくまで目安に過ぎない、個々人による差異はある)

<科目の内容>

第1回

物権法の全体構造

民法全体の概観並びに物権法の全体構造の把握並びに物権と債権の比較を行う。

第2回

物権の意義

直接性・排他性の意味、物権法定主義、物権の種類、物権の客体について検討する。

第3回

物権の効力

物権的効力と優先的効力につき学び、「売買は賃貸借を破る」との法格言を具体的に検討する。

第4回

不動産物権変動①

公示の原則及び公信の原則を詳細に検討したうえで、両者の違いについても触れていく。

第5回

不動産物権変動②

無権利者から不動産を取得した第三者は保護されないのが原則であるが、例外的にかような第三者を保護するための法理論として機能している 94 条 2 項類推適用理論について、詳細に検討する。

第 6 回

不動産物権変動③

意思主義と形式主義の対立及び物権変動時期について触れた後、不動産登記とはいかなるものか概観する。

第 7 回

不動産物権変動④

177 条「第三者」の意味するところを確認し、登記がなければ対抗できない第三者とは誰なのか、また、登記なくして対抗しうる第三者とは誰なのか、について検討する。

第 8 回

不動産物権変動⑤

177 条の応用事例（詐欺取消後の第三者と真の権利者の優劣の問題など）につき検討する。

第 9 回

不動産物権変動⑥

引き続き、177 条の応用事例につき検討する。

第 10 回

動産物権変動

178 条「引渡し」の意義を確認した上で、第三者保護規定である即時取得（192 条）に関する議論を検討する。

第 11 回

所有権①

所有権の性質・内容、所有権に基づく物権的請求権について検討する。

第 12 回

所有権②

共有に関する諸問題につき検討する。

第 13 回

占有権

占有制度の存在理由、占有の意義・種類、占有訴権について検討する。

第 14 回

用益物権

4 種類ある用益物権（地上権・永小作権・地役権・入会権）の重要項目につき検討する。

第 15 回

定期試験

※上記の予定は、講義改善のため変更される可能性がある。

<教科書>

1. 裁判所職員総合研修所監修『民法概説（五訂版）』（司法協会、2021 年）

（本書の ISBN 9784906929894）

2. 六法

（必ず持参すること、各自が日頃から使用しているものでよい）

※教科書は五訂版を使用する。受講生諸君にあっては、必ず五訂版を準備した上で教室に持参するようにしてもらいたい。

<参考書>

- 安永正昭『講義 物権・担保物権法〔第4版〕』（有斐閣、2021年）
日本弁護士連合会 所有者不明土地問題等に関するワーキンググループ編『新しい土地所有法制の解説』（有斐閣、2021年）
村松秀樹＝大谷太『Q&A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法』（きんざい、2022年）
我妻榮＝有泉亨『新訂 物権法（民法講義II）』（岩波書店、1983年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法Ⅱ[後期]	土居俊平	1 必	後期	2

■講義内容■

本科目は、法学未修者用に開講される法律基本科目（民事法系）の一つである。いわゆる物権法と称される部分を講義対象とする。即ち、「民法 第2編 物権」のうち、「第1章 総則」から「第6章 地役権」まで（175条～294条）を講義対象とする。具体的には、二重譲渡（177条参照）、即時取得（192条）、共有（249条以下）等が講義対象となる。

■シラバス■

<科目のねらい>

受講生が初学者であることを前提とした上で、実務法曹になるのに必要とされる応用のきく骨太な基礎力を身につけてもらうべく講義展開する。講義の順序としては民法並びに物権法の全体構造を十分に把握した上で、個々の事項を解説していく。個々の事項を解説するにあっては、特に条文・判例の正確な理解がなされるように留意する。講義スタイルとしては、一方的に教員が解説するスタイルの講義ではなく双方向・多方向的な講義となるべく受講者諸君に度々質問するとともに、時間の許す限り応用的・発展的な事項についても共に考えていくこととしたい。本科目に限った話ではないが、法科大学院での学修においては、作業していることを勉強していると勘違いすることがあるが、自分の頭を使っていない限り学修ではないことを常に意識してもらいたい。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

履修モデルに基づき、履修すること。即ち、令和4年4月入学者（未修者コース）は、全員、本科目を令和4年度前期に履修すること。

<予・復習に要する時間>

予習 90分、復習 150分(あくまで目安に過ぎない、個々人による差異はある)

<科目の内容>

第1回

物権法の全体構造

民法全体の概観並びに物権法の全体構造の把握並びに物権と債権の比較を行う。

第2回

物権の意義

直接性・排他性の意味、物権法定主義、物権の種類、物権の客体について検討する。

第3回

物権の効力

物権的効力と優先的効力につき学び、「売買は賃貸借を破る」との法格言を具体的に検討する。

第4回

不動産物権変動①

公示の原則及び公信の原則を詳細に検討したうえで、両者の違いについても触れていく。

第5回

不動産物権変動②

無権利者から不動産を取得した第三者は保護されないのが原則であるが、例外的にかような第三者を保護するための法理論として機能している 94 条 2 項類推適用理論について、詳細に検討する。

第 6 回

不動産物権変動③

意思主義と形式主義の対立及び物権変動時期について触れた後、不動産登記とはいかなるものか概観する。

第 7 回

不動産物権変動④

177 条「第三者」の意味するところを確認し、登記がなければ対抗できない第三者とは誰なのか、また、登記なくして対抗しうる第三者とは誰なのか、について検討する。

第 8 回

不動産物権変動⑤

177 条の応用事例（詐欺取消後の第三者と真の権利者の優劣の問題など）につき検討する。

第 9 回

不動産物権変動⑥

引き続き、177 条の応用事例につき検討する。

第 10 回

動産物権変動

178 条「引渡し」の意義を確認した上で、第三者保護規定である即時取得（192 条）に関する議論を検討する。

第 11 回

所有権①

所有権の性質・内容、所有権に基づく物権的請求権について検討する。

第 12 回

所有権②

共有に関する諸問題につき検討する。

第 13 回

占有権

占有制度の存在理由、占有の意義・種類、占有訴権について検討する。

第 14 回

用益物権

4 種類ある用益物権（地上権・永小作権・地役権・入会権）の重要項目につき検討する。

第 15 回

定期試験

※上記の予定は、講義改善のため変更される可能性がある。

<教科書>

1. 裁判所職員総合研修所監修『民法概説（五訂版）』（司法協会、2021 年）
（本書の ISBN 9784906929894）
2. 六法
（必ず持参すること、各自が日頃から使用しているものでよい）

※教科書は五訂版を使用する。受講生諸君にあっては、必ず五訂版を準備した上で教室に持参するようにしてもらいたい。

<参考書>

安永正昭『講義 物権・担保物権法〔第4版〕』（有斐閣、2021年）

日本弁護士連合会 所有者不明土地問題等に関するワーキンググループ編『新しい土地所有法制の解説』（有斐閣、2021年）

村松秀樹＝大谷太『Q&A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法』（きんざい、2022年）

我妻榮＝有泉亨『新訂 物権法（民法講義II）』（岩波書店、1983年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法IV[前期]	土居俊平/青野博之	1 必	前期	2

■講義内容■

民法の債権法に関連する分野のうち、債権総論を対象とし、法学未修者用に開講される法律基本科目（民事法系）である。主に、売買契約、賃貸借契約、消費貸借契約、不法行為の事例を用いて検討する。

■シラバス■

<科目のねらい>

この科目において基礎的な事項を体系的に理解した後、民法特別演習I・IIにおいて判例などを深く検討することができるようにしたい。事例を分析し、その事例における法的問題の所在を明らかにし、どんな条文・判例・法理が適用されるべきかについて条文などを説明した後に、これを事例に適用し、論理的に結論を導き出すことができるようにしたい。具体例に対して法学未修者が条文などをどのように適用していくべきかを受講生に質問し、その回答を基にしてさらに展開していくという、双方向的な講義をする。双方向的な講義を実現するために、あらかじめ、具体例を受講生に提示しておくとともに、予習すべき制度・概念を指摘しておく。また、共通的な到達目標モデルに掲げられた項目のうち、授業で取り扱ったもの、自学自習に委ねたものを明らかにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

1年前期に履修するのが望ましい。

<予・復習に要する時間>

予習 90 分、復習 150 分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

債権の目的

第2回

債務不履行（1）

第3回

債務不履行（2）

第4回

債権者代位権

第5回

詐害行為取消権（1）

第6回

詐害行為取消権（2）・第三者による債権侵害

第7回

分割債権債務・不可分債権債務・連帯債権・連帯債務

第8回

保証債務（1）

第9回

保証債務（2）

第10回

債権の譲渡（1）

第11回

債権の譲渡（2）・債務の引受け

第12回

弁済

第13回

相殺（1）

第14回

相殺（2）・更改・免除・混同

第15回

定期試験

<教科書>

松岡久和ほか『新プリメール民法3（第2版）』（法律文化社、2020年）

<参考書>

中田裕康『債権総論（第4版）』（岩波書店、2020年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法IV[後期]	土居俊平/青野博之	1 必	後期	2

■講義内容■

民法の債権法に関連する分野のうち、債権総論を対象とし、法学未修者用に開講される法律基本科目（民事法系）である。主に、売買契約、賃貸借契約、消費貸借契約、不法行為の事例を用いて検討する。

■シラバス■

<科目のねらい>

この科目において基礎的な事項を体系的に理解した後、民法特別演習I・IIにおいて判例などを深く検討することができるようにしたい。事例を分析し、その事例における法的問題の所在を明らかにし、どんな条文・判例・法理が適用されるべきかについて条文などを説明した後に、これを事例に適用し、論理的に結論を導き出すことができるようにしたい。具体例に対して法学未修者が条文などをどのように適用していくべきかを受講生に質問し、その回答を基にしてさらに展開していくという、双方向的な講義をする。双方向的な講義を実現するために、あらかじめ、具体例を受講生に提示しておくとともに、予習すべき制度・概念を指摘しておく。また、共通的な到達目標モデルに掲げられた項目のうち、授業で取り扱ったもの、自学自習に委ねたものを明らかにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

1年前期に履修するのが望ましい。

<予・復習に要する時間>

予習 90 分、復習 150 分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

債権の目的

第2回

債務不履行（1）

第3回

債務不履行（2）

第4回

債権者代位権

第5回

詐害行為取消権（1）

第6回

詐害行為取消権（2）・第三者による債権侵害

第7回

分割債権債務・不可分債権債務・連帯債権・連帯債務

第8回

保証債務（1）

第9回

保証債務（2）

第10回

債権の譲渡（1）

第11回

債権の譲渡（2）・債務の引受け

第12回

弁済

第13回

相殺（1）

第14回

相殺（2）・更改・免除・混同

第15回

定期試験

<教科書>

松岡久和ほか『新プリメール民法3（第2版）』（法律文化社、2020年）

<参考書>

中田裕康『債権総論（第4版）』（岩波書店、2020年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法V[前期]	土居俊平/青野博之	1 必	前期	2

■講義内容■

民法の債権法に関連する分野のうち、債権各論（契約・事務管理・不当利得・不法行為）を対象とし、法学未修者用に開講される法律基本科目（民事法系）である。主に、売買契約、賃貸借契約、消費貸借契約、不法行為の事例を用いて検討する。

■シラバス■

<科目のねらい>

この科目において基礎的な事項を体系的に理解した後、民法特別演習I・IIにおいて判例などを深く検討することができるようにしたい。事例を分析し、その事例における法的問題の所在を明らかにし、どんな条文・判例・法理が適用されるべきかについて条文などを説明した後に、これを事例に適用し、論理的に結論を導き出すことができるようにしたい。具体例に対して法学未修者が条文などをどのように適用していくべきかを受講生に質問し、その回答を基にしてさらに展開していくという、双方向的な講義をする。双方向的な講義を実現するために、あらかじめ、具体例を受講生に提示しておくとともに、予習すべき制度・概念を指摘しておく。また、共通的な到達目標モデルに掲げられた項目のうち、授業で取り扱ったもの、自学自習に委ねたものを明らかにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

1年前期に履修するのが望ましい。

<予・復習に要する時間>

予習 90 分、復習 150 分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

契約の成立

第2回

契約の効力

第3回

契約の解除

第4回

贈与・売買（1）

第5回

売買（2）

第6回

消費貸借・使用貸借・賃貸借（1）

第7回

賃貸借（2）

第8回

賃貸借 (3)

第9回

雇用・請負・寄託・組合・和解

第10回

委任・事務管理

第11回

不法行為の要件

第12回

不法行為の効果

第13回

特殊な不法行為

第14回

不当利得

第15回

定期試験

<教科書>

青野博之ほか『新プリメール民法4 (第2版)』 (法律文化社、2020年)

<参考書>

山野目章夫『民法概論4』 (有斐閣、2020年)

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法V[後期]	土居俊平/青野博之	1 必	後期	2

■講義内容■

民法の債権法に関連する分野のうち、債権各論（契約・事務管理・不当利得・不法行為）を対象とし、法学未修者用に開講される法律基本科目（民事法系）である。主に、売買契約、賃貸借契約、消費貸借契約、不法行為の事例を用いて検討する。

■シラバス■

<科目のねらい>

この科目において基礎的な事項を体系的に理解した後、民法特別演習I・IIにおいて判例などを深く検討することができるようにしたい。事例を分析し、その事例における法的問題の所在を明らかにし、どんな条文・判例・法理が適用されるべきかについて条文などを説明した後に、これを事例に適用し、論理的に結論を導き出すことができるようにしたい。具体例に対して法学未修者が条文などをどのように適用していくべきかを受講生に質問し、その回答を基にしてさらに展開していくという、双方向的な講義をする。双方向的な講義を実現するために、あらかじめ、具体例を受講生に提示しておくとともに、予習すべき制度・概念を指摘しておく。また、共通的な到達目標モデルに掲げられた項目のうち、授業で取り扱ったもの、自学自習に委ねたものを明らかにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

1年前期に履修するのが望ましい。

<予・復習に要する時間>

予習 90 分、復習 150 分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

契約の成立

第2回

契約の効力

第3回

契約の解除

第4回

贈与・売買（1）

第5回

売買（2）

第6回

消費貸借・使用貸借・賃貸借（1）

第7回

賃貸借（2）

第8回

賃貸借 (3)

第9回

雇用・請負・寄託・組合・和解

第10回

委任・事務管理

第11回

不法行為の要件

第12回

不法行為の効果

第13回

特殊な不法行為

第14回

不当利得

第15回

定期試験

<教科書>

青野博之ほか『新プリメール民法4（第2版）』（法律文化社、2020年）

<参考書>

山野目章夫『民法概論4』（有斐閣、2020年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法Ⅲ[前期]	土居俊平	1 必	前期	2

■講義内容■

本科目は、法学未修者用に開講される法律基本科目（民事法系）の一つである。いわゆる担保物権法と称される部分を講義対象とする。即ち、「民法 第2編 物権」のうち、「第7章 留置権」から「第10章 抵当権」まで（295条～398条の22）並びに非典型担保について講義対象とする。具体的には、留置権・先取特権・質権・抵当権並びに非典型担保（譲渡担保・仮登記担保・所有権留保）における諸問題について講義対象とする。

■シラバス■

<科目のねらい>

受講生が初学者であることを前提とした上で、実務法曹になるのに必要とされる応用のきく骨太な基礎力を身につけてもらうべく講義展開する。講義の順序としては民法並びに担保物権法の全体構造を十分に把握した上で、個々の事項を解説していく。個々の事項を解説するにあっては、特に条文・判例の正確な理解がなされるように留意する。講義スタイルとしては、一方的に教員が解説するスタイルの講義ではなく双方向・多方向的な講義となるべく受講者諸君に度々質問するとともに、時間の許す限り応用的・発展的な事項についても共に考えていくこととしたい。また、担保物権法は実務の影響を強く受ける法領域の一つであるので、この点についても十分に配慮していきたい。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

履修モデルに基づき、履修すること。特に、民法Ⅱとの同時履修もしくは本科目を民法Ⅱに先行して履修することを厳重に禁止する。必ず、民法Ⅱの単位を取得した後に、本科目を履修すること。民法Ⅱが不十分な段階での履修を禁ずる趣旨である。上記に反し、かつ、担当教員の教育的指導に従わない学生諸君には単位認定しない。

<予・復習に要する時間>

予習 90 分、復習 150 分（あくまで目安であって、個々人による差異はある）。

<科目の内容>

第1回

担保物権法の全体構造

民法並びに担保物権法の全体構造を概観した上で、特に人的担保と物的担保との比較、債権者平等の原則と担保物権の関係について検討する。

第2回

抵当権①—抵当権の意義・登記・実行

約定担保の一つであり、かつ、理論上・実務上重要性を有する抵当権の基本的内容につき検討する。

第3回

抵当権②—抵当権の及ぶ目的物

抵当権の効力が及ぶのは抵当目的物のどこまでなのか、という議論を中心に検討する。

第4回

抵当権③—抵当権と利用権

抵当権者の有する抵当権と抵当権設定者の有する利用権をいかに調和させるべきなのかにつき検討する。

第5回

抵当権④—抵当不動産の第三取得者保護

抵当目的物を取得した、いわゆる第三取得者を保護するための法的手段である代価弁済・抵当権消滅制度等につき検討する。

第6回

抵当権⑤—法定地上権①

法定地上権を巡る諸問題につき検討する。

第7回

抵当権⑥—法定地上権②

引き続き、法定地上権を巡る諸問題につき検討する。

第8回

抵当権⑦—抵当権侵害

抵当権に基づく妨害排除請求の可否を中心に検討する。時間的猶予があれば、物上代位についても検討していく。

第9回

抵当権⑧—物上代位

物上代位をめぐる議論につき検討する。

第10回

抵当権⑨—抵当権の処分・消滅、共同抵当

転抵当、抵当権の譲渡・放棄、抵当権の順位の変更、抵当権の消滅、共同抵当について検討する。

第11回

抵当権⑩—根抵当権

実務的に重要度の高いとされる根抵当権につき、抵当権と比較しつつその特質につき検討する。

第12回

質権

約定担保の一つである質権につき、動産質・不動産質・権利質に分けて検討していく。

第13回

留置権、先取特権

法定担保物権である留置権・先取特権の重要項目について検討する。

第14回

非典型担保

非典型担保である譲渡担保・所有権留保・仮登記担保の重要項目について検討する。

第15回

定期試験

※上記の予定は、講義改善のため変更される可能性がある。

<教科書>

1. 裁判所職員総合研修所監修『民法概説（五訂版）』（司法協会、2021年）。

（本書のISBN 9784906929894）

2. 六法

（必ず持参すること、各自が日頃から使用しているものでよい）

※本年度より、教科書は五訂版を使用する。受講生諸君にあつては、必ず五訂版を準備した上で教室に持参するようにしてもらいたい。

<参考書>

我妻榮『新訂担保物権法（民法講義Ⅲ）』（岩波書店、1968年）

→古典的名著である。

安永正昭『講義 物権・担保物権法[第4版]』（有斐閣、2021年）

→元司法試験審査委員、旧司法試験に学部4年生で合格した経歴を有する著名な民法研究者による著書である。現在における最高水準の体系書の一つである。

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法Ⅲ[後期]	土居俊平	1 必	後期	2

■講義内容■

本科目は、法学未修者用に開講される法律基本科目（民事法系）の一つである。いわゆる担保物権法と称される部分を講義対象とする。即ち、「民法 第2編 物権」のうち、「第7章 留置権」から「第10章 抵当権」まで（295条～398条の22）並びに非典型担保について講義対象とする。具体的には、留置権・先取特権・質権・抵当権並びに非典型担保（譲渡担保・仮登記担保・所有権留保）における諸問題について講義対象とする。

■シラバス■

<科目のねらい>

受講生が初学者であることを前提とした上で、実務法曹になるのに必要とされる応用のきく骨太な基礎力を身につけてもらうべく講義展開する。講義の順序としては民法並びに担保物権法の全体構造を十分に把握した上で、個々の事項を解説していく。個々の事項を解説するにあっては、特に条文・判例の正確な理解がなされるように留意する。講義スタイルとしては、一方的に教員が解説するスタイルの講義ではなく双方向・多方向的な講義となるべく受講者諸君に度々質問するとともに、時間の許す限り応用的・発展的な事項についても共に考えていくこととしたい。また、担保物権法は実務の影響を強く受ける法領域の一つであるので、この点についても十分に配慮していきたい。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

履修モデルに基づき、履修すること。特に、民法Ⅱとの同時履修もしくは本科目を民法Ⅱに先行して履修することを厳重に禁止する。上記に反し、かつ、担当教員の教育的指導に従わない学生諸君には単位認定しない。

<予・復習に要する時間>

予習 90 分、復習 150 分（あくまで目安であって、個々人による差異はある）。

<科目の内容>

第1回

担保物権法の全体構造

民法並びに担保物権法の全体構造を概観した上で、特に人的担保と物的担保との比較、債権者平等の原則と担保物権の関係について検討する。

第2回

抵当権①—抵当権の意義・登記・実行

約定担保の一つであり、かつ、理論上・実務上重要性を有する抵当権の基本的内容につき検討する。

第3回

抵当権②—抵当権の及ぶ目的物

抵当権の効力が及ぶのは抵当目的物のどこまでなのか、という議論を中心に検討する。

第4回

抵当権③—抵当権と利用権

抵当権者の有する抵当権と抵当権設定者の有する利用権をいかに調和させるべきなのかにつき検討する。

第5回

抵当権④—抵当不動産の第三取得者保護

抵当目的物を取得した、いわゆる第三取得者を保護するための法的手段である代価弁済・抵当権消滅制度等につき検討する。

第6回

抵当権⑤—法定地上権①

法定地上権を巡る諸問題につき検討する。

第7回

抵当権⑥—法定地上権②

引き続き、法定地上権を巡る諸問題につき検討する。

第8回

抵当権⑦—抵当権侵害

抵当権に基づく妨害排除請求の可否を中心に検討する。時間的猶予があれば、物上代位についても検討していく。

第9回

抵当権⑧—物上代位

物上代位をめぐる議論につき検討する。

第10回

抵当権⑨—抵当権の処分・消滅、共同抵当

転抵当、抵当権の譲渡・放棄、抵当権の順位譲渡・放棄、抵当権の順位の変更、抵当権の消滅、共同抵当について検討する。

第11回

抵当権⑩—根抵当権

実務的に重要度の高いとされる根抵当権につき、抵当権と比較しつつその特質につき検討する。

第12回

質権

約定担保の一つである質権につき、動産質・不動産質・権利質に分けて検討していく。

第13回

留置権、先取特権

法定担保物権である留置権・先取特権の重要項目について検討する。

第14回

非典型担保

非典型担保である譲渡担保・所有権留保・仮登記担保の重要項目について検討する。

第15回

定期試験

※上記の予定は、講義改善のため変更される可能性がある。

<教科書>

1. 裁判所職員総合研修所監修『民法概説（五訂版）』（司法協会、2021年）。
（本書のISBN 9784906929894）

2. 六法

（必ず持参すること、各自が日頃から使用しているものでよい）

※本年度より、教科書は五訂版を使用する。受講生諸君にあつては、必ず五訂版を準備した上で教室に持参するようにしてもらいたい。

<参考書>

我妻榮『新訂担保物権法（民法講義Ⅲ）』（岩波書店、1968年）

→古典的名著である。

安永正昭『講義 物権・担保物権法[第4版]』（有斐閣、2021年）

→元司法試験審査委員、旧司法試験に学部4年生で合格した経歴を有する著名な民法学者による著書である。現在における最高水準の体系書の一つである。

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法VI[前期]	三宅利昌	1 必	前期	2

■講義内容■

この講義では、親族法（民法第四編）及び相続法（民法第五編）を扱う。親族法は、主として夫婦の関係（婚姻関係）と親子の関係について規定している。婚姻関係については、どのような場合に婚姻関係が成立し（婚姻の成立要件）、婚姻が成立するとどうなるか（婚姻の効果）、どのような場合に婚姻関係を解消できるか（離婚）などが定められている。また、親子関係については、親子関係はどのような場合に成立するか（親子関係の発生）、親子関係が成立するとどうなるか（親子関係の効力）などが定められている。

相続法は、人が死亡した場合に誰がその財産を承継するかについて規定している。相続には、死亡した人が遺言で遺産を誰に与えるかを定めていた場合（遺言相続）と何も定めていなかった場合（法定相続）とがある。前者については、遺言として認められるにはどのような方式が守られていなければならないか、遺言として認められるとどのような効力が生ずるかなどが定められている。また、後者については、相続人となりうる者とその相続の割合（相続分）のほか、遺産の分割方法などが定められている。

講義では、全般にわたって判例・学説を重点的に取り上げる。なお、特に親族法の領域では、離婚原因および離婚手続をめぐる問題や、子の監護に関する紛争解決の基準やその手続など子の利益に関する問題が検討課題として山積しており、近時、その変化が著しいので、可能な限りそれらの問題にも触れたいと考えている。

■シラバス■

<科目のねらい>

家族に生起する様々な事象に対して問題を発見し、法的知識を活用して解決する能力を身に着けるため、財産法の分野とは異なる家族紛争解決の特殊性に留意して解説を進めていく。その中で、受講生が親族・相続法の法理論に関する基礎的な知識を身につけ、その特殊性を理解するとともに法運用能力を養うことを目指す。

<到達目標>

本授業では、親族法と相続法に関する基本的な知識および重要判例の正確な理解、そして、それを基礎として応用力を身につけることを到達目標とする。

<履修の前提>

民法I（民法総則）の事前修得を推奨する。

<予・復習に要する時間>

必要な知識の概要を把握し、またそれを定着させるため、毎回予習 60 分、復習 60 分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

家族法総論

家族法の特質、家族法と民法総則、家事事件の処理手続について解説する。

第2回

婚姻の成立、婚姻の無効・取消し

婚姻の成立要件とそれを満たさない場合の婚姻の無効・取消しについて解説する。

第3回

婚姻の効果

婚姻は人的・財産的な関係についてどのような効果を生ずるかを解説する。

第4回

離婚

離婚の四つの制度と離婚により身分上・財産上にどのような効果が生ずるかについて解説する。

第5回

実親子関係の発生（1）

嫡出親子関係の決定方法（嫡出推定、推定されない嫡出子、嫡出推定が及ばない子）について解説する。

第6回

実親子関係の発生（2）、養親子関係（1）

非嫡出親子関係の発生（任意認知、強制認知、準正）ならびに普通養子縁組の要件について解説する。

第7回

養親子関係（2）

普通養子縁組の効力、離縁、特別養子制度について解説する。

第8回

親権・後見

親権者の未成年の子に対する監護・教育の権利義務の内容、成年後見制度（成年後見・保佐・補助）について解説する。

第9回

相続人

相続人の種類と順位、代襲相続、相続欠格、相続人廃除について解説する。

第10回

相続の効力

指定相続分、法定相続分、具体的相続分の算定方法（特別受益と寄与分）について解説する。

第11回

遺産の共有、遺産分割

遺産は共同相続人にどのように帰属するか。遺産分割の方法と効力、遺産分割の手続について解説する。

第12回

相続の承認・放棄

単純承認、限定承認、相続放棄について、その意義や効果などを解説する。

第13回

遺言

遺言の方式、遺言の効力、遺言の執行について解説する。

第14回

遺留分

遺留分制度の意義、遺留分の算定方法、遺留分侵害額請求権について解説する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

前田陽一・本山敦・浦野由紀子著『民法VI 親族・相続 第6版』（2022年 有斐閣）
※同書の第7版が発刊された場合は、第7版を使用します。

<参考書>

大村敦志・沖野眞巳編『ジュリスト民法判例百選III 親族・相続（第3版）』（2023年 有斐閣）

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法VI[後期]	三宅利昌	1 必	後期	2

■講義内容■

この講義では、親族法（民法第四編）及び相続法（民法第五編）を扱う。親族法は、主として夫婦の関係（婚姻関係）と親子の関係について規定している。婚姻関係については、どのような場合に婚姻関係が成立し（婚姻の成立要件）、婚姻が成立するとどうなるか（婚姻の効果）、どのような場合に婚姻関係を解消できるか（離婚）などが定められている。また、親子関係については、親子関係はどのような場合に成立するか（親子関係の発生）、親子関係が成立するとどうなるか（親子関係の効力）などが定められている。

相続法は、人が死亡した場合に誰がその財産を承継するかについて規定している。相続には、死亡した人が遺言で遺産を誰に与えるかを定めていた場合（遺言相続）と何も定めていなかった場合（法定相続）とがある。前者については、遺言として認められるにはどのような方式が守られていなければならないか、遺言として認められるとどのような効力が生ずるかなどが定められている。また、後者については、相続人となりうる者とその相続の割合（相続分）のほか、遺産の分割方法などが定められている。

講義では、全般にわたって判例・学説を重点的に取り上げる。なお、特に親族法の領域では、離婚原因および離婚手続をめぐる問題や、子の監護に関する紛争解決の基準やその手続など子の利益に関する問題が検討課題として山積しており、近時、その変化が著しいので、可能な限りそれらの問題にも触れたいと考えている。

■シラバス■

<科目のねらい>

家族に生起する様々な事象に対して問題を発見し、法的知識を活用して解決する能力を身に着けるため、財産法の分野とは異なる家族紛争解決の特殊性に留意して解説を進めていく。その中で、受講生が親族・相続法の法理論に関する基礎的な知識を身につけ、その特殊性を理解するとともに法運用能力を養うことを目指す。

<到達目標>

本授業では、親族法と相続法に関する基本的な知識および重要判例の正確な理解、そして、それを基礎として応用力を身につけることを到達目標とする。

<履修の前提>

民法I（民法総則）の事前修得を推奨する。

<予・復習に要する時間>

必要な知識の概要を把握し、またそれを定着させるため、毎回予習 60 分、復習 60 分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

家族法総論

家族法の特質、家族法と民法総則、家事事件の処理手続について解説する。

第2回

婚姻の成立、婚姻の無効・取消し

婚姻の成立要件とそれを満たさない場合の婚姻の無効・取消しについて解説する。

第3回

婚姻の効果

婚姻は人的・財産的な関係についてどのような効果を生ずるかを解説する。

第4回

離婚

離婚の四つの制度と離婚により身分上・財産上にどのような効果が生ずるかについて解説する。

第5回

実親子関係の発生（1）

嫡出親子関係の決定方法（嫡出推定、推定されない嫡出子、嫡出推定が及ばない子）について解説する。

第6回

実親子関係の発生（2）、養親子関係（1）

非嫡出親子関係の発生（任意認知、強制認知、準正）ならびに普通養子縁組の要件について解説する。

第7回

養親子関係（2）

普通養子縁組の効力、離縁、特別養子制度について解説する。

第8回

親権・後見

親権者の未成年の子に対する監護・教育の権利義務の内容、成年後見制度（成年後見・保佐・補助）について解説する。

第9回

相続人

相続人の種類と順位、代襲相続、相続欠格、相続人廃除について解説する。

第10回

相続の効力

指定相続分、法定相続分、具体的相続分の算定方法（特別受益と寄与分）について解説する。

第11回

遺産の共有、遺産分割

遺産は共同相続人にどのように帰属するか。遺産分割の方法と効力、遺産分割の手続について解説する。

第12回

相続の承認・放棄

単純承認、限定承認、相続放棄について、その意義や効果などを解説する。

第13回

遺言

遺言の方式、遺言の効力、遺言の執行について解説する。

第14回

遺留分

遺留分制度の意義、遺留分の算定方法、遺留分侵害額請求権について解説する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

前田陽一・本山敦・浦野由紀子著『民法VI 親族・相続 第6版』（2022年 有斐閣）
※同書の第7版が発刊された場合は、第7版を使用します。

<参考書>

大村敦志・沖野眞巳編『ジュリスト民法判例百選III 親族・相続（第3版）』（2023年 有斐閣）

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法特別演習I[前期]	上杉雅央/土居俊平	2必	前期	2

■講義内容■

民法のうち、2年次前期に開講される法律基本科目である。基本的な判例を用いて、その事案および裁判所の判断を理解するとともに、これに対する学説による批判を検討する。基本判例を横断的に学ぶことで1年次に学んだ民法の知識をより確かで立体的なものとするとともに、具体的な紛争において民法の適用される場面に触れ、生きた民法を実感する機会としたい。

なお、本科目は、後期の「民法特別演習II」と連続性を有し、受講生は1年をかけて民法判例を横断的に学ぶ。そこで、民法の各分野のうち、抽象度の高い総則を後期の最後に譲り、前期は、物権、担保物権、債権総論および債権各論のうち契約総論の分野の判例を取り上げる。

■シラバス■

<科目のねらい>

教科書として採用する『民法判例百選I・II』に従って、民法の判例を横断的に見ていく。

受講生には、予習として、該当箇所の記載を自分なりに理解するとともに、当該分野について自己の基本書にあたり、その体系的な位置づけを把握した上で問題点について復習してやることを求める。この予習の積み重ねにより、民法の知識を補強するとともに、事実関係を正確につかむ力、問題点を的確に捉える力を養って欲しい。

授業では、毎回、判例百選の各項目で取り上げられている判例の他に、各項目の解説で取り上げられている判例などにも触れ、判例の考え方について理解することを目指す。また、判例の考え方について議論し、多角的に考える力の養成を目指す。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習 120分、復習 60分

<科目の内容>

第1回

物権総則 (1)

『民法判例百選I』(45)～(48)を取り上げ、物に対する直接的排他的権利である物権の基本的意味と、その移転について考える。

第2回

物権総則 (2)

『民法判例百選I』(49)～(59)を取り上げ、不動産登記にまつわる諸問題を検討する。

第3回

物権総則 (3)、占有権

『民法判例百選I』(60)～(66)を取り上げ、動産物権変動、動産の対抗要件である明認方法、占有の意味、動産の善意取得および占有権にまつわる諸問題について、検討する。

第4回

所有権

『民法判例百選I』(67)～(73)を取り上げ、所有権の限界等所有権にまつわる諸問題、共有関係の考え方と諸問題について検討する。

第5回

入会権、用益物権、留置権、先取特権

『民法判例百選I』(74)～(78)を取り上げ、入会権、担保物権のうちの留置権と先取特権にまつわる諸問題を検討する。なお、併せて、用益物権のうちの地上権、永小作権、地役権および担保物権総論について、条文と重要論点の復習を行う。

第6回

質権、抵当権(1)

『民法判例百選I』(79)～(87)を取り上げ、質権と抵当権にまつわる諸問題を検討する。

第7回

抵当権(2)

『民法判例百選I』(88)～(92)を取り上げ、抵当権にまつわる諸問題を検討する。

第8回

非典型担保

『民法判例百選I』(93)～(100)を取り上げ、譲渡担保、所有権留保、代理受領等の非典型担保について検討する。

第9回

債権の目的と債権の効力

『民法判例百選II』(1)～(8)を取り上げ、債権の効力や、付随義務、債務不履行の効果、損害額の算定等の諸問題について検討する。

第10回

責任財産の保全

『民法判例百選II』(9)～(14)を取り上げ、債権者代位権と債権者取消権にまつわる諸問題について検討する。

第11回

第三者との関係における債権の保護、多数当事者の債権関係

『民法判例百選II』(15)～(20)を取り上げ、債権の対第三者効力および多数当事者の債権関係にまつわる諸問題について検討する。

第12回

債権譲渡・債務引受・契約上の地位の譲渡

『民法判例百選II』(21)～(24)を取り上げ、契約関係にある当事者のうち一方が交替する場面について検討する。

第13回

債権の消滅

『民法判例百選II』(25)～(32)を取り上げ、弁済に関する諸問題及び相殺について検討する。

第14回

契約総則、契約解除

『民法判例百選II』(33)～(40)を取り上げ、契約とは何か、契約と事情変更、債務不履行と解除に関する諸問題について検討する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

潮見佳男・道垣内弘人編『別冊ジュリスト No.262 民法判例百選I 総則・物権 [第9版]』（有斐閣、2023年）

窪田充見・森田宏樹編『別冊ジュリスト No.263 民法判例百選II 債権 [第9版]』（有斐閣、2023年）

<参考書>

各自の基本書

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法特別演習I[後期]	上杉雅央/土居俊平	2 必	後期	2

■講義内容■

民法のうち、2年次前期に開講される法律基本科目である。基本的な判例を用いて、その事案および裁判所の判断を理解するとともに、これに対する学説による批判を検討する。基本判例を横断的に学ぶことで1年次に学んだ民法の知識をより確かで立体的なものとするとともに、具体的な紛争において民法の適用される場面に触れ、生きた民法を実感する機会としたい。

なお、本科目は、後期の「民法特別演習II」と連続性を有し、受講生は1年をかけて民法判例を横断的に学ぶ。そこで、民法の各分野のうち、抽象度の高い総則を後期の最後に譲り、前期は、物権、担保物権、債権総論および債権各論のうち契約総論の分野の判例を取り上げる。

■シラバス■

<科目のねらい>

教科書として採用する『民法判例百選I・II』に従って、民法の判例を横断的に見ていく。受講生には、予習として、該当箇所の記載を自分なりに理解するとともに、当該分野について自己の基本書にあたり、その体系的な位置づけを把握した上で問題点について復習してくることを求める。この予習の積み重ねにより、民法の知識を補強するとともに、事実関係を正確につかむ力、問題点を的確に捉える力を養って欲しい。

授業では、毎回、判例百選の各項目で取り上げられている判例の他に、各項目の解説で取り上げられている判例などにも触れ、判例の考え方について理解することを目指す。また、判例の考え方について議論し、多角的に考える力の養成を目指す。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習 120 分、復習 60 分

<科目の内容>

第1回

物権総則 (1)

『民法判例百選I』 (45) ~ (48) を取り上げ、物に対する直接的排他的権利である物権の基本的意味と、その移転について考える。

第2回

物権総則 (2)

『民法判例百選I』 (49) ~ (59) を取り上げ、不動産登記にまつわる諸問題を検討する。

第3回

物権総則 (3)、占有権

『民法判例百選I』 (60) ~ (66) を取り上げ、動産物権変動、動産の対抗要件である明認方法、占有の意味、動産の善意取得および占有権にまつわる諸問題について、検討する。

第4回

所有権

『民法判例百選I』(67)～(73)を取り上げ、所有権の限界等所有権にまつわる諸問題、共有関係の考え方と諸問題について検討する。

第5回

入会権、用益物権、留置権、先取特権

『民法判例百選I』(74)～(78)を取り上げ、入会権、担保物権のうちの留置権と先取特権にまつわる諸問題を検討する。なお、併せて、用益物権のうちの地上権、永小作権、地役権および担保物権総論について、条文と重要論点の復習を行う。

第6回

質権、抵当権(1)

『民法判例百選I』(79)～(87)を取り上げ、質権と抵当権にまつわる諸問題を検討する。

第7回

抵当権(2)

『民法判例百選I』(88)～(92)を取り上げ、抵当権にまつわる諸問題を検討する。

第8回

非典型担保

『民法判例百選I』(93)～(100)を取り上げ、譲渡担保、所有権留保、代理受領等の非典型担保について検討する。

第9回

債権の目的と債権の効力

『民法判例百選II』(1)～(8)を取り上げ、債権の効力や、付随義務、債務不履行の効果、損害額の算定等の諸問題について検討する。

第10回

責任財産の保全

『民法判例百選II』(9)～(14)を取り上げ、債権者代位権と債権者取消権にまつわる諸問題について検討する。

第11回

第三者との関係における債権の保護、多数当事者の債権関係

『民法判例百選II』(15)～(20)を取り上げ、債権の対第三者効力および多数当事者の債権関係にまつわる諸問題について検討する。

第12回

債権譲渡・債務引受・契約上の地位の譲渡

『民法判例百選II』(21)～(24)を取り上げ、契約関係にある当事者のうち一方が交替する場面について検討する。

第13回

債権の消滅

『民法判例百選II』(25)～(32)を取り上げ、弁済に関する諸問題及び相殺について検討する。

第14回

契約総則、契約解除

『民法判例百選II』(33)～(40)を取り上げ、契約とは何か、契約と事情変更、債務不履行と解除に関する諸問題について検討する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

潮見佳男・道垣内弘人編『別冊ジュリスト No.262 民法判例百選I 総則・物権 [第9版]』(有斐閣、2023年)

窪田充見・森田宏樹編『別冊ジュリスト No.263 民法判例百選II 債権 [第9版]』(有斐閣、2023年)

<参考書>

各自の基本書

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法特別演習II[前期]	上杉雅央/土居俊平	2必	前期	2

■講義内容■

民法のうち、2年次後期に開講される法律基本科目である。前期に引き続き、基本的な判例を用いて、その事案および裁判所の判断を理解するとともに、これに対する学説による批判を検討する。基本判例を横断的に学ぶことで1年次に学んだ民法の知識をより確かで立体的なものとするとともに、具体的な紛争において民法の適用される場面に触れ、生きた民法を実感する機会としたい。

なお、本科目は、前期の「民法特別演習I」と連続性を有し、受講生は1年をかけて民法判例を横断的に学ぶ。したがって、「民法特別演習I」の単位を取得していることが、受講の条件である。後期は、債権各論（契約総論を除く）、総則、一般条項の分野の判例を取り上げる。

■シラバス■

<科目のねらい>

教科書として採用する『民法判例百選I・II』に従って、民法の判例を横断的に見ていく。受講生には、予習として、該当箇所の記載を自分なりに理解するとともに、当該分野について自己の基本書にあたり、その体系的な位置づけを把握した上で問題点について復習してくることを求める。この予習の積み重ねにより、民法の知識を補強するとともに、事実関係を正確につかむ力、問題点を的確に捉える力を養って欲しい。

授業では、毎回、判例百選の各項目で取り上げられている判例の他に、各項目の解説で取り上げられている判例などにも触れ、判例の考え方について理解することを目指す。また、判例の考え方について議論し、多角的に考える力の養成を目指す。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

民法特別演習Iを修得していることが望ましい。

<予・復習に要する時間>

予習 120分、復習 60分

<科目の内容>

第1回

贈与、売買

『民法判例百選II』（41）～（49）を取り上げ、売買と贈与にまつわる諸問題について検討する。

第2回

消費貸借、使用貸借、賃貸借

『民法判例百選II』（50）～（58）を取り上げ、貸借型の契約関係にまつわる諸問題を検討する。

第3回

請負、委任

『民法判例百選II』(59)～(62)を取り上げる。請負および委任にまつわる諸問題について検討する。

第4回

組合・和解、預金、事務管理

『民法判例百選II』(63)～(67)を取り上げ、典型契約のうちの寄託、組合、和解と、預金にまつわる諸問題および事務管理について検討する。

第5回

不当利得

『民法判例百選II』(68)～(73)を取り上げ、不当利得にまつわる諸問題を検討する。

第6回

不法行為(1)

『民法判例百選II』(74)～(81)を取り上げ、一般不法行為の成立要件にまつわる諸問題を検討する。

第7回

不法行為(2)

『民法判例百選II』(82)～(89)を取り上げ、監督者責任、使用者責任、土地工作物責任、共同不法行為、損害賠償額の範囲と算定、監督義務者の損害賠償責任について検討する。

第8回

不法行為(3)

『民法判例百選II』(90)～(95)を取り上げ、損害賠償額の範囲と算定について検討する。

第9回

不法行為(4)、債権法まとめと総則概観

『民法判例百選II』(96)～(100)を取り上げ、過失相殺、損害賠償請求権の消滅時効、差止請求、請求権競合について検討する。債権法に関する注目すべき新判例等がある場合には、ここで扱う。また、次回以降の民法総則に向けて、その大枠を捉える。

第10回

権利能力、行為能力、住所、法人

『民法判例百選I』(4)～(8)を取り上げ、権利義務の主体となる「人」にまつわる諸問題について検討する。

第11回

物、法律行為(1)

『民法判例百選I』(9)～(19)を取り上げ、「物」、法律行為と法規の関係にまつわる諸問題について検討する。

第12回

法律行為(2)

『民法判例百選I』(20)～(27)を取り上げ、意思表示・代理にまつわる諸問題について検討する。

第13回

代理、無効および取消、条件

『民法判例百選I』(28)～(34)を取り上げ、代理にまつわる諸問題、無効と取消にまつわる諸問題および故意の条件成就について検討する。

第 14 回

時効、一般条項

『民法判例百選I』(35)～(44)および(1)～(3)を取り上げ、時効および民法の一般条項に関する諸問題について検討する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

潮見佳男・道垣内弘人編『別冊ジュリスト No.262 民法判例百選I 総則・物権 [第9版]』(有斐閣、2023年)

窪田充見・森田宏樹編『別冊ジュリスト No.263 民法判例百選II 債権 [第9版]』(有斐閣、2023年)

<参考書>

各自の基本書

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法特別演習II[後期]	上杉雅央/土居俊平	2必	後期	2

■講義内容■

民法のうち、2年次後期に開講される法律基本科目である。前期に引き続き、基本的な判例を用いて、その事案および裁判所の判断を理解するとともに、これに対する学説による批判を検討する。基本判例を横断的に学ぶことで1年次に学んだ民法の知識をより確かで立体的なものとするとともに、具体的な紛争において民法の適用される場面に触れ、生きた民法を実感する機会としたい。

なお、本科目は、前期の「民法特別演習I」と連続性を有し、受講生は1年をかけて民法判例を横断的に学ぶ。したがって、「民法特別演習I」の単位を取得していることが、受講の条件である。後期は、債権各論（契約総論を除く）、総則、一般条項の分野の判例を取り上げる。

■シラバス■

<科目のねらい>

教科書として採用する『民法判例百選I・II』に従って、民法の判例を横断的に見ていく。受講生には、予習として、該当箇所の記載を自分なりに理解するとともに、当該分野について自己の基本書にあたり、その体系的な位置づけを把握した上で問題点について復習してくることを求める。この予習の積み重ねにより、民法の知識を補強するとともに、事実関係を正確につかむ力、問題点を的確に捉える力を養って欲しい。

授業では、毎回、判例百選の各項目で取り上げられている判例の他に、各項目の解説で取り上げられている判例などにも触れ、判例の考え方について理解することを目指す。また、判例の考え方について議論し、多角的に考える力の養成を目指す。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

民法特別演習Iを修得していることが望ましい。

<予・復習に要する時間>

予習 120分、復習 60分

<科目の内容>

第1回

贈与、売買

『民法判例百選II』（41）～（49）を取り上げ、売買と贈与にまつわる諸問題について検討する。

第2回

消費貸借、使用貸借、賃貸借

『民法判例百選II』（50）～（58）を取り上げ、貸借型の契約関係にまつわる諸問題を検討する。

第3回

請負、委任

『民法判例百選II』(59)～(62)を取り上げる。請負および委任にまつわる諸問題について検討する。

第4回

組合・和解、預金、事務管理

『民法判例百選II』(63)～(67)を取り上げ、典型契約のうちの寄託、組合、和解と、預金にまつわる諸問題および事務管理について検討する。

第5回

不当利得

『民法判例百選II』(68)～(73)を取り上げ、不当利得にまつわる諸問題を検討する。

第6回

不法行為(1)

『民法判例百選II』(74)～(81)を取り上げ、一般不法行為の成立要件にまつわる諸問題を検討する。

第7回

不法行為(2)

『民法判例百選II』(82)～(89)を取り上げ、監督者責任、使用者責任、土地工作物責任、共同不法行為、損害賠償額の範囲と算定、監督義務者の損害賠償責任について検討する。

第8回

不法行為(3)

『民法判例百選II』(90)～(95)を取り上げ、損害賠償額の範囲と算定について検討する。

第9回

不法行為(4)、債権法まとめと総則概観

『民法判例百選II』(96)～(100)を取り上げ、過失相殺、損害賠償請求権の消滅時効、差止請求、請求権競合について検討する。債権法に関する注目すべき新判例等がある場合には、ここで扱う。また、次回以降の民法総則に向けて、その大枠を捉える。

第10回

権利能力、行為能力、住所、法人

『民法判例百選I』(4)～(8)を取り上げ、権利義務の主体となる「人」にまつわる諸問題について検討する。

第11回

物、法律行為(1)

『民法判例百選I』(9)～(19)を取り上げ、「物」、法律行為と法規の関係にまつわる諸問題について検討する。

第12回

法律行為(2)

『民法判例百選I』(20)～(27)を取り上げ、意思表示・代理にまつわる諸問題について検討する。

第13回

代理、無効および取消、条件

『民法判例百選I』(28)～(34)を取り上げ、代理にまつわる諸問題、無効と取消にまつわる諸問題および故意の条件成就について検討する。

第 14 回

時効、一般条項

『民法判例百選I』(35)～(44)および(1)～(3)を取り上げ、時効および民法の一般条項に関する諸問題について検討する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

潮見佳男・道垣内弘人編『別冊ジュリスト No.262 民法判例百選I 総則・物権 [第9版]』(有斐閣、2023年)

窪田充見・森田宏樹編『別冊ジュリスト No.263 民法判例百選II 債権 [第9版]』(有斐閣、2023年)

<参考書>

各自の基本書

科目名	担当者名	配当	期	単位
商法I[前期]	藤田真樹	1 必	前期	2

■講義内容■

本講義は、会社法総論、設立、機関、役員責任を中心に扱う。

■シラバス■

<科目のねらい>

法学未修者を対象に、会社法上の諸制度・諸規定に関する知識の修得とその理解を図ることを目的とする。基本的事項に関する事前の学習を前提として、その知識と理解を確認しながら双方向的な授業を行う。この授業で修得する会社法分野の理解を基礎に、2年次の「商法特別演習I・II」における応用力の修得に連動させることを目指すものとする。なお、会社関係資料（株式会社設立登記申請書、定款など）を配布し、授業中もそれらの資料を活用することによって、受講生が具体的なイメージをもって会社法を理解できるようにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習 90 分、復習 30 分程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

具体的には、例えば以下の順序で講ずることを予定している。
ガイダンス

第 2 回

会社の種類

第 3 回

株式会社法の基礎

第 4 回

会社の設立①

第 5 回

会社の設立②

第 6 回

株式と株主①

第 7 回

株式と株主②

第 8 回

株式譲渡自由の原則

第 9 回

投資単位の調整

第 10 回

機関概説

第 11 回

株主総会

第 12 回

取締役・取締役会・代表取締役

第 13 回

監査役・監査役会・会計監査人・会計参与

第 14 回

役員等の義務と責任

第 15 回

定期試験

<教科書>

伊藤靖史他編『会社法（LEGAL QUEST）〔第 5 版〕』（有斐閣・2021 年）

落合誠一他編『会社法 Visual Materials』（有斐閣・2011 年）

神作裕之他編『会社法判例百選〔第 4 版〕』（有斐閣・2021 年）

<参考書>

高橋美加他編『会社法〔第 3 版〕』（弘文堂・2020 年）

江頭憲治郎『株式会社法〔第 8 版〕』（有斐閣・2021 年）

田中亘『会社法〔第 3 版〕』（東京大学出版会・2021 年）

その他、授業内で適宜指示します。

科目名	担当者名	配当	期	単位
商法I[後期]	藤田真樹	1 必	後期	2

■講義内容■

本講義は、会社法の体系の前半部分について概説する。すなわち、総論から機関までを扱うものとする。

■シラバス■

<科目のねらい>

法学未修者を対象に、会社法上の諸制度・諸規定に関する知識の修得とその理解を図ることを目的とする。基本的事項に関する事前の学習を前提として、その知識と理解を確認しながら双方向的な授業を行う。この授業で修得する会社法分野の理解を基礎に、2年次の「商法特別演習I・II」における応用力の修得に連動させることを目指すものとする。なお、会社関係資料（株式会社設立登記申請書、定款など）を配布し、授業中もそれらの資料を活用することによって、受講生が具体的なイメージをもって会社法を理解できるようにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習 90 分、復習 30 分程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

具体的には、例えば以下の順序で講ずることを予定している。

ガイダンス

第 2 回

会社の種類

第 3 回

株式会社法の基礎

第 4 回

会社の設立①

第 5 回

会社の設立②

第 6 回

株式と株主①

第 7 回

株式と株主②

第 8 回

株式譲渡自由の原則

第 9 回

投資単位の調整

第 10 回

機関概説

第 11 回

株主総会

第 12 回

取締役・取締役会・代表取締役

第 13 回

監査役・監査役会・会計監査人・会計参与

第 14 回

役員等の義務と責任

第 15 回

定期試験

<教科書>

伊藤靖史他『会社法（LEGAL QUEST）〔第 5 版〕』（有斐閣・2021 年）

落合誠一他編『会社法 Visual Materials』（有斐閣・2011 年）

神作裕之他編『会社法判例百選〔第 4 版〕』（有斐閣・2021 年）

<参考書>

高橋美加他編『会社法〔第 3 版〕』（弘文堂・2020 年）

江頭憲治郎『株式会社法〔第 8 版〕』（有斐閣・2021 年）

田中亘『会社法〔第 3 版〕』（東京大学出版会・2021 年）

その他、授業内で適宜指示します。

科目名	担当者名	配当	期	単位
商法Ⅱ[前期]	藤田真樹	1 必	前期	2

■講義内容■

本講義は、会社法の体系の後半部分について概説する。すなわち、株式会社の計算から組織再編・解散・清算等を扱うものとする。

■シラバス■

<科目のねらい>

法学未修者を対象に、会社法上の諸制度に関する知識の修得とその理解を図ることを目的とする。基本的事項に関する事前の学習を前提として、その知識と理解を確認しながら双方向的な授業を行う。この授業で修得する会社法分野の理解を基礎に、2年次の「商法特別演習Ⅰ・Ⅱ」における応用力の修得に連動させることを目指すものとする。なお、会社関係資料（株主総会関係資料、事業報告など）を配布し、授業中もそれらの資料を活用することによって、受講生が具体的なイメージをもって会社法を理解できるようにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

商法Ⅰを前学期までに履修していること。

<予・復習に要する時間>

毎回予習 90 分、復習 30 分程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

具体的には、例えば以下の順序で講ずることを予定している。

ガイダンス

第 2 回

機関概説

第 3 回

会計と開示の基礎

第 4 回

剰余金の配当、資本制度

第 5 回

募集株式の発行

第 6 回

新株予約権

第 7 回

社債

第 8 回

企業結合、組織再編①

第 9 回

企業結合、組織再編②

第 10 回

事業譲渡

第 11 回

敵対的買収

第 12 回

持分会社、組織変更

第 13 回

定款の変更、解散・清算

第 14 回

指名委員会等設置会社

第 15 回

定期試験

<教科書>

伊藤靖史他『会社法（LEGAL QUEST）〔第 5 版〕』（有斐閣・2021 年）

落合誠一他編『会社法 Visual Materials』（有斐閣・2011 年）

神作裕之他編『会社法判例百選〔第 4 版〕』（有斐閣・2021 年）

<参考書>

高橋美加他編『会社法〔第 3 版〕』（弘文堂・2020 年）

江頭憲治郎『株式会社法〔第 8 版〕』（有斐閣・2021 年）

田中亘『会社法〔第 3 版〕』（東京大学出版会・2021 年）

その他、授業内で適宜指示します。

科目名	担当者名	配当	期	単位
商法Ⅱ[後期]	藤田真樹	1 必	後期	2

■講義内容■

本講義は、会社法の体系の後半部分について概説する。すなわち、株式会社の計算から組織再編・解散・清算等を扱うものとする。

■シラバス■

<科目のねらい>

法学未修者を対象に、会社法上の諸制度に関する知識の修得とその理解を図ることを目的とする。基本的事項に関する事前の学習を前提として、その知識と理解を確認しながら双方向的な授業を行う。この授業で修得する会社法分野の理解を基礎に、2年次の「商法特別演習Ⅰ・Ⅱ」における応用力の修得に連動させることを目指すものとする。なお、会社関係資料（株主総会関係資料、事業報告など）を配布し、授業中もそれらの資料を活用することによって、受講生が具体的なイメージをもって会社法を理解できるようにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

商法Ⅰを前学期までに履修していること。

<予・復習に要する時間>

毎回予習 90 分、復習 30 分程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

具体的には、例えば以下の順序で講ずることを予定している。

ガイダンス

第 2 回

機関概説

第 3 回

会計と開示の基礎

第 4 回

剰余金の配当、資本制度

第 5 回

募集株式の発行

第 6 回

新株予約権

第 7 回

社債

第 8 回

企業結合、組織再編①

第 9 回

企業結合、組織再編②

第 10 回

事業譲渡

第 11 回

敵対的買収

第 12 回

持分会社、組織変更

第 13 回

定款の変更、解散・清算

第 14 回

指名委員会等設置会社

第 15 回

定期試験

<教科書>

伊藤靖史他『会社法（LEGAL QUEST）〔第 5 版〕』（有斐閣・2021 年）

落合誠一他編『会社法 Visual Materials』（有斐閣・2011 年）

神作裕之他編『会社法判例百選〔第 4 版〕』（有斐閣・2021 年）

<参考書>

高橋美加他編『会社法〔第 3 版〕』（弘文堂・2020 年）

江頭憲治郎『株式会社法〔第 8 版〕』（有斐閣・2021 年）

田中亘『会社法〔第 3 版〕』（東京大学出版会・2021 年）

その他、授業内で適宜指示します。

科目名	担当者名	配当	期	単位
商法Ⅲ[前期]	春田 博	2 必	前期	2

■講義内容■

会社法が属する法分野としての商法は、商人あるいは企業に関する民事法領域の特別法として位置付けられてきた。本講義では、特別法としてのこのような法分野の適用範囲を画する商行為及び商人の各概念並びにこれを前提とした個別の法規定を格別に概観し、あわせて、商人の決済手段として利用される手形・小切手に関わる法制度について講ずる。

■シラバス■

<科目のねらい>

私法の一般法たる民法に対し、会社法及び商法は、企業ないし商人についての特別法として位置付けられており、規定の体裁もかかる認識を前提としている。本講義では、かくて特別法たる商法分野の規定を適用すべきはいかなる場合か、そしてまた、適用の結果民法とはどのように相違する効果もたらされるのかに関し、正しく理解してもらうことを目標として講義を進める。同時に、商人の決済手段として発展してきた手形及び小切手に関する法制度についても、債権法に対する特質がどの点にあるのかを絶えず確認しながら、誤りなき理解を得ることにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習 60 分、復習 30 分程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

商行為及び商人並びに企業

第 2 回

商号に関する法規制

第 3 回

商行為法各論（その 1）

第 4 回

商行為法各論（その 2）

第 5 回

有価証券概念

第 6 回

手形理論

第 7 回

手形署名及び偽造・変造

第 8 回

白地手形

第 9 回

裏書

第 10 回

善意取得

第 11 回

人的抗弁

第 12 回

手形の振出と原因関係

第 13 回

手形保証

第 14 回

支払・遡求・利得償還請求権

第 15 回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
商法Ⅲ[後期]	春田 博	2 必	後期	2

■講義内容■

会社法が属する法分野としての商法は、商人あるいは企業に関する民事法領域の特別法として位置付けられてきた。本講義では、特別法としてのこのような法分野の適用範囲を画する商行為及び商人の各概念並びにこれを前提とした個別の法規定を格別に概観し、あわせて、商人の決済手段として利用される手形・小切手に関わる法制度について講ずる。

■シラバス■

<科目のねらい>

私法の一般法たる民法に対し、会社法及び商法は、企業ないし商人についての特別法として位置付けられており、規定の体裁もかかる認識を前提としている。本講義では、かくて特別法たる商法分野の規定を適用すべきはいかなる場合か、そしてまた、適用の結果民法とはどのように相違する効果もたらされるのかに関し、正しく理解してもらうことを目標として講義を進める。同時に、商人の決済手段として発展してきた手形及び小切手に関する法制度についても、債権法に対する特質がどの点にあるのかを絶えず確認しながら、誤りなき理解を得ることにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習 60 分、復習 30 分程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

商行為及び商人並びに企業

第 2 回

商号に関する法規制

第 3 回

商行為法各論（その 1）

第 4 回

商行為法各論（その 2）

第 5 回

有価証券概念

第 6 回

手形理論

第 7 回

手形署名及び偽造・変造

第 8 回

白地手形

第 9 回

裏書

第 10 回

善意取得

第 11 回

人的抗弁

第 12 回

手形の振出と原因関係

第 13 回

手形保証

第 14 回

支払・遡求・利得償還請求権

第 15 回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
民事訴訟法[前期]	小松良正	1 必	前期	2

■講義内容■

法学未修者及び既修者を対象として開講される民事訴訟法の基礎科目である。受講者が民事訴訟法の重要な基本的知識と手続の全体像について理解・修得し、かつ手続法的思考態度を身につけるに至ることを第1次的な目標とする。講義方法としては、主として重要判例を素材とした事例問題を出題しておき、受講者による十分な事前学習を前提としたうえで、問答方式による双方向的な対話ないし討論型の授業を展開したい。その過程において、受講者は、民事訴訟法の基礎的知識と手続法的思考態度を身につけることができるであろう。なお、毎回、まとめのレジュメを配布する予定である。

■シラバス■

<科目のねらい>

すでに民事実体法についての基礎的理解を修得した受講者を対象とし、受講者が民事訴訟法の重要な基本的概念と手続の全体像について十分な理解に達するとともに手続法的思考態度を身につけるに至ることを第1次的な目標とする。

講義の際には、あらかじめ重要判例を素材とした事例問題を出題しておき、受講者による十分な事前学習を前提としたうえで、問答方式による双方向的な対話ないし討論型の授業を実施する。各回の講義計画は以下のとおりである。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

既修2年次生は、「民事訴訟法特別演習」履修の前提として、この科目の事前修得を推奨する。

<予・復習に要する時間>

毎回予習90分、復習60分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

裁判外紛争解決制度・民事訴訟法上の諸原則

この回では、民事紛争の解決のための諸制度、すなわち裁判（判決）による紛争解決制度と、裁判以外の当事者の合意に基礎を置く裁判外紛争解決制度（ADR）を比較し、各制度の長所・短所について検討するとともに、裁判制度としての民事訴訟制度における諸原則について検討する。

第2回

裁判所の管轄

この回では、民事事件について審理・裁判することのできる裁判所の管轄の意義、種類および移送の制度について検討するとともに、近時外国で多発する航空機事故等の不法行為事件について、どのような場合にわが国の裁判所が国際裁判管轄権を有するかについて検討する。

第3回

民事訴訟の提起（訴訟要件と訴えの利益）

この回では、民事訴訟において本案判決を言い渡すための要件としての訴訟要件の意義、及び種類について検討するとともに、確認の訴えの訴訟要件の一つとしての確認の利益の問題について検討する。

第4回

民事訴訟の訴訟対象（訴訟物）

この回では、民事訴訟の3要素の一つとされる民事訴訟における審判の対象としての訴訟物の意義、及び訴訟物理論について検討するとともに、訴訟物の4つの試金石とされる訴えの併合（民訴136条）、訴えの変更（民訴143条）、重複訴訟禁止の原則（民訴142条）、及び既判力の客観的範囲（民訴114条）の問題について検討する。

第5回

民事訴訟の当事者（1）－当事者能力等

この回では、民事訴訟における主体としての当事者の概念、及び当事者能力（権利能力なき社団・民訴29条）、訴訟能力、および当事者適格の概念について検討するとともに、第三者の訴訟担当の問題（法定訴訟担当と任意的訴訟担当）の問題についても検討する。

第6回

民事訴訟の当事者（2）－多数当事者訴訟

この回では、当事者の一方または（および）双方が複数である場合の共同訴訟のうち、合一確定が要請される固有必要的共同訴訟と類似必要的共同訴訟（民訴40条）の問題について検討するとともに、合一確定が要請されない通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則（民訴39条）およびその問題点について検討する。

第7回

弁論主義論（1）－弁論主義の3原則等

この回では、民事訴訟における弁論主義の意義、およびこの原則が採られている根拠、及びいわゆる弁論主義の3原則（テーゼ）について検討するとともに、特に第1原則の意義及び対象となる事実の範囲の問題等について検討する。

第8回

弁論主義論（2）－裁判上の自白等

この回では、弁論主義の3原則のうち、第2原則である裁判上の自白（民訴179条）の意義、及び要件、効果、及び自白の撤回の可否等の問題を検討する。

第9回

訴訟行為論（訴訟行為と意思の瑕疵等）

この回では、特に当事者の訴訟行為を中心として、訴訟行為の意義及び種類、明文の規定のない訴訟に関する合意（訴え取下げ合意等）の有効性、及びその法的性質、当事者の訴訟行為に意思の瑕疵がある場合の当該訴訟行為の有効性等の問題を検討する。

第10回

証明責任論（証明責任の分配等）

この回では、民事訴訟における証明責任の意義（客観的証明責任と主観的証明責任）、及び証明責任の分配の基準に関する（修正）法律要件分類説を前提として、具体的な事例における証明責任の分配について検討する。

第11回

判決効論（1）－既判力の客観的範囲

この回では、判決の効力の一つである既判力の意義、および既判力が当事者に及ぶ根拠、既判

力が判決において生じる範囲、及び前訴判決の既判力がどのような後訴に及ぶか（既判力の作用）、判決理由中の判断に関する拘束力としての争点効理論及び信義則理論について検討する。

第12回

判決効論（2）－既判力の時的限界（既判力の基準時）

この回では、既判力の時的限界の問題、すなわち既判力の基準時の意義及び基準時後の形成権（取消権、相殺権および建物買取請求権）の行使が許されるかを、判例を素材として検討する。

第13回

判決効論（3）－既判力の主観的範囲

この回では、判決の既判力はどのような者に及ぶか、すなわち、既判力の主観的範囲の問題を検討し、既判力は、当事者以外にどのような者に及ぶか、またその根拠はどのような点に求められるかを検討する。

第14回

上訴論と一部請求論

この回では、上訴の適法要件としての上訴の利益の意義、その判断基準に関する判例・学説の見解を検討するとともに、いわゆる一部請求理論に関する判例・学説を取り上げ、一部請求と上訴の利益の有無について検討する。

第15回

定期試験

<教科書>

- ①三木ほか著・リーガルクエスト民事訴訟法〔第4版〕（2023、有斐閣）、
 - ②和田吉弘・基礎からわかる民事訴訟法〔第2版〕（2022、商事法務）、
 - ③高田・畑・垣内編・民事訴訟法判例百選〔6版〕（2023、有斐閣）
- 上記のうち、①と②については、いずれか一方を用意すること。

<参考書>

- ①高橋宏志・重点講義民事訴訟法〔第2版補訂版〕（上）・（下）（2013、2014、有斐閣）、
- ②藤田・講義民事訴訟〔3版〕（2013、東大出版会）、
- ③伊藤 眞・民事訴訟法〔7版〕（2020、有斐閣）
- ④中野他著・新民事訴訟法講義〔3版〕（2018、有斐閣）

科目名	担当者名	配当	期	単位
民事訴訟法[後期]	小松良正	1 必	後期	2

■講義内容■

法学未修者及び既修者を対象として開講される民事訴訟法の基礎科目である。受講者が民事訴訟法の重要な基本的知識と手続の全体像について理解・修得し、かつ手続法的思考態度を身につけるに至ることを第1次的な目標とする。講義方法としては、主として重要判例を素材とした事例問題を出題しておき、受講者による十分な事前学習を前提としたうえで、問答方式による双方向的な対話ないし討論型の授業を展開したい。その過程において、受講者は、民事訴訟法の基礎的知識と手続法的思考態度を身につけることができるであろう。なお、毎回、まとめのレジュメを配布する予定である。

■シラバス■

<科目のねらい>

すでに民事実体法についての基礎的理解を修得した受講者を対象とし、受講者が民事訴訟法の重要な基本的概念と手続の全体像について十分な理解に達するとともに手続法的思考態度を身につけるに至ることを第1次的な目標とする。

講義の際には、あらかじめ重要判例を素材とした事例問題を出題しておき、受講者による十分な事前学習を前提としたうえで、問答方式による双方向的な対話ないし討論型の授業を実施する。各回の講義計画は以下のとおりである。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

既修2年次生は、「民事訴訟法特別演習」履修の前提として、この科目の事前修得を推奨する。

<予・復習に要する時間>

毎回予習90分、復習60分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

裁判外紛争解決制度・民事訴訟法上の諸原則

この回では、民事紛争の解決のための諸制度、すなわち裁判（判決）による紛争解決制度と、裁判以外の当事者の合意に基礎を置く裁判外紛争解決制度（ADR）を比較し、各制度の長所・短所について検討するとともに、裁判制度としての民事訴訟制度における諸原則について検討する。

第2回

裁判所の管轄

この回では、民事事件について審理・裁判することのできる裁判所の管轄の意義、種類および移送の制度について検討するとともに、近時外国で多発する航空機事故等の不法行為事件について、どのような場合にわが国の裁判所が国際裁判管轄権を有するかについて検討する。

第3回

民事訴訟の提起（訴訟要件と訴えの利益）

この回では、民事訴訟において本案判決を言い渡すための要件としての訴訟要件の意義、及び種類について検討するとともに、確認の訴えの訴訟要件の一つとしての確認の利益の問題について検討する。

第4回

民事訴訟の訴訟対象（訴訟物）

この回では、民事訴訟の3要素の一つとされる民事訴訟における審判の対象としての訴訟物の意義、及び訴訟物理論について検討するとともに、訴訟物の4つの試金石とされる訴えの併合（民訴136条）、訴えの変更（民訴143条）、重複訴訟禁止の原則（民訴142条）、及び既判力の客観的範囲（民訴114条）の問題について検討する。

第5回

民事訴訟の当事者（1）－当事者能力等

この回では、民事訴訟における主体としての当事者の概念、及び当事者能力（権利能力なき社団・民訴29条）、訴訟能力、および当事者適格の概念について検討するとともに、第三者の訴訟担当の問題（法定訴訟担当と任意的訴訟担当）の問題についても検討する。

第6回

民事訴訟の当事者（2）－多数当事者訴訟

この回では、当事者の一方または（および）双方が複数である場合の共同訴訟のうち、合一確定が要請される固有必要的共同訴訟と類似必要的共同訴訟（民訴40条）の問題について検討するとともに、合一確定が要請されない通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則（民訴39条）およびその問題点について検討する。

第7回

弁論主義論（1）－弁論主義の3原則等

この回では、民事訴訟における弁論主義の意義、およびこの原則が採られている根拠、及びいわゆる弁論主義の3原則（テーゼ）について検討するとともに、特に第1原則の意義及び対象となる事実の範囲の問題等について検討する。

第8回

弁論主義論（2）－裁判上の自白等

この回では、弁論主義の3原則のうち、第2原則である裁判上の自白（民訴179条）の意義、及び要件、効果、及び自白の撤回の可否等の問題を検討する。

第9回

訴訟行為論（訴訟行為と意思の瑕疵等）

この回では、特に当事者の訴訟行為を中心として、訴訟行為の意義及び種類、明文の規定のない訴訟に関する合意（訴え取下げ合意等）の有効性、及びその法的性質、当事者の訴訟行為に意思の瑕疵がある場合の当該訴訟行為の有効性等の問題を検討する。

第10回

証明責任論（証明責任の分配等）

この回では、民事訴訟における証明責任の意義（客観的証明責任と主観的証明責任）、及び証明責任の分配の基準に関する（修正）法律要件分類説を前提として、具体的な事例における証明責任の分配について検討する。

第11回

判決効論（1）－既判力の客観的範囲

この回では、判決の効力の一つである既判力の意義、および既判力が当事者に及ぶ根拠、既判

力が判決において生じる範囲、及び前訴判決の既判力がどのような後訴に及ぶか（既判力の作用）、判決理由中の判断に関する拘束力としての争点効理論及び信義則理論について検討する。

第12回

判決効論（2）－既判力の時的限界（既判力の基準時）

この回では、既判力の時的限界の問題、すなわち既判力の基準時の意義及び基準時後の形成権（取消権、相殺権および建物買取請求権）の行使が許されるかを、判例を素材として検討する。

第13回

判決効論（3）－既判力の主観的範囲

この回では、判決の既判力はどのような者に及ぶか、すなわち、既判力の主観的範囲の問題を検討し、既判力は、当事者以外にどのような者に及ぶか、またその根拠はどのような点に求められるかを検討する。

第14回

上訴論と一部請求論

この回では、上訴の適法要件としての上訴の利益の意義、その判断基準に関する判例・学説の見解を検討するとともに、いわゆる一部請求理論に関する判例・学説を取り上げ、一部請求と上訴の利益の有無について検討する。

第15回

定期試験

<教科書>

- ①三木ほか著・リーガルクエスト民事訴訟法〔第4版〕（2023、有斐閣）、
 - ②和田吉弘・基礎からわかる民事訴訟法〔第2版〕（2022、商事法務）、
 - ③高田・畑・垣内編・民事訴訟法判例百選〔第6版〕（2023、有斐閣）
- 上記のうち、①と②については、いずれか一方を用意すること。

<参考書>

- ①高橋宏志・重点講義民事訴訟法〔第2版補訂版〕（上）・（下）（2013、2014、有斐閣）、
- ②藤田・講義民事訴訟〔3版〕（2013、東大出版会）、
- ③伊藤 眞・民事訴訟法〔7版〕（2020、有斐閣）
- ④中野他著・新民事訴訟法講義〔3版〕（2018、有斐閣）

科目名	担当者名	配当	期	単位
民事訴訟法特別演習[前期]	小松良正	2 必	前期	2

■講義内容■

この演習は、主として民事訴訟法上の重要な基本的争点についての裁判所の判例を使用して、重要な民事訴訟法上の諸原則を理解することを目的としたものである。演習の方法としては、あらかじめこれらの判例（または具体的設例）を十分に予習し、この判例の事実関係、法律上の争点、その争点に関する法律上の解釈（法的推論）、及び規範への事実の当てはめによる結論を、質疑・応答形式で実施する。あわせて、実務教育への導入をも考慮し、各種民事訴訟法上のテーマに関連した初歩的な実務上の問題についても触れることとしたい。なお、毎回、まとめのレジュメを配布する予定である。なお、この演習では、教材として、長谷部他編著・ケースブック民事訴訟法〔第4版〕（2013、弘文堂）を使用する。

■シラバス■

<科目のねらい>

この演習では、民事訴訟法上の重要な原則・理論（訴訟物理論、訴訟行為論、弁論主義、立証責任論、判決効論等）を、抽象的に教えるのではなく、実際に裁判において問題となった具体的事例（判例等）を通して、具体的事実即して理解することを目的とする。また、民事保全や民事執行についても、入門的な役割を果たすものとして、そして、これらのテーマについて、質疑・応答形式による演習を実施する。また、この演習は、2年次の法律実務基礎演習への導入をも兼ねるようにすると配慮から、各テーマに関連した基本的な実務上の問題（要件事実論）についても取り上げたいと考えている。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

既修2年次生は「民事訴訟法」の事前修得を推奨する。

<予・復習に要する時間>

毎回予習90分、復習60分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

確認の利益

この回では、民事訴訟における訴訟要件の一つである「訴えの利益」のうち、特に確認の訴えにおいて問題となる「確認の利益」の意義及びその必要性、確認の利益の有無の判断基準を検討するとともに、遺言者生存中における遺言無効確認の訴えの適法性の問題等を中心に考察する。

第2回

訴訟物の範囲

この回では、民事訴訟における訴訟物概念の意義及び役割、旧訴訟物理論と新訴訟物理論、訴訟物と既判力の客観的範囲の問題、既判力の作用形態等の問題を具体的な判例を通して検討する。

第3回

一部請求

この回では、一部請求の意義とその必要性、一部請求後の残部請求の可否に関する判例・学説の検討を行うとともに、一部請求訴訟が提起された場合の過失相殺の問題についても検討する。

第4回

二重起訴の禁止

この回では、二重起訴禁止の原則の意義、趣旨及びその要件について検討するとともに、相殺の抗弁と二重起訴の問題、すなわち同一債権に関する別訴先行型と抗弁先行型の事例の問題点を検討し、また別訴先行型の類型で別訴が一部請求の事例をも検討する。

第5回

弁論主義

この回では、弁論主義の意義及びその根拠（特に不意打ち防止の必要性）、弁論主義の3原則（テーゼ）について検討するとともに、所有権喪失に関する事実、代理による契約の成立の認定、間接事実の認定等の問題を判例を通して検討する。

第6回

一般条項についての主張・立証+釈明権

この回では、過失、正当事由、権利濫用、公序良俗等の一般条項と弁論主義の関係、すなわちこれらの一般条項については何が主要事実かを検討するとともに、弁論主義の補充としての裁判所の釈明権の意義を検討し、消極釈明と積極釈明、釈明義務違反と上告理由等の問題を検討する。

第7回

争点効

この回では、いわゆる判決理由中の判断に拘束力を肯定する争点効の意義及びその必要性、争点効が認められるための要件、及び判決理由の判断に信義則上の拘束力を認める考え方を検討し、この問題に関する判例理論の展開を考察する。

第8回

基準時後の形成権の行使

この回では、判決の重要な効力の一つである既判力の時的限界（既判力の基準時）の意義およびその根拠を検討するとともに、訴訟上特に問題となる基準時後の取消権や相殺権、建物買取請求権等の形成権行使の可否について検討する。

第9回

既判力の主観的範囲

この回では、既判力の主観的範囲の問題、特に口頭弁論終結後の承継人に関する「承継」の意義、請求権の属性と承継人の範囲、形式説と実質説、及び既判力の拡張と執行力の拡張との相違等について検討するとともに、請求目的物所持者の概念の意義及び範囲等について検討する。

第10回

判決の反射的効力

この回では、判決の特殊な効力の一つとして議論されている判決の反射的効力（反射効）の意義、その法的性質、判決の既判力の本質論との関係、判決効拡張の前提としての手続保障との関係について検討する。

第11回

通常共同訴訟

この回では、共同訴訟形態の一つである通常共同訴訟の意義、及び共同訴訟人独立の原則の意義及びこの原則の問題点を検討するとともに、その修正原理としての当然の補助参加理論、主張共通の原則、及び準必要的共同訴訟の理論を検討する。

第12回

固有必要的共同訴訟

この回では、必要的共同訴訟形態の一つである固有必要的共同訴訟の意義、審理原則について検討するとともに、共有関係訴訟（原告側が共有者の場合と被告側が共有者の場合）や入会関係訴訟との関係等について検討する。

第13回

補助参加

この回では、訴訟参加形態の一つである補助参加制度について、補助参加の要件としての補助参加の利益、補助参加人のなしうる訴訟行為の範囲、及び補助参加の効果としての参加的効力等の問題について検討する。

第14回

訴訟告知

この回では、訴訟告知制度の意義及び訴訟告知を行うために必要とされる要件（参加することができる第三者の意義）、及び訴訟告知による参加的効力発生のための要件等の問題を検討する。

第15回

定期試験

<教科書>

- ①長谷部他編著・ケースブック民事訴訟法〔第4版〕（2013,弘文堂）
 - ②三木ほか著・リーガルクエスト民事訴訟法〔第4版〕（2023,有斐閣）、
 - ③和田吉弘・基礎からわかる民事訴訟法〔第2版〕（2022,商事法務）、
 - ④高田・畑・垣内編・民事訴訟法判例百選〔6版〕（2023,有斐閣）
- 上記のうち、②と③については、いずれか一方を用意すること。

<参考書>

- ①高橋宏志・重点講義民事訴訟法〔第2版補訂版〕（上）・（下）（2013,2014,有斐閣）、
- ②藤田・講義民事訴訟〔3版〕（2013,東大出版会）、
- ③伊藤 眞・民事訴訟法〔7版〕（2020,有斐閣）
- ④中野他著・新民事訴訟法講義〔3版〕（2018,有斐閣）

科目名	担当者名	配当	期	単位
民事訴訟法特別演習[後期]	小松良正	2 必	後期	2

■講義内容■

この演習は、主として民事訴訟法上の重要な基本的争点についての裁判所の判例を使用して、重要な民事訴訟法上の諸原則を理解することを目的としたものである。演習の方法としては、あらかじめこれらの判例（または具体的設例）を十分に予習し、この判例の事実関係、法律上の争点、その争点に関する法律上の解釈（法的推論）、及び規範への事実の当てはめによる結論を、質疑・応答形式で実施する。あわせて、実務教育への導入をも考慮し、各種民事訴訟法上のテーマに関連した初歩的な実務上の問題についても触れることとしたい。なお、毎回、まとめのレジュメを配布する予定である。なお、この演習では、教材として、長谷部他編著・ケースブック民事訴訟法〔第4版〕（2013、弘文堂）を使用する。

■シラバス■

<科目のねらい>

この演習では、民事訴訟法上の重要な原則・理論（訴訟物理論、訴訟行為論、弁論主義、立証責任論、判決効論等）を、抽象的に教えるのではなく、実際に裁判において問題となった具体的事例（判例等）を通して、具体的事実即して理解することを目的とする。また、民事保全や民事執行についても、入門的な役割を果たすものとする。そして、これらのテーマについて、質疑・応答形式による演習を実施する。また、この演習は、2年次の法律実務基礎演習への導入をも兼ねるようにすると配慮から、各テーマに関連した基本的な実務上の問題（要件事実論）についても取り上げたいと考えている。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

既修2年次生は「民事訴訟法」の事前修得を推奨する。

<予・復習に要する時間>

毎回予習90分、復習60分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

確認の利益

この回では、民事訴訟における訴訟要件の一つである「訴えの利益」のうち、特に確認の訴えにおいて問題となる「確認の利益」の意義及びその必要性、確認の利益の有無の判断基準を検討するとともに、遺言者生存中における遺言無効確認の訴えの適法性の問題等を中心に考察する。

第2回

訴訟物の範囲

この回では、民事訴訟における訴訟物概念の意義及び役割、旧訴訟物理論と新訴訟物理論、訴訟物と既判力の客観的範囲の問題、既判力の作用形態等の問題を具体的な判例を通して検討する。

第3回

一部請求

この回では、一部請求の意義とその必要性、一部請求後の残部請求の可否に関する判例・学説の検討を行うとともに、一部請求訴訟が提起された場合の過失相殺の問題についても検討する。

第4回

二重起訴の禁止

この回では、二重起訴禁止の原則の意義、趣旨及びその要件について検討するとともに、相殺の抗弁と二重起訴の問題、すなわち同一債権に関する別訴先行型と抗弁先行型の事例の問題点を検討し、また別訴先行型の類型で別訴が一部請求の事例をも検討する。

第5回

弁論主義

この回では、弁論主義の意義及びその根拠（特に不意打ち防止の必要性）、弁論主義の3原則（テーゼ）について検討するとともに、所有権喪失に関する事実、代理による契約の成立の認定、間接事実の認定等の問題を判例を通して検討する。

第6回

一般条項についての主張・立証+釈明権

この回では、過失、正当事由、権利濫用、公序良俗等の一般条項と弁論主義の関係、すなわちこれらの一般条項については何が主要事実かを検討するとともに、弁論主義の補充としての裁判所の釈明権の意義を検討し、消極釈明と積極釈明、釈明義務違反と上告理由等の問題を検討する。

第7回

争点効

この回では、いわゆる判決理由中の判断に拘束力を肯定する争点効の意義及びその必要性、争点効が認められるための要件、及び判決理由の判断に信義則上の拘束力を認める考え方を検討し、この問題に関する判例理論の展開を考察する。

第8回

基準時後の形成権の行使

この回では、判決の重要な効力の一つである既判力の時的限界（既判力の基準時）の意義およびその根拠を検討するとともに、訴訟上特に問題となる基準時後の取消権や相殺権、建物買取請求権等の形成権行使の可否について検討する。

第9回

既判力の主観的範囲

この回では、既判力の主観的範囲の問題、特に口頭弁論終結後の承継人に関する「承継」の意義、請求権の属性と承継人の範囲、形式説と実質説、及び既判力の拡張と執行力の拡張との相違等について検討するとともに、請求目的物所持者の概念の意義及び範囲等について検討する。

第10回

判決の反射的効力

この回では、判決の特殊な効力の一つとして議論されている判決の反射的効力（反射効）の意義、その法的性質、判決の既判力の本質論との関係、判決効拡張の前提としての手続保障との関係について検討する。

第11回

通常共同訴訟

この回では、共同訴訟形態の一つである通常共同訴訟の意義、及び共同訴訟人独立の原則の意義及びこの原則の問題点を検討するとともに、その修正原理としての当然の補助参加理論、主張共通の原則、及び準必要的共同訴訟の理論を検討する。

第12回

固有必要的共同訴訟

この回では、必要的共同訴訟形態の一つである固有必要的共同訴訟の意義、審理原則について検討するとともに、共有関係訴訟（原告側が共有者の場合と被告側が共有者の場合）や入会関係訴訟との関係等について検討する。

第13回

補助参加

この回では、訴訟参加形態の一つである補助参加制度について、補助参加の要件としての補助参加の利益、補助参加人のなしうる訴訟行為の範囲、及び補助参加の効果としての参加的効力等の問題について検討する。

第14回

訴訟告知

この回では、訴訟告知制度の意義及び訴訟告知を行うために必要とされる要件（参加することができる第三者の意義）、及び訴訟告知による参加的効力発生のための要件等の問題を検討する。

第15回

定期試験

<教科書>

- ①長谷部他編著・ケースブック民事訴訟法〔第4版〕（2013,弘文堂）
 - ②三木ほか著・リーガルクエスト民事訴訟法〔第4版〕（2023,有斐閣）、
 - ③和田吉弘・基礎からわかる民事訴訟法〔第2版〕（2022,商事法務）、
 - ④高田・畑・垣内編・民事訴訟法判例百選〔6版〕（2023,有斐閣）
- 上記のうち、②と③については、いずれか一方を用意すること。

<参考書>

- ①高橋宏志・重点講義民事訴訟法〔第2版補訂版〕（上）・（下）（2013,2014,有斐閣）、
- ②藤田・講義民事訴訟〔3版〕（2013,東大出版会）、
- ③伊藤 眞・民事訴訟法〔7版〕（2020,有斐閣）
- ④中野他著・新民事訴訟法講義〔3版〕（2018,有斐閣）

科目名	担当者名	配当	期	単位
商法特別演習[前期]	藤田真樹	2 必	前期	2

■講義内容■

1年次に履修した「商法I・II」の基礎的理解を前提に、会社法上の重要なテーマを取り上げる。各テーマについて、複数の主要な判例を題材として、会社法上の制度ないし規定の立法趣旨の確認、判例および学説の検討、ならびに実務上の観点からの検討も併せて行う。

■シラバス■

<科目のねらい>

本演習は、1年次に履修した「商法I・II」における基礎的な理解を前提に、会社法上の重要判例を題材として、会社法の知識と理解を一層確実なものにするとともに、会社法の解釈運用力を養成することを目的とする。本演習の履修の延長線上において、2年次・前後期開講の「商法特別演習II」、3年次・前後期開講の「商法発展演習I・II」における、さらなる応用力の修得を目標とする。

本演習では、予習内容の理解度を確認したうえで、実務上の問題も視野に入れた会社法の解釈運用力の養成を目指して、双方向的かつ多方向的な討論を活用する。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習 90 分、復習 30 分を要する。

<科目の内容>

第1回

会社総則、設立

『会社法判例百選 [第4版]』 (以下「百選」とする。) [3] [4] [5] [6] [7]

第2回

株式①

百選[8][9] [10] [11] [12]

第3回

株式②

百選[13] [15] [16] [18] [19]

第4回

株式③

百選 [20] [21] [22] [23] [24]

第5回

株式④、新株予約権・株主総会①

百選 [25] [26] [27] [28][29]

第6回

株主総会②

百選 [31] [32] [33] [34] [35]

第7回

株主総会③、取締役・取締役会①

百選 [36] [38] [39] [40] [41]

第8回

取締役・取締役会②

百選[42] [43] [44] [45] [46]

第9回

取締役・取締役会③

百選 [47] [48] [49] [50] [51]

第10回

取締役・取締役会④

百選 [52] [53] [54] [55] [56]

第11回

取締役・取締役会⑤

百選 [58] [59] [60] [61] [62]

第12回

取締役・取締役会⑥

百選 [63] [64] [65] [66][67][68]

第13回

計算・組織再編

百選 [73] [74] [82] [83][89][91]

第14回

企業買収・支配権の争奪

百選[95][96] [97] [98] [99] [100]

第15回

定期試験

<教科書>

神作裕之ほか編『会社法判例百選 [第4版] 』（有斐閣・2021年）
伊藤靖史他『会社法（LEGAL QUEST） [第5版] 』（有斐閣・2021年）
落合誠一他編『会社法 Visual Materials』（有斐閣・2011年）

<参考書>

高橋美加他編『会社法[第3版]』（弘文堂・2020年）
江頭憲治郎『株式会社法[第8版]』（有斐閣・2021年）
田中亘『会社法[第3版]』（東京大学出版会・2021年）
その他、重要判例解説等、授業内で適宜指示します。

科目名	担当者名	配当	期	単位
商法特別演習[後期]	藤田真樹	2 必	後期	2

■講義内容■

1年次に履修した「商法I・II」の基礎的理解を前提に、会社法上の重要なテーマを取り上げる。各テーマについて、複数の主要な判例を題材として、会社法上の制度ないし規定の立法趣旨の確認、判例および学説の検討、ならびに実務上の観点からの検討も併せて行う。

■シラバス■

<科目のねらい>

本演習は、1年次に履修した「商法I・II」における基礎的な理解を前提に、会社法上の重要判例を題材として、会社法の知識と理解を一層確実なものにするとともに、会社法の解釈運用力を養成することを目的とする。本演習の履修の延長線上において、2年次・前後期開講の「商法特別演習II」、3年次・前後期開講の「商法発展演習I・II」における、さらなる応用力の修得を目標とする。

本演習では、予習内容の理解度を確認したうえで、実務上の問題も視野に入れた会社法の解釈運用力の養成を目指して、双方向的かつ多方向的な討論を活用する。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習 90 分、復習 30 分を要する。

<科目の内容>

第1回

会社総則、設立

『会社法判例百選 [第4版]』 (以下「百選」とする。) [3] [4] [5] [6] [7]

第2回

株式①

百選[8][9] [10] [11] [12]

第3回

株式②

百選[13] [15] [16] [18] [19]

第4回

株式③

百選 [20] [21] [22] [23] [24]

第5回

株式④、新株予約権・株主総会①

百選 [25] [26] [27] [28][29]

第6回

株主総会②

百選 [31] [32] [33] [34] [35]

第7回

株主総会③、取締役・取締役会①

百選 [36] [38] [39] [40] [41]

第8回

取締役・取締役会②

百選[42] [43] [44] [45] [46]

第9回

取締役・取締役会③

百選 [47] [48] [49] [50] [51]

第10回

取締役・取締役会④

百選 [52] [53] [54] [55] [56]

第11回

取締役・取締役会⑤

百選 [58] [59] [60] [61] [62]

第12回

取締役・取締役会⑥

百選 [63] [64] [65] [66][67][68]

第13回

計算・組織再編

百選 [73] [74] [82] [83][89][91]

第14回

企業買収・支配権の争奪

百選[95][96] [97] [98] [99] [100]

第15回

定期試験

<教科書>

神作裕之ほか編『会社法判例百選 [第4版] 』（有斐閣・2021年）
伊藤靖史他『会社法（LEGAL QUEST） [第5版] 』（有斐閣・2021年）
落合誠一他編『会社法 Visual Materials』（有斐閣・2011年）

<参考書>

高橋美香他編『会社法[第3版]』（弘文堂・2020年）
江頭憲治郎『株式会社法[第8版]』（有斐閣・2021年）
田中亘『会社法[第3版]』（東京大学出版会・2021年）
その他、重要判例解説等、授業内で適宜指示します。

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法発展演習[前期]	上杉雅央	2 必	前期	2

■講義内容■

司法試験論文式試験の過去問を取りあげ、各論点についての理解や論述のしかたについて検討し、民法の理解を深め、論述の進め方を学習する。

■シラバス■

<科目のねらい>

民法の理解を深め、論術の進め方を習得することを狙いとする、

<到達目標>

科目のねらいと同様である。

<履修の前提>

民法に関する基本的理解、判例百選等に掲載されている判例の理解をしていることが望まれる。

<予・復習に要する時間>

各回の講義に備えて、実際に答案作成をするために2～3時間の予習をすることが望まれる。復習にも同じ程度の時間をあてることが望まれる。

<科目の内容>

第1回

平成22年の論文式試験を題材として検討する。

第2回

令和23年の論文式試験を題材として検討する。

第3回

平成24年の論文式試験を題材として検討する。

第4回

平成25年の論文式試験を題材として検討する。

第5回

平成26年の論文式試験を題材として検討する。

第6回

平成27年の論文式試験を題材として検討する。

第7回

平成28年の論文式試験を題材として検討する。

第8回

平成29年の論文式試験を題材として検討する。

第9回

平成30年の論文式試験を題材として検討する。

第10回

令和元年の論文式試験を題材として検討する。

第11回

令和2年の論文式試験を題材として検討する。

第12回

令和3年の論文式試験を題材として検討する。

第13回

令和4年の論文式試験を題材として検討する。

第14回

令和5年の論文式試験を題材として検討する。

第15回

定期試験

<教科書>

各自が使っている基本書、判例百選

<参考書>

講義時間に適宜紹介する予定である。

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法発展演習[後期]	上杉雅央	2必	後期	2

■講義内容■

司法試験論文式試験の過去問を取りあげ、各論点についての理解や論述のしかたについて検討し、民法の理解を深め、論述の進め方を学習する。

■シラバス■

<科目のねらい>

民法の理解を深め、論術の進め方を習得することを狙いとする、

<到達目標>

科目のねらいと同様である。

<履修の前提>

民法に関する基本的理解、判例百選等に掲載されている判例の理解をしていることが望まれる。

<予・復習に要する時間>

各回の講義に備えて、実際に答案作成をするために2～3時間の予習をすることが望まれる。復習にも同じ程度の時間をあてることが望まれる。

<科目の内容>

第1回

平成22年の論文式試験を題材として検討する。

第2回

令和23年の論文式試験を題材として検討する。

第3回

平成24年の論文式試験を題材として検討する。

第4回

平成25年の論文式試験を題材として検討する。

第5回

平成26年の論文式試験を題材として検討する。

第6回

平成27年の論文式試験を題材として検討する。

第7回

平成28年の論文式試験を題材として検討する。

第8回

平成29年の論文式試験を題材として検討する。

第9回

平成30年の論文式試験を題材として検討する。

第10回

令和元年の論文式試験を題材として検討する。

第11回

令和2年の論文式試験を題材として検討する。

第12回

令和3年の論文式試験を題材として検討する。

第13回

令和4年の論文式試験を題材として検討する。

第14回

令和5年の論文式試験を題材として検討する。

第15回

定期試験

<教科書>

各自が使っている基本書、判例百選

<参考書>

講義時間に適宜紹介する予定である。

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法発展演習[前期]	土居俊平/青野博之	2 必	前期	2

■講義内容■

これまで学んできた民法の考え方を総動員して、具体的な事例にどのように答えるかを、文書にした上で、受講生全員で討論していきたい。事例としては、売買契約、賃貸借契約、消費貸借契約、請負契約、不法行為を予定している。

■シラバス■

<科目のねらい>

おもに司法試験論文式問題について、文書と討論で検討していきたい。受講生が事前に作成した文書を他の受講生が検討する方法、つまり、相互に検討する方法により、文書の趣旨をより明確にしたい。また、受講生が他の受講生のよいところを認め、わかりにくいところをなぜそうなるかを質問する方法により、討論を行い、それぞれの発言の趣旨をより明確にしたい。基礎的事項についての体系的理解（民法I～民法VI）、これをもとにした判例・事例の深い検討（民法特別演習）、これらをもとにした文書作成という3段階目に位置づけられる。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

民法特別演習を履修済であること。

<予・復習に要する時間>

予習 150 分、復習 90 分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

配偶者短期居住権、受領遅滞、物上代位に関する事案（令和5年司法試験問題を題材とするもの）。

第2回

94条2項の類推適用、詐害行為取消権に関する事案（令和4年司法試験問題を題材とするもの）。

第3回

即時取得、役務提供契約、保証に関する事案（令和3年司法試験問題を題材とするもの）。

第4回

代金減額請求権と代金債権の譲渡に関する事案（令和2年司法試験問題を題材とするもの）。

第5回

将来債権の譲渡に関する事案（令和元年司法試験問題を題材とするもの）。

第6回

中間レポート。

第7回

受領遅滞と物権的請求権に関する事案（平成30年司法試験問題を題材とするもの）。

第8回

賃借権の時効取得と賃借物の無断転貸に関する事案（平成29年司法試験問題を題材とするもの）。

の)。

第9回

法定代理権の濫用と不動産売買に関する事案（平成 28 年司法試験問題を題材とするもの）。

第10回

動産売買と添付に関する事案（平成 27 年司法試験問題を題材とするもの）。

第11回

不動産賃貸借契約の解除と和解に関する事案（平成 26 年司法試験問題を題材とするもの）。

第12回

保証債務と物上代位に関する事案（平成 25 年司法試験問題を題材とするもの）。

第13回

所有権の時効取得と混合寄託に関する事案（平成 24 年司法試験問題を題材とするもの）。

第14回

請負と工作物責任に関する事案（平成 23 年司法試験問題を題材とするもの）。

第15回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する。

<参考書>

授業内で適宜指示する。

科目名	担当者名	配当	期	単位
民法発展演習[後期]	土居俊平/青野博之	2 必	後期	2

■講義内容■

これまで学んできた民法の考え方を総動員して、具体的な事例にどのように答えるかを、文書にした上で、受講生全員で討論していきたい。事例としては、売買契約、賃貸借契約、消費貸借契約、請負契約、不法行為を予定している。

■シラバス■

<科目のねらい>

おもに司法試験論文式問題について、文書と討論で検討していきたい。受講生が事前に作成した文書を他の受講生が検討する方法、つまり、相互に検討する方法により、文書の趣旨をより明確にしたい。また、受講生が他の受講生のよいところを認め、わかりにくいところをなぜそうなるかを質問する方法により、討論を行い、それぞれの発言の趣旨をより明確にしたい。基礎的事項についての体系的理解（民法I～民法VI）、これをもとにした判例・事例の深い検討（民法特別演習）、これらをもとにした文書作成という3段階目に位置づけられる。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

民法特別演習を履修済であること。

<予・復習に要する時間>

予習 150 分、復習 90 分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

配偶者短期居住権、受領遅滞、物上代位に関する事案（令和5年司法試験問題を題材とするもの）。

第2回

94条2項の類推適用、詐害行為取消権に関する事案（令和4年司法試験問題を題材とするもの）。

第3回

即時取得、役務提供契約、保証に関する事案（令和3年司法試験問題を題材とするもの）。

第4回

代金減額請求権と代金債権の譲渡に関する事案（令和2年司法試験問題を題材とするもの）。

第5回

将来債権の譲渡に関する事案（令和元年司法試験問題を題材とするもの）。

第6回

中間レポート。

第7回

受領遅滞と物権的請求権に関する事案（平成30年司法試験問題を題材とするもの）。

第8回

賃借権の時効取得と賃借物の無断転貸に関する事案（平成29年司法試験問題を題材とするもの）。

の)。

第9回

法定代理権の濫用と不動産売買に関する事案（平成 28 年司法試験問題を題材とするもの）。

第10回

動産売買と添付に関する事案（平成 27 年司法試験問題を題材とするもの）。

第11回

不動産賃貸借契約の解除と和解に関する事案（平成 26 年司法試験問題を題材とするもの）。

第12回

保証債務と物上代位に関する事案（平成 25 年司法試験問題を題材とするもの）。

第13回

所有権の時効取得と混合寄託に関する事案（平成 24 年司法試験問題を題材とするもの）。

第14回

請負と工作物責任に関する事案（平成 23 年司法試験問題を題材とするもの）。

第15回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する。

<参考書>

授業内で適宜指示する。

科目名	担当者名	配当	期	単位
商法発展演習[前期]	春田 博	2 必	前期	2

■講義内容■

会社法に関する講義を受講し、商法特別演習の履修も終えて、会社法分野につき既に相応の知識と応用力を有している学生を対象として設置する演習科目である。受講者の一層の関心に応えるべく、個別事案を前提とした論証能力の深化を目的として授業を進めることにしたい。

■シラバス■

<科目のねらい>

法律実務においては文章作成が必須であるが、とりわけ本分野においてその際の論理性の有無いかんには圧倒的な重要性が認められる。したがって、本講義では、関係者の万人を説得するに足る論証がいかなる内容に帰着するかにつき、文章作成と討論による検証とを繰り返して論点毎に確認し、商事取引に関する知識に基づく論述を確実なものとする実力の涵養の助力に努めることにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習 60 分、復習 30 分程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

一応、過去の本試験の問題を素材とし、当該授業回の問題をあらかじめ指定したうえで、事前に記述を得てこれに対する解答を授業時に講評するという形での授業の進行を予定している。しかしながら、受講生の意向により変更があり得る。

具体的には、例えば以下の順序で講ずることを考えている。したがって、受講希望者は、第 1 回分につき回答をあらかじめ作成のうえ提出しておくこと。

会社の内部統制①

第 2 回

会社の内部統制②

第 3 回

会社の内部統制③

第 4 回

取締役の競業避止義務①

第 5 回

取締役の競業避止義務②

第 6 回

取締役の競業避止義務③

第 7 回

新株発行の不存在①

第 8 回

新株発行の不存在②

第9回

新株発行の不存在③

第10回

株主総会決議の瑕疵①

第11回

株主総会決議の瑕疵②

第12回

株主総会決議の瑕疵③

第13回

取締役の選任

第14回

自己株式

第15回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
商法発展演習[後期]	春田 博	2・3必	後期	2

■講義内容■

会社法に関する講義を受講し、商法特別演習の履修も終えて、会社法分野につき既に相応の知識と応用力を有している学生を対象として設置する演習科目である。受講者の一層の関心に応えるべく、個別事案を前提とした論証能力の深化を目的として授業を進めることにしたい。

■シラバス■

<科目のねらい>

法律実務においては文章作成が必須であるが、とりわけ本分野においてその際の論理性の有無いかんには圧倒的な重要性が認められる。したがって、本講義では、関係者の万人を説得するに足る論証がいかなる内容に帰着するかにつき、文章作成と討論による検証とを繰り返して論点毎に確認し、商事取引に関する知識に基づく論述を確実なものとする実力の涵養の助力に努めることにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習 60 分、復習 30 分程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

過去の本試験の問題を素材とし、当該授業回の問題をあらかじめ指定したうえで、事前に記述を得てこれに対する解答を授業時に講評するという形での授業の進行を予定している。しかしながら、受講生の意向により変更があり得る。

具体的には、例えば以下の順序で講ずることを考えている。

新株予約権の無償割当の差止（令和元年司法試験問題を素材として）

第 2 回

買収防衛策としての差別的な内容の新株予約権無償割当て（令和元年度司法試験問題を素材として）

第 3 回

会計帳簿の閲覧請求と拒絶事由（平成 30 年度司法試験問題を素材として）

第 4 回

株式併合に反対する株主の救済（平成 29 年司法試験問題を素材として）

第 5 回

内部統制システムと取締役の任務懈怠（平成 28 年司法試験問題を素材として）

第 6 回

利益相反取引・競業取引（平成 27 年司法試験問題を素材として）

第 7 回

募集株式の発行手続等の瑕疵（平成 26 年司法試験問題を素材として）

第 8 回

譲渡制限株式の譲渡の効力と名義書換未了の場合の取扱い（平成 25 年司法試験問題を素材として）

第 9 回

取締役の違法行為の差止（平成 24 年司法試験問題を素材として）

第 10 回

瑕疵のある自己株式取得・処分（平成 23 年司法試験問題を素材として）

第 11 回

出資の履行の仮装（平成 22 年司法試験問題を素材として）

第 12 回

議決権の代理行使と書面による議決権行使の矛盾（平成 21 年司法試験問題を素材として）

第 13 回

株式交換無効の訴え（平成 20 年司法試験問題を素材として）

第 14 回

取締役会決議の瑕疵（平成 19 年司法試験問題を素材として）

第 15 回

定期試験

<教科書>

神作裕之ほか編『会社法判例百選 [第 4 版]』（有斐閣）
伊藤靖史他『会社法（LEGAL QUEST） [第 5 版]』（有斐閣）
会社法 Visual Materials（有斐閣・2011 年）

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
商法発展演習[前期]	藤田真樹	2 必	前期	2

■講義内容■

会社法に関する講義を受講し、商法特別演習の履修も終えて、会社法分野につき既に相応の知識と応用力を有している学生を対象として設置する演習科目である。受講者の一層の関心に応えるべく、個別事案を前提とした論証能力の深化を目的として授業を進めることにしたい。

■シラバス■

<科目のねらい>

法律実務においては文章作成が必須であるが、とりわけ本分野においてその際の論理性の有無いかんには圧倒的な重要性が認められる。したがって、本講義では、関係者の万人を説得するに足る論証がいかなる内容に帰着するかにつき、文章作成と討論による検証とを繰り返して論点毎に確認し、商事取引に関する知識に基づく論述を確実なものとする実力の涵養の助力に努めることにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習 90 分、復習 30 分程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

過去の本試験の問題を素材とし、当該授業回の問題をあらかじめ指定したうえで、事前に記述を得てこれに対する解答を授業時に講評するという形での授業の進行を予定している。しかしながら、受講生の意向により変更があり得る。

具体的には、例えば以下の順序で講ずることを考えている。

一人会社における任務懈怠責任、権利行使者の指定のない共有株式につき議決権が行使された株主総会決他（令和 5 年司法試験問題を素材として）

第 2 回

親会社の圧力の下でデュー・ディリジェンスを行うことなく事業を譲り受けたことに関する取締役の任務懈怠責任他（令和 4 年司法試験問題を素材として）

第 3 回

議決権行使の委任できる代理人を株主に限る定款の規定がある場合に株主ではない弁護士が代理人として議決権を行使することの可否等（令和 3 年司法試験問題を素材として）

第 4 回

非公開会社における募集株式発行手続きの瑕疵にある場合の募集株式発行の効力、種類株式発行会社における株式併合における種類株式株主の救済方法（令和 2 年司法試験問題を素材として）

第 5 回

新株予約権の無償割当の差止（令和元年司法試験問題を素材として）

第 6 回

会計帳簿の閲覧請求と拒絶事由（平成 30 年司法試験問題を素材として）

第 7 回

株式併合に反対する株主の救済（平成 29 年司法試験問題を素材として）

第 8 回

内部統制システムと取締役の任務懈怠（平成 28 年司法試験問題を素材として）

第 9 回

利益相反取引・競業取引（平成 27 年司法試験問題を素材として）

第 10 回

募集株式の発行手続等の瑕疵（平成 26 年司法試験問題を素材として）

第 11 回

譲渡制限株式の譲渡の効力と名義書換未了の場合の取扱い（平成 25 年司法試験問題を素材として）

第 12 回

取締役の違法行為の差止（平成 24 年司法試験問題を素材として）

第 13 回

瑕疵のある自己株式取得・処分（平成 23 年司法試験問題を素材として）

第 14 回

出資の履行の仮装（平成 22 年司法試験問題を素材として）

第 15 回

定期試験

<教科書>

司法試験論述式試験過去問

神作裕之ほか編『会社法判例百選 [第 4 版]』（有斐閣・2021 年）

伊藤靖史他『会社法（LEGAL QUEST） [第 5 版]』（有斐閣・2021 年）

会社法 Visual Materials（有斐閣・2011 年）

<参考書>

高橋美加他編『会社法[第 3 版]』（弘文堂・2020 年）

江頭憲治郎『株式会社法[第 8 版]』（有斐閣・2021 年）

田中亘『会社法[第 3 版]』（東京大学出版会・2021 年）

その他、授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
商法発展演習[後期]	藤田真樹	2 必	後期	2

■講義内容■

会社法に関する講義を受講し、商法特別演習の履修も終えて、会社法分野につき既に相応の知識と応用力を有している学生を対象として設置する演習科目である。受講者の一層の関心に応えるべく、個別事案を前提とした論証能力の深化を目的として授業を進めることにしたい。

■シラバス■

<科目のねらい>

法律実務においては文章作成が必須であるが、とりわけ本分野においてその際の論理性の有無いかんには圧倒的な重要性が認められる。したがって、本講義では、関係者の万人を説得するに足る論証がいかなる内容に帰着するかにつき、文章作成と討論による検証とを繰り返して論点毎に確認し、商事取引に関する知識に基づく論述を確実なものとする実力の涵養の助力に努めることにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習 60 分、復習 30 分程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

過去の本試験の問題を素材とし、当該授業回の問題をあらかじめ指定したうえで、事前に記述を得てこれに対する解答を授業時に講評するという形での授業の進行を予定している。しかしながら、受講生の意向により変更があり得る。

具体的には、例えば以下の順序で講ずることを考えている。

一人会社における任務懈怠責任、権利行使者の指定のない共有株式につき議決権が行使された株主総会決他（令和 5 年司法試験問題を素材として）

第 2 回

親会社の圧力の下でデュー・ディリジェンスを行うことなく事業を譲り受けたことに関する取締役の任務懈怠責任他（令和 4 年司法試験問題を素材として）

株主総会決議を欠く事業譲渡契約の効力（平成 18 年司法試験問題を素材として）

第 3 回

議決権行使の委任できる代理人を株主に限る定款の規定がある場合に株主ではない弁護士が代理人として議決権を行使することの可否等（令和 3 年司法試験問題を素材として）

第 4 回

非公開会社における募集株式発行手続きの瑕疵にある場合の募集株式発行の効力、種類株式発行会社における株式併合における種類株式株主の救済方法（令和 2 年司法試験問題を素材として）

第 5 回

新株予約権の無償割当の差止（令和元年司法試験問題を素材として）

第6回

会計帳簿の閲覧請求と拒絶事由（平成30年司法試験問題を素材として）

第7回

株式併合に反対する株主の救済（平成29年司法試験問題を素材として）

第8回

内部統制システムと取締役の任務懈怠（平成28年司法試験問題を素材として）

第9回

利益相反取引・競業取引（平成27年司法試験問題を素材として）

第10回

募集株式の発行手続等の瑕疵（平成26年司法試験問題を素材として）

第11回

譲渡制限株式の譲渡の効力と名義書換未了の場合の取扱い（平成25年司法試験問題を素材として）

第12回

取締役の違法行為の差止（平成24年司法試験問題を素材として）

第13回

瑕疵のある自己株式取得・処分（平成23年司法試験問題を素材として）

第14回

出資の履行の仮装（平成22年司法試験問題を素材として）

第15回

定期試験

<教科書>

司法試験論述式試験過去問

神作裕之他編『会社法判例百選 [第4版]』（有斐閣・2021年）

伊藤靖史他『会社法（LEGAL QUEST） [第5版]』（有斐閣・2021年）

会社法 Visual Materials（有斐閣・2011年）

<参考書>

高橋美加他編『会社法[第3版]』（弘文堂・2020年）

江頭憲治郎『株式会社法[第8版]』（有斐閣・2021年）

田中亘『会社法[第3版]』（東京大学出版会・2021年）

その他、授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
民事訴訟法発展演習[前期]	小松良正	3必	前期	2

■講義内容■

1・2年次に履修した民事訴訟法の理解を前提として、2年次に勉強した基本的テーマ以外の民事訴訟法上の複雑な発展的かつ応用的テーマ、特に会社訴訟に関する問題や上訴・再審の問題をも含めて引き続き「ケースブック民事訴訟法」を用いて、演習を行う。演習の方式は、2年次と同様に双方向・多方向の授業形式を用いて行う。毎回、まとめのレジュメを配布する。

■シラバス■

<科目のねらい>

本演習では、民事訴訟法上の重要な発展的なテーマに関する判例を素材として、判例の有する意義、その問題点、これに対する学説の状況（反対説）を中心に、質疑応答形式での授業を行う予定であるので、積極的な授業参加の態度が要求される。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習 90 分、復習 60 分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

法人の内部紛争における当事者適格

この回では、会社訴訟等においてみられるように、法人（会社等）の内部においてその代表者の選任決議等について争いが生じた場合、その代表者の資格を争う者が訴えを提起する場合の被告適格の問題等を中心に検討する。

第2回

申立事項

この回では、民事訴訟の審判の対象における処分権主義の意義を、債務不存在確認の訴えの訴訟物や、引換給付判決の問題等を通して検討することとする。

第3回

争点整理

この回では、民事訴訟における争点整理手続、すなわち、準備的口頭弁論、弁論準備手続、及び書面による準備手続について、それらの手続の特色と相違点、争点整理手続終了後の攻撃防御方法の提出と説明義務、時機に後れた攻撃防御方法の却下の規定との関係、及び計画審理手続の問題等について検討する。

第4回

文書提出命令

この回では、会社訴訟等においてなされることの多い文書提出命令申立ての要件である文書提出義務の範囲、会社の稟議書の提出義務、手続及びその文書提出義務違反の効果の問題を中心に検討する。

第5回

基準時後の損害拡大

この回では、前訴の口頭弁論終結後の事情の変更により損害が拡大または縮小した場合に、増加分の損害賠償請求の可否の問題、及び減少した損害賠償請求権に基づく強制執行に対する法的措置について検討する。

第6回

法人格否認の法理

この回では、会社訴訟において問題となる法人格否認の法理（形骸型、濫用型）について、訴訟法上の観点から、当事者の確定、表示の訂正、任意的当事者変更及び判決効の問題等を中心に検討する。

第7回

類似必要的共同訴訟

この回では、会社訴訟等の類似必要的共同訴訟における判決効の拡張、一部の者が上訴した場合の他の当事者の訴訟法上の地位の問題等について検討する。

第8回

独立当事者参加

この回では、独立当事者参加の訴訟構造、独立参加の要件、手続、効果及び上訴との関係について検討する。

第9回

訴訟承継

この回では、訴訟承継制度の意義、種類、参加承継と引受承継の手続、「承継」概念の意義、及び訴訟承継の効果等の問題について検討する。

第10回

上訴（不服の利益・不利益変更禁止の原則）

この回では、上訴の適法要件の1つである「不服の利益」概念について検討するとともに、上訴審の審判対象についての処分権主義の現れとしての「不利益変更禁止の原則」について検討する。

第11回

上訴（不服の利益・不利益変更禁止の原則）

この回では、上訴の適法要件の1つである「不服の利益」概念について検討するとともに、上訴審の審判対象についての処分権主義の現れとしての「不利益変更禁止の原則」について検討する。

第12回

予備的併合請求と上訴審の審判の範囲

この回では、訴えの客観的併合の一態様である予備的併合請求訴訟が提起され、これに対して主位的請求が認容された場合、及び主位的請求棄却・予備的請求認容判決が言い渡された場合に、これに対して上訴が提起される場合の上訴審判の範囲の問題等を中心に検討する。

第13回

確定判決の騙取と再審

この回では、氏名冒用訴訟等により前訴において確定判決が不当に取得（騙取）された場合に、前訴において氏名を冒用された者は、訴訟上どのような救済を求めることができるか（再審、請求異議の訴え、及び別訴としての不法行為訴訟等）の問題等を中心に検討する。

第 14 回

境界確定訴訟

この回では、境界確定訴訟の法的性質（形式的形成訴訟説、所有権境界確定訴訟説、複合訴訟説等）、境界確定訴訟の当事者適格、境界確定訴訟と不利益変更禁止の原則、自白及び裁判上の和解の可否等の問題を中心に検討する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

- ①長谷部他編著・ケースブック民事訴訟法〔第4版〕（2013,弘文堂）
 - ②三木ほか著・リーガルクエスト民事訴訟法〔第4版〕（2023,有斐閣）、
 - ③和田吉弘・基礎からわかる民事訴訟法〔第2版〕（2022,商事法務）、
 - ④高田・畑・垣内編・民事訴訟法判例百選〔6版〕（2023,有斐閣）
- 上記のうち、②と③については、いずれか一方を用意すること。

<参考書>

- ①高橋宏志・重点講義民事訴訟法〔第2版補訂版〕（上）・（下）（2013,2014,有斐閣）、
- ②藤田・講義民事訴訟〔3版〕（2013,東大出版会）、
- ③伊藤 眞・民事訴訟法〔7版〕（2020,有斐閣）
- ④中野他著・新民事訴訟法講義〔3版〕（2018,有斐閣）

科目名	担当者名	配当	期	単位
民事訴訟法発展演習[後期]	小松良正	3 必	後期	2

■講義内容■

この科目は、1 年次及び 2 年次において学修した民事訴訟法の基礎的及び応用的な知識をもとに、民事訴訟法に関する発展的な内容の問題を分析し、何が争点であり、またそれについては、どのような民事訴訟法上の原理原則が関係し、それに基づいてどのような結論を導き出すべきかを民事訴訟法の基本事項の確認をも含めて検討した上で、実際にライティングを行うことを目的とする。毎回、まとめのレジюмеを配布する予定である。

■シラバス■

<科目のねらい>

この授業では、事案の分析能力を身につけるだけでなく、そのような分析に基づいて実際にライティングを行うことにより、より実践的な能力を身につけることを目的とする。そのため、毎回あらかじめ授業の数日前に、答案を提出することが求められる。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習 3 時間、復習 2 時間程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

共同訴訟（弁論の併合）、判決の反射的効力、既判力の基準時、及び基準時後の形成権の行使等の諸問題

この回では、平成 18 年度司法試験の民事訴訟法の問題を素材として、通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則（民訴 39 条）及び証拠共通の原則の意義、判決の反射効の意義及び反射的効力の発生要件、及び基準時後の形成権行使の可否等の問題について検討する。

第 2 回

文書成立の真正、裁判上の自白、訴え取下げ合意、訴訟上の和解、及び請求の放棄・認諾等をめぐる諸問題

この回では、平成 19 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、文書成立の真正の意義（形式的証拠力）及び要件（民訴 228 条 4 項）、処分証書と報告証書、裁判上の自白の意義（民訴 179 条）、要件、効果及び自白の撤回の可否、及び裁判によらない訴訟終結原因としての訴え取下げ合意、請求の放棄（民訴 266 条）、及び裁判上の和解（民訴 89 条）の要件及び効果（民訴 267 条）について検討する。

第 3 回

固有必要的共同訴訟、及び証明妨害等をめぐる諸問題

この回では、平成 20 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、固有必要的共同訴訟の意義、明文の規定のない主観的追加的併合の許容性、文書提出義務違反の効果及び法律構成、民訴 224 条 3 項の効果と必要的共同訴訟の規律を定める民訴 40 条との関係等について検討する。

第 4 回

弁論主義と主張共通の原則、裁判上の自白、既判力等をめぐる諸問題

この回では、平成 21 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、建物買取請求権と権利抗弁・事実抗弁、弁論主義と主張共通の原則、裁判上の自白の意義及び要件（民訴 179 条）、擬制自白の意義、既判力と訴えの利益、既判力に準ずる効力等の問題について検討する。

第 5 回

当事者の確定、弁護士代理の原則、債務不存在確認の訴えの訴訟物、及び処分権主義をめぐる諸問題

この回では、平成 22 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、民事訴訟における当事者確定の意義及び判断基準、民事訴訟における弁護士代理の原則（民訴 54 条）の意義、一定額を超えて債務が存在しないことの確認を求める債務不存在確認の訴えの訴訟物及び自認部分における拘束力の有無、及び民事訴訟における処分権主義と将来給付の訴えの利益等の問題を検討する。

第 6 回

権利自白、独立当事者参加、共同訴訟参加、及び固有必要的共同訴訟をめぐる諸問題

この回では、平成 23 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、権利自白の意義、独立当事者参加（権利主著参加）の要件（民訴 47 条）、共同訴訟参加の意義及び要件（民訴 52 条）、共有関係訴訟と固有必要的共同訴訟等の問題を検討する。

第 7 回

訴訟告知と参加的効力、代理の要件事実、二段の推定、及び同時審判申出共同訴訟をめぐる諸問題

この回では、平成 24 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、訴訟告知（民訴 53 条）の意義、要件、訴訟告知に基づく参加的効力の発生のための要件、参加的効力の主観的範囲及び客観的範囲、代理の要件事実、二段の推定（民訴 228 条 4 項）、及び同時審判申出共同訴訟（民訴 41 条）の意義、要件及び効果等の問題を検討する。

第 8 回

遺言無効確認の訴え、遺言執行者の被告適格、相続の要件事実、及び信義則による既判力の縮小をめぐる諸問題

この回では、平成 25 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、遺言無効確認の訴えにおける確認の利益の有無、遺言執行者の被告適格の有無、相続に関する要件事実と主張共通の原則、及び信義則による既判力の縮小等に関する問題を検討する。

第 9 回

訴訟行為と表見法理、訴訟上の和解、及び後遺症に基づく追加賠償請求と民訴 117 条等をめぐる諸問題

この回では、平成 26 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、訴訟行為における表見法理適用の有無、訴訟上の和解の法的性質、及び後遺症に基づく追加賠償請求の理論構成と民訴 117 条の類推適用の有無等の問題を検討する。

第 10 回

反訴請求債権を自働債権とする相殺の抗弁の適法性、及び相殺の抗弁と不利益変更禁止等をめぐる諸問題

この回では、平成 27 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、反訴請求債権を自働債権とする相殺の抗弁の適法性、相殺の抗弁と不利益変更禁止の原則、及び相殺の抗弁の既判力の意義等の問題を検討する。

第 11 回

固有必要的共同訴訟、確認の利益、反訴の要件（民訴 146 条）、既判力の主観的範囲及び客観的範囲等をめぐる諸問題

この回では、平成 28 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、固有必要的共同訴訟の意義（民訴 40 条）と提訴に同調しない者の処理、解任決議が無効であること等についての確認の利益、反訴提起の要件（民訴 146 条）、及び既判力の主観的範囲・客観的範囲・基準時等についての問題を検討する。

第 12 回

代理の要件事実、訴訟物と訴えの変更・引換給付判決、及び処分権主義と一部認容判決等をめぐる諸問題

この回では、平成 29 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、代理の要件事実、訴訟物理論と訴えの変更（民訴 143 条）の関係、引換給付判決、及び処分権主義と一部認容判決等をめぐる諸問題を検討する。

第 13 回

重複訴訟と反訴、文書提出命令、及び補助参加の利益等をめぐる諸問題

この回では、平成 30 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、同一債権についての債務不存在確認請求と給付請求の関係、文書提出義務の除外事由、及び補助参加の利益の判断基準等の問題を検討する。

第 14 回

合意管轄、裁判上の自白の対象となる事実、及び文書提出義務（自己利用文書）等をめぐる諸問題

この回では、令和元年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、専属的合意管轄と移送、裁判上の自白の対象となる事実、及び文書提出義務の除外事由としての自己利用文書の該当性（民訴 220 条 4 号ニ）等の問題を検討する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

- ①三木ほか著・リーガルクエスト民事訴訟法〔第 4 版〕（2023、有斐閣）、
 - ②和田吉弘・基礎からわかる民事訴訟法〔第 2 版〕（2022、商事法務）、
 - ③高田・畑・垣内編・民事訴訟法判例百選〔第 6 版〕（2023、有斐閣）
- 上記のうち、①と②については、いずれか一方を用意すること。

<参考書>

- ①高橋宏志・重点講義民事訴訟法〔第 2 版補訂版〕（上）・（下）（2013、2014、有斐閣）、
- ②藤田・講義民事訴訟〔3 版〕（2013、東大出版会）、
- ③伊藤 眞・民事訴訟法〔7 版〕（2020、有斐閣）
- ④中野他著・新民事訴訟法講義〔3 版〕（2018、有斐閣）

科目名	担当者名	配当	期	単位
民事訴訟法発展演習[前期]	小松良正	3必	前期	2

■講義内容■

1・2年次に履修した民事訴訟法の理解を前提として、2年次に勉強した基本的テーマ以外の民事訴訟法上の複雑な発展的かつ応用的テーマ、特に会社訴訟に関する問題や上訴・再審の問題をも含めて引き続き「ケースブック民事訴訟法」を用いて、演習を行う。演習の方式は、2年次と同様に双方向・多方向の授業形式を用いて行う。毎回、まとめのレジュメを配布する。

■シラバス■

<科目のねらい>

本演習では、民事訴訟法上の重要な発展的なテーマに関する判例を素材として、判例の有する意義、その問題点、これに対する学説の状況（反対説）を中心に、質疑応答形式での授業を行う予定であるので、積極的な授業参加の態度が要求される。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習 90 分、復習 60 分程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

法人の内部紛争における当事者適格

この回では、会社訴訟等においてみられるように、法人（会社等）の内部においてその代表者の選任決議等について争いが生じた場合、その代表者の資格を争う者が訴えを提起する場合の被告適格の問題等を中心に検討する。

第 2 回

申立事項

この回では、民事訴訟の審判の対象における処分権主義の意義を、債務不存在確認の訴えの訴訟物や、引換給付判決の問題等を通して検討することとする。

第 3 回

争点整理

この回では、民事訴訟における争点整理手続、すなわち、準備的口頭弁論、弁論準備手続、及び書面による準備手続について、それらの手続の特色と相違点、争点整理手続終了後の攻撃防御方法の提出と説明義務、時機に後れた攻撃防御方法の却下の規定との関係、及び計画審理手続の問題等について検討する。

第 4 回

文書提出命令

この回では、会社訴訟等においてなされることの多い文書提出命令申立ての要件である文書提出義務の範囲、会社の稟議書の提出義務、手続及びその文書提出義務違反の効果の問題を中心に検討する。

第5回

基準時後の損害拡大

この回では、前訴の口頭弁論終結後の事情の変更により損害が拡大または縮小した場合に、増加分の損害賠償請求の可否の問題、及び減少した損害賠償請求権に基づく強制執行に対する法的措置について検討する。

第6回

法人格否認の法理

この回では、会社訴訟において問題となる法人格否認の法理（形骸型、濫用型）について、訴訟法上の観点から、当事者の確定、表示の訂正、任意的当事者変更及び判決効の問題等を中心に検討する。

第7回

類似必要的共同訴訟

この回では、会社訴訟等の類似必要的共同訴訟における判決効の拡張、一部の者が上訴した場合の他の当事者の訴訟法上の地位の問題等について検討する。

第8回

独立当事者参加

この回では、独立当事者参加の訴訟構造、独立参加の要件、手続、効果及び上訴との関係について検討する。

第9回

訴訟承継

この回では、訴訟承継制度の意義、種類、参加承継と引受承継の手続、「承継」概念の意義、及び訴訟承継の効果等の問題について検討する。

第10回

上訴（不服の利益・不利益変更禁止の原則）

この回では、上訴の適法要件の1つである「不服の利益」概念について検討するとともに、上訴審の審判対象についての処分権主義の現れとしての「不利益変更禁止の原則」について検討する。

第11回

上訴（不服の利益・不利益変更禁止の原則）

この回では、上訴の適法要件の1つである「不服の利益」概念について検討するとともに、上訴審の審判対象についての処分権主義の現れとしての「不利益変更禁止の原則」について検討する。

第12回

予備的併合請求と上訴審の審判の範囲

この回では、訴えの客観的併合の一態様である予備的併合請求訴訟が提起され、これに対して主位的請求が認容された場合、及び主位的請求棄却・予備的請求認容判決が言い渡された場合に、これに対して上訴が提起される場合の上訴審判の範囲の問題等を中心に検討する。

第13回

確定判決の騙取と再審

この回では、氏名冒用訴訟等により前訴において確定判決が不当に取得（騙取）された場合に、前訴において氏名を冒用された者は、訴訟上どのような救済を求めることができるか（再審、請求異議の訴え、及び別訴としての不法行為訴訟等）の問題等を中心に検討する。

第 14 回

境界確定訴訟

この回では、境界確定訴訟の法的性質（形式的形成訴訟説、所有権境界確定訴訟説、複合訴訟説等）、境界確定訴訟の当事者適格、境界確定訴訟と不利益変更禁止の原則、自白及び裁判上の和解の可否等の問題を中心に検討する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

- ①長谷部他編著・ケースブック民事訴訟法〔第4版〕（2013,弘文堂）
 - ②三木ほか著・リーガルクエスト民事訴訟法〔第4版〕（2023,有斐閣）、
 - ③和田吉弘・基礎からわかる民事訴訟法〔第2版〕（2022,商事法務）、
 - ④高田・畑・垣内編・民事訴訟法判例百選〔6版〕（2023,有斐閣）
- 上記のうち、②と③については、いずれか一方を用意すること。

<参考書>

- ①高橋宏志・重点講義民事訴訟法〔第2版補訂版〕（上）・（下）（2013,2014,有斐閣）、
- ②藤田・講義民事訴訟〔3版〕（2013,東大出版会）、
- ③伊藤 眞・民事訴訟法〔7版〕（2020,有斐閣）
- ④中野他著・新民事訴訟法講義〔3版〕（2018,有斐閣）

科目名	担当者名	配当	期	単位
民事訴訟法発展演習[後期]	小松良正	3 必	後期	2

■講義内容■

この科目は、1年次及び2年次において学修した民事訴訟法の基礎的及び応用的な知識をもとに、民事訴訟法に関する発展的な内容の問題を分析し、何が争点であり、またそれについては、どのような民事訴訟法上の原理原則が関係し、それに基づいてどのような結論を導き出すべきかを民事訴訟法の基本事項の確認をも含めて検討した上で、実際にライティングを行うことを目的とする。毎回、まとめのレジュメを配布する予定である。

■シラバス■

<科目のねらい>

この授業では、事案の分析能力を身につけるだけでなく、そのような分析に基づいて実際にライティングを行うことにより、より実践的な能力を身につけることを目的とする。そのため、毎回あらかじめ授業の数日前に、答案を提出することが求められる。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習3時間、復習2時間程度を要する。

<科目の内容>

第1回

共同訴訟（弁論の併合）、判決の反射的効力、既判力の基準時、及び基準時後の形成権の行使等の諸問題

この回では、平成18年度司法試験の民事訴訟法の問題を素材として、通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則（民訴39条）及び証拠共通の原則の意義、判決の反射効の意義及び反射的効力の発生要件、及び基準時後の形成権行使の可否等の問題について検討する。

第2回

文書成立の真正、裁判上の自白、訴え取下げ合意、訴訟上の和解、及び請求の放棄・認諾等をめぐる諸問題

この回では、平成19年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、文書成立の真正の意義（形式的証拠力）及び要件（民訴228条4項）、処分証書と報告証書、裁判上の自白の意義（民訴179条）、要件、効果及び自白の撤回の可否、及び裁判によらない訴訟終結原因としての訴え取下げ合意、請求の放棄（民訴266条）、及び裁判上の和解（民訴89条）の要件及び効果（民訴267条）について検討する。

第3回

固有必要的共同訴訟、及び証明妨害等をめぐる諸問題

この回では、平成20年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、固有必要的共同訴訟の意義、明文の規定のない主観的追加的併合の許容性、文書提出義務違反の効果及び法律構成、民訴224条3項の効果と必要的共同訴訟の規律を定める民訴40条との関係等について検討する。

第4回

弁論主義と主張共通の原則、裁判上の自白、既判力等をめぐる諸問題

この回では、平成 21 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、建物買取請求権と権利抗弁・事実抗弁、弁論主義と主張共通の原則、裁判上の自白の意義及び要件（民訴 179 条）、擬制自白の意義、既判力と訴えの利益、既判力に準ずる効力等の問題について検討する。

第 5 回

当事者の確定、弁護士代理の原則、債務不存在確認の訴えの訴訟物、及び処分権主義をめぐる諸問題

この回では、平成 22 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、民事訴訟における当事者確定の意義及び判断基準、民事訴訟における弁護士代理の原則（民訴 54 条）の意義、一定額を超えて債務が存在しないことの確認を求める債務不存在確認の訴えの訴訟物及び自認部分における拘束力の有無、及び民事訴訟における処分権主義と将来給付の訴えの利益等の問題を検討する。

第 6 回

権利自白、独立当事者参加、共同訴訟参加、及び固有必要的共同訴訟をめぐる諸問題

この回では、平成 23 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、権利自白の意義、独立当事者参加（権利主著参加）の要件（民訴 47 条）、共同訴訟参加の意義及び要件（民訴 52 条）、共有関係訴訟と固有必要的共同訴訟等の問題を検討する。

第 7 回

訴訟告知と参加的効力、代理の要件事実、二段の推定、及び同時審判申出共同訴訟をめぐる諸問題

この回では、平成 24 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、訴訟告知（民訴 53 条）の意義、要件、訴訟告知に基づく参加的効力の発生のための要件、参加的効力の主観的範囲及び客観的範囲、代理の要件事実、二段の推定（民訴 228 条 4 項）、及び同時審判申出共同訴訟（民訴 41 条）の意義、要件及び効果等の問題を検討する。

第 8 回

遺言無効確認の訴え、遺言執行者の被告適格、相続の要件事実、及び信義則による既判力の縮小をめぐる諸問題

この回では、平成 25 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、遺言無効確認の訴えにおける確認の利益の有無、遺言執行者の被告適格の有無、相続に関する要件事実と主張共通の原則、及び信義則による既判力の縮小等に関する問題を検討する。

第 9 回

訴訟行為と表見法理、訴訟上の和解、及び後遺症に基づく追加賠償請求と民訴 117 条等をめぐる諸問題

この回では、平成 26 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、訴訟行為における表見法理適用の有無、訴訟上の和解の法的性質、及び後遺症に基づく追加賠償請求の理論構成と民訴 117 条の類推適用の有無等の問題を検討する。

第 10 回

反訴請求債権を自働債権とする相殺の抗弁の適法性、及び相殺の抗弁と不利益変更禁止等をめぐる諸問題

この回では、平成 27 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、反訴請求債権を自働債権とする相殺の抗弁の適法性、相殺の抗弁と不利益変更禁止の原則、及び相殺の抗弁の既判力の意義等の問題を検討する。

第 11 回

固有必要的共同訴訟、確認の利益、反訴の要件（民訴 146 条）、既判力の主観的範囲及び客観的範囲等をめぐる諸問題

この回では、平成 28 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、固有必要的共同訴訟の意義（民訴 40 条）と提訴に同調しない者の処理、解任決議が無効であること等についての確認の利益、反訴提起の要件（民訴 146 条）、及び既判力の主観的範囲・客観的範囲・基準時等についての問題を検討する。

第 12 回

代理の要件事実、訴訟物と訴えの変更・引換給付判決、及び処分権主義と一部認容判決等をめぐる諸問題

この回では、平成 29 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、代理の要件事実、訴訟物理論と訴えの変更（民訴 143 条）の関係、引換給付判決、及び処分権主義と一部認容判決等をめぐる諸問題を検討する。

第 13 回

重複訴訟と反訴、文書提出命令、及び補助参加の利益等をめぐる諸問題

この回では、平成 30 年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、同一債権についての債務不存在確認請求と給付請求の関係、文書提出義務の除外事由、及び補助参加の利益の判断基準等の問題を検討する。

第 14 回

合意管轄、裁判上の自白の対象となる事実、及び文書提出義務（自己利用文書）等をめぐる諸問題

この回では、令和元年度司法試験の民事訴訟の問題を教材として、専属的合意管轄と移送、裁判上の自白の対象となる事実、及び文書提出義務の除外事由としての自己利用文書の該当性（民訴 220 条 4 号ニ）等の問題を検討する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

- ①三木ほか著・リーガルクエスト民事訴訟法〔第 4 版〕（2023、有斐閣）、
 - ②和田吉弘・基礎からわかる民事訴訟法〔第 2 版〕（2022、商事法務）、
 - ③高田・畑・垣内編・民事訴訟法判例百選〔第 6 版〕（2023、有斐閣）
- 上記のうち、①と②については、いずれか一方を用意すること。

<参考書>

- ①高橋宏志・重点講義民事訴訟法〔第 2 版補訂版〕（上）・（下）（2013、2014、有斐閣）、
- ②藤田・講義民事訴訟〔3 版〕（2013、東大出版会）、
- ③伊藤 眞・民事訴訟法〔7 版〕（2020、有斐閣）
- ④中野他著・新民事訴訟法講義〔3 版〕（2018、有斐閣）

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑法Ⅱ[前期]	對馬直紀	1 必	前期	2

■講義内容■

法学未修者対象、1年次開講の刑法の基本科目である。犯罪の一般的成立要件を扱う刑法総論について、基礎的な知識を身につけ、刑法的な思考力を養うことを目的とする。基礎的理解を主眼とする講義であるが、重要な事項・要件については、設例や判例を用いて、具体的問題を通じてその意義や内容を理解させる。

■シラバス■

<科目のねらい>

刑法典第1編総則を対象として犯罪の一般的成立要件を考察する刑法総論は、刑法典第2編各則の犯罪のみならず、特別刑法上の犯罪にも原則的に通用する大原則である。本科目は、法学未修者を対象に、このような刑法総論につき、基本知識を習得させ基礎的理解を養おうとするものである。教員が基本的な解説をしたうえで、重要な事項についてはあらかじめ関連判例・文献の告知や資料の配付をしておき、受講者による十分な予習を前提に、随時問答や討論をおこなう。このようにして、受講者の主体的参加を促し、効率的な学習を図り、刑法的思考方法や積極的・論理的思考力を養う講義としたい。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

第1回授業時に説明する。

<予・復習に要する時間>

予習については2～3時間、復習については1～2時間とする。

<科目の内容>

第1回

刑法の基礎・構成要件

犯罪論体系の第一の犯罪成立要件である構成要件について、その意義や機能、構成要件の種類や構成要件要素（犯罪の主体、行為・結果・因果関係）などについて概説する。

また、3分的犯罪論体系を略説し、第1の犯罪成立要件である構成要件につき、その位置づけや、基本的要素（行為・結果・因果関係）、身分、状況・条件などの特殊な要素、法人の犯罪能力などにつき概説する。

第2回

因果関係論

行為者による構成要件的行為に、当該構成要件の結果を帰責（帰属）してよいか、刑法上の因果関係に関する議論を検討する。

第3回

不真正不作為犯

不作為犯の意義、不作為犯の成立要件、とくに不真正不作為犯における作為義務の発生根拠や犯罪体系上の位置などにつき検討をおこなう。

第4回

構成要件の故意・過失

故意の種類、認識対象、未必の故意と認識ある過失の区別などを概説する。

また、構成要件の過失の意義および新・旧過失論、危惧感説など過失犯の構造に関する学説状況について略説し、ついで過失の要件、種類、信頼の原則や監督過失、過失の競合についても言及する。

第5回

構成要件の事実の錯誤と違法性の錯誤

構成要件の事実の錯誤に関して、具体的事実の錯誤と抽象的事実の錯誤、及び因果関係の錯誤に関する諸説を検討し、ついで違法性の錯誤の問題に関連して故意説と責任説の違いを略説する。

第6回

違法性の本質・正当化事由・一般的正当行為

犯罪成立の第2の要件である違法性について、主観的違法性説と客観的違法性説、形式的違法性と実質的違法性などを略説し、行為無価値論と結果無価値論の違法性の捉え方の違いを概説する。

また、正当化事由の基本原則である目的説、優越的利益説、社会的相当性説を概説したうえで一般的正当行為を略説し、さらに超法規的違法性阻却事由として、被害者の承諾の問題を検討する。

第7回

正当防衛・過剰防衛・誤想防衛・誤想過剰防衛①

正当防衛の正当化の根拠及び成立要件、過剰防衛の刑の減免根拠を概説し、とくに問題となる急迫性と積極的加害意思、防衛の意思、防衛行為の相当性・過剰性につき検討をおこなう。

第8回

正当防衛・過剰防衛・誤想防衛・誤想過剰防衛②

引き続き、正当防衛の成立要件について、とくに防衛の意思と積極的加害意思、質的過剰と量的過剰、さらに誤想防衛、誤想過剰防衛などにつき検討をおこなう。

第9回

緊急避難・その他の違法性阻却事由

緊急避難の違法阻却根拠および要件を検討し、さらに誤想避難、誤想過剰避難などの正当化事情の錯誤について言及する。また、自救行為、義務の衝突について略説する。

第10回

責任論・違法性の認識（意識）とその可能性

犯罪成立の第3の要件である責任（有責性）について、心理的責任論と規範的責任論、行為責任と人格責任、責任阻却自由としての期待可能性など、責任論の基礎を概説する。

また、違法性の認識（意識）とその可能性の意義を略説し、その取り扱いに関する学説・判例を検討し、さらに違法性の錯誤（法律の錯誤）、正当化事情の錯誤についての概説をおこなう。

第11回

未遂犯

未遂の概念、類型などを概説し、実行の着手時期（未遂犯の成立時期）、実行の終了時期、中止犯、不能犯について検討をおこなう。

第12回

共犯論

共犯の類型、共犯従属性説と独立性説、行為共同説と犯罪共同説、因果共犯説と責任共犯説な

ど、共犯の基礎理論や処罰根拠論を概説する。

引き続き、共犯の種類、共犯従属性説と独立性説、行為共同説と犯罪共同説、因果共犯論と責任共犯論など、共犯の基礎理論や処罰根拠論を概説する。

第 13 回

共同正犯と狭義の共犯

共同正犯の成立要件・成立範囲と、共謀共同正犯論、間接正犯論、承継的共同犯などについて、及び狭義の共犯（教唆犯、幫助犯）について概説する。

第 14 回

共犯論の諸問題

共犯と身分、共犯と中止・離脱などの共犯の諸問題を検討する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

川端博『刑法総論講義』〔第3版〕（2013年・成文堂）

<参考書>

『刑法判例百選I 総論』（有斐閣）【最新のもの】

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑法Ⅱ[後期]	對馬直紀	1 必	後期	2

■講義内容■

法学未修者対象、1年次開講の刑法の基本科目である。犯罪の一般的成立要件を扱う刑法総論について、基礎的な知識を身につけ、刑法的な思考力を養うことを目的とする。基礎的理解を主眼とする講義であるが、重要な事項・要件については、設例や判例を用いて、具体的問題を通じてその意義や内容を理解させる。

■シラバス■

<科目のねらい>

刑法典第1編総則を対象として犯罪の一般的成立要件を考察する刑法総論は、刑法典第2編各則の犯罪のみならず、特別刑法上の犯罪にも原則的に通用する大原則である。本科目は、法学未修者を対象に、このような刑法総論につき、基本知識を習得させ基礎的理解を養おうとするものである。教員が基本的な解説をしたうえで、重要な事項についてはあらかじめ関連判例・文献の告知や資料の配付をしておき、受講者による十分な予習を前提に、随時問答や討論をおこなう。このようにして、受講者の主体的参加を促し、効率的な学習を図り、刑法的思考方法や積極的・論理的思考力を養う講義としたい。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

第1回授業時に説明する。

<予・復習に要する時間>

予習については2～3時間、復習については1～2時間とする。

<科目の内容>

第1回

刑法の基礎・構成要件

犯罪論体系の第一の犯罪成立要件である構成要件について、その意義や機能、構成要件の種類や構成要件要素（犯罪の主体、行為・結果・因果関係）などについて概説する。

また、3分的犯罪論体系を略説し、第1の犯罪成立要件である構成要件につき、その位置づけや、基本的要素（行為・結果・因果関係）、身分、状況・条件などの特殊な要素、法人の犯罪能力などにつき概説する。

第2回

因果関係論

行為者による構成要件的行為に、当該構成要件の結果を帰責（帰属）してよいか、刑法上の因果関係に関する議論を検討する。

第3回

不真正不作為犯

不作為犯の意義、不作為犯の成立要件、とくに不真正不作為犯における作為義務の発生根拠や犯罪体系上の位置などにつき検討をおこなう。

第4回

構成要件の故意・過失

故意の種類、認識対象、未必の故意と認識ある過失の区別などを概説する。

また、構成要件の過失の意義および新・旧過失論、危惧感説など過失犯の構造に関する学説状況について略説し、ついで過失の要件、種類、信頼の原則や監督過失、過失の競合についても言及する。

第5回

構成要件の事実の錯誤と違法性の錯誤

構成要件の事実の錯誤に関して、具体的事実の錯誤と抽象的事実の錯誤、及び因果関係の錯誤に関する諸説を検討し、ついで違法性の錯誤の問題に関連して故意説と責任説の違いを略説する。

第6回

違法性の本質・正当化事由・一般的正当行為

犯罪成立の第2の要件である違法性について、主観的違法性説と客観的違法性説、形式的違法性と実質的違法性などを略説し、行為無価値論と結果無価値論の違法性の捉え方の違いを概説する。

また、正当化事由の基本原則である目的説、優越的利益説、社会的相当性説を概説したうえで一般的正当行為を略説し、さらに超法規的違法性阻却事由として、被害者の承諾の問題を検討する。

第7回

正当防衛・過剰防衛・誤想防衛・誤想過剰防衛①

正当防衛の正当化の根拠及び成立要件、過剰防衛の刑の減免根拠を概説し、とくに問題となる急迫性と積極的加害意思、防衛の意思、防衛行為の相当性・過剰性につき検討をおこなう。

第8回

正当防衛・過剰防衛・誤想防衛・誤想過剰防衛②

引き続き、正当防衛の成立要件について、とくに防衛の意思と積極的加害意思、質的過剰と量的過剰、さらに誤想防衛、誤想過剰防衛などにつき検討をおこなう。

第9回

緊急避難・その他の違法性阻却事由

緊急避難の違法阻却根拠および要件を検討し、さらに誤想避難、誤想過剰避難などの正当化事情の錯誤について言及する。また、自救行為、義務の衝突について略説する。

第10回

責任論・違法性の認識（意識）とその可能性

犯罪成立の第3の要件である責任（有責性）について、心理的責任論と規範的責任論、行為責任と人格責任、責任阻却自由としての期待可能性など、責任論の基礎を概説する。

また、違法性の認識（意識）とその可能性の意義を略説し、その取り扱いに関する学説・判例を検討し、さらに違法性の錯誤（法律の錯誤）、正当化事情の錯誤についての概説をおこなう。

第11回

未遂犯

未遂の概念、類型などを概説し、実行の着手時期（未遂犯の成立時期）、実行の終了時期、中止犯、不能犯について検討をおこなう。

第12回

共犯論

共犯の類型、共犯従属性説と独立性説、行為共同説と犯罪共同説、因果共犯説と責任共犯説な

ど、共犯の基礎理論や処罰根拠論を概説する。

引き続き、共犯の種類、共犯従属性説と独立性説、行為共同説と犯罪共同説、因果共犯論と責任共犯論など、共犯の基礎理論や処罰根拠論を概説する。

第 13 回

共同正犯と狭義の共犯

共同正犯の成立要件・成立範囲と、共謀共同正犯論、間接正犯論、承継的共同犯などについて、及び狭義の共犯（教唆犯、幫助犯）について概説する。

第 14 回

共犯論の諸問題

共犯と身分、共犯と中止・離脱などの共犯の諸問題を検討する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

川端博『刑法総論講義』〔第3版〕（2013年・成文堂）

<参考書>

『刑法判例百選I 総論』（有斐閣）【最新のもの】

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑法I[前期]	對馬直紀	1 必	前期	2

■講義内容■

法学未修者を対象として1年次に開講される刑法の基本科目である。刑法典における犯罪類型を主たる考察対象とし、刑法総論において究明された一般原理を前提にしながら、各構成要件の具体的意味内容を明らかにすることによって、受講者に犯罪の成立要件と刑罰適用に関する一般原則を具体的に展開する思考力を養うことを目的とする。講義方法としては、基礎的・全般的理解を主眼とする講義ではあるが、重要な事項・要件については、設例・判例を用いて、具体的問題を通じてその意義や内容を理解させる。

■シラバス■

<科目のねらい>

刑法各則に関して基礎的な知識、横断的な理解を身につけさせ、刑法的なバランス感覚と思考力を養うことを目的とする。重要な事項や要件について、あらかじめ関連判例や設例を告知しておく、受講者がひととおり目を通していただくことを前提に、教員が概略的または選択的な解説をおこない、さらに随時問答・討論をおこなって、受講者が講義へ主体的に参加し、効率的な理解と積極的な思考態度を培うことを図る。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

第1回授業時に説明する。

<予・復習に要する時間>

予習については2～3時間、復習については1～2時間とする。

<科目の内容>

第1回

殺人の罪

殺人の罪に関して、人の始期・終期、自殺関与罪・同意殺人罪の要件などを概説する。

第2回

傷害の罪

傷害罪に関して、「傷害」概念、傷害致死罪の問題、同時傷害の特例の問題などを中心に概説する。

また、刑法における暴行概念、暴行罪における暴行、業務上過失致死傷罪、および近時に新設された危険運転致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪について概説する。

第3回

堕胎の罪・遺棄の罪

堕胎の罪については、堕胎の概念、堕胎罪の類型、母体保護法による違法性阻却などを概説し、遺棄の罪については、単純遺棄罪および保護責任者遺棄罪の罪質、遺棄概念、保護責任などを概説する。

第4回

自由に対する罪

逮捕監禁罪、脅迫罪、略取誘拐罪について概説する。

また、性的自由を害する罪について概説する。

第5回

財産犯総論・窃盗の罪

財産犯の分類・区別、財物の意義、不法領得の意思、権利行使と財産犯、不法原因給付と財産犯などについて、概説する。

また、窃盗罪について、財物概念、本権説・占有説、占有の判断基準、不法領得の意思、未遂・既遂時期などの諸問題を検討する。

第6回

強盗の罪

強盗罪について、手段たる暴行・脅迫の意義、暴行・脅迫と財物の奪取、2項強盗における処分行為の要否、強盗致死傷罪（240条）の成立要件などを概説し、さらに事後強盗罪における「窃盗の機会」などの諸論点を検討する。

また、強盗致死傷罪における「強盗の機会」、240条と故意ある場合、犯行抑圧後に財物奪取意思を生じた場合、事後強盗の未遂および予備などの諸論点を検討する。

第7回

詐欺・恐喝の罪

詐欺罪・恐喝罪の基本的要件について概説し、詐欺罪における財産的損害、処分行為・処分意思、クレジットカードの不正使用などの諸問題について検討する。

第8回

横領・背任の罪

横領（行為）の法的性質、共犯・身分と横領罪の成否、不動産の2重売買・横領後の横領などの横領罪の特殊問題、不法原因給付物の処分行為と横領罪の成否を中心に概説する。

引き続き、横領罪の特殊問題、不法原因給付物の処分行為と横領罪の成否を概説し、さらに、背任罪の罪質・成立要件、横領罪と背任罪の区別などを略説する。

第9回

名誉に対する罪

名誉毀損罪・侮辱罪における名誉の意義、公然性の概念、名誉毀損罪における真実性の証明等による不可罰化の根拠などを概説し、さらに真実性の錯誤の場合の扱いを検討する。

第10回

信用および業務に対する罪

おもに業務妨害罪について、業務の意義、本罪と公務執行妨害罪の関係（公務に対する業務妨害罪の成否）を概説する。

第11回

放火の罪

公共危険罪である放火罪について、焼損概念を概説したのち、不燃建造物と放火罪、建造物の一体性判断などの諸問題を検討する。

第12回

文書偽造の罪

伝統的な文書偽造罪を中心として、保護法益、文書の意義、名義人の概念などを概説し、コピーと文書偽造などの実践的な諸問題を検討する。

また、文書偽造の罪の各犯罪類型を略述し、そこにおいて問題となる点を検討する。

第13回

公務執行妨害罪

公務執行妨害罪について、保護される公務の範囲、本罪と業務妨害罪の関係、公務の適法性要件、公務の適法性に関する錯誤などの諸問題を概説する。

第 14 回

賄賂の罪

罪質・保護法益、賄賂概念について概説する。これに際して、とくに賄賂の職務権限の概念・要件、職務密接関連行為の問題に言及する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

川端博『刑法各論講義』〔第2版〕（2010年・成文堂）

<参考書>

『刑法判例百選II 各論』（有斐閣）【最新のもの】

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑法I[後期]	對馬直紀	1 必	後期	2

■講義内容■

法学未修者を対象として1年次に開講される刑法の基本科目である。刑法典における犯罪類型を主たる考察対象とし、刑法総論において究明された一般原理を前提にしながら、各構成要件の具体的意味内容を明らかにすることによって、受講者に犯罪の成立要件と刑罰適用に関する一般原則を具体的に展開する思考力を養うことを目的とする。講義方法としては、基礎的・全般的理解を主眼とする講義ではあるが、重要な事項・要件については、設例・判例を用いて、具体的問題を通じてその意義や内容を理解させる。

■シラバス■

<科目のねらい>

刑法各則に関して基礎的な知識、横断的な理解を身につけさせ、刑法的なバランス感覚と思考力を養うことを目的とする。重要な事項や要件について、あらかじめ関連判例や設例を告知しておく、受講者がひととおり目を通していただくことを前提に、教員が概略的または選択的な解説をおこない、さらに随時問答・討論をおこなって、受講者が講義へ主体的に参加し、効率的な理解と積極的な思考態度を培うことを図る。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

第1回授業時に説明する。

<予・復習に要する時間>

予習については2～3時間、復習については1～2時間とする。

<科目の内容>

第1回

殺人の罪

殺人の罪に関して、人の始期・終期、自殺関与罪・同意殺人罪の要件などを概説する。

第2回

傷害の罪

傷害罪に関して、「傷害」概念、傷害致死罪の問題、同時傷害の特例の問題などを中心に概説する。

また、刑法における暴行概念、暴行罪における暴行、業務上過失致死傷罪、および近時に新設された危険運転致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪について概説する。

第3回

堕胎の罪・遺棄の罪

堕胎の罪については、堕胎の概念、堕胎罪の類型、母体保護法による違法性阻却などを概説し、遺棄の罪については、単純遺棄罪および保護責任者遺棄罪の罪質、遺棄概念、保護責任などを概説する。

第4回

自由に対する罪

逮捕監禁罪、脅迫罪、略取誘拐罪について概説する。

また、性的自由を害する罪について概説する。

第5回

財産犯総論・窃盗の罪

財産犯の分類・区別、財物の意義、不法領得の意思、権利行使と財産犯、不法原因給付と財産犯などについて、概説する。

また、窃盗罪について、財物概念、本権説・占有説、占有の判断基準、不法領得の意思、未遂・既遂時期などの諸問題を検討する。

第6回

強盗の罪

強盗罪について、手段たる暴行・脅迫の意義、暴行・脅迫と財物の奪取、2項強盗における処分行為の要否、強盗致死傷罪（240条）の成立要件などを概説し、さらに事後強盗罪における「窃盗の機会」などの諸論点を検討する。

また、強盗致死傷罪における「強盗の機会」、240条と故意ある場合、犯行抑圧後に財物奪取意思を生じた場合、事後強盗の未遂および予備などの諸論点を検討する。

第7回

詐欺・恐喝の罪

詐欺罪・恐喝罪の基本的要件について概説し、詐欺罪における財産的損害、処分行為・処分意思、クレジットカードの不正使用などの諸問題について検討する。

第8回

横領・背任の罪

横領（行為）の法的性質、共犯・身分と横領罪の成否、不動産の2重売買・横領後の横領などの横領罪の特殊問題、不法原因給付物の処分行為と横領罪の成否を中心に概説する。

引き続き、横領罪の特殊問題、不法原因給付物の処分行為と横領罪の成否を概説し、さらに、背任罪の罪質・成立要件、横領罪と背任罪の区別などを略説する。

第9回

名誉に対する罪

名誉毀損罪・侮辱罪における名誉の意義、公然性の概念、名誉毀損罪における真実性の証明等による不可罰化の根拠などを概説し、さらに真実性の錯誤の場合の扱いを検討する。

第10回

信用および業務に対する罪

おもに業務妨害罪について、業務の意義、本罪と公務執行妨害罪の関係（公務に対する業務妨害罪の成否）を概説する。

第11回

放火の罪

公共危険罪である放火罪について、焼損概念を概説したのち、不燃建造物と放火罪、建造物の一体性判断などの諸問題を検討する。

第12回

文書偽造の罪

伝統的な文書偽造罪を中心として、保護法益、文書の意義、名義人の概念などを概説し、コピーと文書偽造などの実践的な諸問題を検討する。

また、文書偽造の罪の各犯罪類型を略述し、そこにおいて問題となる点を検討する。

第13回

公務執行妨害罪

公務執行妨害罪について、保護される公務の範囲、本罪と業務妨害罪の関係、公務の適法性要件、公務の適法性に関する錯誤などの諸問題を概説する。

第 14 回

賄賂の罪

罪質・保護法益、賄賂概念について概説する。これに際して、とくに賄賂の職務権限の概念・要件、職務密接関連行為の問題に言及する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

川端博『刑法各論講義』〔第2版〕（2010年・成文堂）

<参考書>

『刑法判例百選II 各論』（有斐閣）【最新のもの】

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑法特別演習[前期]	對馬直紀	2必	前期	2

■講義内容■

法学既修者、及び法学未修者で1年次に刑法II・刑法Iを履修済みの者を対象として、2年次に開講される基本科目である。受講者に刑法及び刑法学に関するひとつの基礎知識があることを前提として、演習形式により、総論・各論の論点が混在する具体的事例をもとに、重要問題について、教員と受講者、受講者相互間で活発な討論をおこなう。これにより、問題点とそれに関する判例理論や学説の各見解の具体的な意義、根拠、射程範囲などの理解を深め、論理的思考力、具体的事例における応用力、表現力などの進展を促すことを目的とする。

■シラバス■

<科目のねらい>

法学既修者、及び法学未修者で1年次に刑法II・刑法Iを履修済みの者を対象として、討論及びレポートの提出を通じて、刑法総論・各論の重要な論点及びそれに関する判例理論と学説の意義などについて、より知識と理解を深め、論理的思考力、応用力、表現力を培うことを目的とする。各テーマについて受講者の十分な予習を前提に徹底した討論を通じて詳細に考察する。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習については3～4時間、復習については2～3時間とする。

<科目の内容>

第1回

窃盗罪、抽象的事実の錯誤、不能犯、刑事未成年の利用と間接正犯・共謀共同正犯
標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第2回

窃盗罪における不法領得の意思、放火罪における公共の危険、早すぎた構成要件実現
標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第3回

詐欺罪における処分意思の要否、二項強盗罪における処分行為の要否
標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第4回

不作為による関与、殺人罪と保護責任者遺棄致死罪、結果回避可能性と因果関係
標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第5回

暗証番号の聞き出しと強盗罪の成否、暴行脅迫後の財物奪取、共犯関係からの離脱

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第6回

防衛の意思、防衛行為の相当性、正当防衛の効果が第三者に及んだ場合の処理

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第7回

住居権の侵害、消極的身分と65条1項、親族相盗例・親族関係の錯誤

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第8回

被害者の錯誤に基づく承諾、有形偽造の概念

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第9回

侵害の予期と急迫性、誤想過剰防衛、中止犯の成否

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第10回

名誉毀損罪における伝播性の理論、真実性の証明とその錯誤、侮辱罪の成否

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第11回

特殊事情の介在と因果関係の存否、使用窃盗、早すぎた構成要件実現

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第12回

監禁罪の保護法益、強制性交等罪における実行の着手、危険の引き受けと因果関係

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第13回

正当防衛と緊急避難、積極的加害意思と急迫性、共謀共同正犯の成立範囲

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第14回

公文書偽造の成否、特殊詐欺（振り込め詐欺）、誤振込と財産犯

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第15回

定期試験

<教科書>

島田聡一郎・小林 憲太郎『事例から刑法を考える』〔第3版〕（2014年・有斐閣）

<参考書>

『刑法判例百選I 総論』（有斐閣）【最新のもの】

『刑法判例百選II 各論』（有斐閣）【最新のもの】

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑法特別演習[後期]	對馬直紀	2必	後期	2

■講義内容■

法学既修者、及び法学未修者で1年次に刑法II・刑法Iを履修済みの者を対象として、2年次に開講される基本科目である。受講者に刑法及び刑法学に関するひとつの基礎知識があることを前提として、演習形式により、総論・各論の論点が混在する具体的事例をもとに、重要問題について、教員と受講者、受講者相互間で活発な討論をおこなう。これにより、問題点とそれに関する判例理論や学説の各見解の具体的な意義、根拠、射程範囲などの理解を深め、論理的思考力、具体的事例における応用力、表現力などの進展を促すことを目的とする。

■シラバス■

<科目のねらい>

法学既修者、及び法学未修者で1年次に刑法II・刑法Iを履修済みの者を対象として、討論及びレポートの提出を通じて、刑法総論・各論の重要な論点及びそれに関する判例理論と学説の意義などについて、より知識と理解を深め、論理的思考力、応用力、表現力を培うことを目的とする。各テーマについて受講者の十分な予習を前提に徹底した討論を通じて詳細に考察する。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習については3～4時間、復習については2～3時間とする。

<科目の内容>

第1回

窃盗罪、抽象的事実の錯誤、不能犯、刑事未成年の利用と間接正犯・共謀共同正犯
標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第2回

窃盗罪における不法領得の意思、放火罪における公共の危険、早すぎた構成要件実現
標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第3回

詐欺罪における処分意思の要否、二項強盗罪における処分行為の要否
標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第4回

不作為による関与、殺人罪と保護責任者遺棄致死罪、結果回避可能性と因果関係
標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第5回

暗証番号の聞き出しと強盗罪の成否、暴行脅迫後の財物奪取、共犯関係からの離脱

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第6回

防衛の意思、防衛行為の相当性、正当防衛の効果が第三者に及んだ場合の処理

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第7回

住居権の侵害、消極的身分と65条1項、親族相盗例・親族関係の錯誤

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第8回

被害者の錯誤に基づく承諾、有形偽造の概念

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第9回

侵害の予期と急迫性、誤想過剰防衛、中止犯の成否

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第10回

名誉毀損罪における伝播性の理論、真実性の証明とその錯誤、侮辱罪の成否

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第11回

特殊事情の介在と因果関係の存否、使用窃盗、早すぎた構成要件実現

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第12回

監禁罪の保護法益、強制性交等罪における実行の着手、危険の引き受けと因果関係

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第13回

正当防衛と緊急避難、積極的加害意思と急迫性、共謀共同正犯の成立範囲

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第14回

公文書偽造の成否、特殊詐欺（振り込め詐欺）、誤振込と財産犯

標記のテーマを主要論点とする事例問題を題材として、学説・判例を踏まえつつ、理論的な検討をおこなう。

第15回

定期試験

<教科書>

島田聡一郎・小林 憲太郎『事例から刑法を考える』〔第3版〕（2014年・有斐閣）

<参考書>

『刑法判例百選I 総論』（有斐閣）【最新のもの】

『刑法判例百選II 各論』（有斐閣）【最新のもの】

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑法特別演習[前期]	對馬直紀/福崎伸一郎	2 必	前期	2

■講義内容■

本講義は、福崎伸一郎による単独授業として開講される。

最新の刑事裁判の現場に現れた実体法上の現代的問題を含む事例を取り上げ、受講者と共に、事案に応じた解決を自ら検討するなど、掘り下げた議論を行う。これにより、刑事実体法の問題点に関する判例理論の意義・根拠などの理解を深め、実務に役立つ応用力を身に付けさせる。

■シラバス■

<科目のねらい>

受講者が刑事実体法について基本的な知識・理解を有していることを前提として、受講者と共に、最新の刑事裁判の現場に現れた実体法上の現代的問題を含む事例について、事案に応じた解決を自ら検討するなど掘り下げた議論を行うことにより、刑事実体法の問題点に関する判例理論の意義・根拠などの理解をより深いものにし、汎用性のある応用力をつちかうことを目的とする。

<到達目標>

受講者が、刑事実体法の問題点に関する判例理論の意義・根拠などの理解をより深いものにし、汎用性のある応用力を身につけることを到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習60～180分程度、復習90分

<科目の内容>

第1回

法の解釈

類推解釈と拡張解釈の限界が問題となった事例を取り上げ、刑罰法規の解釈の在り方について議論する。

第2回

目的犯・不法領得の意思

目的犯の目的や不法領得の意思が問題となった事例を取り上げ、犯罪の主観的要素について、理解を深める。

第3回

予備と未遂

予備か未遂かが問題となった事例を取り上げ、実行の着手について理解を深める。

第4回

不作為犯

不作為による殺人罪の成立が問題となった事例等を取り上げ、不作為犯について理解を深める。

第5回

因果関係

因果関係論の状況を概観した上、因果関係の錯誤（早すぎた結果の発生）が問題となった事例等を取り上げ、因果関係について理解を深める。

第6回

不能犯・承継的共犯

特殊詐欺の成否が問題となった事例を取り上げ、不能犯や承継的共犯について議論する。

第7回

正当防衛

侵害の急迫性の判断枠組みが示された事例等を取り上げ、正当防衛の要件について検討する。

第8回

責任能力・原因において自由な行為

統合失調症の幻覚妄想下の犯行について責任能力が問題になった事例や原因において自由な行為が問題となった事例を取り上げ、責任能力やこれに関連する問題についての理解を深める。

第9回

共罰的事後行為・刑法と民法の交錯

共罰的事後行為の犯罪としての成否が問題となった事例を取り上げ、共罰的事後行為をめぐる問題点について議論するとともに、同事例の関連判例に現れた二重譲渡と横領罪の成否の問題等、民法理論が刑法の解釈に影響を及ぼす場合について、検討する。

第10回

共同正犯

共謀共同正犯や過失犯の共同正犯の成否が問題となった事例を取り上げ、共同正犯をめぐる最近の論点について議論する。

第11回

科刑上一罪・罪数

観念的競合や牽連犯に関する基本的判例の理解を前提に、罪数関係が問題となった近時の事例を取り上げ、罪数論について理解を深める。

第12回

横領と背任

横領罪や背任罪の成立が問題となった事例を取り上げ、これらの犯罪をめぐる諸問題について議論する。

第13回

不動産侵奪

不動産侵奪罪の成立が問題となった事例を取り上げ、同罪の要件等について議論する。

第14回

略取誘拐・過失犯における予見可能性

前半で、親権者による略取罪の成否が問題となった事例を取り上げ、共同親権者等による子の略取誘拐について議論し、後半で、過失の予見可能背が問題となった事例を取り上げ、過失犯についての理解を深める。

第15回

定期試験

<教科書>

特に指定しないが、各回で取り上げる判例を事前に知らせる。

<参考書>

井上正仁ら編「刑事訴訟法判例百選（第10版）」（有斐閣，2017年）
その他，適宜，各回で取り上げる判例の解説を参照するのが望ましい。

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑事訴訟法[前期]	松本英俊	1 必	前期	2

■講義内容■

授業は、刑事訴訟手続を概観した後、捜査段階における重要なテーマについて、手続の流れにそって捜査の端緒からそれぞれの項目ごとに検討していく。公判段階については刑事手続の重要なテーマについて検討する。そこでは、手続の各段階相互の関連や主要課題の手続全体における位置づけも含めて、手続の全体像を把握し、刑事訴訟法の基礎知識を身につけることになる。

■シラバス■

<科目のねらい>

受講者が刑事訴訟手続の全体像及び刑事訴訟法の重要な基本的知識について理解・修得し、憲法及び刑事司法の原理原則をふまえた法的思考を身につけることを目標とする。講義においては、刑事訴訟手続の全体を概観したうえで、手続の流れにそって各段階における主要なテーマを検討し、講義方式または問答方式による双方向的な対話・討論型の授業を行う。各回の講義計画は以下のとおりである。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

授業では、課題の出題及び提出など Google classroom を利用して実施することがあります。履修登録後に設定をお願いすることがあります。

<予・復習に要する時間>

予習 90 分、復習 90 分

<科目の内容>

第 1 回

刑事訴訟法の基本原理と捜査の諸原則

捜査から公判までの刑事手続の大枠を概観したうえで、捜査手続の諸原則について検討し、刑事手続を検討する際の視点を明らかにする。

第 2 回

被疑者の身体拘束と取調べ

令状主義、逮捕・勾留の意義を検討し、逮捕・勾留を巡る諸問題、別件逮捕・勾留の問題について検討する。

また、取り調べに関する重要な問題を通して、被疑者取調べの意義について検討する。

第 3 回

令状による搜索差押等

令状による搜索・差押えの問題を中心に証拠の収集を巡る諸問題について検討する。

第 4 回

令状によらない搜索・差押等

令状によらない搜索・差押えの問題を中心に証拠の収集を巡る諸問題について検討する。

第 5 回

被疑者の防御

取り調べに対する法的規制、黙秘権の保証、接見交通権について検討する。

第6回

公訴

公訴権の内容やその抑制、公訴提起の手續、訴因の意義に関する問題について検討する。

第7回

訴因変更

訴因変更を巡る問題を中心に検討し、その要件等を理解する。

第8回

公判手續

公判前整理手續・証拠開示を巡る問題を中心に検討する。

第9回

証拠法総説

証拠法の基本に関する問題を検討する。

第10回

違法収集証拠の排除

違法収集証拠の排除法則について、その基準や射程などを理解する。

第11回

自白

自白法則・補強法則に関する重要な問題の検討を通して、取り調べや自白の意義との関連なども含めて検討する。

第12回

伝聞法則 第1回

伝聞法則の基礎やその意義、伝聞例外について検討し、伝聞証拠を巡る諸問題を検討する。

第13回

伝聞法則 第2回

伝聞法則の基礎やその意義、伝聞例外について検討し、伝聞証拠を巡る諸問題を検討する。

第14回

裁判

択一的認定、裁判の効力を巡る問題について検討する。

第15回

定期試験

<教科書>

愛知正博ほか『アクティブ 刑事訴訟法』（法律文化社・2022年4月）（ISBN:978-4-589-04197-5）

他の基本書も可。

<参考書>

刑事訴訟法判例百選（第10版）（有斐閣、2017年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑事訴訟法[後期]	松本英俊	1 必	後期	2

■講義内容■

授業は、刑事訴訟手続を概観した後、捜査段階における重要なテーマについて、手続の流れにそって捜査の端緒からそれぞれの項目ごとに検討していく。公判段階については刑事手続の重要なテーマについて検討する。そこでは、手続の各段階相互の関連や主要課題の手続全体における位置づけも含めて、手続の全体像を把握し、刑事訴訟法の基礎知識を身につけることになる。

■シラバス■

<科目のねらい>

受講者が刑事訴訟手続の全体像及び刑事訴訟法の重要な基本的知識について理解・修得し、憲法及び刑事司法の原理原則をふまえた法的思考を身につけることを目標とする。講義においては、刑事訴訟手続の全体を概観したうえで、手続の流れにそって各段階における主要なテーマを検討し、講義方式または問答方式による双方向的な対話・討論型の授業を行う。各回の講義計画は以下のとおりである。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

授業では、課題の出題及び提出など Google classroom を利用して実施することがあります。履修登録後に設定をお願いすることがあります。

<予・復習に要する時間>

予習 90 分、復習 90 分

<科目の内容>

第 1 回

刑事訴訟法の基本原理と捜査の諸原則

捜査から公判までの刑事手続の大枠を概観したうえで、捜査手続の諸原則について検討し、刑事手続を検討する際の視点を明らかにする。

第 2 回

被疑者の身体拘束と取調べ

令状主義、逮捕・勾留の意義を検討し、逮捕・勾留を巡る諸問題、別件逮捕・勾留の問題について検討する。

また、取り調べに関する重要な問題を通して、被疑者取調べの意義について検討する。

第 3 回

令状による搜索差押等

令状による搜索・差押えの問題を中心に証拠の収集を巡る諸問題について検討する。

第 4 回

令状によらない搜索・差押等

令状によらない搜索・差押えの問題を中心に証拠の収集を巡る諸問題について検討する。

第 5 回

被疑者の防御

取り調べに対する法的規制、黙秘権の保証、接見交通権について検討する。

第6回

公訴

公訴権の内容やその抑制、公訴提起の手續、訴因の意義に関する問題について検討する。

第7回

訴因変更

訴因変更を巡る問題を中心に検討し、その要件等を理解する。

第8回

公判手續

公判前整理手續・証拠開示を巡る問題を中心に検討する。

第9回

証拠法総説

証拠法の基本に関する問題を検討する。

第10回

違法収集証拠の排除

違法収集証拠の排除法則について、その基準や射程などを理解する。

第11回

自白

自白法則・補強法則に関する重要な問題の検討を通して、取り調べや自白の意義との関連なども含めて検討する。

第12回

伝聞法則 第1回

伝聞法則の基礎やその意義、伝聞例外について検討し、伝聞証拠を巡る諸問題を検討する。

第13回

伝聞法則 第2回

伝聞法則の基礎やその意義、伝聞例外について検討し、伝聞証拠を巡る諸問題を検討する。

第14回

裁判

択一的認定、裁判の効力を巡る問題について検討する。

第15回

定期試験

<教科書>

愛知正博ほか『アクティブ 刑事訴訟法』（法律文化社・2022年4月）（ISBN:978-4-589-04197-5）

他の基本書も可。

<参考書>

刑事訴訟法判例百選（第10版）（有斐閣、2017年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑事訴訟法特別演習[前期]	松本英俊	2 必	前期	2

■講義内容■

授業では、捜査の端緒から捜査段階の重要なテーマについて、手続の流れにそって検討していく。起訴後については、訴因の問題及び証拠法を中心に重要なテーマについて検討する。ここでは、具体的テーマ毎に詳細な検討・議論を行うことにより、問題の発掘・解決方法を身につけることになる。

■シラバス■

<科目のねらい>

受講者がすでに刑事訴訟手続の全体像及び刑事訴訟法の重要な基本的知識について理解・修得していることを前提とし、手続の各段階における個別具体的な問題の検討を通して刑事訴訟手続を巡る諸課題を自ら発掘し解決する力を身につけることを目的とする。講義方法としては、手続の各段階における諸課題に関する具体的な事例問題を出题し、問答方式による双方向的な対話・討論型の授業を行う。各回の講義計画は以下のとおりである。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

刑事訴訟法を履修していること（同時履修も可）。

授業では、課題の出题及び提出など Google classroom を利用して実施することがあります。履修登録後に設定をお願いすることがあります。

<予・復習に要する時間>

予習 90 分、復習 90 分

<科目の内容>

第 1 回

捜査の原則・捜査の端緒

捜査の諸原則や捜査の端緒に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第 2 回

任意捜査と強制捜査

任意捜査の限界等に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第 3 回

任意捜査と強制捜査

任意捜査の限界等に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第 4 回

身体の拘束

逮捕・勾留に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第 5 回

証拠収集①

捜索・差押えに関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第6回

証拠収集②

捜索・差押えに関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第7回

取調べと被疑者の防御権

身体拘束中の被疑者取調べに関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第8回

公訴提起・訴因

公訴提起や訴因の特定に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第9回

自白法則・補強法則

自白の任意性に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第10回

伝聞法則①

伝聞証拠に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第11回

伝聞法則②

伝聞証拠に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第12回

伝聞法則③

伝聞証拠、自白、訴因に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第13回

違法収集証拠の排除

違法収集証拠の排除法則に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第14回

裁判

択一的認定や一事不再理に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第15回

定期試験

<教科書>

指定しない。

<参考書>

指定しない。

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑事訴訟法特別演習[後期]	松本英俊	2必	後期	2

■講義内容■

授業では、捜査の端緒から捜査段階の重要なテーマについて、手続の流れにそって検討していく。起訴後については、訴因の問題及び証拠法を中心に重要なテーマについて検討する。ここでは、具体的テーマ毎に詳細な検討・議論を行うことにより、問題の発掘・解決方法を身につけることになる。

■シラバス■

<科目のねらい>

受講者がすでに刑事訴訟手続の全体像及び刑事訴訟法の重要な基本的知識について理解・修得していることを前提とし、手続の各段階における個別具体的な問題の検討を通して刑事訴訟手続を巡る諸課題を自ら発掘し解決する力を身につけることを目的とする。講義方法としては、手続の各段階における諸課題に関する具体的な事例問題を出题し、問答方式による双方向的な対話・討論型の授業を行う。各回の講義計画は以下のとおりである。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

刑事訴訟法を履修していること（同時履修も可）。

授業では、課題の出题及び提出など Google classroom を利用して実施することがあります。履修登録後に設定をお願いすることがあります。

<予・復習に要する時間>

予習 90 分、復習 90 分

<科目の内容>

第 1 回

捜査の原則・捜査の端緒

捜査の諸原則や捜査の端緒に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第 2 回

任意捜査と強制捜査

任意捜査の限界等に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第 3 回

任意捜査と強制捜査

任意捜査の限界等に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第 4 回

身体の拘束

逮捕・勾留に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第 5 回

証拠収集①

捜索・差押えに関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第6回

証拠収集②

捜索・差押えに関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第7回

取調べと被疑者の防御権

身体拘束中の被疑者取調べに関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第8回

公訴提起・訴因

公訴提起や訴因の特定に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第9回

自白法則・補強法則

自白の任意性に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第10回

伝聞法則①

伝聞証拠に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第11回

伝聞法則②

伝聞証拠に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第12回

伝聞法則③

伝聞証拠、自白、訴因に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第13回

違法収集証拠の排除

違法収集証拠の排除法則に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第14回

裁判

択一的認定や一事不再理に関する具体的な事例問題を通して、判例や法解釈などについても多面的・多角的に検討する。

第15回

定期試験

<教科書>

指定しない。

<参考書>

指定しない。

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑事訴訟法特別演習[後期]	松本英俊/福崎伸一郎	2必	後期	2

■講義内容■

本講義は、福崎伸一郎による単独授業として開講される。

最新の刑事裁判の現場に現れた手続法上の現代的問題を含む事例を取り上げ、受講者と共に、事案に応じた解決を自ら検討するなど、掘り下げた議論を行う。これにより、刑事手続法の問題点に関する判例理論の意義・根拠などの理解を深め、実務に役立つ応用力を身に付けさせる。

■シラバス■

<科目のねらい>

受講者が刑事手続法について基本的な知識・理解を有していることを前提として、受講者と共に、最新の刑事裁判の現場に現れた手続法上の現代的問題を含む事例について、事案に応じた解決を自ら検討するなど掘り下げた議論を行うことにより、刑事手続法の問題点に関する判例理論の意義・根拠などの理解をより深いものにし、実務に役立つ汎用性のある応用力をつちかうことを目的とする。

<到達目標>

受講者が、刑事手続法の問題点に関する判例理論の意義・根拠などの理解をより深いものにし、実務に役立つ汎用性のある応用力を身につけることを到達目標とする。

<履修の前提>

特になし。

<予・復習に要する時間>

予習60～180分程度、復習90分

<科目の内容>

第1回

逮捕・勾留

現行犯逮捕・準現行犯逮捕の可否が問題となった事例、勾留・保釈の可否が問題となった事例等を取り上げ、逮捕・勾留について理解を深める。

第2回

捜査（1）

G P S 捜査の強制処分該当性、現行刑訴法上の許容性等が問題となった事例を取り上げ、強制捜査について理解を深める。

第3回

捜査（2）

搜索差押の在り方、目的物の特定等が問題となった事例を取り上げ、搜索差押について理解を深める。

第4回

訴因

訴因の特定が問題となった事例を取り上げ、訴因や犯罪事実の特定について理解を深める。

第5回

検察官の訴追裁量

共罰的事後行為の処理が問題となった事例等を取り上げ、検察官の訴追裁量について議論する。

第6回

違法収集証拠

違法収集証拠の証拠能力が問題となった事例を取り上げ、違法収集証拠の証拠能力について理解を深める。

第7回

公判前整理手続

公判前整理手続における主張整理の在り方が問題となった事例を取り上げ、公判前整理手続について理解を深める。

第8回

証拠開示

証拠開示命令の可否が問題となった事例を取り上げ、証拠開示をめぐる諸問題について議論する。

第9回

訴因変更

訴因変更の要否が問題になった事例を取り上げ、訴因変更をめぐる諸問題について理解を深める。

第10回

伝聞証拠（1）

伝聞・非伝聞の区別が問題となった事例、鑑定書等の証拠能力付与の方法が問題となった事例、取調べ状況の録音録画の取扱いが問題となった事例等を取り上げ、伝聞証拠をめぐる現代的問題について理解を深める。

第11回

伝聞証拠（2）

謀議メモの証拠能力、供述不能の意義、退去強制や刑事免責が証拠能力に与える影響などが問題になった事例を取り上げ、伝聞証拠をめぐる現代的課題について更に理解を深める。

第12回

自白

自白の任意性や補強証拠が問題となった事例を取り上げ、自白をめぐる諸問題について理解を深める。

第13回

訴訟能力

被告人が訴訟能力を欠く場合の裁判所の措置が問題となった事例等を取り上げ、訴訟能力について理解を深める。

第14回

択一的認定・確定裁判の内容的確定力

択一認定の可否が問題となった事例や確定裁判の内容的確定力が問題となった事例を取り上げ、事実認定のルールや裁判の効力について理解を深める。

第15回

定期試験

<教科書>

特に指定しないが、各回で取り上げる判例を事前に知らせる。

<参考書>

佐伯仁志ら編「刑法判例百選I, II」(有斐閣, 2020年)
その他, 適宜, 各回で取り上げる判例の解説を参照するのが望ましい。

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑法発展演習[前期]	對馬直紀	2 必	前期	2

■講義内容■

この刑法発展演習では、受講者が刑事法全般につきすでに相当の知識・理解を有していることを前提に、より広い知識習得と深い理解を促し、事案における問題発見能力、論理的思考力、事案への応用力、主張・表現力などを一層向上させるため、演習形式により、司法試験過去問題を題材として、各履修者が事前に起案したものを共有し、各自の十分な予習のもと、双方向・多方向の討論をおこない、上記の能力が着実に育成発展されることを図る。

■シラバス■

<科目のねらい>

本演習は、刑事法の基礎的事柄を一通り学習済みの受講者につき、法曹となるために必要な能力をさらに強化させることを意図している。題材とする司法試験過去問題に関連する判例については、その主要争点だけでなく付随争点や関連問題についても討論をおこない、また事前に起案し履修者間で共有し、相互に検討することにより、個々の論点に関する理解を深めるだけでなく、理論を適切に応用し、その事案を総合的に適切な解決へと導ける、実践的な思考力、判断力、応用力、表現力などをより高度に錬磨することをめざすものである。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習 3～4 時間、復習 3～4 時間

<科目の内容>

第 1 回

起案演習（正当防衛論、因果関係論、共犯論）

標記のテーマを主要論点とする平成 18 年新司法試験問題第 1 問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第 2 回

起案演習（正当防衛論、共犯論）

標記のテーマを主要論点とする平成 23 年新司法試験問題第 1 問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第 3 回

起案演習（不作為による殺人罪、共犯論、因果関係論、住居侵入罪）

標記のテーマを主要論点とする平成 26 年新司法試験問題第 1 問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第 4 回

起案演習（詐欺罪、文書偽造罪、横領罪・背任罪、正当防衛論、窃盗罪）

標記のテーマを主要論点とする平成 29 年新司法試験問題第 1 問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第 5 回

起案演習（不作為による殺人罪、過失犯論）

標記のテーマを主要論点とする平成22年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第6回

起案演習（業務上横領罪、窃盗罪）

標記のテーマを主要論点とする平成27年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第7回

起案演習（恐喝罪、共犯論）

標記のテーマを主要論点とする平成19年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第8回

起案演習（業務上横領罪、窃盗罪、間接正犯論・共犯論）

標記のテーマを主要論点とする平成21年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第9回

起案演習（強盗罪・共犯論）

標記のテーマを主要論点とする平成20年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第10回

起案演習（共犯論、強盗罪）

標記のテーマを主要論点とする平成28年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第11回

起案演習（名誉毀損罪、保護責任者遺棄致死罪と不作為による殺人罪）

標記のテーマを主要論点とする平成30年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第12回

起案演習（詐欺罪、事後強盗罪と共犯、防衛行為の結果が第三者に生じた場合の処理）

標記のテーマを主要論点とする平成31年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第13回

起案演習（間接正犯論・共犯論、早すぎた構成要件実現、建造物等以外放火罪）

標記のテーマを主要論点とする平成25年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第14回

起案演習（権利行使と財産犯、実行行為と因果関係、詐欺罪、横領罪、殺人罪、強盗殺人罪）

標記のテーマを主要論点とする令和2年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第15回

定期試験

<教科書>

とくにない。

<参考書>

『刑法判例百選I 総論』（有斐閣）【最新のもの】

『刑法判例百選II 各論』（有斐閣）【最新のもの】
など。

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑法発展演習[後期]	島山慎市	2必	後期	2

■講義内容■

司法試験論文式問題またはそれと同程度の難易度の具体的事案を題材として、刑法学上の問題を適切に解決することができるようになることをめざす（ただし、受講者の学習進度によっては題材は変更する）。

具体的には、原則として、①講義において、問題の分析、検討を行う、②法律文書を手書で作成するとともに、他の受講者の法律文書を検討・分析する（講義前）、③より論理的かつ説得的な法律文書とするためにはどのように修正すべきかを講師を含めた出席者全体で議論する（講義時）、④上記①～③の内容をふまえて自身の文書をブラッシュアップさせる（講義後）という流れを繰り返す。

■シラバス■

<科目のねらい>

司法試験論文式問題またはそれと同程度の難易度の具体的事案を題材として、論理的かつ説得的な法律文書を作成することができるようになること及び自らの立場を説得的に口頭で説明できる能力を向上させることをめざす。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

刑法総論・刑法各論について、ひととおり学習を行っていること。

<予・復習に要する時間>

原則として、毎回法律文書の作成を行うこととなるため、少なくとも3時間程度の予習は必要となる。復習は各人の習熟度により異なるが、2時間程度を要するものと思われる。

<科目の内容>

第1回

オリエンテーション・導入テスト

第2回

オリエンテーション・導入テスト

第3回

①平成18年度司法試験問題を題材として、正当防衛論（侵害の予期・積極的加害意思と急迫性・防衛意思、防衛行為の相当性）、共謀の存否と同時傷害の特例の関係などのテーマを扱う。

②平成23年度司法試験問題を題材として、事実認定論（殺人罪の実行行為性、共謀、実行行為の個数）、正当防衛論（過剰防衛）などのテーマを扱う。

第4回

①平成18年度司法試験問題を題材として、正当防衛論（侵害の予期・積極的加害意思と急迫性・防衛意思、防衛行為の相当性）、共謀の存否と同時傷害の特例の関係などのテーマを扱う。

②平成23年度司法試験問題を題材として、事実認定論（殺人罪の実行行為性、共謀、実行行為の個数）、正当防衛論（過剰防衛）などのテーマを扱う。

第5回

- ①平成18年度司法試験問題を題材として、正当防衛論（侵害の予期・積極的加害意思と急迫性・防衛意思、防衛行為の相当性）、共謀の存否と同時傷害の特例の関係などのテーマを扱う。
- ②平成23年度司法試験問題を題材として、事実認定論（殺人罪の実行行為性、共謀、実行行為の個数）、正当防衛論（過剰防衛）などのテーマを扱う。

第6回

- ①平成19年度司法試験問題を題材として、詐欺罪と恐喝罪の比較、事実認定論（錯誤・畏怖に基づく財産交付、恐喝行為）、権利行使と恐喝、共犯関係からの離脱などのテーマを扱う。
- ②平成22年度司法試験問題を題材として、不作為犯論、事実認定論（殺人罪の故意）、過失犯論（過失の意義、過失の競合、過失と結果の因果関係）などのテーマを扱う。

第7回

- ①平成19年度司法試験問題を題材として、詐欺罪と恐喝罪の比較、事実認定論（錯誤・畏怖に基づく財産交付、恐喝行為）、権利行使と恐喝、共犯関係からの離脱などのテーマを扱う。
- ②平成22年度司法試験問題を題材として、不作為犯論、事実認定論（殺人罪の故意）、過失犯論（過失の意義、過失の競合、過失と結果の因果関係）などのテーマを扱う。

第8回

- ①平成19年度司法試験問題を題材として、詐欺罪と恐喝罪の比較、事実認定論（錯誤・畏怖に基づく財産交付、恐喝行為）、権利行使と恐喝、共犯関係からの離脱などのテーマを扱う。
- ②平成22年度司法試験問題を題材として、不作為犯論、事実認定論（殺人罪の故意）、過失犯論（過失の意義、過失の競合、過失と結果の因果関係）などのテーマを扱う。

第9回

中間テストの実施、解説、議論。

第10回

中間テストの実施、解説、議論。

第11回

- ①平成26年度司法試験問題を題材として、事実認定論（不作為による殺人の実行行為）、因果関係論、未成年者略取罪、共謀共同正犯論などのテーマを扱う。
- ②平成20年度司法試験問題を題材として、事実認定論（強盗罪における暴行・脅迫）、強盗致死傷罪における「強盗の機会」論、共謀共同正犯論などのテーマを扱う。

第12回

- ①平成26年度司法試験問題を題材として、事実認定論（不作為による殺人の実行行為）、因果関係論、未成年者略取罪、共謀共同正犯論などのテーマを扱う。
- ②平成20年度司法試験問題を題材として、事実認定論（強盗罪における暴行・脅迫）、強盗致死傷罪における「強盗の機会」論、共謀共同正犯論などのテーマを扱う。

第13回

- ①平成26年度司法試験問題を題材として、事実認定論（不作為による殺人の実行行為）、因果関係論、未成年者略取罪、共謀共同正犯論などのテーマを扱う。
- ②平成20年度司法試験問題を題材として、事実認定論（強盗罪における暴行・脅迫）、強盗致死傷罪における「強盗の機会」論、共謀共同正犯論などのテーマを扱う。

第14回

①平成26年度司法試験問題を題材として、事実認定論（不作為による殺人の実行行為）、因果関係論、未成年者略取罪、共謀共同正犯論などのテーマを扱う。

②平成20年度司法試験問題を題材として、事実認定論（強盗罪における暴行・脅迫）、強盗致死傷罪における「強盗の機会」論、共謀共同正犯論などのテーマを扱う。

第15回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑法発展演習[前期]	島山慎市	2必	前期	2

■講義内容■

司法試験論文式問題またはそれと同程度の難易度の具体的事案を題材として、刑法学上の問題を適切に解決することができるようになることをめざす（ただし、受講者の学習進度によっては題材は変更する）。

具体的には、原則として、①講義において、問題の分析、検討を行う、②法律文書を手書で作成するとともに、他の受講者の法律文書を検討・分析する（講義前）、③より論理的かつ説得的な法律文書とするためにはどのように修正すべきかを講師を含めた出席者全体で議論する（講義時）、④上記①～③の内容をふまえて自身の文書をブラッシュアップさせる（講義後）という流れを繰り返す。

■シラバス■

<科目のねらい>

司法試験論文式問題またはそれと同程度の難易度の具体的事案を題材として、論理的かつ説得的な法律文書を作成することができるようになること及び自らの立場を説得的に口頭で説明できる能力を向上させることをめざす。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

刑法総論・刑法各論について、ひととおり学習を行っていること。

<予・復習に要する時間>

原則として、毎回法律文書の作成を行うこととなるため、少なくとも3時間程度の予習は必要となる。

復習は各人の習熟度により異なるが、2時間程度を要するものと思われる。

<科目の内容>

第1回

オリエンテーション・導入テスト

第2回

オリエンテーション・導入テスト

第3回

- ①平成18年度司法試験問題を題材として、正当防衛論（侵害の予期・積極的加害意思と急迫性・防衛意思、防衛行為の相当性）、共謀の存否と同時傷害の特例の関係などのテーマを扱う。
- ②平成23年度司法試験問題を題材として、事実認定論（殺人罪の実行行為性、共謀、実行行為の個数）、正当防衛論（過剰防衛）などのテーマを扱う。

第4回

- ①平成18年度司法試験問題を題材として、正当防衛論（侵害の予期・積極的加害意思と急迫性・防衛意思、防衛行為の相当性）、共謀の存否と同時傷害の特例の関係などのテーマを扱う。
- ②平成23年度司法試験問題を題材として、事実認定論（殺人罪の実行行為性、共謀、実行行

為の個数)、正当防衛論(過剰防衛)などのテーマを扱う。

第5回

①平成18年度司法試験問題を題材として、正当防衛論(侵害の予期・積極的加害意思と急迫性・防衛意思、防衛行為の相当性)、共謀の存否と同時傷害の特例の関係などのテーマを扱う。

②平成23年度司法試験問題を題材として、事実認定論(殺人罪の実行行為性、共謀、実行行為の個数)、正当防衛論(過剰防衛)などのテーマを扱う。

第6回

①平成19年度司法試験問題を題材として、詐欺罪と恐喝罪の比較、事実認定論(錯誤・畏怖に基づく財産交付、恐喝行為)、権利行使と恐喝、共犯関係からの離脱などのテーマを扱う。

②平成22年度司法試験問題を題材として、不作為犯論、事実認定論(殺人罪の故意)、過失犯論(過失の意義、過失の競合、過失と結果の因果関係)などのテーマを扱う。

第7回

①平成19年度司法試験問題を題材として、詐欺罪と恐喝罪の比較、事実認定論(錯誤・畏怖に基づく財産交付、恐喝行為)、権利行使と恐喝、共犯関係からの離脱などのテーマを扱う。

②平成22年度司法試験問題を題材として、不作為犯論、事実認定論(殺人罪の故意)、過失犯論(過失の意義、過失の競合、過失と結果の因果関係)などのテーマを扱う。

第8回

①平成19年度司法試験問題を題材として、詐欺罪と恐喝罪の比較、事実認定論(錯誤・畏怖に基づく財産交付、恐喝行為)、権利行使と恐喝、共犯関係からの離脱などのテーマを扱う。

②平成22年度司法試験問題を題材として、不作為犯論、事実認定論(殺人罪の故意)、過失犯論(過失の意義、過失の競合、過失と結果の因果関係)などのテーマを扱う。

第9回

中間テストの実施、解説、議論。

第10回

中間テストの実施、解説、議論。

第11回

①平成26年度司法試験問題を題材として、事実認定論(不作為による殺人の実行行為)、因果関係論、未成年者略取罪、共謀共同正犯論などのテーマを扱う。

②平成20年度司法試験問題を題材として、事実認定論(強盗罪における暴行・脅迫)、強盗致死傷罪における「強盗の機会」論、共謀共同正犯論などのテーマを扱う。

第12回

①平成26年度司法試験問題を題材として、事実認定論(不作為による殺人の実行行為)、因果関係論、未成年者略取罪、共謀共同正犯論などのテーマを扱う。

②平成20年度司法試験問題を題材として、事実認定論(強盗罪における暴行・脅迫)、強盗致死傷罪における「強盗の機会」論、共謀共同正犯論などのテーマを扱う。

第13回

①平成26年度司法試験問題を題材として、事実認定論(不作為による殺人の実行行為)、因果関係論、未成年者略取罪、共謀共同正犯論などのテーマを扱う。

②平成20年度司法試験問題を題材として、事実認定論(強盗罪における暴行・脅迫)、強盗致死傷罪における「強盗の機会」論、共謀共同正犯論などのテーマを扱う。

第14回

①平成26年度司法試験問題を題材として、事実認定論（不作為による殺人の実行行為）、因果関係論、未成年者略取罪、共謀共同正犯論などのテーマを扱う。

②平成20年度司法試験問題を題材として、事実認定論（強盗罪における暴行・脅迫）、強盗致死傷罪における「強盗の機会」論、共謀共同正犯論などのテーマを扱う。

第15回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑法発展演習〔後期〕	對馬直紀	2 必	後期	2

■講義内容■

この刑法発展演習では、受講者が刑事法全般につきすでに相当の知識・理解を有していることを前提に、より広い知識習得と深い理解を促し、事案における問題発見能力、論理的思考力、事案への応用力、主張・表現力などを一層向上させるため、演習形式により、司法試験過去問題を題材として、各履修者が事前に起案したものを共有し、各自の十分な予習のもと、双方向・多方向の討論をおこない、上記の能力が着実に育成発展されることを図る。

■シラバス■

<科目のねらい>

本演習は、刑事法の基礎的事柄を一通り学習済みの受講者につき、法曹となるために必要な能力をさらに強化させることを意図している。題材とする司法試験過去問題に関連する判例については、その主要争点だけでなく付随争点や関連問題についても討論をおこない、また事前に起案し履修者間で共有し、相互に検討することにより、個々の論点に関する理解を深めるだけでなく、理論を適切に応用し、その事案を総合的に適切な解決へと導ける、実践的な思考力、判断力、応用力、表現力などをより高度に錬磨することをめざすものである。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習 3～4 時間、復習 3～4 時間

<科目の内容>

第 1 回

起案演習（正当防衛論、因果関係論、共犯論）

標記のテーマを主要論点とする平成 18 年新司法試験問題第 1 問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第 2 回

起案演習（正当防衛論、共犯論）

標記のテーマを主要論点とする平成 23 年新司法試験問題第 1 問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第 3 回

起案演習（不作為による殺人罪、共犯論、因果関係論、住居侵入罪）

標記のテーマを主要論点とする平成 26 年新司法試験問題第 1 問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第 4 回

起案演習（詐欺罪、文書偽造罪、横領罪・背任罪、正当防衛論、窃盗罪）

標記のテーマを主要論点とする平成 29 年新司法試験問題第 1 問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第 5 回

起案演習（不作為による殺人罪、過失犯論）

標記のテーマを主要論点とする平成22年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第6回

起案演習（業務上横領罪、窃盗罪）

標記のテーマを主要論点とする平成27年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第7回

起案演習（恐喝罪、共犯論）

標記のテーマを主要論点とする平成19年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第8回

起案演習（業務上横領罪、窃盗罪、間接正犯論・共犯論）

標記のテーマを主要論点とする平成21年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第9回

起案演習（強盗罪・共犯論）

標記のテーマを主要論点とする平成20年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第10回

起案演習（共犯論、強盗罪）

標記のテーマを主要論点とする平成28年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第11回

起案演習（名誉毀損罪、保護責任者遺棄致死罪と不作為による殺人罪）

標記のテーマを主要論点とする平成30年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第12回

起案演習（詐欺罪、事後強盗罪と共犯、防衛行為の結果が第三者に生じた場合の処理）

標記のテーマを主要論点とする平成31年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第13回

起案演習（間接正犯論・共犯論、早すぎた構成要件実現、建造物等以外放火罪）

標記のテーマを主要論点とする平成25年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第14回

起案演習（権利行使と財産犯、実行行為と因果関係、詐欺罪、横領罪、殺人罪、強盗殺人罪）

標記のテーマを主要論点とする令和2年新司法試験問題第1問を題材として、事前に起案し、履修者で共有し、検討する。

第15回

定期試験

<教科書>

とくにない。

<参考書>

『刑法判例百選I 総論』（有斐閣）【最新のもの】

『刑法判例百選II 各論』（有斐閣）【最新のもの】
など。

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑事訴訟法発展演習[前期]	松本英俊	3必	前期	2

■講義内容■

3年次に開講される刑事訴訟法の演習科目である。授業では、刑事手続の各段階における主要な問題について、法律文書の作成・検討を行う。

■シラバス■

<科目のねらい>

刑事手続の各段階における個別具体的な問題を掘り下げて、多角的な検討を行うことにより、具体的な資料・事実に基づく評価・事実認定あるいはその法的判断能力を養成することを目的とする。講義においては司法試験問題の事例を素材に検討することを中心に、ライティング能力の向上を図るとともに、問答方式による双方向的な対話・討論型の授業を行う。各回の講義計画は以下の通りである。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

刑事訴訟法をすでに履修済みであること。

刑事訴訟法特別演習をすでに履修済みであること（同時履修も可）。

授業では、課題の出題及び提出など Google classroom を利用して実施することがあります。履修登録後に設定をお願いすることがあります。

<予・復習に要する時間>

予習 120 分、復習 60 分

<科目の内容>

第1回

捜査手続の適法性と伝聞法則の検討

～平成 22 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第2回

身体拘束と伝聞法則の検討

～平成 23 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第3回

捜索手続と事実認定の検討

～平成 24 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第4回

逮捕および逮捕に伴う捜索等と伝聞法則の検討

～平成 25 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第5回

取り調べおよび訴因をめぐる問題の検討

～平成 26 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第6回

任意捜査と伝聞法則の検討

～平成 27 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第7回

任意捜査、接見および伝聞法則の検討

～平成28年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第8回

捜査手続と伝聞法則の検討

～平成29年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第9回

任意捜査と伝聞法則の検討

～平成30年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第10回

逮捕・勾留と訴因変更の検討

～平成31（令和元）年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第11回

取調べ・証拠法・公判手続の検討

～令和2年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第12回

捜索差押と伝聞証拠の検討

～令和3年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第13回

おとり捜査と訴因変更の検討

～令和4年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第14回

領置と伝聞法則の検討

～令和5年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第15回

定期試験

<教科書>

指定しない。

<参考書>

指定しない。

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑事訴訟法発展演習[後期]	松本英俊	3必	後期	2

■講義内容■

3年次に開講される刑事訴訟法の演習科目である。授業では、刑事手続の各段階における主要な問題について、法律文書の作成・検討を行う。

■シラバス■

<科目のねらい>

刑事手続の各段階における個別具体的な問題を掘り下げて、多角的な検討を行うことにより、具体的な資料・事実に基づく評価・事実認定あるいはその法的判断能力を養成することを目的とする。講義においては司法試験問題の事例を素材に検討することを中心に、ライティング能力の向上を図るとともに、問答方式による双方向的な対話・討論型の授業を行う。各回の講義計画は以下の通りである。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

刑事訴訟法をすでに履修済みであること。

刑事訴訟法特別演習をすでに履修済みであること（同時履修も可）。

授業では、課題の出題及び提出など Google classroom を利用して実施することがあります。履修登録後に設定をお願いすることがあります。

<予・復習に要する時間>

予習 120 分、復習 60 分

<科目の内容>

第1回

捜査手続の適法性と伝聞法則の検討

～平成 22 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第2回

身体拘束と伝聞法則の検討

～平成 23 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第3回

捜索手続と事実認定の検討

～平成 24 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第4回

逮捕および逮捕に伴う捜索等と伝聞法則の検討

～平成 25 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第5回

取り調べおよび訴因をめぐる問題の検討

～平成 26 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第6回

任意捜査と伝聞法則の検討

～平成 27 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第7回

任意捜査、接見および伝聞法則の検討

～平成28年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第8回

捜査手続と伝聞法則の検討

～平成29年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第9回

任意捜査と伝聞法則の検討

～平成30年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第10回

逮捕・勾留と訴因変更の検討

～平成31（令和元）年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第11回

取調べ・証拠法・公判手続の検討

～令和2年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第12回

捜索差押と伝聞証拠の検討

～令和3年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第13回

おとり捜査と訴因変更の検討

～令和4年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第14回

領置と伝聞法則の検討

～令和5年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第15回

定期試験

<教科書>

指定しない。

<参考書>

指定しない。

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑事訴訟法発展演習[前期]	松本英俊	3必	前期	2

■講義内容■

3年次に開講される刑事訴訟法の演習科目である。授業では、刑事手続の各段階における主要な問題について、法律文書の作成・検討を行う。

■シラバス■

<科目のねらい>

刑事手続の各段階における個別具体的な問題を掘り下げて、多角的な検討を行うことにより、具体的な資料・事実に基づく評価・事実認定あるいはその法的判断能力を養成することを目的とする。講義においては司法試験問題の事例を素材に検討することを中心に、ライティング能力の向上を図るとともに、問答方式による双方向的な対話・討論型の授業を行う。各回の講義計画は以下の通りである。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

刑事訴訟法をすでに履修済みであること。

刑事訴訟法特別演習をすでに履修済みであること（同時履修も可）。

授業では、課題の出題及び提出など Google classroom を利用して実施することがあります。履修登録後に設定をお願いすることがあります。

<予・復習に要する時間>

予習 120 分、復習 60 分

<科目の内容>

第 1 回

捜査手続の適法性と伝聞法則の検討

～平成 22 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第 2 回

身体拘束と伝聞法則の検討

～平成 23 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第 3 回

捜索手続と事実認定の検討

～平成 24 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第 4 回

逮捕および逮捕に伴う捜索等と伝聞法則の検討

～平成 25 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第 5 回

取り調べおよび訴因をめぐる問題の検討

～平成 26 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第 6 回

任意捜査と伝聞法則の検討

～平成 27 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第7回

任意捜査、接見および伝聞法則の検討

～平成28年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第8回

捜査手続と伝聞法則の検討

～平成29年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第9回

任意捜査と伝聞法則の検討

～平成30年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第10回

逮捕・勾留と訴因変更の検討

～平成31（令和元）年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第11回

取調べ・証拠法・公判手続の検討

～令和2年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第12回

捜索差押と伝聞証拠の検討

～令和3年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第13回

おとり捜査と訴因変更の検討

～令和4年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第14回

領置と伝聞法則の検討

～令和5年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第15回

定期試験

<教科書>

指定しない。

<参考書>

指定しない。

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑事訴訟法発展演習[後期]	松本英俊	3必	後期	2

■講義内容■

3年次に開講される刑事訴訟法の演習科目である。授業では、刑事手続の各段階における主要な問題について、法律文書の作成・検討を行う。

■シラバス■

<科目のねらい>

刑事手続の各段階における個別具体的な問題を掘り下げて、多角的な検討を行うことにより、具体的な資料・事実に基づく評価・事実認定あるいはその法的判断能力を養成することを目的とする。講義においては司法試験問題の事例を素材に検討することを中心に、ライティング能力の向上を図るとともに、問答方式による双方向的な対話・討論型の授業を行う。各回の講義計画は以下の通りである。

<到達目標>

TKC 掲示の「法律基本科目各科目到達目標」による。

<履修の前提>

刑事訴訟法をすでに履修済みであること。

刑事訴訟法特別演習をすでに履修済みであること（同時履修も可）。

授業では、課題の出題及び提出など Google classroom を利用して実施することがあります。履修登録後に設定をお願いすることがあります。

<予・復習に要する時間>

予習 120 分、復習 60 分

<科目の内容>

第1回

捜査手続の適法性と伝聞法則の検討

～平成 22 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第2回

身体拘束と伝聞法則の検討

～平成 23 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第3回

捜索手続と事実認定の検討

～平成 24 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第4回

逮捕および逮捕に伴う捜索等と伝聞法則の検討

～平成 25 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第5回

取り調べおよび訴因をめぐる問題の検討

～平成 26 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第6回

任意捜査と伝聞法則の検討

～平成 27 年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第7回

任意捜査、接見および伝聞法則の検討

～平成28年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第8回

捜査手続と伝聞法則の検討

～平成29年司法試験論文式問題〔刑事訴訟法〕を素材として

第9回

任意捜査と伝聞法則の検討

～平成30年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第10回

逮捕・勾留と訴因変更の検討

～平成31（令和元）年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第11回

取調べ・証拠法・公判手続の検討

～令和2年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第12回

搜索差押と伝聞証拠の検討

～令和3年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第13回

おとり捜査と訴因変更の検討

～令和4年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第14回

領置と伝聞法則の検討

～令和5年司法試験論文式試験〔刑事訴訟法〕を素材として

第15回

定期試験

<教科書>

指定しない。

<参考書>

指定しない。

科目名	担当者名	配当	期	単位
法曹倫理[前期]	吉木聡一	2 必	前期	2

■講義内容■

法曹倫理は、社会一般にいう「倫理・道徳」とは異なり、法曹の特殊な職務内容から導かれる「職業倫理」であり、一種の法規範です。

本講義では、主に弁護士法、弁護士職務基本規程の解釈を学ぶとともに、実務上、法曹倫理が問題となる典型的な場面についての具体的事例や実例についての検討・討論を行います。

また、事例の検討を通じて、基本法の解釈や判例の検討等も行う予定です。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義で扱う事例には、法曹の多くが実際に直面する倫理上の問題点が含まれています。将来、みなさんがそのような場面に直面した場合に「問題点があるということに気付くことができるようになること」が本講義の最大のねらいです。

事例の検討にあたっては、必ず、自分が法曹になったつもりで「自分ならどのように行動するか」を考えてください。

法曹倫理に対する理解不足やこれを軽視した行動によって、法曹資格を失ったり、懲戒処分を受けて法曹としての活動に大きなハンデを負うことになった先輩が数多くいます。

そのため、法曹倫理科目は、弁護士会において、すべての弁護士に対して一定の年数ごとに履修が義務付けられている唯一の必修研修科目となっています。

本講義が、将来の法曹生活における「転ばぬ先の杖」となることを期待します。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とします。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習・復習合わせて1時間程度を目安とします。

<科目の内容>

第1回

弁護士倫理総論

第2回

受任・辞任と事件処理の倫理（1）

第3回

受任・辞任と事件処理の倫理（2）

第4回

利益相反と調整（1）

第5回

利益相反と調整（2）

第6回

秘密の保持

第7回

誠実義務と真実義務

第8回

業務遂行過程における倫理（1）

第9回

業務遂行過程における倫理（2）

第10回

刑事弁護の倫理（1）

第11回

刑事弁護の倫理（2）

第12回

弁護士の営業活動の限界・法律事務の独占と競争

第13回

裁判官・検察官の倫理（1）

第14回

裁判官・検察官の倫理（2）

第15回

定期試験

<教科書>

塚原英治・宮川光治・宮澤節生編『法曹の倫理と責任〔第2版〕』（現代人文社，2007年）

※ 2分冊のものではなく1冊のものです。

<参考書>

日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著『解説「弁護士職務基本規程」〔第3版〕』（日本弁護士連合会，2017年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
法曹倫理[後期]	吉木聡一	2 必	後期	2

■講義内容■

法曹倫理は、社会一般にいう「倫理・道徳」とは異なり、法曹の特殊な職務内容から導かれる「職業倫理」であり、一種の法規範です。

本講義では、主に弁護士法、弁護士職務基本規程の解釈を学ぶとともに、実務上、法曹倫理が問題となる典型的な場面についての具体的事例や実例についての検討・討論を行います。

また、事例の検討を通じて、基本法の解釈や判例の検討等も行う予定です。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義で扱う事例には、法曹の多くが実際に直面する倫理上の問題点が含まれています。

将来、みなさんがそのような場面に直面した場合に「問題点があるということに気付くことができるようになること」が本講義の最大のねらいです。

事例の検討にあたっては、必ず、自分が法曹になったつもりで「自分ならどのように行動するか」を考えてください。

法曹倫理に対する理解不足やこれを軽視した行動によって、法曹資格を失ったり、懲戒処分を受けて法曹としての活動に大きなハンデを負うことになった先輩が数多くいます。

そのため、法曹倫理科目は、弁護士会において、すべての弁護士に対して一定の年数ごとに履修が義務付けられている唯一の必修研修科目となっています。

本講義が、将来の法曹生活における「転ばぬ先の杖」となることを期待します。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とします。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習・復習合わせて1時間程度を目安とします。

<科目の内容>

第1回

弁護士倫理総論

第2回

受任・辞任と事件処理の倫理（1）

第3回

受任・辞任と事件処理の倫理（2）

第4回

利益相反と調整（1）

第5回

利益相反と調整（2）

第6回

秘密の保持

第7回

誠実義務と真実義務

第8回

業務遂行過程における倫理（1）

第9回

業務遂行過程における倫理（2）

第10回

刑事弁護の倫理（1）

第11回

刑事弁護の倫理（2）

第12回

弁護士の営業活動の限界・法律事務の独占と競争

第13回

裁判官・検察官の倫理（1）

第14回

裁判官・検察官の倫理（2）

第15回

定期試験

<教科書>

塚原英治・宮川光治・宮澤節生編『法曹の倫理と責任〔第2版〕』（現代人文社，2007年）
※ 2分冊のものではなく1冊のものです。

<参考書>

日本弁護士連合会弁護士倫理委員会編著『解説「弁護士職務基本規程」〔第3版〕』（日本弁護士連合会，2017年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
民事訴訟実務基礎論[前期]	柴谷 晃	2 必	前期	2

■講義内容■

法科大学院用の要件事実論及び事実認定論に関する公刊書籍を主教材とし、その理解のために本科目担当教員が作成したオリジナルのサブノートを用いた講義を行う。

サブノートにおいては、思考過程に沿った詳細な発問を設定しており、学生は設問に対する解答を予め準備のうえ講義に臨むことが前提である。各設問に関して教員と学生間及び学生相互間の討論を行うことにより、要件事実論及び事実認定論の理解を深めるとともに、法律実務家として必要な論理的思考力、説得と討論の技術等を修得させる。

■シラバス■

<科目のねらい>

民事事件における実務法曹の役割は、民事紛争についてこれを法的観点から再構成し、法律を適用してその解決を図ること、或いは、法律の適用によってもたらされる結果を事前に予測し、紛争予防のための手段を講じることである。法曹がこのような役割を果たすためには、民事実体法と民事手続法を有機的に関連付けて駆使することのできる能力が必要となるが、本講義は、法曹が上記の役割を果たすための基本的能力であるところの要件事実論及び事実認定論の基礎を修得させることを主たる目的とする。

要件事実論及び事実認定論が典型的に機能するのは民事訴訟の局面であるから、上記の能力を身に付けるためには、口頭弁論手続の具体的進行に沿いつつ、双方当事者によって提出される攻撃防御方法の整理（いわゆる主張整理）を行うのが適切である。本講義では、簡単な教室設例を主な題材として、主張整理等の訓練を行う。

この過程で、副次的に、民事訴訟実務の一般的知識を修得させる。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習 2 時間、復習 30 分程度

<科目の内容>

第 1 回

総論

主張整理の意味、否認と抗弁の区別、複数の抗弁相互間の関係等について、具体例に即して解説し、学生に修得させる。

第 2 回

主張整理問題演習（1）

貸付金返還請求訴訟を題材とした簡単な具体的設例（紛争当事者双方の言い分）を基にして、訴状、答弁書及び準備書面に基づき、裁判官の立場から主張整理を行う。

この過程で、訴訟物の具体的把握、主張証明責任の分配を前提としたブロックダイアグラム

の作成、要件事実の具体的摘示等について修得させる。

個別論点としては、消費貸借契約の要件事実、貸借型契約における「期限」の位置付け、債務の履行不履行の主張立証責任の分配、規範的要件の主要事実、保証債務履行請求の要件事実等を取り上げる。

この過程で、各要件事実の立証のために必要な証拠方法及びその収集方法について検討し、証拠の意義、証拠調べの方法、事実認定の具体的手法等について修得させる。

第3回

第2回と同じ

第4回

第2回と同じ

第5回

第2回と同じ

第6回

第2回と同じ

第7回

第2回と同じ

第8回

主張整理問題演習（2）

主教材を用い、要件事実論及び事実認定論に関する理解を完成させる。

ここで、触れる個別論点は、所有権の主張方法、所有権移転原因としての売買契約の要件事実、債権譲渡の要件事実、占有権原の有無の主張証明責任、対抗要件の抗弁、代理及び表見代理の要件事実、登記請求の要件事実、債務不履行解除の要件事実、賃貸目的物の返還請求の要件事実、時効の要件事実等である。

第9回

第8回と同じ

第10回

第8回と同じ

第11回

第8回と同じ

第12回

第8回と同じ

第13回

第8回と同じ

第14回

第8回と同じ

第15回

定期試験

<教科書>

司法研修所編「新問題研究 要件事実 付一民法（債権関係）改正に伴う追補一」（法曹会）

司法研修所編「3訂 紛争類型別の要件事実」（法曹会）

（上記の2冊とも必要）

<参考書>

大島眞一「完全講義 民事裁判実務の基礎 入門編」(民事法研究会)
加藤新太郎ほか「要件事実の考え方と実務」(民事法研究会)
(参考書は、上記のいずれか1つでよい。)

科目名	担当者名	配当	期	単位
民事訴訟実務基礎論[後期]	柴谷 晃	2 必	後期	2

■講義内容■

法科大学院用の要件事実論及び事実認定論に関する公刊書籍を主教材とし、その理解のために本科目担当教員が作成したオリジナルのサブノートを用いた講義を行う。

サブノートにおいては、思考過程に沿った詳細な発問を設定しており、学生は設問に対する解答を予め準備のうえ講義に臨むことが前提である。各設問に関して教員と学生間及び学生相互間の討論を行うことにより、要件事実論及び事実認定論の理解を深めるとともに、法律実務家として必要な論理的思考力、説得と討論の技術等を修得させる。

■シラバス■

<科目のねらい>

民事事件における実務法曹の役割は、民事紛争についてこれを法的観点から再構成し、法律を適用してその解決を図ること、或いは、法律の適用によってもたらされる結果を事前に予測し、紛争予防のための手段を講ずることである。法曹がこのような役割を果たすためには、民事実体法と民事手続法を有機的に関連付けて駆使することのできる能力が必要となるが、本講義は、法曹が上記の役割を果たすための基本的能力であるところの要件事実論及び事実認定論の基礎を修得させることを主たる目的とする。

要件事実論及び事実認定論が典型的に機能するのは民事訴訟の局面であるから、上記の能力を身に付けるためには、口頭弁論手続の具体的進行に沿いつつ、双方当事者によって提出される攻撃防御方法の整理（いわゆる主張整理）を行うのが適切である。本講義では、簡単な教室設例を主な題材として、主張整理等の訓練を行う。

この過程で、副次的に、民事訴訟実務の一般的知識を修得させる。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習 2 時間程度、復習 30 分程度

<科目の内容>

第 1 回

総論

主張整理の意味、否認と抗弁の区別、複数の抗弁相互間の関係等について、具体例に即して解説し、学生に修得させる。

第 2 回

主張整理問題演習 (1)

貸金返還請求訴訟を題材とした簡単な具体的設例（紛争当事者双方の言い分）を基にして、訴状、答弁書及び準備書面に基づき、裁判官の立場から主張整理を行う。

この過程で、訴訟物の具体的把握、主張証明責任の分配を前提としたブロックダイアグラム

の作成、要件事実の具体的摘示等について修得させる。

個別論点としては、消費貸借契約の要件事実、貸借型契約における「期限」の位置付け、債務の履行不履行の主張立証責任の分配、規範的要件の主要事実、保証債務履行請求の要件事実等を取り上げる。

この過程で、各要件事実の立証のために必要な証拠方法及びその収集方法について検討し、証拠の意義、証拠調べの方法、事実認定の具体的手法等について修得させる。

第3回

第2回に同じ

第4回

第2回に同じ

第5回

第2回に同じ

第6回

第2回に同じ

第7回

第2回に同じ

第8回

主張整理問題演習（2）

主教材を用い、要件事実論及び事実認定論に関する理解を完成させる。

ここで、触れる個別論点は、所有権の主張方法、所有権移転原因としての売買契約の要件事実、債権譲渡の要件事実、占有権原の有無の主張証明責任、対抗要件の抗弁、代理及び表見代理の要件事実、登記請求の要件事実、債務不履行解除の要件事実、賃貸目的物の返還請求の要件事実、時効の要件事実等である。

第9回

第8回に同じ

第10回

第8回に同じ

第11回

第8回に同じ

第12回

第8回に同じ

第13回

第8回に同じ

第14回

第8回に同じ

第15回

定期試験

<教科書>

司法研修所編「新問題研究 要件事実 付一民法（債権関係）改正に伴う追補一」（法曹会）

司法研修所編「3訂 紛争類型別の要件事実」（法曹会）

（2冊とも必要）

<参考書>

大島眞一「完全講義 民事裁判実務の基礎 入門編」(民事法研究会)
加藤新太郎ほか「要件事実の考え方と実務」(民事法研究会)
(参考書は、上記のいずれか1つでよい。)

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑事訴訟実務基礎論[前期]	宮田桂子/福崎伸一郎/松本 英俊	2 必	前期	2

■講義内容■

本講義は、宮田桂子先生と福崎伸一郎先生の2名による共同授業として開講される。

刑事訴訟の手続きがどのように進行するのかについて、実務のイメージを具体的に持てるよう、手続きの中で、裁判官、検察官、弁護士、被疑者・被告人のそれぞれがもつ役割を理解するとともに、学んできた判例や学説が実務的な手続きとどう結びつくのかを検討する。事例に対する対応について、一方的に講義をするのではなく、各自が考えたうえで、役割分担やディスカッション等を通して議論を深める。

■シラバス■

<科目のねらい>

これまで学んだ刑法や刑事訴訟法の条文やその解釈が、実務では具体的にどのように活かされているのか、的確にイメージできるようにするためには、法曹3者、あるいは、被疑者・被告人の立場と役割を理解する必要がある。そのために、学生に対して、刑事訴訟の手続きの各段階での、具体的な事例を事前に与え、調査、検討させようとして、講義当日には、裁判官、検察官、弁護士といった配役を与えてその立場での主張をさせ、あるいは、裁判例についてのディスカッションを行うなどして、議論を深めさせる。そのような検討を通じて、事案に対する分析力を身につけ、刑事訴訟実務に関する基礎的な知識を十分に習得できるようにしたい。

<到達目標>

刑事訴訟法の基本的な概念を定着させ、重要な判決の考え方の枠組みを理解する。

<履修の前提>

刑事訴訟法を履修していること。

<予・復習に要する時間>

予習・復習 60～180分

<科目の内容>

第1回

捜査の端緒

どのように事件が認知され、捜査が始まるのか具体的にイメージしながら、職務質問の許容される限度等を検討する。

第2回

強制捜査・任意捜査

任意捜査と強制捜査の違いを認識するとともに、令状主義の趣旨から証拠収集活動がどこまで許容されるのか等を検討する。

第3回

捜査（逮捕・勾留を中心に）

逮捕にはどのようなものがあり、どのような場合に許容されるのか、どういう取調べが許されないのか等を検討する。

第4回

捜査（捜索・押収手続きを中心に）

令状による捜索・押収と逮捕に伴う無令状の捜索・押収について、どこまでが許容されるものであるのか等を検討する。

第5回

捜査（科学的証拠）

科学的な証拠にはどのようなものがあり、どういう場合に裁判で証拠として認め得るのか等を検討する。

第6回

台本のある模擬裁判

実際に事件を傍聴した経験のない者も多いことから、法廷で実際に事件がどう進むのかを体験してもらおう。学生に法曹三者、被告人等をやってもらうことを前提にしているが、受講者が少ない場合にはOBや弁護士会の協力を求めることを考えている。

第7回

公訴の提起と訴因

検察官の公訴提起と訴因の特定を中心に検討する。

第8回

公判準備と公判

検察官の請求証拠とそれに対応する弁護人の活動、弁護人の証拠収集など、公判の準備のためにいかなる活動がされるかを検討する。模擬裁判で体験した公判手続について、そのような活動の前提としてどのような準備をしたのか、その準備がどのように公判手続に反映したのか考えてもらうと同時に、公判前整理手続に付した場合の公判の準備や公判手続の違いについて検討する。

第9回

証拠能力と伝聞

証拠能力とは何かを検討するとともに、証拠能力の重要なジャンルである伝聞証拠とは何か、伝聞例外とはどのようなものかを検討する

第10回

伝聞

前回に引き続き、伝聞証拠や伝聞例外について理解を深める。

第11回

自白

自白の任意性、違法な手続きによって収集された自白を中心に検討する。

第12回

自白と補強証拠

自白にはなぜ補強証拠が必要なのか、補強証拠はどの範囲でどの程度のものが必要なのかを検討する。

第13回

違法収集証拠

違法収集証拠の証拠能力等について検討する。

第14回

判決と事実認定

証拠の証明力についての判断、証拠により訴因の認定が困難になったときの訴因変更の要否、可

否等について検討する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

各自の用いている基本書を使用して予習、復習をして欲しい。

<参考書>

刑事訴訟法判例百選。講義に関連する判決については授業内で適宜指示する。

台本のある模擬裁判については、記録等について適宜指示する。

講義の順序については若干変更する可能性がある。

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑事訴訟実務基礎論〔後期〕	宮田桂子/福崎伸一郎/松本 英俊	2 必	後期	2

■講義内容■

本講義は、宮田桂子先生と福崎伸一郎先生の2名による共同授業として開講される。

刑事訴訟の手続きがどのように進行するのかについて、実務のイメージを具体的に持てるよう、手続きの中で、裁判官、検察官、弁護士、被疑者・被告人のそれぞれがもつ役割を理解するとともに、学んできた判例や学説が実務的な手続きとどう結びつくのかを検討する。事例に対する対応について、一方的に講義をするのではなく、各自が考えたうえで、役割分担やディスカッション等を通して議論を深める。

■シラバス■

<科目のねらい>

これまで学んだ刑法や刑事訴訟法の条文やその解釈が、実務では具体的にどのように活かされているのか、的確にイメージできるようにするためには、法曹3者、あるいは、被疑者・被告人の立場と役割を理解する必要がある。そのために、学生に対して、刑事訴訟の手続きの各段階での、具体的な事例を事前に与え、調査、検討させようとして、講義当日には、裁判官、検察官、弁護士といった配役を与えてその立場での主張をさせ、あるいは、裁判例についてのディスカッションを行うなどして、議論を深めさせる。そのような検討を通じて、事案に対する分析力を身につけ、刑事訴訟実務に関する基礎的な知識を十分に習得できるようにしたい。

<到達目標>

刑事訴訟法の基本的な概念を定着させ、重要な判例の考え方の枠組みを理解する。

<履修の前提>

刑事訴訟法を履修していること。

<予・復習に要する時間>

予習・復習 60～180分

<科目の内容>

第1回

捜査の端緒

どのように事件が認知され、捜査が始まるのか具体的にイメージしながら、職務質問の許容される限度等を検討する。

第2回

任意捜査・強制捜査

任意捜査と強制捜査の違いを認識するとともに、令状主義の趣旨から証拠収集活動がどこまで許容されるのか等を検討する。

第3回

捜査（逮捕・勾留を中心に）

逮捕にはどのようなものがあり、どのような場合に許容されるのか、どういう取調べが許されないのか等を検討する。

第4回

捜査（搜索・押収を中心に）

令状による捜索・押収と逮捕に伴う無令状の捜索・押収について、どこまでが許容されるものであるか等を検討する。

第5回

科学的証拠

科学的な証拠にはどのようなものがあり、どういう場合に裁判で証拠として認め得るのか等を検討する。

第6回

台本のある模擬裁判

実際に事件を傍聴した経験のない者も多いことから、法廷で実際に事件がどう進むのかを追体験してもらおう。学生に法曹三者、被告人等をやってもらうことを前提にしているが、受講者が少ない場合にはOBや弁護士会の協力を求めることを考えている。

第7回

公訴の提起と訴因

検察官の公訴提起と訴因の特定の問題を中心に検討する。

第8回

公判準備と公判

検察官の請求証拠とそれに対応する弁護人の活動、弁護人の活動、証拠収集など、公判の準備のためにいかなる活動がされるかを検討する。模擬裁判で追体験した公判手続について、そのような活動の前提としてどのような準備をしたのか、その準備がどのように公判手続に反映したのかを考えてもらうと同時に、公判前整理手続に付した場合の公判の準備や公判手続の違いについても検討する。

第9回

証拠能力と伝聞

証拠能力とは何かを検討するとともに、証拠能力の重要なジャンルである伝聞証拠とは何か、伝聞例外とはどういうものかを検討する。

第10回

伝聞

前回に引き続き、伝聞証拠や伝聞例外について理解を深める。

第11回

自白

自白の任意性、違法な手続によって収集された自白を中心に検討する。

第12回

自白と補強証拠

自白にはなぜ補強証拠が必要なのか、補強証拠はどの範囲でどの程度必要なのか等を検討する。

第13回

違法収集証拠

違法収集証拠の証拠能力等について検討する。

第14回

判決

証拠の証明力の判断、証拠により訴因の認定が困難になったときの訴因変更の可否、要否について検討する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

各自の用いている基本書を使用して予習、復習をして欲しい。

<参考書>

刑事訴訟法判例百選。講義に関連する判例について授業内で適宜指示する。

「台本のある模擬裁判」については、記録配布等について適宜指示する。

講義の順序については若干変更する場合がある。

科目名	担当者名	配当	期	単位
ローヤリング(2) [前期]	宮田桂子	2選必	前期	2

■講義内容■

法曹、特に弁護士が法律業務を通じて果たす役割の意義、これに必要な基本的なスキルの習得を行う。そのために、法律相談業務の基本的なスキル、法律文章の検討・作成・話し合いや交渉における基本的なスキル等を学習してもらう。なお、講義の順序は前後する可能性がある。

■シラバス■

<科目のねらい>

1年次及び2年次において履修または履修中の民事系、刑事系法律科目の理解を前提に、理解習得した法理論を具体化し、活用させるための応用力を養う。その方法として、民事については、現実に問題となった事案を下敷きにした設問等を素材にしながら、法律文書、和解文書、遺言書等の作成や問題点の検討、さらに模擬法律相談や交渉を通じて法曹としてのコミュニケーション及び交渉力の基本的ポイントの理解と獲得を行う。刑事については、事案を準備し、接見や取調、公判手続をいかに進めるかをみていく。この講義を通じて、3年次に開講するリーガルクリニックのための先行的学修となることも目的とする。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし。

<予・復習に要する時間>

双方向性の授業、グループワークを行うので、事前に資料を読み、具体的事案の把握・検討をしてくること。事前検討は他の履修者と一緒に行ってもよい。事案に関する法的問題を理解していれば予習に1時間かからないかもしれないが、その点についての調査が必要になると2~3時間が必要となるかもしれない。復習については、法的問題を中心に必要に応じて行うこと。

<科目の内容>

第1回

契約書の検討

第1回では、ローヤリングの講義を行う意味や、法曹の資質や職務についての概括的な説明の後、基本的な契約書の検討を行う。各回には契約書の検討をする。

第2回

契約書の検討

基本的な契約書の検討を行う。各回には契約書の検討をする。

第3回

契約書の検討

基本的な契約書の検討を行う。各回には契約書の検討をする。

第4回

契約書の検討

基本的な契約書の検討を行う。各回には契約書の検討をする。

第5回

法律文章の作成

依頼者の意図を正確に理解し、契約書、遺言書や内容証明書の意義を理解し、依頼者の利益を擁護できるよう法律文書を作成する。

第6回

法律文章の作成

依頼者の意図を正確に理解し、契約書、遺言書や内容証明書の意義を理解し、依頼者の利益を擁護できるよう法律文書を作成する。

第7回

法律文章の作成

依頼者の意図を正確に理解し、契約書、遺言書や内容証明書の意義を理解し、依頼者の利益を擁護できるよう法律文書を作成する。

第8回

法律相談

依頼者の相談を受ける際の基本的なスキル、相談を受けた場合の対応、方針決定等の基本的なポイントを習得する。

第9回

法律相談

依頼者の相談を受ける際の基本的なスキル、相談を受けた場合の対応、方針決定等の基本的なポイントを習得する。

第10回

示解交渉

依頼者からの相談内容をふまえて、話し合いによってどのように事案を解決すればよいか、双方の立場からの議論を通して理解を深める。

第11回

和解交渉

依頼者からの相談内容をふまえて、話し合いによってどのように事案を解決すればよいか、議論を通して理解を深める。

第12回

模擬裁判・模擬接見

裁判傍聴の機会がないことから、台本のある模擬裁判を通じて、刑事裁判手続がどう進のかを検討し、訴訟における異議等についても検討することとしたいが、履修人数が3名に満たない場合には模擬接見とする。

第13回

台本ある模擬裁判についての検討

第14回

台本のある模擬裁判についての検討。

第15回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

模擬裁判の時期は、感染症の状況等により繰り上げることがあるなど、講義の順序については変更があり得る。

科目名	担当者名	配当	期	単位
ローヤリング(2)[後期]	宮田桂子	2選必	後期	2

■講義内容■

法曹、特に弁護士が法律業務を通じて果たす役割の意義、これに必要となる基本的なスキルの習得を行う。そのために、法律相談業務の基本的なスキル、法律文章の検討・作成・話し合いや交渉における基本的なスキル等を学習してもらう。なお、講義内容についてはシラバスとは前後する場合がある。

■シラバス■

<科目のねらい>

1年次及び2年次において履修または履修中の民事系、刑事系法律科目の理解を前提に、理解習得した法理論を具体化し、活用させるための応用力を養う。その方法として、民事については、現実に問題となった事案を下敷きにした設問等を素材にしながら、法律文書、和解文書、遺言書等の作成や問題点の検討、さらに模擬法律相談や交渉を通じて法曹としてのコミュニケーション及び交渉力の基本的ポイントの理解と獲得を行う。刑事については、事案を準備し、接見や取調、公判手続をいかに進めるかをみていく。この講義を通じて、3年次に開講するリーガルクリニックのための先行的学修となることも目的とする。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし。

<予・復習に要する時間>

双方向性の授業、グループワークを行うので、事前に資料を読み、具体的事案の把握・検討をしてくること。事前検討は他の履修者と一緒に行ってもよい。事案に関する法的問題を理解していれば予習に1時間かからないかもしれないが、その点についての調査が必要になると2~3時間が必要となるかもしれない。復習については、法的問題を中心に必要に応じて行うこと。

<科目の内容>

第1回

契約書の検討

第1回では、ローヤリングの講義を行う意味や、法曹の資質や職務についての概括的な説明の後、基本的な契約書の検討を行う。各回には契約書の検討をする。

第2回

契約書の検討

基本的な契約書の検討を行う。

第3回

契約書の検討

基本的な契約書の検討を行う。

第4回

契約書の検討

基本的な契約書の検討を行う。

第5回

法律文章の作成

依頼者の意図を正確に理解し、契約書、遺言書や内容証明書の意義を理解し、依頼者の利益を擁護できるよう法律文書を作成する。

第6回

法律文章の作成

依頼者の意図を正確に理解し、契約書、遺言書や内容証明書の意義を理解し、依頼者の利益を擁護できるよう法律文書を作成する。

第7回

法律文章の作成

依頼者の意図を正確に理解し、契約書、遺言書や内容証明書の意義を理解し、依頼者の利益を擁護できるよう法律文書を作成する。

第8回

法律相談

依頼者の相談を受ける際の基本的なスキル、相談を受けた場合の対応、方針決定等の基本的なポイントを習得する。

第9回

法律相談

依頼者の相談を受ける際の基本的なスキル、相談を受けた場合の対応、方針決定等の基本的なポイントを習得する。

第10回

示談交渉

依頼者からの相談内容をふまえて、話し合いによってどのように事案を解決すればよいか、双方の立場からの議論を通して理解を深める。

第11回

和解交渉

依頼者からの相談内容をふまえて、話し合いによってどのように事案の解決をめざせばいいのか、議論を通じて理解を深める。

第12回

模擬裁判・模擬接見

裁判傍聴の機会がないことから、台本のある模擬裁判を通じて、刑事裁判手続がどう進むのかを検討し、訴訟における異議等についても検討していく。ただし、履修人数が3名に満たない場合には模擬接見とする。

第13回

台本のある模擬裁判の事例検討

第14回

台本のある模擬裁判の事例検討

第15回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する。

感染症流行の状況等により、模擬裁判の時期を繰り上げることがあるなど、内容の若干の変更があり得る。

科目名	担当者名	配当	期	単位
民事裁判演習[後期]	柴谷 晃	3選必	後期	2

■講義内容■

具体的な訴訟事例を題材にし、主張整理、訴状や準備書面の作成、証拠申出方法の検討等の作業を行い、これにより、訴訟代理人の訴訟活動を疑似体験させる。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義は、訴訟実務基礎論の発展科目として位置付けられる。すなわち、訴訟実務基礎論において修得した要件事実論及び事実認定論の基礎的理解並びに民事訴訟実務の一般的理解を発展させ、より実務に即した応用能力を修得させることを主たる目的とする。

本講義では、訴訟代理人としての書面作成等の作業を通じ、要件事実論及び事実認定論の理解を完成させ、現実の実務活動においてこれを駆使できる能力を身につけさせようとするものである。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

原則として、民事訴訟実務基礎論を履修済みであること。

なお、受講生の個別事情(例えば、他校で同一科目を履修済みであるなど)を勘案して例外を認めることがある。例外的扱いを希望する者は、履修登録までに担当教員まで申し出て許可を得ること。

<予・復習に要する時間>

予習 1～2 時間位

<科目の内容>

第 1 回

建物明渡請求訴訟を題材として、所有権喪失抗弁と占有権原の抗弁の関係、虚偽表示の構造論、偽装離婚の効力などを検討する。

第 2 回

建物収去土地明渡請求訴訟及び建物退去土地明渡請求訴訟を題材として、それぞれの請求の訴訟物、請求原因の要件事実、目的物の使用不能と賃料請求の関係などを検討する。

第 3 回

抵当権設定登記抹消登記請求訴訟を題材として、これと抹消に代わる承諾請求との関係、登記保持権原の抗弁などを検討する。

第 4 回

建物収去土地明渡請求訴訟を題材として、占有正権原としての所有権の主張の当否、主張共通原則、共同訴訟人間の主張共通原則などを検討する。

第 5 回

建物収去土地明渡請求訴訟を題材として、物権的建物収去土地明渡請求の義務者と被告適格者、挙証者が文書を所持しない場合の書証申出の方法、文書の写しの証拠力などを検討する。

第6回

建物明渡請求訴訟を題材として、債権者代位訴訟の構造、債権的建物明渡請求と物権的建物明渡請求の要件事実の違いなどを検討する。

第7回

債権者代位権の行使による所有権移転登記手続訴訟を題材として、債権者代位訴訟における被代位債権の消滅時効の援用権者、登記請求訴訟の訴訟物、確定判決のある前訴と関連する後訴が信義則違反といえる場合などを検討する。

第8回

建物明渡及び使用損害金請求訴訟を題材として、賃貸目的不動産の所有権が移転したケースにおいて、対抗要件の具備の事実の実体法上の意義（如何なる法的効果をもたらすか）及びその訴訟上の意義（ブロックダイアグラム上のどこに位置付けられるか）などを検討する。

第9回

賃料請求訴訟を題材として、不動産転貸借において転貸人の地位が移転したケースについて、賃貸目的不動産の所有権移転に伴う賃貸人の地位の移転のケースと比較しながら要件・効果の異同などを検討する。

第10回

所有権移転登記手続訴訟を題材として、譲渡担保設定者の受戻しを巡る法律関係、仮執行宣言の可否などを検討する。

第11回

売買目的不動産の引渡請求訴訟を題材として、民法110条の表見代理の要件事実、有権代理と各種の表見代理の論理的関係、自白の撤回（及び、これに関連して、主要事実と間接事実の区別）などを検討する。

第12回

損害賠償請求訴訟を題材として、契約締結上の過失の法的構成と要件事実、これに基づく損害賠償の範囲、過失相殺の要件事実などを検討する。

第13回

債務不存在確認訴訟を題材として、同訴訟における「請求原因」の意義、同時審判申出の要件と効果、第2順位の譲渡担保権者がある場合の清算金支払請求権者などを検討する。

第14回

所有権に基づく土地明渡及び所有権侵害による不法行為を理由とする使用損害金請求訴訟を題材として、前訴の取得時効を原因とする所有権確認訴訟の確定判決がある場合の、その既判力の作用を検討する。

第15回

定期試験

<教科書>

受講生各自が使用している民事訴訟法及び要件事実論の教科書でよい。

<参考書>

受講生各自が使用している民事訴訟法及び要件事実論の参考書でよい。

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑事裁判演習〔後期〕	宮田桂子/福崎伸一郎/松本 英俊	3選必	後期	2

■講義内容■

本講義は、宮田桂子先生と福崎伸一郎先生の2名による共同授業として開講される。

具体的な事案をもとに、刑事訴訟をいかに進めていくかについて疑似体験を通じて学習する。いかに主張を組み立て、証拠を提出していくのか、証拠採用をどのように行うのか、交互尋問をどのように実施すればよいか、事実認定についての基本的な考え方などについて、検察官、弁護人、裁判官の各役割を与えて対応を学ばせる。

■シラバス■

<科目のねらい>

「刑事訴訟実務基礎論」を発展させ、そこで習得した尋問技術や事実認定の基礎的な考え方を、具体的な手続きに当てはめていく作業によって、刑法及び刑事訴訟法で学んだことがらを実務に応用できるものとする。本講義では、実際の事件記録を加工した記録教材をもとにして、検察官、弁護人、裁判官の各役割を与え、捜査段階から公判、判決に至るまで、法曹3者がどのように関与して手続きが進められているかを疑似体験することで、実務において法的知識を駆使できる能力を身につけさせるものである。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし。ただし、刑事実務基礎論の受講を前提に講義を進行する。

<予・復習に要する時間>

予習60～180分程度、復習60分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

非裁判員裁判（窃盗事件）

被告人が否認している事件で、本件の間接事実から被告人の罪責を認め得るかを検討する。前提として、直接事実を推認する間接事実、間接事実を推認させる間接事実、強い間接事実、弱い間接事実等について検討する。

第2回

非裁判員裁判（窃盗事件）

被告人が否認している事件で、本件の間接事実から被告人の罪責を認め得るかを検討する。

第3回

非裁判員裁判（窃盗事件）

被告人が否認している事件で、本件の間接事実から被告人の罪責を認め得るかを検討する。

第4回

裁判員裁判事件（殺人未遂事件）

殺意とは何かを検討する。捜査記録～公判前整理手続きの記録を検討し、捜査及び公判前整理

における本件の当事者の活動について批判的に検討する。

第5回

裁判員裁判事件（殺人未遂事件）

公判における両当事者の活動について批判的に検討する。

第6回

裁判員裁判事件（殺人未遂事件）

本件記録を検討し、どのような判決を下すべきか検討する。

第7回

裁判員裁判事件（殺人未遂事件）

冒頭陳述、尋問について、記録のものとそれを修正したものを実際に法廷でやってみて、どこがどのように違うのかを検討する。

第8回

非裁判員裁判（職務質問、所持品検査等が問題となる覚せい剤事件）

本件記録に冠して、どのような事項が問題であるか検討する

第9回

非裁判員裁判（職務質問、所持品検査等が問題となる覚せい剤事件）

検察官、弁護人のそれぞれの立場で、事案をどうみるかを検討する。とくに、事実認定に際して、どのような証拠からどのような証拠が認定し得るのかを検討する。

第10回

非裁判員裁判（職務質問、所持品検査等が問題となる覚せい剤事件）

前回検討した事実関係に基づき、本件について最終的にどのような判決を下すべきか検討する。

第11回

裁判員裁判事件（強盗殺人事件）

いわゆる死体なき殺人事件について、罪体説と実質説から事件記録を検討する。

第12回

裁判員裁判事件（強盗殺人事件）

いわゆる死体なき殺人事件について、検察官はどの証拠を提出するのか、弁護人としてはどのように対応するかを検討する。

第13回

裁判員裁判事件（強盗殺人事件）

いわゆる死体なき殺人事件について、本件で強盗殺人の事実を認定し得るのかどうかを検討する。

第14回

まとめ

4件の事件を通じ、事実認定のあり方等について再度検討する（前の事件が押した場合には、最後の事件について取り扱うことになる可能性がある）

第15回

定期試験

<教科書>

いわゆる「白表紙記録」を使用する

所持品検査等の問題について	⇒	法務省法務総合研究所編「事件記録教材（第
4号 覚せい剤取締法違反被疑事件）」法曹会		1714円
窃盗について	⇒	司法研修所編「刑事裁判記録教材（窃
盗等被告事件）」法曹会	1153円	
殺人未遂について	⇒	法務省法務総合研究所編「裁判員裁判記
録教材（第2号 殺人未遂事件）」法曹会		2778円
強盗殺人について	⇒	法務総

<参考書>

授業内で適宜指示する。
講義の順序については変更の可能性がある。

科目名	担当者名	配当	期	単位
リーガル・クリニック[前期]	吉木聡一	3選必	前期	2

■講義内容■

第一東京弁護士会の支援する都市型公設事務所である「弁護士法人渋谷シビック法律事務所」において、法律相談や事件処理に立ち会ったり、実際の事件記録を題材とするなど、生の事例をもとに学びます。法廷への立会いや法廷傍聴も行う予定です。

事案の分析、検討の際には、法的知識の確認、基礎的判例や学説の検討等を行うとともに、実務的な知識についての講義も行います。

民事弁護、刑事弁護の実際の流れについて、実際の事件記録を題材として、弁護士や裁判官、検察官、当事者等が事件の過程の中で実際にどのように考えて行動しているのかを想像してもらい、実務を追体験できるような講義を行います。

なお、科目の性質上、相談事案の有無、事件処理の日程等により、講義内容を変更することがあります。

したがって、以下の「科目の内容」は、一応の目安とお考え下さい。

■シラバス■

<科目のねらい>

リーガル・クリニックは、法律に関する理論と実務の橋渡しの場です。

これまでに学んだ実体法・手続法の知識がどのように実務に活かされ、運用されているのかを体感してもらい、法曹の仕事が「人間が人間を相手にする」ものであるということを感じ取ってもらいたいと思います。

また、実務書面の作成を通じて法文書作成の基礎を習得するとともに、事案の検討や討論を通じて実務感覚を養い、実務に役立つ知識を習得してもらいます。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とします。

<履修の前提>

「法律情報I又はII」，「法曹倫理」及び「ローヤリング」を必ず履修してください。

<予・復習に要する時間>

予習復習合わせて30分程度を目安とします。

<科目の内容>

第1回

事件の受任・法律相談

第2回

通知書面の作成

第3回

債務整理の実務

第4回

訴状の作成

第5回

被疑者弁護の実務

第6回

答弁書・準備書面の作成

第7回

保釈請求書の作成

第8回

専門訴訟の実務

第9回

弁論要旨の作成

第10回

後見・財産管理の実務

第11回

民事執行の実務

第12回

尋問事項の作成

第13回

裁判所等施設見学

簡裁（民事）、家裁、地裁（刑事）の法廷傍聴

第14回

証人尋問・被告人質問等（刑事事件、民事事件の尋問等傍聴、事案の検討）

第15回

証人尋問・本人尋問等（民事事件の尋問等傍聴、事案の検討）

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
リーガル・クリニック[後期]	吉木聡一	2・3選必	後期	2

■講義内容■

第一東京弁護士会の支援する都市型公設事務所である「弁護士法人渋谷シビック法律事務所」において、法律相談や事件処理に立ち会ったり、実際の事件記録を題材とするなど、生の事例をもとに学びます。法廷への立会いや法廷傍聴も行う予定です。

事案の分析、検討の際には、法的知識の確認、基礎的判例や学説の検討等を行うとともに、実務的な知識についての講義も行います。

民事弁護、刑事弁護の実際の流れについて、実際の事件記録を題材として、弁護士や裁判官、検察官、当事者等が事件の過程の中で実際にどのように考えて行動しているのかを想像してもらい、実務を追体験できるような講義を行います。

なお、科目の性質上、相談事案の有無、事件処理の日程等により、講義内容を変更することがあります。

したがって、以下の「科目の内容」は、一応の目安とお考え下さい。

■シラバス■

<科目のねらい>

リーガル・クリニックは、法律に関する理論と実務の橋渡しの場です。

これまでに学んだ実体法・手続法の知識がどのように実務に活かされ、運用されているのかを体感してもらい、法曹の仕事が「人間が人間を相手にする」ものであるということを感じ取ってもらいたいと思います。

また、実務書面の作成を通じて法文書作成の基礎を習得するとともに、事案の検討や討論を通じて実務感覚を養い、実務に役立つ知識を習得してもらいます。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とします。

<履修の前提>

「法律情報I又はII」, 「法曹倫理」及び「ローヤリング」を必ず履修してください。

<予・復習に要する時間>

予習復習合わせて30分程度を目安とします。

<科目の内容>

第1回

事件の受任・法律相談

第2回

通知書面の作成

第3回

債務整理の実務

第4回

訴状の作成

第5回

被疑者弁護の実務

第6回

答弁書・準備書面の作成

第7回

保釈請求書の作成

第8回

専門訴訟の実務

第9回

弁論要旨の作成

第10回

後見・財産管理の実務

第11回

民事執行の実務

第12回

尋問事項の作成

第13回

裁判所等施設見学

簡裁（民事），家裁，地裁（刑事）の法廷傍聴

第14回

証人尋問・被告人質問等（刑事事件，民事事件の尋問等傍聴，事案の検討）

第15回

証人尋問・本人尋問等（民事事件の尋問等傍聴，事案の検討）

<教科書>

授業内で適宜指示する。

<参考書>

授業内で適宜指示する。

科目名	担当者名	配当	期	単位
法哲学	高橋洋城	1・2・3 選必	後期	2

■講義内容■

法哲学が扱う理論的対象領域についておおむねカバーできるように、序論（基礎概念の導入的説明）の後、以下の3部構成で進行する。

第1部 法概念論 : 「法」なるものの本質、存在意義についての様々な見解を検討する。

第2部 法的思考の問題 : 法の解釈・適用についての諸理論を検討し、第1部の法概念論と接続して法の本質についての考察を発展させる。

第3部 正義論 : 法が実現すべき価値や社会の基本原則について代表的な理論を紹介し、批判的に検討する。

以上の講義内容に加え、哲学的な自由意志否定論と法的責任の問題等、単独トピックとして法哲学的テーマを取り上げる予定。

なお、受講者の理解度、興味等によって、講義の順序や細目の変更を行なうことがありうる。

また講義で取り扱う論点の一部については、受講者自身に教科書・参考文献を読解し、その成果を口頭報告（受講者数によってはレポート提出）によって発表してもらう回を設ける。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義の主たる目的は、まず第一に、法律学の中で語られている言葉、概念、常識を批判的に「検討」あるいは「解体」することである。しかしそれだけではなく、自己で根本的な問題を取り上げなおしていくためのインデクスとなるような考え方を紹介し、受講者各人の思考のツールにしてもらうことも本講義の目指すところである。それは最終的には受講者自身が行なうべき営為であるが、この講義はそのための「手伝い」となることを目指している。これまで諸君が営々と築き上げてきたであろう知識や常識に、いったん疑いの目を向けること―「法なるもの」が存在しているというのはおとぎ話ではないだろうか？客観的基準がどこかにあるというは嘘ではないだろうか？―このような疑問を常に持ちながら、互いに思索を進めていきたいと思っている。しかしその過程で、様々な思想や思考法、議論動向に触れ、理解を深めることは、将来、自らの力であらためて根本的な問題を考えてゆくための手がかりを得ることにもつながるはずである。講義にあたっては、教科書の他、文献抜粋等を中心とした教材も補助資料として用いるので、受講者は法学・社会科学・哲学分野の多くの文章を読むことになる。

<到達目標>

- ・法制度や法律学の分析に用いられる法理論・法哲学上の基本概念を理解し、適切に使用できるようになること。

- ・古代から現代に至る主要な法思想や法哲学理論について理解し、それらの相互関係を説明できるようになること。

- ・以上の法哲学的な知見を踏まえ、かつそれを具体的な事例や場面と結びつけた「論理的な」文章が書けるようになること。

- ・教科書のみならず、他の参考資料・文献から得られた知見を、自分の答案・レポートにおいて適切な形で引用したり、自説の論証のために援用できるようになること。

<履修の前提>

全面的に対面授業の形で実施される場合も、予習・復習のための課題として、Google Meet 等を通じたオンデマンド動画を配信し、あらかじめ試聴（1回につき30分程度を予定）を求める場合がある。

これは講義の理解に必要な前提知識を前以て説明したり、時間的制約から講義では省略せざるを得ない詳細等について補足したり、受講者からの質問に答えるといった目的のために使用するものである。

<予・復習に要する時間>

予習：90分、復習：60分

<科目の内容>

第1回

◆序論 法哲学の課題・対象について概観し、履修のための導入とする。

履修する上で注意すべき基本的概念、とりわけ「自然法論」と「法実証主義」等について理解を図る。

第2回

◆第I部 法概念論

20世紀を代表する法哲学者の理論や相互の論争を追いながら、法についての様々な見方について知見を得る。

1-1 ハートの法実証主義

ハートの「主権者命令説」批判、ルールの体系としての法等について紹介、検討する。

第3回

1-2 ケルゼンの法実証主義

ケルゼンの純粋法学における、法の段階構造、根本規範、自然法論批判等について紹介・検討する。

第4回

1-3 ラートブルフの法思想

ラートブルフの法の理念、ラートブルフ定式等について、紹介、検討する。

またラートブルフの見解に関わるハート・フラー論争を検討し、「悪法」問題について考察する。

第5回

1-4 法と道徳

法と他の社会規範、特に法と道徳の類似性と差異について検討する

1-5 法と強制

「強制」は法の本質的要素であるかどうかについていくつかの見解を紹介し、検討する。

第6回

1-6 規範としての法・制度としての法

法を制度、システムとしてとらえる近現代の法理論について、その妥当性を検討する。

【補論】 哲学的な自由意志否定論と法的責任の問題について人間の自由意志の存在を否定する見解（決定論）と自由意志肯定論の対立という哲学上の論争を紹介し、決定論煮立った場合の法的（特に刑事的）責任の問題を考えてみる。

（暫定的にこの回に予定しておくが、独立した論点であるので、全体の講義進行状況を見て適

切な回に取り上げる。)

第7回

◆第2部 法解釈と法の客観性の問題

2-1 概念法学とその背景を紹介・検討し、自由法運動やリアリズム法学などこれに対抗する法理論史を概観する。

2-2 日本における法解釈学論争やその後の理論展開を概観する。

第8回

2-3 法解釈に関する現代の諸理論について、ハート、ドゥオーキンの法理論を始めとして検討を加える。

第9回

◆第3部 正義論

3-1 法と正義の問題について概観する。特にアリストテレスの正義論を軸にその基礎的理解を図る。

第10回

3-2 功利主義の正義論

法思想としての功利主義について、その歴史的展開を含めて紹介する。

功利主義に対する主たる批判的立場を紹介し現実の法秩序や現代社会の諸問題と関連づけて検討する。

第11回

3-3 リベラリズムの正義論

功利主義の正義論(続) ロールズ、ドゥオーキン、ハバーマスらの正義論、権利論を紹介し検討する。

第12回

3-4 リバタリアニズムの正義論

最少国家論や無政府資本主義のリバタリアニズム思想を紹介しその意義を検討する。

第13回

3-5 共同体主義・多文化主義の思想

リベラリズムを批判する共同体主義その他の様々な正義論の立場を紹介する。

第14回

3-6 正義に関する現代の諸理論

3-1～5で取り上げられなかった様々な理論を紹介する。また国際社会における正義について、その基本原理の検討や、国際的諸問題(貧困問題、難民・移民問題、気候問題等)を正義の問題として検討する。

第15回

定期試験

<教科書>

酒匂一郎 (著)『法哲学講義』 (成文堂、2019 年)

講義の中で常に参照するのみならず、ページを指定して毎回の予習・復習を求める。

<参考書>

- 1) 講義全体の簡略な見取り図として役立つ参考文献として： 深田三徳・濱真一郎 (編)『よくわかる法哲学・法思想 [第2版]』 (ミネルヴァ書房、2015 年)。
- 2) 講義全体の諸論点を、法思想史的観点から補足する参考文献として、森村進 (編)『法思想史の水脈』 (法律文化社、2016 年)。
- 3) 特に第 1 部で扱う 20 世紀の法哲学者に関し、理解を深めるための参考文献として： 中山竜一 (著)『二十世紀の法思想』 (岩波書店、2000 年)。
- 4) 第 3 部、特に 3-2 功利主義に関する参考文献として、瀧川裕英・宇佐美誠・大屋雄裕 (

科目名	担当者名	配当	期	単位
外国法I	吉川達夫	1・2・3 選必	前期	2

■講義内容■

本講義は、米国法制度の概略を説明する座学と日本企業や日本人が米国との取引や事故などから生じる毎回法的問題を取り上げるケーススタディによって構成される。

米国法制度の概略では、米国法の法源、裁判制度、主要法をカバーする。ケーススタディでは、毎回の課題について、検討し、まとめ、担当教員と議論を行う。取り上げる課題は米国と日本の間の紛争や事例であり、多くは日本法をベースとしても回答できるものを選んでいる。日本は、国際取引無くしては成り立たず、アメリカ法による取引は日本を含む様々な国とのベース（契約における準拠法）になっている。日本企業や日本人は、米国においては当然、日本においても米国との紛争にまきこまれる。国際的な紛争になった時に、日本法しか知らない、日本当事者同士の問題しか解決できないとなると、法的問題に対応できる能力が十分ではない。法曹に携わる者が最低限の米国法を理解することは極めて重要である。

50%未満でオンラインにより実施することもあるが、オンラインの場合は資料やビデオなど資料をオンタイムでネットで次々と示す。

担当教員は NY 州の弁護士であり、日本の総合商社と米国外資系企業（5社）の法務本部長等の実務経験と米国ロースクールでの非常勤講師として30年以上の経験があり、法務部での業務の内容紹介を含めて本講義にいかすものである。

■シラバス■

<科目のねらい>

米国法の法源、裁判制度、主要法など米国法制度の最低限必要な理解をする。

毎回課題を示す日本と米国に関わるケーススタディを通じて、日本の顧問先や依頼者からの日本法人が米国とのトラブルや紛争についてどのように解釈、解決していくのか、論点を抽出し、実際に考えること、解決のための理論の組み立ての検証を行う。

（英語を一部で示すこともあるが、英語力は必要ない）

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。（1）米国法の理解と（2）米国とのトラブルや紛争解決における論点把握と解釈、結論の提示それぞれを50%とする。

ケーススタディでは、問題点の把握、適切な法律の選択と理解、問題点へのあてはめ、明確な構成と表現がきちんとできるようになることが望ましい。

<履修の前提>

特になし、1年生から可能

法務部勤務、国際法務業務の実務を行う希望がある方にも是非受講していただきたい。

<予・復習に要する時間>

毎回予習15分、復習は不要。

<科目の内容>

第1回

オリエンテーション

ケーススタディ：

日本人が旅行中の米国 NY で起きた事故について在住の日本あるいは米国 CA 州のそれぞれで裁判を提起する

講義のテーマ：

判例法とは？

第 2 回

ケーススタディ：

米国の勝訴判決を日本で執行する。懲罰的賠償とは。

講義のテーマ：

米国法における連邦法と州法

米国における連邦法と州法の二元構造を理解する。

第 3 回

ケーススタディ：

米国の勝訴判決を日本で執行する。米国特許法に基づく 3 倍賠償規定。

講義のテーマ：

米国訴訟 (1)

裁判制度、連邦裁判所と州裁判所の管轄について理解する。

第 4 回

ケーススタディ：米

国の仲裁合意があるの契約にかかわらず、日本で裁判を提起する。

講義のテーマ：

米国訴訟 (2)

アサヒメタル事件 (連邦最高裁判所)、管轄権について、ミニマムコンタクト理論。

第 5 回

ケーススタディ：

日本人が旅行中の米国 NY で起きた事故について在住の日本あるいは米国 CA 州でそれぞれで裁判を提起する (第 1 回目と同様の案件)

米国訴訟 (3)

日本企業 (在米子会社および日本本社) が実際訴えられたケースを検討する (送達問題)。

第 6 回

ケーススタディ：

マレーシア国内線墜落事故の被害者相続人による日本で損害賠償請求訴訟提起

講義のテーマ：

コモンローにおける契約法の概要 (契約の成立要件) を理解する

契約法における consideration、一方的契約とは何か

判例 *Carlill v Carbolic Smoke Ball Co*

第 7 回

ケーススタディ：

契約が成立するためには意思の合致はどこまで必要か

講義のテーマ：

契約を解除することための要件。判例 *Smith v Hughes*

第 8 回

ケーススタディ：

米国から日本への輸入契約で 1200 個の売買契約で 2 個少なかった場合に契約を解除できるか
講義のテーマ：

UCC Article 2 売買について、コモンローと UCC はどこが違うのか

第 9 回

ケーススタディ：

米国から日本の会社制度について聞かれた場合

講義のテーマ：

米国における会社の種類、LLC とは。

第 10 回

ケーススタディ：

米国ワインメーカーの販売活動を行った業者への解約通知、日本側はどのように対応できるか

講義のテーマ：

継続的契約の解消、米国における日本法人子会社社長に対するセクハラ裁判

第 11 回

ケーススタディ：

米国メーカーを日本の販売店から購入した日本の消費者の自宅で起きた発火事故、日本側はどのように対応できるか

講義のテーマ：

米国の製造物責任法と日本の製造物責任法比較

第 12 回

ケーススタディ：

米国から日本における会社の株式譲渡方法を聞かれたら？

講義のテーマ：

米国コーヒー訴訟、熱すぎのコーヒーは不適合か？

第 13 回

ケーススタディ：

米国で雇用契約を締結した日米間のフライトに従事した日本人のフライトアテンダントへの米
国法に基づく雇用契約解除

講義のテーマ：

米国の使用者責任と独占禁止法の域外適用

第 14 回

ケーススタディ：

米国法人が経営不振に陥った日本の会社を買収するにあたっての企業買収方法、環境汚染に対す
る懸念

講義のテーマ：

米国スーパーファンド法とは、日本の環境保護制度との比較、米国債権者保護法について

第 15 回

定期試験

<教科書>

吉川達夫著（担当講師）

第一法規 ハンドブックアメリカビジネス法

Y3,520

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
会計学	白坂 亨	1・2・3 選必	後期	2

■講義内容■

講義では、会計制度の変化を理解するのに必要な、経済社会と会計の関係や会計に関する制度の仕組みについての基礎知識を学んだうえで、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）および有価証券報告書の内容、会計ビッグバンや国際会計基準などについて学修を進めます。

■シラバス■

<科目のねらい>

企業活動の実態を外部の利害関係者や投資家に報告・開示することを目的とするのが財務会計です。

財務会計は会社法や金融商品取引法のような制度（法律や規則）によって社会的に規制されています。

そのような日本の企業会計制度はこの間、会計ビッグバンと呼ばれる大きな変化の過程をたどり、現在はさらにグローバルスタンダードである国際会計基準との統合の最中にあります。制度変化による経済やビジネスへの影響は大きく、日本の財務会計がどのような変化をとげていくかが、今問われているところです。講義では、企業会計制度の全体像と財務諸表の仕組みを理解したうえで、有価証券報告書の見方・読み方を身につけることなどを到達目標に、授業スケジュールに沿って進めます。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

復習 60分程度が望ましい、予習は不要。

<科目の内容>

第1回

会計とは何か

第2回

複式簿記と会計

第3回

経済社会と企業会計制度

第4回

日本の企業会計制度の歴史

第5回

日本とアメリカの会計制度

第6回

財務諸表の仕組み

第7回

貸借対照表の仕組み（資産）

第8回

貸借対照表の仕組み（負債・資本）

第9回

損益計算書の仕組み

第10回

キャッシュフロー計算書の仕組み

第11回

会計ビッグバンと会計のグローバル化

第12回

有価証券報告書の見方・読み方（事業情報）

第13回

有価証券報告書の見方・読み方（経理情報）

第14回

国際会計基準と企業会計制度

第15回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
経営学	小野瀬 拓	1・2・3 選必	後期	2

■講義内容■

「経営学の基礎知識」

経営とは企業を運営し事業を営むことである。さまざまな経営現象を学ぶ学問が経営学である。この授業では、経営学にかかわる基礎的な用語・概念・理論などをわかりやすく説明していく。主に企業論と経営管理学説、経営組織論、経営戦略論といった領域を取り扱う。

■シラバス■

<科目のねらい>

この授業の目標は、経営学における基礎的な用語・概念・理論などを理解するとともに、さまざまな経営現象について自分なりに論理的に説明できるようになることである。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

ニュースにおける経営学関連の情報には、可能な限り目を通してることが望まれる。

また、以下の書籍をテキストにするので事前学習はしっかりとして頂きたい。

・井原久光（著）『テキスト経営学―基礎から最新の理論まで―』〔第3版〕ミネルヴァ書房，3,200円＋税。（ISBN：978-4-623-05129-8）

<予・復習に要する時間>

毎回予習 60分、復習 60分程度が望ましい。

<科目の内容>

第1回

経営学とその位置づけ

経営学の位置づけや経営学の成り立ちについて学ぶ。

第2回

企業の特徴と分類

企業の性質や特徴およびその分類について学ぶ。

第3回

株式会社の特徴と仕組み

株式会社の性質とその形態について学ぶ。

第4回

現代企業の所有構造と企業の社会的責任

所有と経営の分離とガバナンスに関する諸事項について学ぶ。

第5回

経営管理学説の系譜～科学的管理法～

テイラーの科学的管理法を中心に古典的な経営管理学説の展開について学ぶ。

第6回

経営管理学説の系譜～管理過程論～

ファヨールの学説と管理原則の取り扱われ方の変遷について学ぶ。

第7回

経営管理学説の系譜～人間関係論～

ホーソン実験を中心に人間関係論について学ぶ。

第8回

近代組織論

バーナードの組織論とその影響について学ぶ。

第9回

組織形態

ライン組織、ファンクショナル組織、ラインアンドスタッフ組織といった一般的組織形態と事業部制組織について学ぶ。

第10回

組織行動論

モチベーション理論とリーダーシップについて学ぶ。

第11回

日本的経営と組織文化論

企業会計と「のれん」、「のれん」と買収プレミアム、「のれん」の減損テスト、「のれん」の減損リスク、減損リスクへの対応について学ぶ。

第12回

経営戦略とは何か 企業戦略と事業戦略

経営戦略の基本的内容から PPM、SWOT 分析などを扱う。

第13回

M&A 戦略

M&A についての基礎知識を学ぶ。

第14回

ベンチャー企業とイノベーション・マネジメント

ベンチャー企業の様相と産業化に至るまでのイノベーション・マネジメントについて学ぶ。

第15回

定期試験

<教科書>

井原久光（著）『テキスト経営学－基礎から最新の理論まで－』〔第3版〕ミネルヴァ書房，3,200円＋税。(ISBN: 978-4-623-05129-8)

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
心理学	石岡綾香	1・2・3 選必	前期	2

■講義内容■

本講義では「犯罪者・被害者理解」，「犯罪捜査」，「裁判・矯正・予防」の3部構成で犯罪に関する心理的背景を概観する。

なお、各回の講義前半では心理学の基礎的知識を解説し、後半でそれらの心の理解がどのように犯罪場面に応用できるのかについて議論していく予定である。これらの経験を通じて心理学を「生きた知識」として習得し、法律家としての見識を深めていただきたい。

■シラバス■

<科目のねらい>

「人に寄り添い、社会と繋がる法曹」を養成する本大学院の社会的使命・教育理念に基づき、犯罪に関する心理学的な知見を深めるとともに、学んだ知識を司法場面や日常場面でいかに応用するかを学ぶことが科目のねらいである。

<到達目標>

- (1)犯罪者・被害者の心理を理解し、寄り添っていくことができる。
- (2)刑事裁判にかかわる科学的捜査技法とその根拠を心理学的に説明することができる。
- (3)犯罪予防・矯正・社会復帰に法律家がどのようにかかわっていくか、自身の考えをまとめることができる。
- (4)心理学の知識・知見を踏まえて、司法場面・日常場面の諸問題に自分なりの回答を導くことができる。

<履修の前提>

特になし。

<予・復習に要する時間>

予習 30分・復習 60分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

オリエンテーション・心理学とは何か

本単元の単位認定評価等に関するオリエンテーションを行なう。また、心理学とはどのような学問であるのか、心理学の歴史と定義を概観する。

第2回

犯罪者・被害者理解 (1)犯罪者心理

犯罪に至った背景は情状鑑定と量刑にも大きく影響を及ぼすことから、犯罪者の心を学問的に理解することは大いなる意義を見出すことができる。そこで本講義では、先行研究を概観しながら犯罪に至る心理的メカニズムについて考えてみる。

第3回

犯罪者・被害者理解 (2)被害者心理

刑事裁判に当たって被害者の証言は重要である一方で、その証言を得るために心の傷を開いて

しまう可能性がある。そこで講義前半では、こころの健康とケアに関する臨床心理学について解説する。後半では被害にあった時点とその後の心の変化を心理学的に考え、心理学を学んだ法律家に求められるものは何であるのかを議論する。

第4回

犯罪捜査の心理 (1)犯罪者プロファイリング①

犯罪発生後、警察は犯人がだれかを捜査することになる。目撃証言や物的証拠がない場合には犯人像をどのように特定するのか心理学的な方法を紹介する。講義前半では、心理学がどのように人の心を理解しているかについて心理学的アプローチ方法を解説する。後半では、犯罪者類型による犯人像推定、犯罪者プロファイリングについて説明する。

第5回

犯罪捜査の心理 (2)犯罪者プロファイリング②

犯人像が特定できても犯人がどこに居るかがわからなければ逮捕に至らないため、犯人の居住区も推定する必要がある。そこで講義前半では、人の行動がどのように獲得維持されるかを学習心理学の観点から解説する。後半では、犯人の行動パターンを学習理論から理解し、居住区推定のための地理的プロファイリングの原理について説明する。

第6回

犯罪捜査の心理 (3)ポリグラフ検査とは① 「嘘とその検出」

ポリグラフ検査は「虚偽検出検査」ともいい、「うそ」と密接に関わってきた。そこで「うそ」とはどのように定義され、「うそ」をどのように見抜いてきたか、「うそ」と表出行動について解説する。また、行動観察によって得られる「うそ」の手がかりとそれをういた「うそ」発見の精度について説明する。

第7回

犯罪捜査の心理 (4)ポリグラフ検査とは② 「ポリグラフ検査の実際」

実務場面で実施されるポリグラフ検査では質問呈示時の身体的な変化を測定し、質問間の反応の違いから判定が行われている。そこで講義前半では、心と体の関連について心理学が明らかにしてきた知見を解説する。後半では、実際の検査の流れと判定方法について説明する。

第8回

犯罪捜査の心理 (5)ポリグラフ検査とは③ 「ポリグラフ検査の検出理論」

ポリグラフ検査の誕生から現在に至るまで多くの検出理論が示されてきた。本講義では、これらの検出理論を比較検討し、この検査で判定が可能な理由を検査時の心理状態とともに解説する。

第9回

犯罪捜査の心理 (6)ポリグラフ検査とは④ 「検査結果に影響を及ぼす要因」

ポリグラフ検査の正確性は高いものの、少なからず判定不能や判定エラーが生じるものである。そこで本講義では、正確性と判定エラーのタイプについて解説し、検査結果に影響を及ぼす心理的要因について解説する。

第10回

犯罪捜査の心理 (7)ポリグラフ検査とは⑤ 「ポリグラフ検査の質問技法」

ポリグラフ検査は質問によって真実を明らかにしようとする技法でもある。これは裁判におけ

る証人尋問や被告人質問に通ずるところがあると考えられる。本講義では、心理学で明らかになっている有効な面接方法やコミュニケーション心理学などについて解説し、ポリグラフ検査の質問技法と検出の心理学的背景について説明する。

第 11 回

裁判・矯正・予防の心理 (1)目撃証言の信ぴょう性

犯人確保に当たって目撃証言は重要な証拠となる。なお、目撃証言は目撃者の事件に関する「記憶」がもとにされるものであるが、ヒトの記憶は容易に変容することが知られている。そこで講義前半では、ヒトの記憶の構造および機能について解説する。後半では、記憶の変容がどのように生じるか種々の心理現象を紹介し、目撃証言の信ぴょう性について議論する。

第 12 回

裁判・矯正・予防の心理 (2)裁判員制度や量刑に影響を及ぼす心理

人の思考は様々な要因によって変化することが知られており、それが裁判結果に影響を及ぼす可能性も考えられる。そこで講義前半では、多くの人が持つ思考の癖について解説する。後半では、裁判員制度などの集団意思決定の心理と量刑に影響を及ぼす諸要因を説明する。

第 13 回

裁判・矯正・予防の心理 (3)犯罪予防と心理学の応用

犯罪者を逮捕し裁判にかけるのみならず、犯罪自体を抑止することもまた社会秩序を維持するうえで重要である。そこで講義前半では、人の知覚のメカニズムと視線認識に関わる認知心理学を解説する。後半はこれを踏まえて、犯罪予防の事例検討を行なう。

第 14 回

裁判・矯正・予防の心理 (4)再犯を防ぐ

犯罪白書によると再犯者率は 50%近くに上っている。本講義では、刑事罰がヒトの心にどのような影響を及ぼすのか、社会復帰を阻害する心理学的要因について解説する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

教科書は使用しない。各回ごとに資料を配布する。

<参考書>

(1)ポリグラフ検査に関するもの

・平 伸二・中山 誠・桐生正幸・足立浩平（編著）『ウソ発見 犯人と記憶のかけらを探して』（北大路書房，2000 年）

... ポリグラフ検査に関する研究成果が網羅されている書籍

・谷口泰富・藤田主一・桐生正幸（編）『クローズアップ犯罪』（福村出版，2013 年）

...ポリグラフ検査のみならず、ネット犯罪や特殊詐欺など、犯罪に関する近年の事例やその心理的背景についての研究成果がまとめられている

(2)プロファイリングに関するもの

・ジャネット・L・ジャクソン & デブラ・A・ベ

科目名	担当者名	配当	期	単位
経済法I[前期]	若林亜理砂	2・3選	前期	2

■講義内容■

市場における競争秩序を維持するための法である経済法の基本的なフレームワークを理解することを目標とする。特に独占禁止法及びその関連法である景品表示法、下請法を中心に検討を行うものとする。具体的には、毎回判例・審決を素材として取り上げて、その考え方・特徴及び学説との相違点等を考察する。このことにより、独占禁止法を中心とする経済法に関する総合的な理解を身につけることとなる。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義は、基礎的な法律科目をすでに学習した 2、3 年次の学生を対象として、市場における競争秩序を維持するための法である経済法の基本的なフレームワークを理解することを目標とする。

本講義では、独占禁止法及びその関連法である景品表示法、下請法を中心に検討を行うものとし、学説及び判決・審決の考え方・特徴及び相違点等を考察する。近年入札談合に関連した住民訴訟や不当利得返還訴訟なども問題となっており、また差止請求も可能となったことから、これらについての課題等についても検討の対象とする。

具体的には以下の要領で講義を進める。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習 1 時間、復習 2 時間

<科目の内容>

第 1 回

独占禁止法の基礎概念

まず、独占禁止法の基礎となる自由競争の意義について理解をした上で、独占禁止法の究極目的および自由競争の関係について考察を行う。また、独占禁止法の 4 本柱を中心とした構成についても理解をする。また、独占禁止法の対象である「事業者」概念及び公共の利益について、学説・判例の検討を行う。

第 2 回

不当な取引制限 (I)

不当な取引制限 (カルテル) の意義とその弊害について理解した上で、不当な取引制限を理解するために必要な概念である、「一定の取引分野」及び「競争の実質的制限」について検討する。

第 3 回

不当な取引制限 (II)

近年問題となることの多い入札談合の問題点について、発注行政庁・公共機関が関与している場合も含め検討を行った上で、カルテル全体の規制方法について理解を深める。また、カルテルと

行政指導との関係についても検討を行う。

第4回

私的独占・事業者団体

私的独占の意義について検討した後、その行為要件である「支配」と「排除」について、それぞれ検討を行った後、市場への影響について理解を行う。その後、事業者が行為主体ではなく事業者団体が行為主体である場合について検討を行う。

第5回

一般集中規制：事業支配力過度集中規制、金融会社の持株規制

事業支配力過度集中規制につき、特に旧法における持株会社規制についてはその歴史的経緯を概観した後、現在の規制の内容を理解する。

第6回

市場集中規制：合併・株主保有等の規制

合併・株式保有などの市場集中規制についてその要件及び手続きを概観したのち、問題点等につき検討する。

第7回

不公正な取引方法（I）公正競争阻害性、共同の取引拒絶

独占禁止法の第四の柱である不公正な取引方法について、その総論的理解を行う。不公正な取引方法の要件は「公正な競争を阻害するおそれ」であるが、その解釈についての学説の相違点を理解した上で、公正取引委員会及び判例の解釈を検討する。その後、取引拒絶について検討を行う。独占禁止法上問題となる取引拒絶は、「単独」及び「共同」の取引拒絶（供給拒絶・受入拒絶）、またそのそれぞれにつき、「直接」及び「間接」の取引拒絶に類型化されるが、このうち共同の取引拒絶について具体的な例を挙げ、公正競争阻害性につき検討を行うこととする。

第8回

不公正な取引方法（II）単独の取引拒絶、差別対価・取引条件等の差別的取扱

引き続き、取引拒絶のもう一つの類型である単独の取引拒絶について検討した後、取引拒絶と同様に不当な差別的取り扱いの一類型である差別対価及び取引条件等の差別的取り扱いにつき検討を行う。

第9回

不公正な取引方法（III）不当廉売、不当な顧客誘引

不当対価、特に不当廉売に焦点をあてて検討を行う。また、不当な顧客誘引については、その公正競争阻害性につき検討した後、不当な顧客誘引に関する判例の検討を行ったうえで、一般消費者に対する表示・景品について規定する景表法についても検討を行う。

第10回

不公正な取引方法（IV）抱き合わせ販売

相手方に一定の取引を強制する行為類型につき検討する。通常、契約を行う際には相互に何らかの制限的要素を伴うものであるが、いかなる場合に独禁法上「不当」な取引強制であると判断されるのか、典型的行為類型である抱き合わせ販売を取り上げて検討する。

第11回

不公正な取引方法（V）排他条件付取引、再販売価格の拘束（1）

排他条件付取引、再販売価格の拘束につき検討する。いずれも不当な条件をつけて取引を行う行為であり、拘束条件付取引も含め、文言はそれぞれ異なるが共通の要件である「拘束」について解説を行った後、それぞれの行為要件、公正競争阻害性につき検討を行う。

第12回

不公正な取引方法（VI）再販売価格の拘束（2）、拘束条件付き取引

前回到引き続き、再販売価格の拘束について検討を行う。「価格」は取引の中心となる要素であることから、拘束が行われた場合には影響が大きいため違法とされる場合が多いが、例外とされる分野も存在するので、その妥当性等についても検討を行う。その後、拘束条件付取引について検討を行う。

第13回

不公正な取引方法（VII）優越的地位の濫用、事業者に対する不当妨害

取引上の不当利用の一類型である優越的地位の濫用について学説の相違等を概観した後、特に下請分野につき優越的地位の濫用行為を類型化した下請代金支払遅延等防止法について検討を行う。また、事業者に対する不当妨害については、特に、流通系列における問題点を意識し、並行輸入の問題などに焦点を当てて検討する。

第14回

エンフォースメント

公正取引委員会の組織、権限について概観し、同委員会による手続及びそれらについての問題点に関し検討を行った後、損害賠償請求及び差止請求について、その要件、問題点などを検討する。また、独禁法違反に対する刑事罰についても検討する。

第15回

定期試験

<教科書>

初回到指示を行う。

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
経済法I[後期]	若林亜理砂	2・3選	後期	2

■講義内容■

市場における競争秩序を維持するための法である経済法の基本的なフレームワークを理解することを目標とする。特に独占禁止法及びその関連法である景品表示法、下請法を中心に検討を行うものとする。具体的には、毎回判例・審決を素材として取り上げて、その考え方・特徴及び学説との相違点等を考察する。このことにより、独占禁止法を中心とする経済法に関する総合的な理解を身につけることとなる。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義は、基礎的な法律科目をすでに学習した 2、3 年次の学生を対象として、市場における競争秩序を維持するための法である経済法の基本的なフレームワークを理解することを目標とする。

本講義では、独占禁止法及びその関連法である景品表示法、下請法を中心に検討を行うものとし、学説及び判決・審決の考え方・特徴及び相違点等を考察する。近年入札談合に関連した住民訴訟や不当利得返還訴訟なども問題となっており、また差止請求も可能となったことから、これらについての課題等についても検討の対象とする。

具体的には以下の要領で講義を進める。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習 1 時間、復習 2 時間

<科目の内容>

第 1 回

独占禁止法の基礎概念

まず、独占禁止法の基礎となる自由競争の意義について理解をした上で、独占禁止法の究極目的および自由競争の関係について考察を行う。また、独占禁止法の 4 本柱を中心とした構成についても理解をする。また、独占禁止法の対象である「事業者」概念及び公共の利益について、学説・判例の検討を行う。

第 2 回

不当な取引制限 (I)

不当な取引制限 (カルテル) の意義とその弊害について理解した上で、不当な取引制限を理解するために必要な概念である、「一定の取引分野」及び「競争の実質的制限」について検討する。

第 3 回

不当な取引制限 (II)

近年問題となることの多い入札談合の問題点について、発注行政庁・公共機関が関与している場合も含め検討を行った上で、カルテル全体の規制方法について理解を深める。また、カルテルと

行政指導との関係についても検討を行う。

第4回

私的独占・事業者団体

私的独占の意義について検討した後、その行為要件である「支配」と「排除」について、それぞれ検討を行った後、市場への影響について理解を行う。その後、事業者が行為主体ではなく事業者団体が行為主体である場合について検討を行う。

第5回

一般集中規制：事業支配力過度集中規制、金融会社の持株規制

事業支配力過度集中規制につき、特に旧法における持株会社規制についてはその歴史的経緯を概観した後、現在の規制の内容を理解する。

第6回

市場集中規制：合併・株主保有等の規制

合併・株式保有などの市場集中規制についてその要件及び手続きを概観したのち、問題点等につき検討する。

第7回

不公正な取引方法（I）公正競争阻害性、共同の取引拒絶

独占禁止法の第四の柱である不公正な取引方法について、その総論的理解を行う。不公正な取引方法の要件は「公正な競争を阻害するおそれ」であるが、その解釈についての学説の相違点を理解した上で、公正取引委員会及び判例の解釈を検討する。その後、取引拒絶について検討を行う。独占禁止法上問題となる取引拒絶は、「単独」及び「共同」の取引拒絶（供給拒絶・受入拒絶）、またそのそれぞれにつき、「直接」及び「間接」の取引拒絶に類型化されるが、このうち共同の取引拒絶について具体的な例を挙げ、公正競争阻害性につき検討を行うこととする。

第8回

不公正な取引方法（II）単独の取引拒絶、差別対価・取引条件等の差別的取扱

引き続き、取引拒絶のもう一つの類型である単独の取引拒絶について検討した後、取引拒絶と同様に不当な差別的取り扱いの一類型である差別対価及び取引条件等の差別的取り扱いにつき検討を行う。

第9回

不公正な取引方法（III）不当廉売、不当な顧客誘引

不当対価、特に不当廉売に焦点をあてて検討を行う。また、不当な顧客誘引については、その公正競争阻害性につき検討した後、不当な顧客誘引に関する判例の検討を行ったうえで、一般消費者に対する表示・景品について規定する景表法についても検討を行う。

第10回

不公正な取引方法（IV）抱き合わせ販売

相手方に一定の取引を強制する行為類型につき検討する。通常、契約を行う際には相互に何らかの制限的要素を伴うものであるが、いかなる場合に独禁法上「不当」な取引強制であると判断されるのか、典型的行為類型である抱き合わせ販売を取り上げて検討する。

第11回

不公正な取引方法（V）排他条件付取引、再販売価格の拘束（1）

排他条件付取引、再販売価格の拘束につき検討する。いずれも不当な条件をつけて取引を行う行為であり、拘束条件付取引も含め、文言はそれぞれ異なるが共通の要件である「拘束」について解説を行った後、それぞれの行為要件、公正競争阻害性につき検討を行う。

第12回

不公正な取引方法（VI）再販売価格の拘束（2）、拘束条件付き取引

前回に引き続き、再販売価格の拘束について検討を行う。「価格」は取引の中心となる要素であることから、拘束が行われた場合には影響が大きいため違法とされる場合が多いが、例外とされる分野も存在するので、その妥当性等についても検討を行う。その後、拘束条件付取引について検討を行う。

第13回

不公正な取引方法（VII）優越的地位の濫用、事業者に対する不当妨害

取引上の不当利用の一類型である優越的地位の濫用について学説の相違等を概観した後、特に下請分野につき優越的地位の濫用行為を類型化した下請代金支払遅延等防止法について検討を行う。また、事業者に対する不当妨害については、特に、流通系列における問題点を意識し、並行輸入の問題などに焦点を当てて検討する。

第14回

エンフォースメント

公正取引委員会の組織、権限について概観し、同委員会による手続及びそれらについての問題点に関し検討を行った後、損害賠償請求及び差止請求について、その要件、問題点などを検討する。また、独禁法違反に対する刑事罰についても検討する。

第15回

定期試験

<教科書>

初回に指示を行う。

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
経済法Ⅱ[前期]	若林亜理砂	2・3選	前期	2

■講義内容■

経済法（独占禁止法・景品表示法・下請法）の基本的知識を前提とし、本講義ではさらに応用的な論点、我が国経済の変化とともに生じる新たな問題点なども理解するために、事例の検討を中心に講義を進めることとする。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義は、経済法Ⅰをすでに学修した学生を対象とし、経済法の基礎的な知識を前提として、その理解をさらに深めることを目標とする。

本講義では、独占禁止法及びその関連法である景品表示法、下請法を中心に検討を行うものとし、事例を中心として、経済法特講Ⅰでは扱わなかった論点も含め学習を進めることとする。具体的には以下のテーマに基づき講義を進める。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

経済法Ⅰを前学期までに履修していること。

<予・復習に要する時間>

予習 2 時間、復習 1 時間

<科目の内容>

第 1 回

不当な取引制限（Ⅰ）

不当な取引制限における「共同性」につき検討する。

第 2 回

不当な取引制限（Ⅱ）

「一定の取引分野」及び「競争の実質的制限」について検討する。

第 3 回

不当な取引制限（Ⅱ）・事業者団体

不当な取引制限の一類型である入札談合の問題点について検討を行った後、事業者団体による競争制限行為について検討を行う。

第 4 回

私的独占

私的独占の行為要件である「支配」と「排除」について、それぞれにつき検討を行う。

第 5 回

私的独占

第 4 回に引き続き私的独占について検討を行う。

第 6 回

経済力集中規制 合併・株主保有等の規制・独占的状态

合併・株式保有などの市場集中規制について、公取委のガイドラインも手がかりとして検討を

行う。

第7回

不公正な取引方法 (I) 公正競争阻害性・取引拒絶

不公正な取引方法に関する基礎的概念である公正競争阻害性について確認をしたのち、一般指定の取引拒絶（「単独」及び「共同」の取引拒絶）について検討を行う。

第8回

不公正な取引方法 (II) 差別対価・取引条件等の差別的取扱、不当廉売

不当な差別的取り扱いである差別対価及び取引条件等の差別的取り扱いにつき検討を行った後、不当対価、特に不当廉売に焦点をあてて検討を行う。

第9回

不公正な取引方法 (III) 不当な顧客誘引

欺まんの顧客誘引及び不当な利益による顧客誘引に関する検討を行ったうえで、一般消費者に対する表示・景品について規定する景表法についても検討を行う。

第10回

不公正な取引方法 (IV) 抱き合わせ販売、排他条件付取引、再販売価格の拘束

不当な取引強制に関する一般指定である抱き合わせ販売について検討した後、排他条件付き取引及び再販売価格の拘束について検討する。

第11回

不公正な取引方法 (V) 再販売価格の拘束、拘束条件付き取引

再販売価格の拘束についての適用除外規定について検討した後、拘束条件付き取引について検討を行う。

第12回

不公正な取引方法 (VI) 優越的地位の濫用、事業者に対する不当妨害

優越的地位の濫用についての審決を検討した後、下請代金支払遅延等防止法についても確認的に概観する。事業者に対する不当妨害については、特に、流通系列における問題点を意識し、並行輸入の問題などに焦点を当てて検討する。

第13回

知的財産権との関係、国際取引との関係

技術開発が進み問題となることも多くなってきた知的財産権と独占禁止法の問題を取り上げた後、国際取引との関係についても概観する。

第14回

エンフォースメント

公正取引委員会における手続、私的エンフォースメント・刑事罰につき、それぞれの問題点などに関して事例の検討を行う。

第15回

定期試験

<教科書>

金井他編『ケースブック 独占禁止法(第4版)』弘文堂

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
経済法Ⅱ[後期]	若林亜理砂	2・3選	後期	2

■講義内容■

経済法（独占禁止法・景品表示法・下請法）の基本的知識を前提とし、本講義ではさらに応用的な論点、我が国経済の変化とともに生じる新たな問題点なども理解するために、事例の検討を中心に講義を進めることとする。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義は、経済法Ⅰをすでに学修した学生を対象とし、経済法の基礎的な知識を前提として、その理解をさらに深めることを目標とする。

本講義では、独占禁止法及びその関連法である景品表示法、下請法を中心に検討を行うものとし、事例を中心として、経済法特講Ⅰでは扱わなかった論点も含め学習を進めることとする。具体的には以下のテーマに基づき講義を進める。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

経済法Ⅰを前学期までに履修していること。

<予・復習に要する時間>

予習 2 時間、復習 1 時間

<科目の内容>

第 1 回

不当な取引制限（Ⅰ）

不当な取引制限における「共同性」につき検討する。

第 2 回

不当な取引制限（Ⅱ）

「一定の取引分野」及び「競争の実質的制限」について検討する。

第 3 回

不当な取引制限（Ⅱ）・事業者団体

不当な取引制限の一類型である入札談合の問題点について検討を行った後、事業者団体による競争制限行為について検討を行う。

第 4 回

私的独占

私的独占の行為要件である「支配」と「排除」について、それぞれにつき検討を行う。

第 5 回

私的独占

第 4 回に引き続き私的独占について検討を行う。

第 6 回

経済力集中規制 合併・株主保有等の規制・独占的状态

合併・株式保有などの市場集中規制について、公取委のガイドラインも手がかりとして検討を

行う。

第7回

不公正な取引方法 (I) 公正競争阻害性・取引拒絶

不公正な取引方法に関する基礎的概念である公正競争阻害性について確認をしたのち、一般指定の取引拒絶（「単独」及び「共同」の取引拒絶）について検討を行う。

第8回

不公正な取引方法 (II) 差別対価・取引条件等の差別的取扱、不当廉売

不当な差別的取り扱いである差別対価及び取引条件等の差別的取り扱いにつき検討を行った後、不当対価、特に不当廉売に焦点をあてて検討を行う。

第9回

不公正な取引方法 (III) 不当な顧客誘引

欺まんの顧客誘引及び不当な利益による顧客誘引に関する検討を行ったうえで、一般消費者に対する表示・景品について規定する景表法についても検討を行う。

第10回

不公正な取引方法 (IV) 抱き合わせ販売、排他条件付取引、再販売価格の拘束

不当な取引強制に関する一般指定である抱き合わせ販売について検討した後、排他条件付き取引及び再販売価格の拘束について検討する。

第11回

不公正な取引方法 (V) 再販売価格の拘束、拘束条件付き取引

再販売価格の拘束についての適用除外規定について検討した後、拘束条件付き取引について検討を行う。

第12回

不公正な取引方法 (VI) 優越的地位の濫用、事業者に対する不当妨害

優越的地位の濫用についての審決を検討した後、下請代金支払遅延等防止法についても確認的に概観する。事業者に対する不当妨害については、特に、流通系列における問題点を意識し、並行輸入の問題などに焦点を当てて検討する。

第13回

知的財産権との関係、国際取引との関係

技術開発が進み問題となることも多くなってきた知的財産権と独占禁止法の問題を取り上げた後、国際取引との関係についても概観する。

第14回

エンフォースメント

公正取引委員会における手続、私的エンフォースメント・刑事罰につき、それぞれの問題点などに関して事例の検討を行う。

第15回

定期試験

<教科書>

金井他編『ケースブック 独占禁止法(第4版)』弘文堂

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
経済法演習[前期]	若林亜理砂	3選	前期	2

■講義内容■

経済法I・経済法IIにおける学修内容を前提として、そこで得た知識をさらに深めることを目標として講義を行う。

毎回、実際の判例・審決を題材とした事例問題を出題し、それについて双方向・多方向の演習を行っていく。学生には、毎回、事例問題について事前に自ら考え、まとめてくることが求められる。また、経済法の新たな判例・審決についてもなるべく取り上げて議論したいと考えている。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義は、経済法I・IIをすでに履修した3年次の学生を対象として、経済法の基礎的な知識を前提として、より高度な問題に関してもその理解をさらに深めることを目標とする。日々動いている経済活動を対象とした科目であり、新たな論点・問題も出てきているが、これらについても議論を行い自ら考え判断できるようにすることも1つの目標としたい。具体的には以下のテーマに基づき講義を進める。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

経済法Iを修得し、経済法IIを履修（並行履修可）していることが望ましい。

<予・復習に要する時間>

予習2時間半、復習1時間

<科目の内容>

第1回

不当な取引制限（I）カルテルの立証

第2回

不当な取引制限（II）入札談合

第3回

不当な取引制限（III）非ハードコアカルテル

第4回

私的独占

第5回

企業集中

第6回

不公正な取引方法（I）取引拒絶

第7回

不公正な取引方法（II）差別対価・取引条件等の差別的取扱

第8回

不公正な取引方法（III）不当廉売

第9回

不公正な取引方法（IV）抱き合わせ販売

第10回

不公正な取引方法（V）排他条件付取引、再販売価格の拘束

第11回

不公正な取引方法（VI）拘束条件付き取引

第12回

不公正な取引方法（VII）優越的地位の濫用

第13回

知的財産権との関係、国際取引との関係

第14回

エンフォースメント

第15回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
経済法演習[後期]	若林亜理砂	3選	後期	2

■講義内容■

経済法I・経済法IIにおける学修内容を前提として、そこで得た知識をさらに深めることを目標として講義を行う。

毎回、実際の判例・審決を題材とした事例問題を出題し、それについて双方向・多方向の演習を行っていく。学生には、毎回、事例問題について事前に自ら考え、まとめてくることが求められる。また、経済法の新たな判例・審決についてもなるべく取り上げて議論したいと考えている。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義は、経済法I・IIをすでに履修した3年次の学生を対象として、経済法の基礎的な知識を前提として、より高度な問題に関してもその理解をさらに深めることを目標とする。日々動いている経済活動を対象とした科目であり、新たな論点・問題も出てきているが、これらについても議論を行い自ら考え判断できるようにすることも1つの目標としたい。具体的には以下のテーマに基づき講義を進める。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

経済法Iを修得し、経済法IIを履修（並行履修可）していることが望ましい。

<予・復習に要する時間>

予習2時間半、復習1時間

<科目の内容>

第1回

不当な取引制限（I）カルテルの立証

第2回

不当な取引制限（II）入札談合

第3回

不当な取引制限（III）非ハードコアカルテル

第4回

私的独占

第5回

企業集中

第6回

不公正な取引方法（I）取引拒絶

第7回

不公正な取引方法（II）差別対価・取引条件等の差別的取扱

第8回

不公正な取引方法（III）不当廉売

第9回

不公正な取引方法（IV）抱き合わせ販売

第10回

不公正な取引方法（V）排他条件付取引、再販売価格の拘束

第11回

不公正な取引方法（VI）拘束条件付き取引

第12回

不公正な取引方法（VII）優越的地位の濫用

第13回

知的財産権との関係、国際取引との関係

第14回

エンフォースメント

第15回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
知的財産法I	江森史麻子	2・3選	前期	2

■講義内容■

知的財産法制の全体像を概観するとともに、特許権、実用新案権、意匠権、商標権といういわゆる産業財産権に関する基本知識を身につけ、また、近時の議論について紹介する。併せて、とくに特許法について、標準的な知識を獲得することを目標とする。

■シラバス■

<科目のねらい>

まず、これまで学んできた民法の諸原則についての理解の上に、知的財産というもののとらえ方、知的財産権制度の概略、制度趣旨などを理解する。その上で、特許法について、特許制度の構造、手続の概略と条文知識、基本的判例を学習する。

受講生が予めテキストの指定箇所を読んでいることを前提に、質疑を交えて講義し、かつ、意見の分かれる論点については討論を行うことにより、より立体的な理解を得られるようにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習 30分、復習 120分

<科目の内容>

第1回

知的財産と知的財産権法

2002年、政府は知的財産立国を目指すことを宣言し、以後、知的財産に関する政策が強力に推進されてきた。同年に成立した知的財産基本法では「知的財産」や「知的財産権」が定義されたが、これら知的財産の性質は様でなく、また、その保護を図る法律は多岐にわたる。ここでは、それを概観して、知的財産法制の全体像を把握する。

第2回

特許法概論－1 特許法の構成、特許法の目的、特許要件

特許法について、その全体像を概観し、どこにどのようなことが書いてあるか把握できるようにする。また、今後の解釈の指針となる特許法の目的について学ぶとともに、特許要件について裁判例を交えながら学習する。

第3回

特許法概論－2 特許出願

特許出願や審判・審決取消訴訟など、特許に関する手続を概観する。また、特許出願の過程で問題となる、特許を受ける権利、特許請求の範囲、補正などについて、論点を紹介し、裁判例を交えながら学習する。

第4回

特許法概論－3 特許権の効力

特許権の効力とその制限について、条文とその解釈を学ぶとともに、論点を紹介し、裁判例を交えながら学習する。特に、実施権の設定に関する諸問題や、先使用权による通常実施権について、具体例を挙げて議論する。

第5回

特許法概論-4 権利行使と防御

特許権侵害が疑われる場合に、権利者が採りうる手段及び侵害したとされた側が採りうる防御方法を学習する。特許訴訟は、一般の民事訴訟とは、管轄、調査官や専門委員の関与、審理方法、過失や損害額の推定規定の存在などの点で異なる点があるため、その特徴を理解する。

第6回

特許法 (1)

発明、実施、補正、産業上の利用可能性、新規性・新規性喪失の例外、進歩性の各論点について、教科書にもとづく予習を求めた上で、理解を深めるための議論を行う。

第7回

特許法 (2)

特許を受ける権利、冒認出願、職務発明、特許出願、共同出願、拒絶理由通知の各論点について、教科書にもとづく予習を求めた上で、理解を深めるための議論を行う。

第8回

特許法 (3)

補償金請求と補正、特許権の効力、特許権の国内消尽、特許権の効力の及ばない範囲、特許発明の技術的範囲の各論点について、教科書にもとづく予習を求めた上で、理解を深めるための議論を行う。

第9回

特許法 (4)

均等論、他人の特許発明等との関係、共有に係る特許権、専用実施権、通常実施権、先使用权、登録の効果の各論点について、教科書にもとづく予習を求めた上で、理解を深めるための議論を行う。

第10回

特許法 (5)

差止請求・損害賠償請求の要件事実、侵害訴訟の審理、差止請求を受けた場合の対抗策、間接侵害の各論点について、教科書にもとづく予習を求めた上で、理解を深めるための議論を行う。

第11回

特許法 (6)

損害額の推定、権利行使制限の抗弁、禁反言、拒絶査定不服審判、特許無効審判、訂正審判、共同審判の各論点について、教科書にもとづく予習を求めた上で、理解を深めるための議論を行う。

第12回

特許法 (7)

訂正請求、無効審判の効力、訴訟との関係、審決取消訴訟の審理、審決取消判決の効力、準拠法、国際消尽論と並行輸入の各論点について、教科書にもとづく予習を求めた上で、理解を深めるための議論を行う。

第13回

商標法

商標法の規定を概観し、商標の登録要件、商標権の効力、商標の類否の判断基準、商標権侵害に対する救済等について学習する。また、商標の社会的機能について議論する。時間があれば、団体商標・地域団体商標や立体商標など、最近の法改正による新しい商標についても検討したい。

第 14 回

意匠法

意匠法の規定を概観し、意匠の登録要件、意匠権の効力などについて学習する。また、著作権法、不正競争防止法、商標法との比較を通じて、意匠法の意義を議論する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

末吉互編著『実務知的財産法講義〔新版〕』（民事法研究会，2012年）
別冊ジュリスト『特許判例百選〔第5版〕』（有斐閣，2019年）

<参考書>

渋谷達紀『知的財産法講義I「第2版」』（有斐閣，2006年）
渋谷達紀『特許法』（発明推進協会，2013年）
高林龍『標準特許法「第6版」』（有斐閣，2017年）
中山信弘『特許法〔第4版〕』（弘文堂，2019年）
大淵哲也・茶園茂樹・平嶋竜太・蘆立順美・横山久芳『知的財産法判例集〔第2版〕』（有斐閣，2015年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
知的財産法II	江森史麻子	2・3選	後期	2

■講義内容■

知的財産法のうち、著作権法を中心に、パブリシティ権や不正競争防止法など、特許庁への登録を要件としない知的財産権の保護のしくみについて、幅広く取り扱う。また、とくに著作権法について、標準的な理解を獲得することを目標とする。

■シラバス■

<科目のねらい>

これまで学んできた民法の諸原則についての理解の上に、知的財産が問題となる紛争についての考え方を身につける。

受講生が予めテキストの指定箇所を読んでいることを前提に、質疑を交えて講義し、かつ、意見の分かれる論点については討論を行うことにより、より立体的な理解を得られるようにしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習 30分、復習 120分

<科目の内容>

第1回

知的財産総論

知的財産と呼ばれるものの全体像を把握する。そして、著作権のような知的財産権が、有体物についての所有権とどのように異なるかを理解する。

第2回

著作権法概論 1 著作物、著作者

著作権法について、その全体像を概観し、どこにどのようなことが書いてあるか把握できるようにする。また、今後の解釈の指針となる著作権法の目的について学ぶとともに、著作物の定義および著作者の特定について、裁判例を交えながら学習する。

第3回

著作権法概論 2 著作権の権利内容

著作者の権利である著作者人格権と著作権について、それぞれの性質を学ぶとともに、それら権利の内容をなす個別の権利（支分権ともいう）の内容について、学習する。

第4回

著作権法概論 3 著作権の制限

著作権の制限について、条文とその解釈を学ぶとともに、論点を紹介し、裁判例を交えながら学習する。特に、引用について、具体例を挙げて議論する。

第5回

著作権法概論 4 著作隣接権、著作権等の侵害に対する救済

著作隣接権について概観するとともに、著作権等の侵害が疑われる場合に、権利者が採りうる手

段を学習する。

第6回

著作権法 (1)

創作性の判断基準、雑報および時事の報道、言語の著作物、美術の著作物、建築の著作物、図形の著作物の各論点について、教科書にもとづく予習を求めた上で、理解を深めるための議論を行う。

第7回

著作権法 (2)

映画の著作物、写真の著作物、プログラムの著作権、ソフトウェア、編集著作物、データベースの著作物、デジタル化への対応の各論点について、教科書にもとづく予習を求めた上で、理解を深めるための議論を行う。

第8回

著作権法 (3)

依拠性、複製権、演奏権・上演権、公衆送信権、頒布権等、翻案権の各論点について、教科書にもとづく予習を求めた上で、理解を深めるための議論を行う。

第9回

著作権法 (4)

二次的著作物の原作者の権利、みなし侵害、著作権の制限、引用、時事の事件の報道のための利用、公開の美術の著作物等の利用、美術の著作物の展示に伴う複製の各論点について、教科書にもとづく予習を求めた上で、理解を深めるための議論を行う。

第10回

著作権法 (5)

著作者・共同著作者、職務著作、映画の著作物に関する権利、著作者人格権（同一性保持権）、著作権の保護期間・取得時効の各論点について、教科書にもとづく予習を求めた上で、理解を深めるための議論を行う。

第11回

著作権法 (6)

著作権侵害行為の行為者、権利の救済、損害賠償請求権、契約、国際裁判管轄、準拠法の各論点について、教科書にもとづく予習を求めた上で、理解を深めるための議論を行う。

第12回

著作権法 (7)

著作権学習のまとめとして、重要判例を取り上げて議論する。取り上げる判例は、授業までにTKCに掲載する。

第13回

パブリシティの権利

裁判例上確立しつつある「パブリシティの権利」について、主要判例を追いながらその意義を学習し、見解の分かれる論点について議論する。

第14回

不正競争防止法

不正競争防止法の規定を概観し、不正競争とされる行為類型と、その救済方法について学習し、同法の法体系の中での位置づけや社会的意義について議論する。

第15回

定期試験

<教科書>

末吉互編著『実務知的財産法講義〔新版〕』（民事法研究会，2012年）
別冊ジュリスト『著作権判例百選〔第6版〕』（有斐閣，2019年）

<参考書>

渋谷達紀『知的財産法講義II「第2版」』（有斐閣，2007年）
渋谷達紀『著作権法』（中央経済社，2013年）
中山信弘『著作権法〔第3版〕』（有斐閣，2020年）
大淵哲也・茶園茂樹・平嶋竜太・蘆立順美・横山久芳『知的財産法判例集〔第2版〕』（有斐閣，2015年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
知的財産法演習[前期]	江森史麻子	3選	前期	2

■講義内容■

知的財産法IおよびIIを履修済みであることを前提として、特許法および著作権法にまつわる具体的な事案をもとに、問題演習を行う。

■シラバス■

<科目のねらい>

有名な判例の事案や、担当教員が実務で取り扱った事案などをヒントにした演習問題を出題する。毎回、授業の1週間前までに、演習問題をTKCにアップするので、受講生はあらかじめ答案を作成して授業に臨むことが望ましい。

この演習を通じて、知的財産関連紛争の捉え方、その考え方を習得することを目標とする。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習 120分、復習 30分

<科目の内容>

第1回

特許法演習

第2回

特許法演習

第3回

特許法演習

第4回

特許法演習

第5回

特許法演習

第6回

特許法演習

第7回

特許法演習

第8回

著作権法演習

第9回

著作権法演習

第10回

著作権法演習

第11回

著作権法演習

第 12 回

著作権法演習

第 13 回

著作権法演習

第 14 回

著作権法演習

第 15 回

定期試験

<教科書>

末吉互編著『実務知的財産法講義 [新版]』 (民事法研究会, 2012 年)
別冊ジュリスト『特許判例百選[第 5 版]』 (有斐閣, 2019 年)
別冊ジュリスト『著作権判例百選[第 6 版]』 (有斐閣, 2019 年)

<参考書>

渋谷達紀『知的財産法講義I「第 2 版」』 (有斐閣, 2006 年)
渋谷達紀『知的財産法講義II「第 2 版」』 (有斐閣, 2007 年)
渋谷達紀『特許法』 (発明推進協会, 2013 年)
渋谷達紀『著作権法』 (中央経済社, 2013 年)
高林龍『標準特許法「第 6 版」』 (有斐閣, 2017 年)
高林龍『標準著作権法「第 4 版」』 (有斐閣, 2019 年)
中山信弘『特許法[第 4 版]』 (弘文堂, 2019 年)
中山信弘『著作権法[第 3 版]』 (弘文堂, 2020 年)

科目名	担当者名	配当	期	単位
知的財産法演習[後期]	江森史麻子	3選	後期	2

■講義内容■

知的財産法IおよびIIを履修済みであることを前提として、特許法および著作権法にまつわる具体的な事案をもとに、問題演習を行う。

■シラバス■

<科目のねらい>

有名な判例の事案や、担当教員が実務で取り扱った事案などをヒントにした演習問題を出題する。毎回、授業の1週間前までに、演習問題をTKCにアップするので、受講生はあらかじめ答案を作成して授業に臨むことが望ましい。

この演習を通じて、知的財産関連紛争の捉え方、その考え方を習得することを目標とする。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習 120分、復習 30分

<科目の内容>

第1回

特許法演習

第2回

特許法演習

第3回

特許法演習

第4回

特許法演習

第5回

特許法演習

第6回

特許法演習

第7回

特許法演習

第8回

著作権法演習

第9回

著作権法演習

第10回

著作権法演習

第11回

著作権法演習

第 12 回

著作権法演習

第 13 回

著作権法演習

第 14 回

著作権法演習

第 15 回

定期試験

<教科書>

吉瓦編著『実務知的財産法講義 [新版]』 (民事法研究会, 2012 年)

別冊ジュリスト『特許判例百選[第 5 版]』 (有斐閣, 2019 年)

別冊ジュリスト『著作権判例百選[第 6 版]』 (有斐閣, 2019 年)

<参考書>

渋谷達紀『知的財産法講義I「第 2 版」』 (有斐閣, 2006 年)

渋谷達紀『知的財産法講義II「第 2 版」』 (有斐閣, 2007 年)

渋谷達紀『特許法』 (発明推進協会, 2013 年)

渋谷達紀『著作権法』 (中央経済社, 2013 年)

高林龍『標準特許法「第 6 版」』 (有斐閣, 2017 年)

高林龍『標準著作権法「第 4 版」』 (有斐閣, 2019 年)

中山信弘『特許法[第 4 版]』 (弘文堂, 2019 年)

中山信弘『著作権法[第 3 版]』 (弘文堂, 2020 年)

科目名	担当者名	配当	期	単位
労働法I	大山盛義	2・3選	前期	2

■講義内容■

労働法の理論と実務的法知識の習得を目的として、事例問題の検討を中心にしてケース・スタディ方式の授業を行う。

■シラバス■

<科目のねらい>

労働法Iの主な柱としては、①労働法総論、②労働条件決定システム（就業規則と労働協約の不利益変更など）および③個別的労働関係の諸問題の三つを主要テーマとする。シラバスの内容に沿って検討していく。上記主要テーマについて、労働法の基礎知識を理解することを目的とする。

<到達目標>

労働法の全般にわたって、基礎知識を修得することを到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

授業用レジュメに目を通し、記載の判例の検討などで、予・復習各1時間程度。

<科目の内容>

第1回

労働条件の決定

労働法の概要を知り、さらに就業規則、労働契約及び労働協約の相互関係と、それらがどのように労働条件決定にかかわるのかを学ぶ。

第2回

労働法上の「労働者」

労働基準法と労働組合法の「労働者」概念の違いを学ぶ。近年、働き方の多様化に伴い、誰が労働法上の保護を受ける「労働者」かが問題となっている。

第3回

労働契約の成否と労働組合法上の使用者性

下請企業の労働者や派遣社員（労働者）は、就労先の企業との間に労働契約関係を主張できるか。こうした労働者が結成した労働組合は、就労先に団体交渉を申し入れることができるかといった問題等を学ぶ。

第4回

雇止め

有期労働契約における期間満了を理由とする雇止めについての法理を学ぶ。非正規労働者の増加に伴い、労働契約法において一定の規制がされている。

第5回

雇用平等と差別の禁止（1）

男女間の賃金差別や待遇格差等に関する救済法理を学ぶ。

第6回

雇用平等と差別の禁止（2）

非正規労働者と正規労働者との待遇格差に関する法的問題を学ぶ。パートタイム・有期雇用労働者

働法などに関連条文がある。

第7回

労働者の人格権、職場におけるハラスメント

近年、労働相談が増えている職場の問題について法的課題を学ぶ。

第8回

労働契約の付随義務

労働契約の付随義務を、使用者側、労働者側双方について学ぶ。競業避止義務、秘密保持義務、安全配慮義務といった論点がある。

第9回

懲戒

使用者の懲戒権の根拠およびその行使に関する限界を学ぶ。

第10回

採用内定と試用期間の法的性質

採用内定および試用期間の法的性質、内定取消や試用期間後の本採用拒否などについて、最高裁判例を中心に基本的論点を学ぶ。

第11回

人事（1）－配転・出向・転籍

使用者の人事権行使とその限界を学ぶ。近時、労働者のワークライフバランスとの関係で従来
の判例法理の見直しが求められている。

第12回

人事（2）－評価制度と人事処遇

日本の職能資格制度や成果主義賃金の仕組みと法理、昇進・昇格・降格の妥当性を学ぶ。

第13回

賃金請求

賃金とは何か、労働基準法上の賃金支払いの原則、最低賃金制度などを学ぶ。

第14回

労働時間

労働時間の概念、および基本的な問題について学ぶ。働き方改革などで長時間労働の是正とい
った課題があるテーマである。

第15回

定期試験

<教科書>

特に無し。毎回配布するレジュメをテキストとして利用する。この中で、【課題】【論点】【考
え方】を示すようにしたい。

<参考書>

労働判例百選、水町勇一郎『詳解労働法第2版』、菅野和夫『労働法第12版』、大内伸哉『最
新重要判例200』、その他、適時紹介したい。

科目名	担当者名	配当	期	単位
労働法II	大山盛義	2・3選	後期	2

■講義内容■

現代の雇用システムを理解し、労働法がこれにどのように対応しているのかを裁判例を通して学ぶ。また第9回以降は、集团的労働法を取り上げる。講義では、前期に引き続き、レジュメをテキストとして使用する。

■シラバス■

<科目のねらい>

現在の働き方のあり方の理解に努め、これに関わる労働基準法、労働組合法、労働契約法などの基本的な労働法令の解釈及び判例の基本的理解を確実にすることを目標とする。講義は、レジュメの課題等を読んできたことを前提として、それぞれのテーマへの理解の確認を受講生とのディスカッションを通じて行いたい。

<到達目標>

労働法の全般にわたって、基礎知識を修得することを到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

授業レジュメの熟読と、記載の判例の研究として、予・復習各1時間程度。

<科目の内容>

第1回

労働時間

労働時間規制の法的規制についての基礎知識を学ぶ。時間外労働に関する36協定の効力や労働時間に関する裁判例の争点を取り上げる。

第2回

年次有給休暇

年次有給休暇は法律上認められた労働者の権利である。しかし日本ではその取得率が約50%という状態が続いてきた。年休権行使と使用者の時季変更権の調整などの論点を考える。

第3回

育児介護休業

育児介護制度の意義について理解を深める。また休業した労働者に対する会社の様々な取扱いが法的に許容されるか否かを論点ごとに検討する。

第4回

労働条件の変更（1）—就業規則による労働条件の不利益変更

就業規則の不利益変更の問題は、労働契約法で整備されている。しかしなお多くの解釈上の論点が残されているため、これらを取り上げる。

第5回

労働条件の変更（2）—個別労働契約・変更解約告知

労働契約法は、労働条件の決定につき合意原則を明らかにしている。では、労働条件の不利益変更について同意しなかった労働者はどうなるのか。また変更解約告知とは何かを理解する。

第6回

雇用の終了（1）－解雇

解雇は、いつの時代でも労働者にとって脅威である。使用者の解雇（解約）の自由とその制限の意義と必要性を理解する。

第7回

雇用の終了（2）－整理解雇

業績不振に陥った使用者が立て直しのため人員削減を行う場合がある。これが整理解雇であるが労働者側には非はない。裁判によって構築されてきた、整理解雇が許容される要件・要素を検討する。

第8回

労災補償と労災民訴

近年は、脳・心疾患、突然死、自殺など、これが労災となるのか、仕事との因果関係の立証が困難な場合が多い。労災認定の仕組み、労働災害と使用者の損害賠償に関わる論点を学ぶ。

第9回

労働者の団結権と団体交渉権

ここから労働組合に関わる集团的労働法と呼ばれる領域を学ぶ。現在、多様化する働き方に伴い「労働者」とは誰かという問題や、団体交渉のルールなどを学ぶ。

第10回

結社の自由と組織強制の問題

労働組合は団結の維持強化のために、一般の結社とは異なる権限が法的に認められている。これは労働組合が憲法28条の団結権保障からくる存在だからである。この意義を学ぶ。

第11回

労働協約の効力

労使は団体交渉し、場合によっては争議行為なども行って合意に達する。これが書面化され労働協約として法的効力が与えられる。労働協約の法的意義は重要である。

第12回

団体行動の正当性

労働組合は、日常的な組合活動と、戦時の争議行為が団体行動として憲法上認められている。団体行動の正当性判断と民事免責と刑事免責の問題を理解する。

第13回

不当労働行為（1）－不利益取扱い

労働者の団結権を侵害する使用者の行為は不当労働行為として禁止されている。その理念と仕組み、具体的態様について学ぶ。

第14回

不当労働行為（2）－支配介入など

日本では同じ職場において複数組合の併存が許されている。使用者が、労働組合の方針によって組合間で賃金その他の労働条件を差別することがある。この場合の論点を学ぶ。

第15回

定期試験

<教科書>

特に指定しない。

<参考書>

労働判例百選、水町勇一郎『詳解労働法第2版』、菅野和夫『労働法第12版』、大内伸哉『最

新重要判例 200』、その他、適時紹介したい。

科目名	担当者名	配当	期	単位
労働法演習	岩本充史	3選	後期	2

■講義内容■

労働法における各テーマについて近時の実務上重要な裁判例等について講義を行い、適宜、ケーススタディ形式の演習も行う。この演習では、実際の事件をもとに作成したものを用いる。

テキストは、特に指定しないが、菅野和夫著「労働法第11版補正版」（弘文堂）は、読んでおくことが望ましい。また、シラバスの内容は、あくまでも予定であり、適宜、実務で問題となっている最新の事案の紹介及び検討を優先することとする。

■シラバス■

<科目のねらい>

労働法演習の主な目的としては、将来、実務家となった際に十分に活用できる事案分析能力、当該事案に含まれる問題点を発見する能力及び当該問題点を踏まえて具体的な事例に当てはめをしていく能力を身につけることとする。

<到達目標>

事例から法的问题点を抽出すること及び具体的な事案へのあてはめができるようになること。

<履修の前提>

労働法に興味・関心を有していること。また、労働基準法、労働契約法等について学習をしていることが望ましい

<予・復習に要する時間>

学習の進捗状況によるが、予習1時間、復習2時間程度。

<科目の内容>

第1回

個別労働紛争の相談、受任と解決機関の概要

どのような紛争について、どのような解決方法が適しているか、訴訟、仮処分、労働審判、あっせん等の実務を含め具体的な事案に際し、法曹としてどのような点に留意すべきかについて講義等を行う。

第2回

募集・採用に関する法律紛争

弁護士として募集・採用に関する紛争の相談を受けた際に知っておくべきポイントと対処方法を我が国の裁判例を踏まえ説明をするとともに、募集・採用に関する法律紛争の具体例をもとに具体的事例をもとに講義等を行う。

第3回

賃金等に関する法律紛争

弁護士として賃金、賞与、退職金に係る紛争の相談を受けた際に知っておくべきポイントと対処方法について裁判例を踏まえ説明をするとともに、近時紛争事例として非常に多い時間外割増賃金請求に係る問題を中心として講義等を行う。また、同一労働・同一賃金法制についても適宜触れる。

第4回

労働時間に関する法律紛争

労働時間については、賃金と密接に関連するとともに、近時は労働者の健康管理という観点から非常に重要なテーマである。そこで、労働時間に関する紛争について、実務上の問題点を講義するとともに、事業場外労働や管理監督者性等に関する裁判例をもとにした講義等を行う。また、時間外労働時間の上限規制や年休制度等を内容とする労基法改正法についても解説する。

第5回

年次有給休暇と休日に関する法律紛争

実務上、年休と休日に関する相談は意外に多い。そこで、年次有給休暇及び休日に関する実務上問題となる点について講義等を行うとともに、裁判例を素材とした事例演習を行う。

第6回

人事異動に関する法律紛争

実務上、配置転換、出向、転籍等に関する紛争は多く発生する。そこで、これらに係る具体的な裁判例をもとにした講義及び事例演習を行う。

第7回

懲戒に関する法律紛争

実務上、懲戒に関する相談、訴訟案件は非常に多い。そこで、懲戒に関する実務上重要な裁判例等について講義を行い、裁判例を素材とした事例演習を行う。

第8回

安全配慮義務に関する法律紛争

実務上、使用者が安全配慮義務違反を問われる場合は多く、職場や現場の安全衛生の問題は労働法における重要な問題である。そこで、過労死、過労自殺の問題を説明するとともに、私傷病休職制度についても具体的事案をもとに講義を行う。

第9回

退職に関する法律紛争

労働契約の終了の場面という解雇を想起されるかもしれないが、解雇は最後の手段であり、実務上、退職の意思表示を得るべく説得活動を使用者が行うのが通常である。しかし、退職の意思表示を取得する過程での紛争は非常に多い。そこで、退職に関する実務上重要な問題点について講義を行う。

第10回

解雇に関する法律紛争

実務上、最も法的な紛争へ移行しやすい解雇についての講義・演習を行う。その際には、実務では解雇を行う前に法曹としてどのような点を意識して依頼者に助言を行っているのかについても説明を行う。

第11回

期間の定めのある労働契約に関する法律紛争

期間の定めのある労働契約に関する紛争の中でもっとも多い事例が雇い止めである。そこで、雇い止めに関する重要な裁判例を下に講義を行うとともに、事例演習を行う。また、無期転換申込権についても触れることとする。

第12回

労働者派遣に関する法律紛争

派遣労働者が紛争の当事者となる事例は近時増加傾向にある。また、派遣労働者を使用している企業も非常に多く、皆さんが実務家となり、企業法務に従事する際には、労働者派遣についての基本的な考え方を身につけておくことは必須といえよう。そこで、労働者派遣法についての講

義を行うとともに、事例の演習を行う。

第 13 回

労働安全衛生法に関する法律紛争

労働安全衛生法は、本則自体はシンプルな法律であるが、実際の事案においては労働安全衛生法及び労働安全衛生規則等を適用していくことは決して簡単ではない。また、労働安全衛生法は労働基準監督官の指導と刑罰による規制によりその実効性を確保しているが、ここに行政目的と罪刑法定主義の衝突がある。そこで、労働安全衛生法の基本的な考え方を説明するとともに、主に事業主の立場に立ち、具体的な事案を素材として、講義を行う。

第 14 回

高年齢者雇用安定法に関する法律紛争

高年齢者雇用安定法は皆さんにとって馴染みがあまりない法律かもしれないが、直近では平成 24 年に法改正がなされるとともに、実務上、高年齢者雇用安定法に関する紛争、特に継続雇用制度に関する裁判例が下級審で連続して出されている。そこで、高年齢者雇用安定法に関する基本的な講義を行うとともに、裁判例を下にした事例演習を行う。

第 15 回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
倒産法I	倉持政勝	2・3選	前期	2

■講義内容■

倒産法Iでは、基本となる破産手続（清算型手続）の講義を行う。個人や企業が破産手続開始決定を受ける場合に、破産手続を公正かつ平等に進めるために設けられた各制度や、個人の経済的再建を図るために設けられた免責制度などの解説を行うと共に、それら制度の理解を深めるためアウトプットが重要であることから、双方向的な対話も行う。民事再生手続（再建型手続）については倒産法Iでは概要の解説にとどめて、倒産法IIの講義で本格的に扱う。

■シラバス■

<科目のねらい>

破産法における各制度の趣旨、条文、判例などの基本的知識・理解の習得に努めると共に、司法試験の過去問や、近時の裁判所の運用などの実務的なテーマについても考察する。法律実務家として最低限必要と思われる破産法の理論と実務の習得を目指す。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

とくになし。

<予・復習に要する時間>

予習 30分（レジュメやテキスト等の確認）、復習 60分（講義内容のノート等）程度を要する。

<科目の内容>

第1回

倒産法の全体像

倒産法はどのように学ぶべきか／倒産法はなぜ存在するか／倒産手続の種類にはどのようなものがあるか／破産手続と民事再生手続はそれぞれどのような手続か／倒産手続ではどのような登場人物が現れるか

第2回

破産手続開始の申立て

破産手続はどのような場合に選択するか／破産手続開始の要件はどのようなものか／破産手続は誰が申立てをするか／支払不能とは何か、支払停止とは何か／債務超過とは何か／破産障害事由とは何か

第3回

破産手続の機関

破産者の権利はどのように制限されるか／破産管財人の役割と責務とは何か／破産管財人の第三者性とは何か／破産債権者は何ができ、債権者集会では何が行われるか／その他の利害関係人としてどのような者がいるのか／係属中の訴訟等は破産手続開始によってどうなるか

第4回

破産債権と財団債権

破産者に対する債権の種類にはどのようなものがあり、その優先順位はどうなっているか／破産債権はどのように扱われるか／破産債権の現在化・金銭化とは何か／優先的破産債権とは何か／開始時現存額主義は何か／破産債権はどのように届出をし、どのように調査をし、どのように確定されるのか／財団債権とは何か

第5回

破産財団の調査・確定

破産者の財産と破産財団はどのように違うのか／自由財産とは何か／破産財団の管理・処分は誰がどのように行うのか／破産手続開始後の破産者等の法律行為はどのように扱われるか／取戻権とは何か／破産会社の役員はどのような責任追及を受けるか

第6回

破産者との契約関係（1）

破産者との契約関係にはどのようなものがあるか／双方未履行双務契約とは何か／破産者が貸貸人である場合に賃貸借契約はどのように扱われるか／破産者が借借人である場合に賃貸借契約はどのように扱われるか

第7回

破産者との契約関係（2）

破産者が注文者である場合に請負契約はどのように扱われるか／破産者が請負人である場合に請負契約はどのように扱われるか／破産者とのリース契約はどのように扱われるか／破産者との労働契約はどのように扱われるか

第8回

破産手続における担保権の取扱い

担保権を別除権と呼ぶのはなぜか／別除権（担保権）はどのように行使されるか／担保権者は被担保債権（破産債権）をどのように行使すべきか／担保権消滅請求とは何か／抵当権以外の留置権、先取特権、譲渡担保権、所有権留保、ファイナンスリースは破産手続でどのように扱われるか

第9回

相殺権（1）

破産債権者が相殺権を行使できるのはどのような場合か（相殺権の拡張）／三者間相殺は許されるか／自働債権の要件は何か／敷金返還請求権の寄託請求とは何か／受働債権の要件は何か／破産債権者の相殺権が制限されるのはどのような場合か（相殺禁止）／破産管財人から相殺できるのはどのような場合か

第10回

相殺権（2）

新たに債務を負担した場合の相殺禁止の類型（取立委任、売買、振込、停止条件成就）／新たに債権を取得した場合の相殺禁止（代位弁済、手形割引、違約金債権）

第 11 回

否認権（1）

否認権とはどのような制度か／詐害行為取消権とはどのように違うのか／否認権行使の対象となる行為についてどのような類型があるか／詐害行為の否認とは何か／偏頗行為の否認とは何か／破産管財人は否認権をどのような方法で行使するか／否認権が行使された場合にどのような法的効果が発生するのか

第 12 回

否認権（2）

詐害行為否認の特殊類型（相当対価の譲渡等の否認とは何か，無償行為の否認とは何か，事業譲渡や会社分割を否認できるか）／偏頗行為否認の特殊類型（有害性なしとされる類型にはどのようなものがあるか，代物弁済はどのように否認するか）／対抗要件具備行為の否認／執行行為の否認

第 13 回

配当・破産手続の終了

破産手続における配当はどのような手続で行われるか／配当から除外されるのはどのような債権か／配当の種類（最後配当，簡易配当，中間配当，追加配当）／破産手続はどのような場合に終了するか／同時廃止とは何か／異時廃止とは何か

第 14 回

個人の破産手続

破産者が個人である場合に特有の制度は何か／免責とは何か／破産手続と免責手続はどのような関係にあるか／免責が許可されないのは破産者が何をした場合か／破産しても免責されない債権（非免責債権）とはどのようなものか／免責が許可されるとどのような法的効果が生じるか／資格制限と復権とはどのようなものか

第 15 回

定期試験

<教科書>

倉部真由美・高田賢治・上江洲純子『倒産法』（有斐閣，2018年）

<参考書>

松下淳一・菱田雄郷編『倒産判例百選〔第6版〕』（有斐閣，2021年）・・・各講義の該当箇所の予習・復習のため毎回利用する

山本和彦編著『倒産法演習ノート（第3版）』（弘文堂，2016年）・・・復習のための教材として利用する

伊藤眞『破産法・民事再生法（第5版）』（有斐閣，2022年）・・・辞書代わりに利用する
その他は授業において案内する。

科目名	担当者名	配当	期	単位
倒産法II	倉持政勝	2・3選	後期	2

■講義内容■

倒産法Iにおいて破産手続（清算型手続）を学んだことを踏まえて、倒産法IIでは主に企業の民事再生手続（再建型手続）を扱い、その際に破産手続との共通点と相違点を意識して解説すると共に、その理解を深めるためアウトプットが重要であることから、双方向的な対話も行う。

■シラバス■

<科目のねらい>

破産手続（清算型手続）と民事再生手続（再建型手続）の共通点と相違点を意識することで、倒産法全般の理論と実務の基本的な知識の習得を目指す。司法試験の過去問や、近時の再建支援制度などの実務的なテーマについても考察する。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

とくになし。

<予・復習に要する時間>

予習 30分（レジュメやテキスト等の確認），復習 60分（講義内容のノート等）程度を要する。

<科目の内容>

第1回

再生手続開始（1）

再生手続の概要／再生手続を選択するのはどのような場合か／再生手続開始の要件はどのようなもので、破産手続とはどう違うのか／再生手続は誰が申立てをするか、破産手続とはどう違うのか／破産原因前兆事実とは何か／事業継続危殆事実とは何か／再生手続の障害事由にはどのようなものがあり、破産手続とはどう違うのか

第2回

再生手続開始（2）

再生手続開始までの手続はどのようなものか／弁済禁止等の保全処分がされるのはなぜか／監督委員が選任されるのはなぜか／中止命令とはどのような制度なのか／裁判所は開始決定で何を定めるか、破産の場合とどう違うのか／再生手続開始決定によりどのような法的効果が生じるか／株主は即時抗告できるか

第3回

民事再生手続の機関

破産者と再生債務者はどう違うのか／再生債務者の権限と責務はどのようなものか／再生債務者の公平誠実義務とは何か／再生債務者の第三者性とは何か／監督委員の役割は何か／再生手続において管財人はどのような場合に選任されるか、破産管財人とはどう違うのか／債権者ができること、債権者集会で行われることは、破産手続の場合とどう違うのか／その他利害関係人としてどのような者がいるか／係属中の訴訟等の扱いは、破産手続の場合とどう違うのか

第4回

再生債権と共益債権

再生手続における債権の種類や優先順位は、破産手続の場合とどう違うのか／再生債権の扱い

は、破産債権とどう違うのか／中小企業の債権や少額債権の弁済許可の制度が設けられているのはなぜか／開始時現存額主義について、破産の場合と違いはあるか／再生債権の届出・調査・確定の手続は、破産の場合とどう違うのか／自認債権とは何か／共益債権とは何か、破産の財団債権とはどう違うのか／D I Pファイナンスとは何か／優先債権の扱いは、破産手続の場合とどう違うのか

第5回

再生債務者の財産の調査・確定

再生債務者の財産は、破産財団とどう違うのか／再生債務者財産の管理処分は誰がどのように行うのか／財産評定とは何か／再生手続開始後の再生債務者等の法律行為の扱いは、破産手続の場合とどう違うのか／取戻権は、破産の場合とどう違うのか／再生手続における事業譲渡はどのような手続で行うことができるか／役員の実任追及については、破産の場合とどう違うのか

第6回

民事再生手続における担保権の取扱い

担保権（別除権）の扱いは、破産の場合とどう違うのか／別除権付き債権の不足額とは何か、破産の場合と扱いがどう違うのか／別除権協定とは何か／担保権実行中止命令とは何か／担保権消滅請求は、破産の場合とどう違うのか／抵当権以外の担保権（留置権、先取特権、譲渡担保、所有権留保、ファイナンスリース）の扱いは、破産の場合とどう違うのか

第7回

再生債務者との契約関係

双方未履行双務契約の扱いは、破産手続の場合とどう違うのか／賃借人に再生手続開始があった場合、賃貸借契約はどうか／賃借人の再生の場合はどうか／請負人に再生手続開始があった場合、請負契約はどうか／注文者の再生の場合はどうか／再生債務者とのリース契約はどのように扱われるか／再生債務者（法人）の従業員はどのように処遇されるか／継続的給付契約は、再生手続開始によってどのように扱われるか

第8回

再生手続における相殺権

再生債権者の相殺権はどのような要件で認められるか、破産手続とはどう違うのか／賃借人の再生の場合の賃借人の敷金返還請求権は、破産の場合と違ってどのように扱われるか／相殺権の制限（相殺禁止）は、破産の場合と異なる点はあるか

第9回

否認権

再生手続において否認権は誰が行使するのか／監督委員が否認権を行使する場合にどのような手続が必要となるか／管財人が否認権を行使する場合はどうか／否認の種類や要件・効果について、破産の場合と異なる点はあるか

第10回

再生計画（1）

再生計画とは、どのような内容を定めるものか／再生計画の基本方針（スキーム）とは何か／再生計画の条項にはどのようなものがあるか／清算価値保障原則とは何か／債権者平等原則は、破産の場合とどう違うのか／再生計画において株主の権利はどのように扱われるか

第11回

再生計画（2）

再生計画が認可されるまでの手続はどうなっているか／再生計画案は誰がいつ提出するのか

／再生計画案を決議に付するためどのような審査が行われるか／再生計画案の決議における議決権者は誰か／再生計画案の決議はどのような方法で行われるか、また、どの程度の賛成があれば可決されるのか／再生計画を裁判所が認可しないのはどのような場合か／再生計画が認可されるとどのような法的効果が生じるか

第12回

再生計画の履行確保

再生計画が認可された後の手続はどのようなものか／再生計画の履行確保のためにどのような制度が設けられているか／認可された再生計画を変更するにはどのような手続が必要か／再生手続はどのような場合に終了するか／再生計画の取消しとは何か／再生手続が廃止されるのはどのような場合か／再生手続から破産手続へ移行するのはどのような場合か

第13回

個人の再生手続

個人再生手続を選択するのはどのような場合か／個人再生の手続は、通常再生の手続とどう違うのか／小規模個人再生とは何か／給与所得者再生とは何か／住宅資金貸付債権（住宅ローン）に関してどのような特則が設けられているか

第14回

その他の倒産法の諸問題

会社更生手続の概要／特別清算手続の概要／倒産犯罪／国際倒産

第15回

定期試験

<教科書>

倉部真由美・高田賢治・上江洲純子『倒産法』（有斐閣，2018年）

<参考書>

松下淳一・菱田雄郷編『倒産判例百選〔第6版〕』（有斐閣，2021年）・・・各講義の該当箇所の予習・復習で毎回利用する

山本和彦編著『倒産法演習ノート（第3版）』（弘文堂，2016年）・・・講義後の復習のための教材として利用する

伊藤眞『破産法・民事再生法（第5版）』（有斐閣，2022年）・・・辞書代わりに利用する
その他は授業において案内する。

科目名	担当者名	配当	期	単位
倒産法演習	岩知道真吾	3選	後期	2

■講義内容■

債務者（法人及び自然人）が経済的に破綻した場合の法的整理手続のうち破産手続（清算型手続）と民事再生手続（再建型手続）を中心に、具体的な事例問題を題材として法律実務家としての処理方針の策定、生起する問題点の分析・検討方法を習得することを目的としています。受講者の皆さんには、各回、簡単なミニテストを行って基礎知識の確認を行うとともに、題材に対する回答を作成いただき、その書面を基にした問答方式による授業を行います。

■シラバス■

<科目のねらい>

倒産法の基本構造、各種制度の立法趣旨に対する一応の理解を前提に、実務上問題となる事例を分析し、整理した上で、与えられた具体的状況に対する処理方針を導き出す能力を身につけることを主眼としています。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標としています。

<履修の前提>

司法試験に倒産法を選択する者を推奨します。

倒産法I、IIの履修・単位取得あるいは同程度の倒産法の理解

<予・復習に要する時間>

予・復習合わせて3～4時間程度

<科目の内容>

第1回

破産手続・民事再生手続開始の要件，開始決定の効果に関する諸問題

第2回

破産手続・民事再生手続開始の要件，開始決定の効果に関する諸問題

第3回

破産手続・民事再生手続開始の要件，開始決定の効果に関する諸問題

第4回

破産手続・民事再生手続開始の要件，開始決定の効果に関する諸問題

第5回

破産手続・民事再生手続開始の要件，開始決定の効果に関する諸問題

第6回

破産手続・民事再生手続における財産の管理，処分に関する諸問題

第7回

破産手続・民事再生手続における財産の管理，処分に関する諸問題

第8回

破産手続・民事再生手続における財産の管理，処分に関する諸問題

第9回

破産手続・民事再生手続における財産の管理，処分に關する諸問題

第10回

破産手続・民事再生手続における財産の管理，処分に關する諸問題

破産手続・民事再生手続における債権確定手続・配当，弁済手続に關する諸問題

第11回

破産手続・民事再生手続における債権確定手続・配当，弁済手続に關する諸問題

第12回

破産手続・民事再生手続における債権確定手続・配当，弁済手続に關する諸問題

第13回

破産手続・民事再生手続における債権確定手続・配当，弁済手続に關する諸問題

第14回

個人を対象とする破産手続・民事再生手続に關する諸問題

第15回

定期試験

<教科書>

野村剛司 森智幸 『倒産法講義』（日本加除出版 2022）

<参考書>

伊藤眞 『破産法・民事再生法 [第5版]』（有斐閣、2022）、山本和彦 『倒産処理法入門 [第5版]』（有斐閣、2018）

松下淳一・菱田雄郷編 『倒産判例百選 [第6版]』（有斐閣、2021）

科目名	担当者名	配当	期	単位
租税法I	平川英子	2・3選	前期	2

■講義内容■

租税法とは租税に関する法の全体をいい、その内容は、①税法全体に通ずる原理・原則を扱う租税法基礎理論、②各個別租税の租税債務関係の当事者、租税債務の内容及び租税債務の成立・承継・消滅等を扱う租税実税法、③租税債務の確定と租税の徴収手続を扱う租税手続法、④租税法規に基づく各種の処分に対する不服申立及び訴訟等を扱う租税救済法、⑤租税法上の義務の不履行に対して課される制裁税と税法義務違反に科される租税罰を扱う租税制裁法の5つの分野に分けて体系化することができる。

本講義では、上記のうち②の中の所得税法について、その基礎的な理論、課税の仕組みを習得する。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義は、受講者が租税法の基礎的知識を修得し、かつ租税法的思考を身につけることを目的とする。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習60分、復習60分

<科目の内容>

第1回

租税法を学ぶ意義（講義の進め方、租税法の概要）、所得税の基本原則

第2回

所得の概念

第3回

所得税の課税単位

第4回

所得税額算出手順の概観

第5回

所得分類（1）利子所得と配当所得

第6回

所得分類（2-1）譲渡所得その1

第7回

所得分類（2-2）譲渡所得その2

第8回

所得分類（3）給与所得と退職所得

第9回

所得分類（4）事業所得等（事業所得、不動産所得、山林所得）

第10回

所得分類（5）一時所得、雑所得

第11回

所得計算の通則（1）所得の帰属年度

第12回

所得計算の通則（2）収入と必要経費

第13回

所得計算の通則（3）所得の人的帰属

第14回

所得税額の計算（所得計算上の損失の扱い、所得控除、税率表の適用と税額計算の特則）

第15回

定期試験

<教科書>

佐藤英明『スタンダード所得税法（第3版）』（弘文堂、2022年）

金子宏ほか『ケースブック租税法（第6版）』（弘文堂、2023年）

<参考書>

中里実ほか編著『別冊ジュリスト租税判例百選（第7版）』（有斐閣、2021年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
租税法II	平川英子	2・3選	後期	2

■講義内容■

本講義では、租税法Iを受講し、所得税法の基礎的な知識を修得していることを前提として、租税法の基本原則、租税法の解釈と適用、租税確定手続、租税争訟法について学修する。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義は、受講者が所得課税制度の基礎的知識を修得し、かつ租税法的思考を身につけることを目的とする。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習60分、復習60分

<科目の内容>

第1回

租税法の基本原則（1）租税法律主義の意義

第2回

租税法の基本原則（2）租税法律主義の内容①（課税要件法定主義、課税要件明確主義）

第3回

租税法の基本原則（3）租税法律主義の内容②（遡及立法）

第4回

租税法の基本原則（4）租税法律主義の内容③（租税法と平等原則）

第5回

租税法の解釈と適用（1）租税法の解釈原理

第6回

租税法の解釈と適用（2）借用概念

第7回

租税法の解釈と適用（3）租税回避とその否認①

第8回

租税法の解釈と適用（4）租税回避とその否認②

第9回

租税確定手続（1）納税義務の成立と確定

第10回

租税確定手続（2）申告、更正の請求

第11回

租税確定手続（3）更正、決定

第12回

税務調査手続

第 13 回

租税争訟法（1）国税不服申立制度

第 14 回

租税争訟法（2）租税訴訟

第 15 回

定期試験

<教科書>

佐藤英明『スタンダード所得税法（第3版）』（弘文堂、2022年）

金子宏ほか『ケースブック租税法（第6版）』（弘文堂、2023年）

<参考書>

中里実ほか編『別冊ジュリスト租税判例百選（第7版）』（有斐閣、2021年6月）

科目名	担当者名	配当	期	単位
租税法演習	平川英子	3選	後期	2

■講義内容■

この科目は、「租税法I・II」を受講し、租税法に関する基礎的な知識を修得している受講生を対象に設置する演習科目である。現実には生じている租税法上の問題は、複雑な経済取引が絡んだものが多く、解答のためには極めて幅広い法令、判例及び学説の知識が必要となる。本演習では、事例問題を素材として法令・判例・学説を総合して可能な解決策を探究することにより、租税法に関する問題解決力を身につけることを目的としている。

■シラバス■

<科目のねらい>

本演習では、「租税法I・II」で修得した租税法に関する基礎的・体系的な知識を修得している受講生が、租税法に関する問題解決力を身につけるために、重要租税判例を素材とした事例問題について、問答方式による双方向的な対話ないし討論型の授業を展開し、租税法の理論を修得する。本演習で取り上げる事例の内容は、所得課税を中心とする問題であるが、租税法基礎理論（租税法の解釈・適用）、租税実体法（納税義務者、課税物件、課税物件の帰属、課税標準等）、租税手続法、租税争訟法に関するものである。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

租税法Iを前学期までに履修し、租税法IIを履修（並行履修可）していること。

<予・復習に要する時間>

予習120分、復習60分

<科目の内容>

第1回

，【所得税】無償による資産の譲渡と譲渡所得（『租税法演習ノート』（以下、テキストという。）No. 1）

第2回

【所得税】減価償却と取得費の調整（テキストNo. 2）

第3回

【所得税】資産に生じた損失の課税上の扱い（テキストNo. 3）

第4回

【所得税】損害賠償金の扱い（テキストNo. 4）

第5回

【法人税】法人税と所得税の統合（テキストNo. 10）

第6回

【法人税】役員給与・交際費・寄附金等にかかる損金算入制限（テキストNo. 14）

第7回

【租税確定手続】申告の過誤と更正の請求（テキスト№. 9）

第8回

【租税確定手続】税務調査と修正申告（テキスト№. 19）

第9回

【租税法の基本原則】遡及課税（テキスト№. 20）

第10回

【租税法の基本原則】借用概念の解釈（テキスト№. 21）

第11回

【所得税法】退職所得をめぐる課税（テキスト№. 5）

第12回

【所得税】租税回避とその否認（テキスト№. 11）

第13回

【相続税・贈与税】遺産分割のやり直し、合意会場と課税（テキスト№. 17）

第14回

【相続税・贈与税】財産評価、低額譲渡の扱い（テキスト№. 18）

第15回

定期試験

<教科書>

金子宏ほか『ケースブック租税法（第6版）』（弘文堂、2023年）

佐藤英明ほか『租税法演習ノート（第4版）』（弘文堂、2021年）

<参考書>

中里実ほか編『別冊ジュリスト租税判例百選（第7版）』（有斐閣、2021年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
環境法I	小島延夫	2・3選	前期	2

■講義内容■

環境法とは、「現在および将来の環境質に影響を与える関係主体の意思決定を社会的に望ましい状態の実現に向けたためのアプローチに関する法、および、環境に関する紛争処理に関する法」（大塚直・北村喜宣編『環境法ケースブック〔第2版〕』（有斐閣、2009年）1頁）である。

民法をはじめとする私法が人と人の関係について論じ、憲法・行政法といった公法が国や地方公共団体などの公的主体と人との関係について論じるころ、環境法は、人と環境、公的主体と環境との関係に関し、人や公的主体の行動のあり方を論じる。

環境法Iでは、具体的にどのような場面で環境問題が生じるのかの検討からはじめ、続いて、それを規律する個別環境法を通読することで環境法の仕組みに触れ、さらに、環境政策を実現する手法、その実施・執行にかかる問題点、環境法と地方自治、環境法の理念・原則、環境基本法のような環境全般に関する法律、民事損害賠償、環境行政訴訟といった全体に共通するテーマ・課題を取り上げる。

■シラバス■

<科目のねらい>

環境法Iでは、環境法のうち総論的な部分を扱う。環境問題が生じる社会的経済的要因を踏まえたうえで、公害・環境訴訟に関する法理論、環境法の理念・原則、様々な環境保全の手法等について理解を深めてほしい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習 60分、復習 60分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

ガイダンス 環境法の仕組みはどのようなものか。個別課題としてどのようなものがあるか。環境法の基本原則基本理念。市場の失敗

第2回

環境紛争と法（近隣騒音問題を例として） 民事訴訟上の紛争解決方法、民事訴訟以外の紛争解決方法、環境行政法が必要な理由

第3回

公害・環境法の歴史的展開 経済調和条項、公害国会、自然保護と法、環境問題の多様化、今日の課題と日本の環境法の課題

第4回

環境法の規制システム 水質汚濁防止法を素材に環境法の規制システムとは何か具体的に考えよう、経済調和条項時の立法と公害国会後の立法、経済学的発想と法律学的発

第5回

環境政策の手法その1 規制的手法 排出規制、単体規制・製品の製造規制・使用規制、土地利

用規制

第6回

環境政策の手法その2 経済学的発想に基づく手法 経済的手法、賦課金と規制的手法について、日本における経済的手法の適用例、自主管理的手法 ISO14001 とEMA Sの比較、情報的手法、PRTR 法

第7回

環境法の実施・執行 環境保全における行政と事業者の役割分担、行政指導指向になぜなるのか、行政権限行使のための法的仕組み、環境法違反に対する制裁、費用の保全方法、不法収益の剥奪、公害罪法

第8回

環境法と国・自治体の関係その1 上乗せ条例・横出し条例・手続き付加条例とは、法律と条例、パチンコ条例事件と廃棄物処分場をめぐる事件

第9回

環境法と国・自治体の関係その2 環境法のもとの国の関与と自治体の対応策、自治体と企業との協定について

第10回

環境法の理念・原則 持続可能な発展、未然防止原則、予防原則、環境法の理念・原則2 環境権、汚染者負担原則、拡大生産者責任

第11回

環境基本法、環境基本計画

第12回

環境影響評価 環境影響評価とは何か、環境影響評価の手順、その特徴（代替案検討、ミティゲーション）、住民参加

第13回

民事損害賠償 過失論、違法性論（受忍限度論）、因果関係、共同不法行為

第14回

環境行政訴訟 原告適格と行政事件訴訟法10条1項、どのような訴訟ができるのか、処分性をめぐる議論、違法性判断について

第15回

定期試験

<教科書>

大塚直『環境法（第4版）』（有斐閣、2020年）

<参考書>

大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選（第3版）』（有斐閣、2018年）

大塚直『環境法 BASIC [第4版]』（有斐閣、2023年）

北村喜宣『環境法 [第6版]』（弘文堂、2023年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
環境法II	小島延夫	2・3選	後期	2

■講義内容■

環境法とは、「現在および将来の環境質に影響を与える関係主体の意思決定を社会的に望ましい状態の実現に向けるためのアプローチに関する法、および、環境に関する紛争処理に関する法」（大塚直・北村喜宣編『環境法ケースブック〔第2版〕』（有斐閣、2009年）1頁）である。

民法をはじめとする私法が人と人の関係について論じ、憲法・行政法といった公法が国や地方公共団体などの公的主体と人との関係について論じるころ、環境法は、人と環境、公的主体と環境との関係に関し、人や公的主体の行動のあり方を論じる。

環境法IIでは、環境法各論として、各種の環境問題に関する法令、あるいは、問題状況、さらに訴訟を扱う。受講者は、環境法の総論的内容を扱う環境法Iを事前に履修しておくことが望ましい。

■シラバス■

<科目のねらい>

環境法IIでは、環境法のうち各論的な部分を扱う。テーマ毎の環境法政策の現状と将来像、公害・環境訴訟における判例・学説の到達点について理解を深めてほしい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習 60分、復習 60分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

大気汚染と法 1
大気汚染防止法

第2回

大気汚染と法 2
自動車 NOx・PM 法、大気汚染関連訴訟（損害賠償・差止訴訟）

第3回

水質汚濁と法
水質汚濁防止法、関連訴訟

第4回

廃棄物・リサイクルと法そのI 廃棄物とは何か、廃棄物処分場、廃棄物処理法

第5回

廃棄物・リサイクルと法その2 循環型社会形成推進基本法、容器包装リサイクル法

第6回

廃棄物・リサイクルと法その2 廃棄物処理をめぐる訴訟

第7回

土壌汚染と法 土壌汚染対策法 関連訴訟

第8回

廃自然環境と法 自然公園法、自然保護訴訟

第9回

環境行政訴訟と環境アセスメント

第10回

競合的不法行為についての損害賠償請求 建設アスベスト最高裁判決、共同不法行為についての差し止め訴訟

第11回

気候変動と法そのI 問題状況（可能性の問題から気候危機へ）、国際的取組み、日本での政府その他の取組みと課題 排出枠取引・FIT制度・送配電ネットワーク問題・断熱問題・電力切迫問題

第12回

気候変動と法その2 世界の気候訴訟、日本での訴訟とその課題

第13回

生物の多様性、種の保存法、外来種対策、農薬問題

第14回

アスベスト、持続可能な都市づくり（都市計画・交通計画・日照・景観・景観訴訟）

第15回

定期試験

<教科書>

大塚直『環境法 BASIC [第4版]』（有斐閣、2023年）、大塚直・北村喜宣編「環境法ケースブック第2版」（有斐閣、2009年）

<参考書>

北村喜宣『環境法 [第6版]』（弘文堂、2023年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
環境法演習	小島延夫	3選	後期	2

■講義内容■

環境法は、憲法・行政法、民事法、刑事法、国際法などの知識及びその活用が基本であるものの、環境法独自の法理論の理解も必要であり、また、法解釈と並んで、法政策論が重要である。今日、地球温暖化問題・廃棄物問題などで、日常生活から経済活動のすべての側面において、環境問題が密接に関係しており、それらの問題解決のために、どのような環境法手法の活用が可能か、ともに考えて行きたい。

授業においては、『環境法ケースブック第2版』を基本テキストとして、そこに挙げられている設問を素材に、毎回文章起案を作成し、事前に提出してもらい、その設問を含む課題について、質疑応答をまじえながら学ぶ方法をとる。具体的には、事例については、具体的な事案分析・その問題に対する論理的な分析・適切な対処方法の検討を行い、法政策課題については、そこに存在する問題とそれに対する対処方法の可能性について考える。

また、法解釈を学ぶ上でも、また、法政策について学ぶ上でも、条文を参照し、その理解を深め、立法の方法も知るために、毎回の授業で、個別の法文を参照したい。そのため、大部ではあるが、国際比較環境法センター環境法令研究会監修『環境六法』（中央法規出版）を、各回持参いただきたい。

■シラバス■

<科目のねらい>

第一に、環境問題の具体的な事例についての事案分析力・その事案に対する問題解決の論理構築力などを養ってもらうこと（そこでは民法及び行政法等の知識とその活用能力も問われる）、第二に、環境問題についての法政策課題についての理解及びそれについての意見表明能力を高めること、及び、第三に、上記のような今日の広範な問題となった環境問題の全体像を理解しそれについての対応策の具体的な課題と対応策の可能性を知り考えること、である。

<到達目標>

「科目のねらい」の習得を目標とする。

<履修の前提>

環境法 I 及び環境法 II を修得済みであることが望ましい。

<予・復習に要する時間>

予習に3時間、復習に1時間

<科目の内容>

第1回

ガイダンス 環境法の仕組みはどのようなものか。個別課題としてどのようなものがあるか。
環境法の基本原則基本理念

第2回

環境紛争と法 民事上の紛争解決方法、民事訴訟以外の紛争解決方法、環境行政法が必要な理由

第3回

環境法の規制システム 水質汚濁防止法を素材に環境法の規制システムとは何か具体的に考えよう、経済調和条項とは、経済学的発想と法律学的発想

第4回

環境政策の手法 賦課金と規制的手法について、日本における経済的手法の適用例、ISO 14001 と EMAS の比較、日本の温暖化対策における環境政策手法、排出権取引について、化審法と PRTR 法の環境政策における意義

第5回

環境法の実施・執行 環境保全における行政と事業者の役割分担、行政指導指向になぜなるのか、行政権限行使のための法的仕組み、環境法違反に対する制裁、費用の保全方法、不法収益の剥奪、公害罪法

第6回

環境法と国・自治体の関係 上乗せ条例・横出し条例・手続き付加条例とは、法律と条例、パチンコ条例事件と廃棄物処分場をめぐる事件、環境法のもとでの国の関与と自治体の対応策、協定について

第7回

公害・環境民事訴訟 大規模公害と民事訴訟（共同不法行為、因果関係論、責任論（国・県）、責任論（事業者）、損害論、消滅時効、差止請求）

第8回

環境行政訴訟の技術 環境行政訴訟における訴訟要件上の課題としての原告適格、開発が計画された時点での行政訴訟が困難な理由と処分性・抗告訴訟としての差止訴訟（仮の救済含む）、都市計画決定の違法性

第9回

環境影響評価 環境影響評価の手順・その方法の特徴（ミティゲーション・代替案検討・横断条項）、住民参加、都市計画決定とアセスの関係、環境への影響と都市計画決定・事業認定の適法性

第10回

自然環境の保全 自然公園法、自然環境保全法の特徴と法政策上の問題、野生動植物種の保護のあり方と種の保存法、外来生物問題への対処、自然公園法上の地域指定を争うための訴訟形式、自然公園法上の行為規制と損失補償

第11回

廃棄物処理その1

第12回

廃棄物処理その2

廃棄物の分類、廃棄物処分場の建設をめぐる法規制と法的問題、排出事業者責任について、廃棄物性について

第13回

土壌汚染対策・地下水汚染対策 日本の土壌汚染に関する法制度の特徴と課題、土壌汚染と土地取引、土壌汚染による被害の回復のための法的措置（環境被害を受けた周辺住民から）、土地購入者からの請求権

第 14 回

権限不行使の違法に対する国家賠償請求・環境法の基本理念・基本原則 予防原則，福島第一原発事故における風評被害・自主避難と民事上の損害賠償・行政上の救済措置，原子力損害賠償制度における無過失責任制度について，拡大生産者責任と容器包装リサイクル法

第 15 回

定期試験

<教科書>

大塚直、北村喜宣編「環境法ケースブック第2版」（有斐閣、2009年）

<参考書>

大塚直『環境法 BASIC [第4版]』（有斐閣、2023年）

北村喜宣『環境法 [第6版]』（弘文堂、2023年）

科目名	担当者名	配当	期	単位
国際関係法I（公法系）	栢木 めぐみ	2・3選	前期	2

■講義内容■

国際法とは「国際社会の法」である。この理解を大前提に据えて、現代の国際社会に生起する多種多様な現実に触れ、これを規律する国際法がどのように生成し、醸成され、具体的な事例にどのようにして適用されるのか、そしてそうした国際法の実施がどのような背景のもとになされ、その実施を担保する制度や枠組みが国際法の中に組み込まれているのかを説明していく。

■シラバス■

<科目のねらい>

国際社会になぜ国際法というものがあり、それは国際関係一般、国際政治や国際経済とのかかわりでどういう役割を果たしているのか。国際法はけっして国際政治や国際関係論と無縁のものでなく、むしろ政治的利益や価値をめぐる国際社会の構成員（国際法関与者、participants）間の争いに大きな役割を果たす観念であり、制度であることを理解することがねらいである。

<到達目標>

上述「科目のねらい」記載事項を達成することが本科目の到達目標である。具体的には、国際法に関する一定の基礎的知識を得たうえで、国際法の生成・適用・実施の諸過程を検証することで、実務において国際社会の問題を法の視座で整理し、分析できる思考能力を取得することを目標とする。

<履修の前提>

特になし。

<予・復習に要する時間>

各回の講義テーマに応じた教科書（指定テキスト）該当章をあらかじめ読み、予習すること。必要性に応じて、予習用に選定した論説資料を事前に配布するので、あわせて予習すること。講義の中で補足説明した事項や受講生との議論を通して理解を深めた論点について、担当講師がテキスト「確認質問」リストから選定した項目について講義時間内に受講生の意見がまとまらなかった場合には次回までの課題として取り組んでくること。必要性に応じて、講義テーマに密接にかかわる判例資料を担当講師が指定し、受講生に判例分析を復習材料として課すこともある。【予習：60～90分、復習：60～120分】

<科目の内容>

第1回

国際社会と法（オリエンテーションを兼ねる）

国際社会の法として国際法規範が存立しうる基盤はどこにあるのか 主権国家体系とその変容 国際関係における法の構想 国際法の歴史（概略）

第2回

国際法の法源

統一的な立法機関をそなえていない国際社会ではどのようにして法規範の存立が明らかになり、内容が明らかにされるのか 国際司法裁判所規程 38 条の位置づけ

第3回

条約法

国際社会における法律行為？ pacta sunt servanda

第4回

国際法の生成

国際法規範形成の固有原理 単独行為 意思主義による説明の限界 法的議論への非法的規
範の取り込み？

第5回

国際社会の構成員・国際法関与者（1）

国家 国際法主体

第6回

国際社会の構成員・国際法関与者（2）

国際組織 個人 その他

第7回

国際関係における国家の基本的権利義務

国家主権 国家平等 不干涉義務

第8回

国家管轄権

ボーダーレス化における国家管轄権 国家管轄権の種類・権能・適用基準 例外（免除）

第9回

国際法における外交・領事に関する枠組み

lex specialis self-contained regime

第10回

国家の国際責任

法違反によって法益侵害が発生した時の結果を規律する法は国際社会では？ 「国家責任」法

第11回

国家領域

国家領域の構成要素 領域の取得 領域紛争における国際法の役割とは？

第12回

海洋利用に関する国際法（1）

The Law of the Sea 「もっとも古くて、もっとも新しい法」？

第13回

海洋利用に関する国際法（2）

公海・領海二元制度から多元的海洋制度へ

第14回

その他の地域および空間

国家領域と国際公域 国際的な共通利益の実現

第15回

定期試験（筆記）

<教科書>

柳原正治・森川幸一・兼原敦子（編）『プラクティス国際法講義（第3版）』（信山社、2017）

<参考書>

岩沢雄司『国際法』（東京大学出版会、2020）

森川幸一・兼原敦子ら（編）『国際法判例百選（第3版）』（別冊ジュリスト・有斐閣、2021）
杉原高嶺・酒井啓亘（編）『国際法基本判例50（第2版）』（三省堂、2014）
加藤信行・植木俊哉・森川幸一ら（編）『ビジュアルテキスト国際法（第2版）』（有斐閣、2020）
条約集（特に指定はしないが、『国際条約集』（有斐閣）、『ベーシック条約集』（東信堂）、
『コンサイス条約集』（三省堂）などがある。）

科目名	担当者名	配当	期	単位
国際関係法Ⅱ（公法系）	栢木 めぐみ	2・3選	後期	2

■講義内容■

前期開講科目（「国際関係法Ⅰ」）で得た基礎的知識をもとに、国際法実現のための諸制度を国際法秩序維持システムの構成要素として理解し、主要な国際法規範の展開を国際公益の切り口から検討する。

■シラバス■

<科目のねらい>

国際社会になぜ国際法というものがあり、それは国際関係一般、国際政治や国際経済とのかかわりでどういう役割を果たしているのか。国際法はけっして国際政治や国際関係論と無縁のものでなく、むしろ政治的利益や価値をめぐる国際社会の構成員（国際法関与者、participants）間の争いに大きな役割を果たす観念であり、制度であることを理解することがねらいである。

<到達目標>

上述「科目のねらい」記載事項を達成することが本科目の到達目標である。具体的には、前期開講科目（「国際関係法Ⅰ」）で学習した国際社会の法的構造、国際法規範の形成特性、国際社会の空間秩序の基礎理解に築き上げるかたちで、国際法秩序を維持するシステムとしての国際法の実現過程をみていく。国際社会の法秩序における国際法の解釈、適用、さらには国際公益の追求という切り口で主要テーマを検討する。前期に引き続き、国際法の生成・適用・実施の諸過程を検証することで、実務において国際社会の問題を法の視座で整理し、分析できる思考能力

<履修の前提>

国際関係法Ⅰを履修したこと。

<予・復習に要する時間>

各回の講義テーマに応じた教科書（指定テキスト）該当章をあらかじめ読み、予習すること。必要性に応じて、予習用に選定した論説資料を事前に配布するので、あわせて予習すること。講義の中で補足説明した事項や受講生との議論を通して理解を深めた論点について、担当講師がテキスト「確認質問」リストから選定した項目について講義時間内に受講生の意見がまとまらなかった場合には次回までの課題として取り組んでくること。必要性に応じて、講義テーマに密接にかかわる判例資料や事例研究資料を担当講師が指定し、文献分析を課すこともある。【予習：60～90分、復習：60～120分】

<科目の内容>

第1回

国際法の適用・解釈（復習：国際法の生成）

適用されるべき法規範の確定

第2回

国際法の適用・解釈

規範抵触の処理

第3回

国際社会における国際法の適用

国際コントロール

第4回

国際法秩序における国際法の適用（紛争の平和的処理）
合意に基づく紛争処理

第5回

国際法秩序における国際法の適用（対抗措置）
違法性阻却

第6回

国際法と国内法の関係
国内法秩序における国際法の適用

第7回

国際公益の追求（人権）
人権の国際的保障（1）

第8回

国際公益の追求（人権）
人権の国際的保障（2）

第9回

国際公益の追求（経済）
国際経済法

第10回

国際公益の追求（国際環境・共有天然資源）
国際環境法

第11回

国際公益の追求（平和）
武力行使の規制

第12回

国際公益の追求（平和）
平和と安全の維持

第13回

国際公益の追求（平和）
武力紛争法

第14回

国際公益の追求（国際犯罪の防止）
国際刑事法

第15回

定期試験（筆記）

<教科書>

柳原正治・森川幸一・兼原敦子（編）『プラクティス国際法講義（第3版）』（信山社、2017）

<参考書>

岩沢雄司『国際法』（東京大学出版会、2020）

森川幸一・兼原敦子ら（編）『国際法判例百選（第3版）』（別冊ジュリスト・有斐閣、2021）

杉原高嶺・酒井啓亘（編）『国際法基本判例50（第2版）』（三省堂、2014）

加藤信行・植木俊哉・森川幸一ら（編）『ビジュアルテキスト国際法（第2版）』（有斐閣、2020）

条約集（特に指定はしないが、『国際条約集』（有斐閣）、『ベーシック条約集』（東信堂）、『コンサイス条約集』（三省堂）などがある。）

科目名	担当者名	配当	期	単位
国際関係法演習（公法系）	栢木 めぐみ	3選	後期	2

■講義内容■

司法試験の論述試験対策を視野に入れて、本講義は受講生に実際に国際法の事例問題に取り組んでもらう演習形式で進める。

■シラバス■

<科目のねらい>

国際関係法Ⅰや国際関係法Ⅱの講義を通して深めた「国際法は国際社会の法である」という理解をもとに、それを一歩進めて、「国際法は私たちの生活に密接に関わるようになってきている」と捉えられるようになり、現代の国際社会に生起する多種多様な現実と国際法を結び付けて法の視座で整理し、分析できる思考能力、さらには論述能力を取得することがねらいである。

<到達目標>

上記「科目のねらい」記載事項を達成することが本科目の到達目標である。

<履修の前提>

国際関係法Ⅰや国際関係法Ⅱを履修したこと、または国際法の基礎知識を有することがのぞましい。

<予・復習に要する時間>

実際に答案を自ら執筆する準備段階として各回の講義テーマに該当する背景知識が必要になる。教科書として指定したテキストに簡単にまとめられた論点整理があるので、この説明を読み、理解できないことは参考書に挙げた教科書など、国際法の概説書で基礎知識の確認や論点の整理を行ったうえで講義に出席すること。論点を十分に会得した後に事例演習に取り組んでもらうが、実際に答案を自ら執筆し、提出してもらおう。講義時間内に書き終わらないことが多いと考えられるため、基本的には講義後に執筆し、推敲したうえで次回講義出席時まで担当講師に Word 文書で送付すること。提出された論述解答をもとに受講生と担当講師によるディスカッションを行うとともに、課題となった事例演習が参考としている実際にあった過去の事例を分析して事例研究を深める。【予習：60分、復習及び論述課題取り組み：90～120分】

<科目の内容>

第1回

国際社会と法

自力救済（自助 self-help）（ICJ：米国大使館人質事件）

第2回

国際法の法源

慣習国際法の成立要件（ICJ：北海大陸棚事件）

第3回

条約法

条約の終了（ICJ：ガブチコヴォ・ナジュマロシュ）

第4回

国際法の形成・解釈・適用

特別法と一般法 後法と前法 (みなみなぐる事件)

第5回

国際法主体 (国家)

クリーン・スレート原則 (シンガポール血債問題)

第6回

国際法主体 (個人)

個人の国際法主体性の問題 (ICJ:ラグラン事件、アヴェーナ事件)

第7回

国家の国際責任

黄砂による隣国への大気汚染・土壌汚染 (トレイル熔鋳炉事件)

第8回

国家領域

uti possidetis (専有物保有の原則) (ICJ:ベナン＝ニジェール国境紛争事件)

第9回

海洋法

排他的経済水域沿岸国の主権的権利の対象事項の範囲とそれに対してとりうること (国際海洋法裁判所:サイガ号事件)

第10回

国際化地域

水力発電所建設計画の国際法上の合法性 (ICJ:ラヌー湖事件)

第11回

人権の国際的保障

犯罪人引渡 死刑 (自由権規約委員会の個人通報制度)

第12回

環境法

越境河川 水質汚濁 (ICJ:ウルグアイ河パルプ工場事件)

第13回

平和と安全の維持

民間航空機 仕掛けられた爆弾の爆破 (ICJ:ロッカービー事件)

第14回

武力紛争法

化学兵器による無差別攻撃 (ICJ:核兵器使用の合法性事件)

第15回

定期試験 (筆記)

総合演習問題を出題

<教科書>

柳原正治・森川幸一・兼原敦子 (編) 『演習 プラクティス国際法講義 (第3版)』 (信山社、2022)

条約集 (特に指定はしないが、『国際条約集』 (有斐閣)、『ベーシック条約集』 (東信堂)、

『コンサイス条約集』（三省堂）などがある。）

<参考書>

柳原正治・森川幸一・兼原敦子（編）『プラクティス国際法講義（第3版）』（信山社、2017）

岩沢雄司『国際法』（東京大学出版会、2020）

森川幸一・兼原敦子ら（編）『国際法判例百選（第3版）』（別冊ジュリスト・有斐閣、2021）

杉原高嶺・酒井啓亘（編）『国際法基本判例50（第2版）』（三省堂、2014）

森川幸一・森肇志・岩月直樹ら（編）『国際法で世界がわかる』（岩波書店、2021）

加藤信行・植木俊哉・森川幸一ら（編）『ビジュアルテキスト国際法（第2版）』（有斐閣、2020）

科目名	担当者名	配当	期	単位
国際関係法I（私法系）	中村 進	2・3選	前期	2

■講義内容■

渉外的私法関係に適用される法を指定する法規の総体である国際私法の基礎理論を体系的に講ずる。より具体的には、国際私法の主たる法源である「法の適用に関する通則法」を中心とする総則上の諸規定とその具体的事例への適用方法、及び、国際私法の各論的問題の中でも、契約、不法行為などの財産関係の規定について解説する。

■シラバス■

<科目のねらい>

国際私法の基本的構造を理解するとともに、事案解決のためのその実践的な応用力の涵養を目標とする。そのため、国際私法理論についての講義だけではなく、ケース・メソッド方法を用いて裁判例をも検討する。また、より実際の・具体的な理解力・分析力を養うことを目的に、課題として予め事例問題を配布し、次の授業内で討論を行う。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習 120 分、復習 60 分程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

【国際私法序論①～国際私法の必要性と規律方法～】

最初に、授業計画とその進め方について説明する。次いで、国際私法の必要性について論じるとともに、国際私法の基本的観念をより理解するために、その目的と規律方法、基本的用語について解説する。

第 2 回

【国際私法序論②～国際私法規定の構造と国際関係私法～】

他の諸私法とは異質な国際私法規定の構造について講じる。また、国際私法の法源と隣接法分野について説明するが、特に国際民事訴訟法と国際取引法について概説するとともに、それらの国際私法との関わりについて論じる。

第 3 回

【法律関係の性質決定】

国際的な私的生活関係に対して適用される法（準拠法）をいずれかの国ないし地域の中から選択するのが国際私法規定であり、この準拠法を決定する際に最初に取り組む問題として法律関係の性質決定の問題がある。これにつき、具体例を見ながら解決方法について講じる。

第 4 回

【連結点】

国際私法規定は、連結点と呼ばれる概念を通じて準拠法を選択している。この連結概念について説明するとともに、主要な連結概念である国籍、住所、常居所とこれらに関する国際私

法上の規定について講じる。また、連結点を意図的に操作することによって生じる法律回避の問題についても論及する。

第5回

【準拠法の指定と反致】

準拠法として指定された外国の法が地域的または人的に不統一である場合の処理について、また、指定された外国法上の国際私法が日本法または第三国法を指定する場合（反致）の準拠法の決定について説明する。反致には幾つかの種類があり、実務上においても重要な問題となっていることを明らかにする。

第6回

【外国法の適用と公序】

準拠法として外国法を適用することの意味を解説するとともに、指定された外国法に法規の欠缺や内容の不明があった場合の処理について論じる。また、指定された準拠外国法がわが国の公序に反する場合に発動される公序則についても講ずる。

第7回

【先決問題と適用問題】

当面の問題の解決に先立って解決されるべき問題（先決問題）が生じる場合がある。この先決問題の準拠法の決定について論じる。また、複数の準拠法が存在し、その複数準拠法間に矛盾がある場合、どのように調整すべきかという問題（適用問題）についても論及する。

第8回

【自然人】

自然人の権利能力の準拠法の決定について解説するとともに、その権利能力を法的に喪失させる失踪宣告についての国際裁判管轄と準拠法について論じる。また、自然人の行為能力の準拠法の決定、及び、後見等の開始の審判の国際裁判管轄と準拠法についても検討する。

第9回

【法人、法律行為】

法人の権利能力の準拠法の決定、並びに、外国会社のわが国における権利能力の享有に関する民法及び会社法中の諸規定について解説する。また、法律行為一般に関する問題として、特に、代理の準拠法の決定と法律行為の方式の準拠法の決定についても講じる。

第10回

【物権法】

物権の準拠法の決定とその適用について論じる。前者については、同則主義と異則主義について説明するとともに、移動中・運送中の物や輸送手段に対する物権の準拠法の決定に関して解説する。また、後者については、担保物権と物権変動を中心に論及する。

第11回

【契約】

契約の準拠法の決定について講じる。特に契約について広く認められる当事者自治の原則とその制限論について説明するとともに、当事者による準拠法の選択がない場合の特徴的給付理論について論じる。また、強行規定の特別連結理論を導入した消費者契約と労働契約の特例についても論及する。

第12回

【法定債権】

法定債権の準拠法の決定について講じる。特に不法行為の準拠法に関しては、一般不法行為に

関する規定の他に生産物責任と名誉又は信用の毀損の場合の特例の規定があること、及び、より柔軟な準拠法の決定がなされるようになっていること（例外条項）について詳述する。

第 13 回

【債権債務関係】

貨幣で支払われる金銭債権に関する問題、及び、債権の効力の中、債権の対外的効力、債権の移転、債権の消滅について、わが国際私法上の判例及び学説に論及する。

第 14 回

【知的財産権】

知的財産をめぐる国際私法上の問題、特に知的財産権の譲渡や実施契約に関する問題、及び、侵害に対する差止め・損害賠償請求等に関する問題について検討する。

第 15 回

【定期試験】

筆記試験を実施する。

<教科書>

松岡博編『国際関係私法入門〔第 4 版補訂〕』（有斐閣）

<参考書>

中西康・北澤安紀・横溝大・林貴美『国際私法〔第 3 版〕』（有斐閣）

野村美明・高杉直・久保田隆編『ケーススタディー国際関係私法』（有斐閣）

櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法〔第 3 版〕』（有斐閣）

道垣内正人・中西康編『国際私法判例百選〔第 3 版〕』（有斐閣）

科目名	担当者名	配当	期	単位
国際関係法Ⅱ（私法系）	中村 進	2・3選	後期	2

■講義内容■

本講義の前半においては、国際私法中の国際家族法に関する諸規定についての基礎的知識を体系的に習得できるように講ずる。後半においては、国際取引の中でも国際物品売買、国際運送、国際保険、国際決済についての私法的規律、及び、国際裁判管轄や外国判決の承認・執行等の国際民事手続法上の主要問題について概説する。

■シラバス■

<科目のねらい>

国際私法中の家族関係規定の理解と、国際取引の全体像及び国際的な民事紛争の解決手続に関する法である国際民事訴訟法に関する基礎的知識の習得を目指している。また、事案解決のための実践的な応用力の涵養を目的に、ケース・メソッド方法を用いて裁判例の検討も行う。更に、より实际的・具体的な理解力・分析力を養うことを目的に、課題として予め事例問題を配布し、次の授業内で討論を行う。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

国際関係法Ⅰ（私法系）を前学期までに履修していること。

<予・復習に要する時間>

予習 120 分、復習 60 分程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

【国際私法と国際民事手続法・国際取引法】

最初に、授業計画とその進め方について説明する。次いで、国際民事手続法・国際取引法について概観するとともに、それらと国際私法との関わりについて概説する。

第 2 回

【婚姻の成立】

婚姻の実質的成立要件と形式的成立要件（方式）の準拠法の決定について講ずる。前者については、配分的適用主義の意義、一方的要件と双方的要件の区分を中心に論及する。後者については、多元的連結の規則と日本人条項について説明する。また、婚姻の無効・取消の準拠法についても言及する。

第 3 回

【婚姻の効力】

婚姻の身分的効力の準拠法の決定とその適用について、国際私法規定が採用する段階的連結の解説を中心に論じる。また、婚姻の財産的効力の準拠法の決定とその適用についても、制限的当事者自治の規定、内国取引保護の規定を中心に講ずる。

第 4 回

【離婚】

先ず離婚の国際裁判管轄について講ずる。次いで、離婚の準拠法の決定とその適用について、段階的連結の規則、日本人条項、離婚の機関や方法に関する問題、離婚の効果等を中心に検討す

る。また、婚約と内縁の準拋法の決定についても概説する。

第5回

【実親子関係】

実親子関係の成立の準拋法の決定について、嫡出親子関係と嫡出でない子の親子関係に区別して論じる。特に後者については、諸国国際私法が、出生の事実の確定によって親子関係の発生を認める事実主義と親による認知を必要とする認知主義とに分かれるが、子の保護へ向けて変化していることを明らかにする。

第6回

【養親子関係及び親子間の法律関係】

養親子関係の実質的成立要件の準拋法の決定とその適用について講ずる。特にわが国国際私法規定が採る養親の本国法主義の当否や養子の保護条項について論及する。また、親子関係が成立した場合に発生する親子間の権利義務の準拋法の決定についても論じる。

第7回

【親族関係、扶養義務】

親族関係と扶養義務についての準拋法の決定とその適用に関して講ずる。特に後者の問題について適用される「扶養義務の準拋法に関する法律」における弱者保護の立場について解説するとともに、同法律の主要な規定を論じる。

第8回

【後見・保佐、相続及び遺言】

後見・保佐、相続及び遺言の準拋法の決定とそれらの適用について講ずる。特に相続については、準拋法の適用範囲について議論があることを明らかにする。また、遺言については、「遺言の方式の準拋法に関する法律」において、遺言保護の立場から規定が置かれていることを解説する。

第9回

【国際裁判管轄】

国際裁判管轄と裁判権の問題について概説するとともに、国際的財産関係事件の国際裁判管轄に関する主要な判例及び民事訴訟法上の新しい国際裁判管轄規定について解説する。

第10回

【外国判決の承認・執行及びその他の国際民事手続法問題】

外国確定判決の承認の要件に関する民事訴訟法 118 条と家事事件手続法 79 条の 2 の規定を中心に講ずる。また、国際的訴訟競合、訴訟当事者や訴訟費用の分担、送達、証拠・証明等の訴訟手続に関する問題についても論及する。

第11回

【国際家事事件】

国際家事事件の特性について概説するとともに、離婚事件を中心に、嫡出否認、認知請求、養子縁組、扶養、相続などの事件に関する国際裁判管轄についての判例・学説及び平成 30 年民事訴訟法改正法の新しい国際裁判管轄規定について解説する。

第12回

【国際取引法①～国際取引法の特質・国際物品売買～】

国際取引法の特質及び統一私法条約と国際私法との適用関係について講ずるとともに、民間統一規則、標準契約書式や商人法について概説する。また、国際物品売買契約に関する「国際物品売買契約に関する国際連合条約」とインコタームズについて解説する。

第 13 回

【国際取引法②～国際運送及び国際保険～】

国際運送について、海上運送、航空運送及び複合運送を中心に解説する。特に国際運送の中心となる海上運送については、国際海上物品運送法・商法の主要規定を概説するとともに、船荷証券の性質・種類や物権的・債権的効力について論及する。また、国際貨物保険についても概説する。

第 14 回

【国際取引法③～国際支払及び商事仲裁～】

国際物品売買における代金決済の仕組みを概説するとともに、決済の際に用いられる荷為替信用状の仕組みと「商業荷為替信用状に関する統一規則および慣例」上の原則について論じる。また、国際商事仲裁についても概説する。

第 15 回

【定期試験】

筆記試験を実施する。

<教科書>

松岡博編『国際関係私法入門〔第4版補訂〕』（有斐閣）

<参考書>

中西康・北澤安紀・横溝大・林貴美『国際私法〔第3版〕』（有斐閣）

野村美明・高杉直・久保田隆編『ケーススタディー国際関係私法』（有斐閣）

櫻田嘉章・道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法〔第3版〕』（有斐閣）

道垣内正人・中西康編『国際私法判例百選〔第3版〕』（有斐閣）

その他、適宜、資料を配布する。

科目名	担当者名	配当	期	単位
国際関係法演習（私法系）	吉川達夫	3選	後期	2

■講義内容■

本講義は、毎回、(1) 国際関係法（私法系）主要ポイントのレビューをする座学、(2)国際私法に関連した法的問題を取り上げるケーススタディ、(3)国際私法判例 100 選判例レビューの3部によって構成される。

国際関係法私法系主要ポイントのレビューをする座学では、国際私法（準拠法の決定）、国際民事手続法（管轄地の決定）、国際取引法（国際間のビジネスにおける典型的取引と「ウィーン動産売買条約」）を扱う。ケーススタディでは、毎回の課題について、検討し、まとめ、担当教員と議論を行う。判例 100 選判例レビューでは、特に古い事件については民訴法改正によって、同様の事件が現在起きた場合にどのように解釈されるかという点を議論する。国際法務の需要がある中で、国際私法を知らずして企業法務はできないし、弁護士にとっても弁護過誤にもなりかねない。国際事件を担当できるようにルールを学び、国際問題の問題点把握と解決能力を高めるものである。

50%未満でオンラインにより実施することもあるが、オンラインの場合は資料やビデオなど資料をオンタイムでネットで次々と示す。

担当教員は NY 州の弁護士であり、日本の総合商社と米国外資系企業（5社）の法務本部長等の実務経験と米国ロースクールでの非常勤講師として 30 年以上の経験があり、法務部の業務内容紹介を含めて本講義にいかすものである。

■シラバス■

<科目のねらい>

国際私法の司法試験では、狭義の国際私法、国際民事訴訟法、国際取引法の3分野が範囲となるが、司法試験の選択科目として選ぶかどうかにかかわらず、国際法務業務の実務に対応できることを目標とする。実際、日本の顧問先や依頼者個人から海外とのトラブルや紛争について相談を受けたり（企業取引のみならず個人としての問題として）、裁判に関わるにあたって、国際関係についても一定の理解をすることを目標とする。実際の問題、判例、国際契約書に数多く当たることで、問題点をどのように解釈、解決していくのか、論点を抽出し、実際に考えること、解決のための理論の組み立ての検証を行うことを通じて、国際法務の基礎を作る。

国際私法では、条文の趣旨を書くことが求められており、「法の適用に関する通則法」「民事訴訟法」等のそれぞれの条文の趣旨を理解し、具体的な事例に適用した結果を示すことができるようになることを目標とする。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。（1）国際私法の理解と（2）国際私法に関連するトラブルや紛争解決における論点把握と解釈、結論の提示それぞれを50%とする。

ケーススタディでは、問題点の把握、適切な法律の選択と理解、問題点へのあてはめ、明確な構成と表現がきちんとできるようになることが望ましい。

<履修の前提>

特にないが、司法試験の択科目として選ぶかどうかにかかわらず、法務部勤務、国際法務業務の実務を行う希望がある方にも是非受講していただきたい。

<予・復習に要する時間>

毎回予習 30 分(判例を読む)、司法試験の選択科目であれば復習は必要。

<科目の内容>

第 1 回

オリエンテーション

ケーススタディ：

タイ国内線で生じた荷物紛失事件に関する日本における国際訴訟提起の可否

講義のテーマ：

国際私法の範囲と原則と実務（取引時、紛争発生時、国際家事事件）

第 2 回

ケーススタディ：

契約書における条文例の検討（裁判管轄条項）

講義のテーマ：

法の適用に関する通則法（以下「通則法」）7 条（当事者による準拠法の選択）、8 条（当事者による準拠法の選択がない場合）

判例事例研究：

チネサダ号事件（国際私法判例百選第 2 版、以下番号は百選）99

第 3 回

ケーススタディ：

契約書における条文例の検討（裁判管轄条項）

講義のテーマ：

通則法 11 条（消費者契約の特例）、国際取引とは（2-10）以下（）内は教科書ページ

判例事例研究：

マレーシア航空機事件 88

第 4 回

ケーススタディ：

契約書における裁判管轄条項にかかわらず、日本の裁判所で裁判を提起できるか

講義のテーマ：

通則法 12 条（労働契約の特例）、国際取引紛争(11-26)

通則法 17 条、20 条（不法行為か債務不履行か）

判例事例研究：

ドイツ車預託金事件 89

第 5 回

ケーススタディ：

契約書における裁判管轄条項にかかわらず、米国に旅行に行った個人が米国のみで営業している事業者あるいは日本でも営業している事業者に対して日本の裁判所で裁判を提起できるか

講義のテーマ：

民訴法 3 条の 2（被告の住所等による管轄権）および 3 条の 3（契約上の債務に関する訴え等の管轄権）、国際知的財産紛争（27-45）

判例事例研究：

国際訴訟競合：義務履行地管轄（株券等引渡請求事件）90

第 6 回

ケーススタディ：

米国で締結した米国法を準拠法とし、米国を合意裁判管轄とした雇用契約に基づき日米間のフライトに従事したフライトアテンダントによる日本の訴訟提起と日本法の主張

講義のテーマ：

民訴法 3 条の 4（消費者契約及び労働関係に関する訴えの管轄権）、国際労働関係(60-72)

判例事例研究：

国際訴訟競合：関西鉄工事件、東京地中間判決平成元年 5 月 30 日 116

第 7 回

ケーススタディ：

平成 20 年度弁理士試験論文式筆記試験問題（裁判管轄権と準拠法の決定）

講義のテーマ：

民訴法 3 条の 7（管轄権の合意）、外国判決の執行（民訴法 118 条）、ウィーン動産売買条約の内容 1（ウィーン動産売買条約と民法の比較法的考察）

判例事例研究：

外国判決の執行：懲罰的賠償請求事件 111

第 8 回

ケーススタディ：

A 国政府 100%株式保有の B 公社発行公社債が日本において販売されたが、A 国国家経済は破綻し、B 公社債の金利支払いが停止し、購入者が公社を相手に日本で提訴した事例（第 1 回）裁判管轄

講義のテーマ：

民訴法 3 条の 8（応訴による管轄権）、民訴法 3 条の 9(特別の事情による訴えの却下)、遺言の方式の準拠法に関する法律、ウィーン動産売買条約の内容 2（ウィーン動産売買条約と民法の比較法的考察）、信用状（100-121）

判例事例研究：

内外判決の抵触 112

第 9 回

ケーススタディ：

A 国政府 100%株式保有の B 公社発行公社債が日本において販売されたが、A 国国家経済は破綻し、B 公社債の金利支払いが停止し、購入者が公社を相手に日本で提訴した事例（第 2 回）

消費者契約の主張

講義のテーマ：

扶養義務の準拠法に関する法律、国際売買契約（122-165）

判例事例研究：

賭博契約を有効とするネバダ州法

第 10 回

ケーススタディ：

A 国政府 100%株式保有の B 公社発行公社債が日本において販売されたが、A 国国家経済は破綻し、B 公社債の金利支払いが停止し、購入者が公社を相手に日本で提訴した事例（第 3 回）仲裁合意

講義のテーマ：

外国人との離婚における財産分与や慰謝料の請求における準拠法、Distributor 契約（172-182）

判例事例研究：

国際商事仲裁 119

第 11 回

ケーススタディ：

平成 22 年度弁理士試験論文式筆記試験問題（準拠法の決定）

講義のテーマ：

日本における被相続人や相続人が日本に居住しているが国籍が日本でない場合における相続における準拠法、合弁契約書(212-226)

判例事例研究：

直接郵便送達 109

第 12 回

ケーススタディ：

平成 20 年司法試験（船荷証券に記載された準拠法と損害賠償事件）

講義のテーマ：

身分関係事件（離婚事件）

判例事例研究：

離婚事件の国際裁判管轄権 104

第 13 回

ケーススタディ：

平成 30 年司法試験（準拠法）

講義のテーマ：

身分関係事件（子の引き渡し事件）、ハーグ条約

判例事例研究：

子の引き渡し 110

第 14 回

ケーススタディ：

平成 30 年司法試験（離婚事件）

講義のテーマ：

人事訴訟法、家事事件手続法、国際仲裁と国際倒産

判例事例研究：

国際商事仲裁 119

第 15 回

定期試験

<教科書>

吉川達夫編著

「国際ビジネス法務」第2版（第一法規）平成30年 3,080円

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
金融商品取引法[前期]	春田 博	2・3選	前期	2

■講義内容■

平成 18 年 6 月に金融商品取引法が成立して法典名はその名で呼ぶべきことになったが、第二次世界大戦以降絶えず役割を増し続けてきた証券取引法並びにその改正新立法たる金融証券取引法を対象に講じ、両法の中心的理念たる諸原則とその実体的な意義を確実に理解してもらうことを目的に講義をおこなう。母法たる証券規制が生成発展してきた米国において、連邦証券規制は事実上の会社法とも称されるほどに企業法制に対する大きな影響を有している。近時では、我が国でも、インサイダー取引規制や公開買付等、米国と類似の事象を確認可能な領域が顕著に生成し始めており、本講義でも、こうした経緯を正確に理解してもらえるよう努めながら、可能なかぎり解釈上の論点に関する問題点を掘り下げてゆくことにしたい。

■シラバス■

<科目のねらい>

金融証券取引法の法文中には業法として金融商品取引業を規制する規定がある一方、違反に対する刑事制裁を法定し、行為規範として証券市場の参加者を律している条文も数多い。そして、解釈上問題となるのは、多くが後者に属する諸規定である。そこで、本講義では、それらの法文の根底にある理念につき従来の学説が論じてきた内容を確認し、これをふまえて、個別の各規制ならびに関連する解釈問題がどのように処理されるべきかについて、現時点の判例・学説の到達点を明確にしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習 60 分、復習 30 分程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

金融証券取引法の意義（目的条項の趣旨）

金融証券取引法がいかなる制度的理念を前提として立法化されたのかに関し、母法たるアメリカ法における歴史的な経緯等も視野に入れながら解釈論としての到達点を確認する。

第 2 回

金融証券取引法と会社法

金融商品取引法と会社法との関係を明確にする。

第 3 回

金融商品取引法における有価証券概念

手形・小切手を論ずる際に援用される学問上の概念としての有価証券と金融商品取引法における有価証券の意義の相違を明らかにする。

第 4 回

金融証券取引業並びに取引所及び自主規制団体

金融証券取引法が念頭に置く取引の範囲を確認する。

第5回

ファンド等集団投資に対する法規制

投資主体のうち金融証券取引法が制度的に規制対象とする範疇とこれに対する規制内容を講ずる。

第6回

金融証券取引業に対する投資勧誘規制

金融商品取引業者が顧客への投資勧誘時にいかなる規制に服するかを確認し、違反の場合の法的処理について検討する。

第7回

証券の発行者に対する開示規制

有価証券の発行者が投資家に対してなすべき開示の種類と内容を理解する。

第8回

証券の非発行者に対する開示規制

有価証券の発行者以外の者が開示義務を負うのはいかなる場合でそれはどのような根拠にもとづくのかを確認する。

第9回

公開買付

会社支配権の帰趨が関わる株式の取得行為のうちでも、金融商品取引法がいかなる場合をどのように規制しているのかを理念から検証し、これに由来する法的問題点を検討する。

第10回

相場操縦規制

金融証券取引法が不公正な相場の形成行為として禁じている行為の類型とそれらに対する制裁を確認し、あわせて市場価額の意義について考える。

第11回

インサイダー取引規制

有価証券の発行者たる会社の内部者等によるどのような行為が金融証券取引法上規制の対象とされているかを了解し、アメリカ法との前提の相違を確認する。

第12回

その他の不公正取引に対する規制

平成に至り社会問題化し立法が整備された損失補填について、違法性の根拠と規制の内容を検証する。

第13回

証券取引等監視委員会等

監視機関としての証券取引等監視委員会等について講ずる。

第14回

金融商品取引法上の民刑事責任

金融商品取引法上の規制に対する違反行為の民刑事責任を確認する。

第15回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
金融商品取引法[後期]	春田 博	2・3選	後期	2

■講義内容■

平成 18 年 6 月に金融商品取引法が成立して法典名はその名で呼ぶべきことになったが、第二次世界大戦以降絶えず役割を増し続けてきた証券取引法並びにその改正新立法たる金融証券取引法を対象に講じ、両法の中心的理念たる諸原則とその実体的な意義を確実に理解してもらうことを目的に講義をおこなう。母法たる証券規制が生成発展してきた米国において、連邦証券規制は事実上の会社法とも称されるほどに企業法制に対する大きな影響を有している。近時では、我が国でも、インサイダー取引規制や公開買付等、米国と類似の事象を確認可能な領域が顕著に生成し始めており、本講義でも、こうした経緯を正確に理解してもらえるよう努めながら、可能なかぎり解釈上の論点に関する問題点を掘り下げてゆくことにしたい。

■シラバス■

<科目のねらい>

金融証券取引法の法文中には業法として金融商品取引業を規制する規定がある一方、違反に対する刑事制裁を法定し、行為規範として証券市場の参加者を律している条文も数多い。そして、解釈上問題となるのは、多くが後者に属する諸規定である。そこで、本講義では、それらの法文の根底にある理念につき従来の学説が論じてきた内容を確認し、これをふまえて、個別の各規制ならびに関連する解釈問題がどのように処理されるべきかについて、現時点の判例・学説の到達点を明確にしたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習 60 分、復習 30 分程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

金融証券取引法の意義（目的条項の趣旨）

金融証券取引法がいかなる制度的理念を前提として立法化されたのかに関し、母法たるアメリカ法における歴史的な経緯等も視野に入れながら解釈論としての到達点を確認する。

第 2 回

金融証券取引法と会社法

金融商品取引法と会社法との関係を明確にする。

第 3 回

金融商品取引法における有価証券概念

手形・小切手を論ずる際に援用される学問上の概念としての有価証券と金融商品取引法における有価証券の意義の相違を明らかにする。

第 4 回

金融証券取引業並びに取引所及び自主規制団体

金融証券取引法が念頭に置く取引の範囲を確認する。

第5回

ファンド等集団投資に対する法規制

投資主体のうち金融証券取引法が制度的に規制対象とする範疇とこれに対する規制内容を講ずる。

第6回

金融証券取引業に対する投資勧誘規制

金融商品取引業者が顧客への投資勧誘時にいかなる規制に服するかを確認し、違反の場合の法的処理について検討する。

第7回

証券の発行者に対する開示規制

有価証券の発行者が投資家に対してなすべき開示の種類と内容を理解する。

第8回

証券の非発行者に対する開示規制

有価証券の発行者以外の者が開示義務を負うのはいかなる場合でそれはどのような根拠にもとづくのかを確認する。

第9回

公開買付

会社支配権の帰趨が関わる株式の取得行為のうちでも、金融商品取引法がいかなる場合をどのように規制しているのかを理念から検証し、これに由来する法的問題点を検討する。

第10回

相場操縦規制

金融証券取引法が不公正な相場の形成行為として禁じている行為の類型とそれらに対する制裁を確認し、あわせて市場価額の意義について考える。

第11回

インサイダー取引規制

有価証券の発行者たる会社の内部者等によるどのような行為が金融証券取引法上規制の対象とされているかを了解し、アメリカ法との前提の相違を確認する。

第12回

その他の不公正取引に対する規制

平成に至り社会問題化し立法が整備された損失補填について、違法性の根拠と規制の内容を検証する。

第13回

証券取引等監視委員会等

監視機関としての証券取引等監視委員会等について講ずる。

第14回

金融商品取引法上の民刑事責任

金融商品取引法上の規制に対する違反行為の民刑事責任を確認する。

第15回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
信託法	中田英幸	2・3選	後期	2

■講義内容■

信託は、財産の管理・処分を受託者に委ねる法制度としてイギリスで生まれたが、今日では、資産流動化、年金、土地信託、貸付信託など高度な金融取引にも用いられるようになり、その内容が複雑化している。我が国の信託法は大正 11 年に制定されたが、このような現代化にあわせて平成 18 年に大改正された。それにより、受託者の忠実義務の任意法規化や、受益者の権利行使への詳細な手当がなされたほか、担保権の信託、遺言代用信託、後継ぎ遺贈型受益者信託を想定した規定も置かれた。さらに、限定責任信託、受益証券発行信託、受益者の定めのない信託等の制度が新たに導入された。

また、信託法の規定を信託法の枠を超えて類推適用するという信託法理も古くから認められており、近年でも、公共工事請負代金預かり金や、マンション管理組合の積立金を信託財産とする、当事者の意図せざる信託を認めた判例も存在する。

講義は、教科書の沿って行いつつ、信託法理や最新判例を取り入れて説明する。

■シラバス■

<科目のねらい>

信託法の条文・基本的構造を把握し、さらに信託法が用いられる状況（遺言や金融取引）を把握し、信託が社会で果たしている機能を理解することが授業のねらいである。信託はその目的と他の制度との組み合わせ（アレンジメント）が重要であり、そのような背景事情を理解しなければ、条文の意味を十分に理解できない。

<到達目標>

信託法の条文・基本構造を理解し、信託が用いられている状況を把握することで、信託に関する法的トラブルへの対応能力を備えるとともに、自ら信託を活用できるようになること。

<履修の前提>

物権変動、相殺、否認権（破産法）及び第三者異議（民事執行法）の基本について修得していること。

<予・復習に要する時間>

各 60 分程度が必要である。

<科目の内容>

第 1 回

（はじめに）

信託関係法令、信託の定義、信託の利用

第 2 回

（信託の設定）

信託の設定方法、成立要件

第 3 回

（信託財産）

信託財産の範囲、信託財産責任負担債務の範囲

第 4 回

(信託の公示と対抗)

信託財産の独立性、信託の公示方法

第5回

(受託者)

受託者の地位、権限と権限外行為、受託者の義務（善管注意事務処理義務、忠実義務）

第6回

(受託者の義務と責任)

受託者の義務（公平義務、分別管理義務、帳簿等作成義務）、義務違反における受託者の責任

第7回

(受託者の権利・受託者複数の信託)

受託者の権利（費用償還請求権、報酬請求権）

第8回

(受託者・委託者)

受託者複数の信託の特則

委託者の地位・権利

第9回

(受益者)

受益者の地位、受益権の内容、受益権の譲渡と対抗要件、受益者の意思決定方法

第10回

(受益者集会・受益者代理制度)

受益者集会制度、信託管財人、信託監督人、受益者代理人

第11回

(信託の変更)

受託者の変更、信託の変更・併合・分割

第12回

(信託の終了)

信託の終了事由と財産の清算

第13回

(特殊な信託と信託業法規制)

限定責任信託、目的信託および信託業法規制

第14回

(判例研究)

信託に関する最新判例研究

第15回

(定期試験)

定期試験

<教科書>

神田秀樹・折原誠『信託法講義（第2版）』（弘文堂、2019）

<参考書>

四宮和夫『信託法（新版）』（有斐閣、1989）

能見善久『現代信託法』（有斐閣、2004）
新井誠『信託法（第4版）』（有斐閣、2014）
樋口範雄『入門 信託と信託法（第2版）』（弘文堂、2014）
道垣内弘人『信託法（現代民法別巻）（第2版）』（有斐閣、2022）
道垣内弘人編『条解信託法』（弘文堂、2017）
佐久間毅『信託法をひもとく』（商事法務、2019）
能見善久・道垣内弘人編『信託法セミナー（1）～（4）』（有斐閣、2016）
道垣内弘人『信託法の問題状況』（有斐閣、2022）

科目名	担当者名	配当	期	単位
民事執行・保全法	柴谷 晃	2・3選	前期	2

■講義内容■

本科目担当教員が作成したオリジナルの教材を用いた講義を行う。

教材においては、民事執行・保全手続をできるだけ分かり易く図表化するように努めており、学生は、主として講義の復習によって民事執行・保全法の基礎を修得する。

■シラバス■

<科目のねらい>

判決書、和解調書、執行証書等により民事紛争の解決基準が提示されたとしても、義務者の側が当該解決基準に任意に従わない場合には、執行手続によってその強制的履行を図るの必要が生ずる。その意味で、民事紛争解決手続は執行手続をもって完結するのであり、執行手続まで理解してはじめて、民事紛争解決制度の理解が完全なものになったといえる。

本講義は、民事執行法及び民事保全法の基本的内容を解説するとともに、適宜、本科目担当教員の経験に基づき執行実務・保全実務の実態を紹介し、執行・保全の場面における理論と実務との総合的理解を図ろうとするものである。

<到達目標>

民事執行及び保全手続の基礎的部分の理解と若干の応用問題の分析ができる能力を身につける。

<履修の前提>

民法及び民事訴訟法の修得を完了していること

<予・復習に要する時間>

予習 30分程度、復習 30分程度

<科目の内容>

第1回

民事執行法概説・総則

民事執行の概念と分類、執行機関について解説し、検討する。

第2回

強制執行概説

強制執行の意義と態様、強制執行の基本構造、債務名義、執行文、執行開始要件について解説し、検討する。

第3回

強制執行概説

強制執行の意義と態様、強制執行の基本構造、債務名義、執行文、執行開始要件について解説し、検討する。

第4回

前半 第2回と同じ

後半 強制執行に関する救済手続

執行異議と執行抗告、執行文付与に関する救済手続、請求異議の訴え、第三者異議の

訴えについて解説し、検討する。

第5回

前半 第4回後半に同じ

後半 担保権実行、形式的競売について解説し、検討する。

第6回

不動産執行

主として不動産競売手続の具体的進行に関し、差押えの効力、売却条件、売却手続、配当等について解説し、検討する。

第7回

第6回に同じ

第8回

第6回に同じ

第9回

前半 第6回に同じ

後半 動産執行

動産執行の具体的進行に関し、差押えの方法と効力等について解説し、検討する。

第10回

債権執行

債権執行の具体的進行に関し、差押えの方法と効力、換価と満足の方法等について解説し、検討する。

第11回

第10回に同じ

第12回

前半 その他財産権の執行、担保権の実行

その他財産権の執行の具体的方法と進行について解説し、検討する。

担保権の実行の具体的方法と進行について、不動産に対する強制競売と比較しながら解説し、検討する。

後半 保全処分

保全処分の意義、仮差押えと仮処分の違い、発令手続、裁判内容とその効力不服申立方法等について解説し、検討する。

第13回

第12回後半に同じ

第14回

第12回後半に同じ

第15回

定期試験

<教科書>

不要(担当教員作成の教材を用いる。)

<参考書>

和田善弘「基礎から分かる民事執行法・保全法」(弘文堂)

民事執行・保全判例百選(有斐閣)

(必ずしも必要としない。)

科目名	担当者名	配当	期	単位
家事紛争法実務[前期]	上杉雅央	2・3選	前期	2

■講義内容■

家事紛争に関して、実務において頻繁に接することになる離婚事件、相続事件を中心に、家事事件手続法や人事訴訟法に基づく手続、代理人としての活動内容、実務上問題となっている点などについて、具体的事例や裁判例を基にして講義する。また、家族法に関する基本的知識の復習にも時間をとる予定である。さらに、事件数が増加している成年後見のほか、相続財産管理、不在者財産管理、失踪宣告、就籍許可、氏の変更、LGBTなどの問題も取り上げる予定である。

■シラバス■

<科目のねらい>

家事紛争において、どのような手続を経て問題解決が図っていくのか、どのようなことが問題とされているのかについて、実務家として対応できるための知識の習得を目標とする。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

家族法の講義を一通り履修していることが好ましいが、絶対条件ではない。

<予・復習に要する時間>

毎回の予習・復習にそれぞれ30分前後を要する。

<科目の内容>

第1回

家事紛争法実務総論

第2回

離婚（1） 離婚原因，DV，婚姻費用

第3回

離婚（2） 財産分与，年金分割

第4回

離婚（3） 慰謝料，不貞行為の相手方に対する請求

第5回

離婚（4） 親権，養育費，面会交流，氏の変更

第6回

内縁，婚約の成立，婚約関係の不当破棄，LGBTQ

第7回

親子関係，認知，養子縁組

第8回

成年後見，親族による囲い込み，相続財産管理，特別縁故者による分与申立て，不在者財産管理

第9回

失踪宣告，失踪宣告の取消し，就籍許可

第10回

相続（1） 熟慮期間，相続放棄，法定単純承認

第 11 回

相続（2） 相続人の有無，相続財産の範囲，祭祀承継者

第 12 回

相続（3） 特別受益，使途不明金，寄与分，相続人以外の寄与

第 13 回

相続（4） 遺言，公正証書，検認，配偶者居住権

第 14 回

相続（5） 遺留分侵害額請求，平成 30 年・令和 3 年改正相続法に関する諸問題

第 15 回

定期試験

<教科書>

各自がこれまでに使用している教科書

<参考書>

『民法判例百選Ⅲ 親族・相続 [第 3 版]』（有斐閣 2023 年）

この他に，講義のときに，適宜，資料として配布したり，紹介したりする予定である。

科目名	担当者名	配当	期	単位
家事紛争法実務[後期]	上杉雅央	2・3選	後期	2

■講義内容■

家事紛争に関して、実務において頻繁に接することになる離婚事件、相続事件を中心に、家事事件手続法や人事訴訟法に基づく手続、代理人としての活動内容、実務上問題となっている点などについて、具体的事例や裁判例を基にして講義する。また、家族法に関する基本的知識の復習にも時間をとる予定である。さらに、事件数が増加している成年後見のほか、相続財産管理、不在者財産管理、失踪宣告、就籍許可、氏の変更、LGBTなどの問題も取り上げる予定である。

■シラバス■

<科目のねらい>

家事紛争において、どのような手続を経て問題解決が図っていくのか、どのようなことが問題とされているのかについて、実務家として対応できるための知識の習得を目標とする。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

家族法の講義を一通り履修していることが好ましいが、絶対条件ではない。

<予・復習に要する時間>

毎回の予習・復習にそれぞれ30分前後を要する。

<科目の内容>

第1回

家事紛争法実務総論

第2回

離婚（1） 離婚原因，DV，婚姻費用

第3回

離婚（2） 財産分与，年金分割

第4回

離婚（3） 慰謝料，不貞行為の相手方に対する請求

第5回

離婚（4） 親権，養育費，面会交流，氏の変更

第6回

内縁，婚約の成立，婚約関係の不当破棄，LGBTQ

第7回

中間試験，親子関係，認知，養子縁組

第8回

成年後見，親族による囲い込み，相続財産管理，特別縁故者による分与申立て，不在者財産管理

第9回

失踪宣告，失踪宣告の取消し，就籍許可

第10回

相続（１） 熟慮期間，相続放棄，法定単純承認

第 11 回

相続（２） 相続人の有無，相続財産の範囲，祭祀承継者

第 12 回

相続（３） 特別受益，使途不明金，寄与分，相続人以外の寄与

第 13 回

相続（４） 遺言，公正証書，検認，配偶者居住権

第 14 回

相続（５） 遺留分侵害額請求，平成 30 年・令和 3 年改正相続法に関する諸問題

第 15 回

定期試験

<教科書>

各自がこれまでに使用している教科書

<参考書>

『民法判例百選Ⅲ 親族・相続 [第 3 版]』（有斐閣 2023 年）

この他に，講義のときに，適宜，資料として配布したり，紹介したりする予定である。

科目名	担当者名	配当	期	単位
保険法	松村太郎	2・3選	後期	2

■講義内容■

われわれは、常に事故や病気などによるリスクにさらされています。特に近時、地震や台風などの大規模災害が世界的に多発する傾向もあって、リスクに対する人々の意識は高まっていると言ってよいでしょう。そのような現代社会において、リスク回避の一手段としての保険は極めて重要で効果的な仕組みであり、むしろ保険を避けて日常生活を送ることは不可能であると言っても過言ではありません。したがって、法律の実務家にとっても、保険の問題は避けて通ることはできず、保険に対する理解と応用力は必須のものと考えられます。

本講では、具体的事例も題材として保険実務を学びながら保険の基礎を理解し、さらに、それを実務的に応用すべく質疑応答をする予定です。

■シラバス■

<科目のねらい>

保険契約法理の基礎と保険法の概要を理解し、且つ、それを保険実務に応用できる能力を身につけることをねらいとします。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習は基本的に不要であるが、復習として60分程度が望ましい。

<科目の内容>

第1回

イントロダクション...保険と法，保険とは何か，保険の種類，保険の関係者

第2回

保険契約の成立（1）...成立一般，告知義務など

第3回

保険契約の成立（2）...被保険利益，第三者のためにする契約，第三者の死亡の契約

第4回

保険者の義務（1）...保険事故，保険期間（遡及保険），保険金額，保険価額

第5回

保険者の義務（2）...超過保険・一部保険・重複保険，保険金受取人

第6回

保険契約者の義務...通知義務など

第7回

保険給付義務の履行...履行期

第8回

保険給付義務の履行後の権利関係...保険代位（残存物代位・請求権代位）

第9回

保険者の免責

第 10 回

保険契約の終了...解除（任意解除，告知義務違反・通知義務違反・重大事由）など

第 11 回

責任保険

第 12 回

自動車保険...強制保険（自賠責保険）

第 13 回

自動車保険...任意保険（賠償責任保険，人身傷害保険，車両保険など）

第 14 回

傷害疾病保険

第 15 回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
社会保障法	原田啓一郎	2・3選	前期	2

■講義内容■

社会保障法は、社会保障の理念としての憲法にはじまり、社会保障制度に対する法的根拠の付与という機能面では行政法、保険診療契約や介護サービス契約などのサービス給付の契約の側面では民法と密接な関係を有している。本講義では、こうした社会保障法の総合性を意識しつつ、社会保障制度をめぐる関係当事者の権利義務関係を理解する。

■シラバス■

<科目のねらい>

本講義は、社会保障法の基本的な考え方を理解するとともに、社会保障にかかわる様々な事象について問題を発見し、法的知識を活用して解決することができるようになることを目標とする。本講義では、社会保険及び社会福祉に関する法律を取扱い、学説や裁判例の考え方を中心に検討を行う。

本講義は社会保障制度に関する基礎的知識を予習していることを前提に、具体的事例および裁判例を検討しながら議論を進める。したがって、受講生には、テーマごとに事前に与えられる教材を十分に理解したうえで講義に望む姿勢が求められる。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習90分、復習60分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

社会保障とその特質

社会保障法を理解する前提として、社会保障の概念と意義を理解する。

第2回

社会保障の権利

社会保障の給付を基礎づける法的権利の特徴を理解する。

第3回

医療保険法（1）

医療提供主体である医師・医療機関の法規制を理解する。

第4回

医療保険法（2）

医療給付に関する法的問題を検討する。

第5回

年金保険法（1）

年金給付に共通する総論的事項について理解する。

第6回

年金保険法（2）

老齢年金、障害年金及び遺族年金に関する法的問題を検討する。

第7回

労災保険法

労災保険法の性格と意義、業務災害と通勤災害をめぐる法的考え方を理解する。

第8回

雇用保険法

雇用保険法の性格と意義を理解するとともに、長期失業と求職者支援法の関係を検討する。

第9回

社会福祉法

社会福祉サービスの性格と意義、社会福祉サービス供給体制をめぐる法規制を理解する。

第10回

介護保険法

介護保険法の性格と意義を理解するとともに、介護サービスに関する法的問題について検討する。

第11回

障害福祉法制

障害者総合支援法の性格と意義を理解するとともに、障害福祉サービスに関する法的問題について検討する。

第12回

児童福祉法と子ども・子育て支援法

児童福祉法の考え方を理解し、子ども・子育て支援給付に関する法的問題について検討する。

第13回

生活保護法（1）

生活保護法の目的と原理、生活保護の種類・方法について理解をするとともに、生活困窮者自立支援法との関係を検討する。

第14回

生活保護法（2）

生活保護の保護基準、保護の方法に関する法的問題について検討する。

第15回

定期試験

<教科書>

菊池馨実『社会保障法 [第3版]』（有斐閣、2022年）

岩村正彦（編）『社会保障判例百選 [第5版]』（有斐閣、2016年）

<参考書>

適宜指示をする。

科目名	担当者名	配当	期	単位
地方自治法[前期]	趙 元済	2・3選	前期	2

■講義内容■

日本の地方自治が憲法上保障（第8章）されているにもかかわらず、地方自治の方向づけとその内容は、国と地方公共団体の関係などを規律する地方自治法規定のみならず、多くの個別法とこれに基づく国の政策等によって影響される。したがって、本講義では、地方自治法の条文に関する理解についてはいうまでもなく、地方分権化政策を含め、水道法、都市計画法、建築基準法、過疎対策法、合併特例法、廃棄物処理法、財政法などの個別法の知識を習得することも求められる。

■シラバス■

<科目のねらい>

本授業では、授業の前に、事前に配られたレジュメを熟読し、それと関連する地方自治法などの基本書をも予習することが要求される。

また、本授業は、以下の順に従って行うことになるが、授業の効果を高めるために、各人は予習することを強く求められる。したがって、授業当日は、少人数教育のメリットを最大限に活かすために、主として質疑応答によって当該テーマに関する理解を深めさせることを、本授業のねらいとする。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回の授業予習に3時間と復習に1時間が要されよう。

<科目の内容>

第1回

地方自治と住民の権利

第2回

地方公共団体の意義と種類

第3回

普通地方公共団体の組織

第4回

地方公共団体の事務配分に関する法的検討

第5回

普通地方公共団体の自治立法権（その1）

第6回

普通地方公共団体の自治立法権（その2）

第7回

国と地方公共団体との関係および紛争解決の方法

第8回

国と地方公共団体との関係および紛争解決の方法

第9回

住民訴訟と裁判例の検討

第10回

住民訴訟と裁判例の検討

第11回

公の施設と指定管理者制度

第12回

地方自治の本旨と住民投票

第13回

普通地方公共団体の自主財政権

第14回

補足および予備

第15回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
地方自治法[後期]	趙 元済	2・3選	後期	2

■講義内容■

日本の地方自治が憲法上保障（第8章）されているにもかかわらず、地方自治の方向づけとその内容は、国と地方公共団体の関係などを規律する地方自治法規定のみならず、多くの個別法とこれに基づく国の政策等によって影響される。したがって、本講義では、地方自治法の条文に関する理解についてはいうまでもなく、地方分権化政策を含め、水道法、都市計画法、建築基準法、過疎対策法、合併特例法、廃棄物処理法、財政法などの個別法の知識を習得することも求められる。

■シラバス■

<科目のねらい>

本授業では、授業の前に、事前に配られたレジュメを熟読し、それと関連する地方自治法などの基本書をも予習することが要求される。

また、本授業は、以下の順に従って行うことになるが、授業の効果を高めるために、各人は予習することを強く求められる。したがって、授業当日は、少人数教育のメリットを最大限に活かすために、主として質疑応答によって当該テーマに関する理解を深めさせることを、本授業のねらいとする。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回の授業予習に3時間と復習に1時間が要されよう。

<科目の内容>

第1回

地方自治と住民の権利

第2回

地方公共団体の意義と種類

第3回

普通地方公共団体の組織

第4回

地方公共団体の事務配分に関する法的検討

第5回

普通地方公共団体の自治立法権（その1）

第6回

普通地方公共団体の自治立法権（その2）

第7回

国と地方公共団体との関係および紛争解決の方法

第8回

国と地方公共団体との関係および紛争解決の方法

第9回

住民訴訟と裁判例の検討

第10回

住民訴訟と裁判例の検討

第11回

公の施設と指定管理者制度

第12回

地方自治の本旨と住民投票

第13回

普通地方公共団体の自主財政権

第14回

補足および予備

第15回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑事政策	辻本衣佐	2・3選	後期	2

■講義内容■

刑事政策は、犯罪の原因と対策と予防を考える学問である。社会から犯罪を完全になくすことは不可能であろうが、犯罪をコントロールすることは可能であり、そこに刑事政策の目的がある。犯罪現象を分析し、犯罪原因を究明したうえで、人権尊重、犯罪者側・被害者側双方からのアプローチ、現行の刑事司法制度との調和を考慮しつつ、犯罪の処理、犯罪者の処遇、被害者の救済、犯罪の予防などを考えていくことにする。

講義方法としては、各回のテーマに沿って、受講者全員による討論を中心にすすめたい。

■シラバス■

<科目のねらい>

刑事政策において、対象となる「犯罪」は、刑法上の犯罪に限られるのではなく、反社会的行為全般が含まれることになる。また、犯罪者に対する刑罰や処分も、社会の要請に応えるものでなくてはならない。そこで、刑法、刑事訴訟法などの刑事法を基礎とするのは当然のことであるが、政策であるからには、現行制度の問題点をとらえ、代替策を検討し、さらには法改正や新法制定も視野に入れなくてはならない。そのためには、刑事法などの法学だけではなく、社会学、心理学、教育学、精神医学、法医学といった隣接諸科学の知識を深めることも求められる。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習 60分、復習 60分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

刑事政策の意義

刑事政策の概念、沿革などについて理解したうえで、刑事政策の全体的な構造を把握する。時代の推移による価値観の多様化・法感情の変化などに伴い、犯罪の概念も変化することをふまえて、検討する。

第2回

犯罪現象

『犯罪白書』等の各種犯罪統計をもとに、現実に発生している犯罪の実態・動向を概観するが、統計を分析する際には、統計上現れない犯罪（犯罪の暗数）の存在に注意する必要がある。

第3回

犯罪原因論

生物学的犯罪原因論、心理学的犯罪原因論、個人的犯罪原因論、社会学的犯罪原因論など代表的な犯罪原因論理解し、それらを犯罪防止策のなかで、どのように活かしていくのかを検討する。

第4回

犯罪者処遇の意義

犯罪者処遇の理念、基本原則、ダイバージョンなどについて理解したうえで、犯罪者処遇のあり方を検討する。

第5回

刑罰と処分（1）

刑罰の意義・機能を理解したうえで、生命の剥奪を内容とする最も重い刑罰である死刑の意義、現状、問題点などについて検討する。

第6回

刑罰と処分（2）

身体的自由の剥奪を内容とする自由刑、財産の剥奪を内容とする財産刑、社会生活上の権利・地位の剥奪・制限を内容とする資格制限、刑罰の補充または代替として行われる保安処分の意義、現状、問題点などについて検討する。

第7回

司法的処遇

警察、検察、裁判の各段階における犯罪者処遇の意義、現状、問題点などについて検討する。

第8回

施設内処遇（1）

矯正施設における犯罪者の処遇の意義を理解したうえで、被収容者の法的地位、被収容者の権利などについて、現状と問題点を検討する。

第9回

施設内処遇（2）

施設内における拘禁形態、刑務作業・教育活動・生活条件・保安状況などの処遇状況について、現状と問題点を検討する。

第10回

仮釈放・満期釈放

仮釈放の法的性格、要件、手続などについて理解したうえで、満期釈放の現状を把握し、施設内処遇から社会内処遇への移行段階の問題点を検討する。

第11回

社会内処遇

更生保護、保護観察、更生緊急保護、恩赦、前科抹消、社会奉仕命令など、社会内における犯罪者の処遇について、現状と問題点を検討する。

第12回

被害者学

犯罪被害者側の立場を中心とする刑事政策であり、被害者性、被害者補償、被害者支援、刑事司法における被害者などの犯罪被害者をめぐる諸問題について検討する。

第13回

修復的司法

従来の刑事司法では切り離されてきた犯罪者と被害者の関係を見直し、犯罪者と被害者の関係修復（和解）を通して罪の償いをさせるといった新しい司法のあり方について検討する。

第14回

刑事政策の国際化

犯罪対策は世界共通の課題であり、国際的な協力が求められているが、各国の政治・社会構造・国民性などに対する配慮も必要である。犯罪の国際化に対応するために、どのように刑事政策も

国際化していくべきなのかを検討する。

第 15 回

定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
少年法	辻本衣佐	2・3選	後期	2

■講義内容■

少年法は、少年の健全な育成を期することを目的とした法であり、刑事法としての要素も、福祉法としての要素も持ち合わせている。この少年法の理念を実現するために、非行少年に対しては、保護主義にのっとり成人の刑事手続とは異なった手続や処分が定められているほか、通常の刑事手続においても、少年としての配慮をすべきことが定められている。少年法と刑事訴訟法との比較をしながら、少年の刑事司法制度について概観し、問題点を検討することにする。

講義方法としては、各回のテーマに沿って、受講者全員による討論を中心にすすみたい。

■シラバス■

<科目のねらい>

少年法は比較的新しい法であり、現行の少年法は、戦後制定されたものであるが、実体法規定と手続法規定、司法的要素と福祉的要素が、ひとつの法のなかに含まれている点に注意しなくてはならない。非行少年をめぐる法制については、少年法の平成12年、19年、20年、26年、令和3年の改正のほか、少年院法の改正、少年鑑別所法の制定と、度重なる改正がなされてきたが、少年の健全育成という目的にそった改正とはいえない。それをふまえたうえで、少年非行の問題は、解決策も多面的であることを考慮して、よりよい少年刑事司法のあり方に迫ることにする。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

予習 60分、復習 60分程度を要する。

<科目の内容>

第1回

少年法の意義と基本理念

少年法の内容、沿革、少年司法に関する国際準則、諸外国の少年法などについて理解したうえで、少年法の全体的な構造を把握する。我が国の少年法については、保護主義の本質・機能について理解し、それが少年刑事司法制度にどのように反映されているかを検討する。

第2回

少年非行の概況

少年非行の背景と特質について犯罪統計をもとに分析し、より良い少年非行対策を検討する。

第3回

保護機関

非行少年の発見段階、調査段階、保護実施段階などそれぞれの段階で、少年刑事司法制度に関与する諸機関と、そこに属する人的構成について理解する。

第4回

保護の対象

保護の対象となる少年の年齢管轄、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年について理解したうえで、

少年法改正議論でもとりあげられた少年年齢の問題について検討する。

第5回

非行の発見過程

警察官による職務質問・街頭補導、被害者・保護者などからの告訴・告発、本人の自首など、非行少年が発見される過程を概観する。

第6回

家庭裁判所の受理

家庭裁判所における少年事件の保護手続は、通告・報告・送致をまって始められるのが原則（不告不理の原則）である。家庭裁判所の管轄、審判条件、受理前調査、観護措置などについて理解し、問題点を検討する。

第7回

調査過程

家庭裁判所調査官による調査、鑑別、試験観察など、調査の過程を概観し、問題点を検討する。少年鑑別所における処遇についても検討する。

第8回

審判手続

少年審判手続について、成人の刑事裁判手続と比較しながら理解したうえで、問題点を検討する。

第9回

終局決定（1）

調査段階でなされる審判不開始決定、審判を経てなされる不処分決定と保護処分決定について理解する。保護処分決定には、保護観察、少年院送致、児童自立支援施設・児童養護施設送致の3つがあり、それぞれの処遇内容についても検討する。

第10回

終局決定（2）

刑事処分相当とされた事件についてなされる検察官送致と、一事不再理の効力、環境調整命令などの終局決定に付随する措置について理解し、問題点を検討する。

第11回

事後手続（1）

保護処分の決定に対して不服がある場合認められる抗告について理解し、問題点を検討する。

第12回

事後手続（2）

保護処分の取消、少年保護事件の再審・補償について理解し、問題点を検討する。

第13回

少年の刑事事件

少年の保護事件と比較しながら、少年の刑事事件の処理について理解し、とくに少年に対する刑罰について検討する。

第14回

少年事件の報道

少年事件については推知報道が禁止されているが、実名報道を望む声も多い。少年事件報道のあるべき方向について検討する。

第 15 回
定期試験

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
法律学特殊講義[前期]	和田 裕・諏訪大輔・鈴木 基樹	2・3選	前期	2

■講義内容■

2・3年次に開講される法文書作成能力の向上を目的とした選択科目である。

本学出身の3名の実務家（弁護士）教員がオムニバス形式で講義を行う。

各担当教員が自身の経験や科目の特性に応じて決定した講義内容を通じて、説得力ある法文書とはいかなるものであるかを考察し、受講者の法文書作成能力を向上させることをめざす。

■シラバス■

<科目のねらい>

説得力ある法文書を作成する技術は、実務家にとって必要不可欠の技術と言える。

本講義においては、各担当教員が自身の経験や科目の特性に応じて決定した講義内容（受講者による法文書の作成、他者が書いた法文書の検討、教員による法文書作成技術論の解説などを予定している）を通じて、受講者の法文書作成技術を向上させることをめざす。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

答案の作成・提出が求められる場合には、2時間程度の予習（答案作成）時間が必要となる。

復習時間については、自身の理解の程度に応じて適宜判断されたい。

<科目の内容>

第1回

本講義は以下の科目・順番・回数で実施する予定であるが、受講生の希望や担当教員の都合により変更となる場合がある。

公法系科目（鈴木）

第2回

公法系科目（鈴木）

第3回

公法系科目（鈴木）

第4回

公法系科目（鈴木）

第5回

民事系科目（諏訪）

第6回

民事系科目（諏訪）

第7回

民事系科目（諏訪）

第8回

民事系科目（諏訪）

第9回

民事系科目（諏訪）

第10回

民事系科目（諏訪）

第11回

刑事系科目（和田）

第12回

刑事系科目（和田）

第13回

刑事系科目（和田）

第14回

刑事系科目（和田）

第15回

第15回 定期試験

なお、成績は、P・F方式による判定となる。成績評価は、担当教員全員で協議し、総合的に評価する。

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
法律学特殊講義[後期]	和田 裕・諏訪大輔・鈴木 基樹	2・3選	後期	2

■講義内容■

2・3年次に開講される法文書作成能力の向上を目的とした選択科目である。

本学出身の3名の実務家（弁護士）教員がオムニバス形式で講義を行う。

各担当教員が自身の経験や科目の特性に応じて決定した講義内容を通じて、説得力ある法文書とはいかなるものであるかを考察し、受講者の法文書作成能力を向上させることをめざす。

■シラバス■

<科目のねらい>

説得力ある法文書を作成する技術は、実務家にとって必要不可欠の技術と言える。

本講義においては、各担当教員が自身の経験や科目の特性に応じて決定した講義内容（受講者による法文書の作成、他者が書いた法文書の検討、教員による法文書作成技術論の解説などを予定している）を通じて、受講者の法文書作成技術を向上させることをめざす。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

答案の作成・提出が求められる場合には、2時間程度の予習（答案作成）時間が必要となる。

復習時間については、自身の理解の程度に応じて適宜判断されたい。

<科目の内容>

第1回

本講義は以下の科目・順番・回数で実施する予定であるが、受講生の希望や担当教員の都合により変更となる場合がある。

公法系科目（鈴木）

第2回

公法系科目（鈴木）

第3回

公法系科目（鈴木）

第4回

公法系科目（鈴木）

第5回

民事系科目（諏訪）

第6回

民事系科目（諏訪）

第7回

民事系科目（諏訪）

第8回

民事系科目（諏訪）

第9回

民事系科目（諏訪）

第10回

民事系科目（諏訪）

第11回

刑事系科目（和田）

第12回

刑事系科目（和田）

第13回

刑事系科目（和田）

第14回

刑事系科目（和田）

第15回

第15回 定期試験

なお、成績は、P・F方式による判定となる。成績評価は、担当教員全員で協議し、総合的に評価する。

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
外書講読（英書）[前期]	春田 博	3選	前期	2

■講義内容■

1・2年次の学習で既に各法分野に関する基本的な学習を終え知識を有している学生を対象に、比較法的な認識を得てもらうことを目的として外国法に関する文献を原語で講読し、当該分野における我が国の法規制との異同やその是非等を考えてもらうことを目標として授業を進める。担当者の専門分野より、本講義では企業法に関する米国文献を講読する。

■シラバス■

<科目のねらい>

企業法に関する米国の規制は、会社法に代表される州法規制と証券規制を典型とする連邦規制が交錯し、連邦主義そのままに各別の州法の連邦法に対する優位が変わることのない制度的な建前である。しかしながら、この前提に由来する種々の不便も歴然としており、その結果、会社法分野に対する証券規制の役割は、本邦以上に著しく大きい。この講義では、こうした米国の規制における前提事情をも了解してもらえよう配慮しつつ、時として継受法に対する母法としての位置付けを与えられる米国の会社法規制のあり方について講じ、規制の全体に関する理解を深めてもらえるよう心掛けたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習 60 分、復習 30 分程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

近時の文献中より、さしあたり、以下の 2 点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Subsidiary Related Party Transactions”, 38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第 2 回

近時の文献中より、さしあたり、以下の 2 点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Subsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities
Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第3回

近時の文献中より、さしあたり、以下の2点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Subsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities
Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第4回

近時の文献中より、さしあたり、以下の2点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Subsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities
Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第5回

近時の文献中より、さしあたり、以下の2点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Subsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities

Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第6回

近時の文献中より、さしあたり、以下の2点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Subsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第7回

近時の文献中より、さしあたり、以下の2点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Subsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第8回

近時の文献中より、さしあたり、以下の2点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Subsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間

の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第9回

近時の文献中より、さしあたり、以下の2点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Subsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting”,
39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第10回

近時の文献中より、さしあたり、以下の2点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Subsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting”,
39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第11回

近時の文献中より、さしあたり、以下の2点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Subsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting”,
39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第 12 回

近時の文献中より、さしあたり、以下の 2 点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Confrict Dilemmas in Parent-Snbsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Confrict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting”,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第 13 回

近時の文献中より、さしあたり、以下の 2 点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Confrict Dilemmas in Parent-Snbsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Confrict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting”,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第 14 回

近時の文献中より、さしあたり、以下の 2 点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Confrict Dilemmas in Parent-Snbsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Confrict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting”,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第 15 回

近時の文献中より、さしあたり、以下の 2 点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場におい

て配布する。

・ Marc I. Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Subsidiary Related Party Transactions”,

38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I. Steinbe

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
外書講読（英書）〔後期〕	春田 博	3選	後期	2

■講義内容■

1・2年次の学習で既に各法分野に関する基本的な学習を終え知識を有している学生を対象に、比較法的な認識を得てもらうことを目的として外国法に関する文献を原語で講読し、当該分野における我が国の法規制との異同やその是非等を考えてもらうことを目標として授業を進める。担当者の専門分野より、本講義では企業法に関する米国文献を講読する。

■シラバス■

<科目のねらい>

企業法に関する米国の規制は、会社法に代表される州法規制と証券規制を典型とする連邦規制が交錯し、連邦主義そのままに各別の州法の連邦法に対する優位が変わることのない制度的な建前である。しかしながら、この前提に由来する種々の不便も歴然としており、その結果、会社法分野に対する証券規制の役割は、本邦以上に著しく大きい。この講義では、こうした米国の規制における前提事情をも了解してもらえよう配慮しつつ、時として継受法に対する母法としての位置付けを与えられる米国の会社法規制のあり方について講じ、規制の全体に関する理解を深めてもらえるよう心掛けたい。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

特になし

<予・復習に要する時間>

毎回予習 60 分、復習 30 分程度を要する。

<科目の内容>

第 1 回

近時の文献中より、さしあたり、以下の 2 点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Confrict Dilemmas in Parent-Snbsidiary Related Party Transactions”, 38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Confrict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第 2 回

近時の文献中より、さしあたり、以下の 2 点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Confrict Dilemmas in Parent-Snbsidiary Related Party Transactions”,

38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第3回

近時の文献中より、さしあたり、以下の2点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Snbsidiary Related Party Transactions” ,

38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第4回

近時の文献中より、さしあたり、以下の2点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Snbsidiary Related Party Transactions” ,

38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第5回

近時の文献中より、さしあたり、以下の2点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Snbsidiary Related Party Transactions” ,

38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事

務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第6回

近時の文献中より、さしあたり、以下の2点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Subsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting”,
39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第7回

近時の文献中より、さしあたり、以下の2点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Subsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting”,
39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第8回

近時の文献中より、さしあたり、以下の2点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Subsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting”,
39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第9回

近時の文献中より、さしあたり、以下の2点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Subsidiary Related Party Transactions”,

38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第 10 回

近時の文献中より、さしあたり、以下の 2 点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Snbsidiary Related Party Transactions” ,

38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第 11 回

近時の文献中より、さしあたり、以下の 2 点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Snbsidiary Related Party Transactions” ,

38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第 12 回

近時の文献中より、さしあたり、以下の 2 点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Snbsidiary Related Party Transactions” ,

38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律

事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第 13 回

近時の文献中より、さしあたり、以下の 2 点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Confrict Dilemmas in Parent-Snbsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Confrict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第 14 回

近時の文献中より、さしあたり、以下の 2 点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Confrict Dilemmas in Parent-Snbsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Confrict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting” ,

39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所において実務上配慮されている利益相反回避のための基準について論じたものである。

第 15 回

近時の文献中より、さしあたり、以下の 2 点を講読することを予定しているが、受講者の状況により、直近の金融商品取引法規制に関する米国文献への変更があり得る。教材は教場において配布する。

・ Marc I.Steinberg, “Attorney Confrict Dilemmas in Parent-Snbsidiary Related Party Transactions”,
38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .

・ Marc I. Steinbe

<教科書>

授業内で適宜指示する

<参考書>

授業内で適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
外書講読（独書）	土居俊平	3選	後期	2

■講義内容■

本科目は、3年次配当の展開・先端科目（2単位）である。ドイツ語の文法能力・語彙力が一定の水準にあり、標準的なドイツ語が読める学生諸君を対象に、日本法の理解をより深くかつ広いものにするために、ドイツ法律文献を訳読する。音読を重視するので、ドイツ語を音読をしたうえで、文章一つ一つを丁寧に日本語に訳読していく。大変時間のかかる作業になると思われるので、十分な覚悟をもって履修すべきか否かを決定してもらいたい。

■シラバス■

<科目のねらい>

ドイツ法律文献（教科書、論文、判例、その他）の中から、教員・学生が何を読むのかを話し合ったうえで、訳読対象を決定する。担当者は、民法研究者であるので、ドイツ民法（BGB）もしくはドイツ住居所有権法を訳読対象とする。ドイツ法律文献の訳読を通して、日本法の理解をより深く、かつ、広いものにするを本科目のねらいとする。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

ドイツ語の基本的な文法・基本的な語彙力があり、標準的なドイツ文献（例：ドイツ語で書かれた新聞）の訳読が十分にできるレベルにあることを強く求める。すなわち、一定のドイツ語に関する語学力が備わっている者のみが履修すること。学生諸君にあっては、履修の前提を厳守すること。

<予・復習に要する時間>

予習360分、復習120分程度を要する。予習にはさらに時間がかかる場合もある。

<科目の内容>

第1回

開講にあたって

第2回

ドイツ法律文献の訳読①

第3回

ドイツ法律文献の訳読②

第4回

ドイツ法律文献の訳読③

第5回

ドイツ法律文献の訳読④

第6回

ドイツ法律文献の訳読⑤

第7回

ドイツ法律文献の訳読⑥

第8回

ドイツ法律文献の訳読⑦

第9回

ドイツ法律文献の訳読⑧

第10回

ドイツ法律文献の訳読⑨

第11回

ドイツ法律文献の訳読⑩

第12回

ドイツ法律文献の訳読⑪

第13回

ドイツ法律文献の訳読⑫

第14回

閉講にあたって

第15回

定期試験

<教科書>

授業中に適宜指示する

<参考書>

授業中に適宜指示する

科目名	担当者名	配当	期	単位
エクスターンシップ（後期）	小松良正・趙元済・對馬直紀・土居俊平・藤田真樹・松本英俊・若林亜理砂	2・3選必	後期（集中）	2

■講義内容■

主として、法律事務所における実務研修を行う。協力法律事務所に法科大学院学生を受け入れてもらい、指導弁護士の指導のもと、文献調査、判例検索、資料作成・整理、依頼者との面談、面談後の法文書作成、準備書面・契約書等の素材を用いた指導、法廷活動への立会い等法律事務所以外での業務の同道、といった法律事務所における法律業務の一端に参加し、指導を受ける。平日10日間、一日8時間（昼休みを含む）の研修を標準とする。

■シラバス■

<科目のねらい>

法律事務所における実務研修として、協力法律事務所に法科大学院の学生を受け入れてもらい、指導弁護士による指導のもと、法律業務の遂行に必要な基礎的・補助的業務の一部を分担しながら、法律業務の一端に触れると同時に、指導弁護士等との交流を通して、法科大学院学生の人格陶冶とともに、法曹としての自覚と意識の涵養を行い、さらには学修への意欲の向上をはかる。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

<予・復習に要する時間>

予習についてはとくになし。復習については3～4時間とする。

<科目の内容>

第1回

(1) 実務研修の開始前

受講者は、本法科大学院の担当教員からエクスターンシップの研修内容や守秘義務等について指導を受け、受講生、担当教員、受け入れ法律事務所の指導弁護士の三者間で研修内容について事前の打ち合わせを行う。

なお、受講者1名につき1名の担当教員及び1つの受け入れ法律事務所が割り当てられる。

(2) 実務研修

平日10日間、一日8時間、受講者は、受け入れ法律事務所において、指導弁護士の指導を受けて実務研修を行う。実務研修は「エクスターンシップ・ガイドライン」（第一東京弁護士会法科大学院検討委員会の作成）に従って行われる。主な研修内容は、①法廷傍聴、②弁論準備手続への同席、③民事事件記録の閲覧、④法律相談・依頼者との打合せへの同席、⑤法律・判例の調査、⑥事件の概要や論点のメモ、内容証明、訴訟提出書面等の起案である。

受講者は、実務研修の期間中、毎日、研修内容を詳細に記録した研修日誌を作成しなければならない。また、研修期間中に作成した法律文書等は、個人名・固有名詞等を抹消したうえ保存しておくことが求められる。

(3) 実務研修の終了後

受け入れ法律事務所における実務研修の修了後、受講者は、上記の研修日誌及び法律文書等を本法科大学院の担当教員に提出し、研修内容の確認と反省を行う。

- 第2回
- 第3回
- 第4回
- 第5回
- 第6回
- 第7回
- 第8回
- 第9回
- 第10回
- 第11回
- 第12回
- 第13回
- 第14回
- 第15回

<教科書>

授業内で適宜指示する。

<参考書>

授業内で適宜指示する。

科目名	担当者名	配当	期	単位
エクスターンシップ（前期）	小松良正・趙元済・對馬直紀・土居俊平・藤田真樹・松本英俊・若林亜理砂	2・3選必	前期（集中）	2

■講義内容■

主として、法律事務所における実務研修を行う。協力法律事務所に法科大学院学生を受け入れてもらい、指導弁護士の指導のもと、文献調査、判例検索、資料作成・整理、依頼者との面談、面談後の法文書作成、準備書面・契約書等の素材を用いた指導、法廷活動への立会い等法律事務所以外での業務の同道、といった法律事務所における法律業務の一端に参加し、指導を受ける。平日10日間、一日8時間（昼休みを含む）の研修を標準とする。

■シラバス■

<科目のねらい>

法律事務所における実務研修として、協力法律事務所に法科大学院の学生を受け入れてもらい、指導弁護士による指導のもと、法律業務の遂行に必要な基礎的・補助的業務の一部を分担しながら、法律業務の一端に触れると同時に、指導弁護士等との交流を通して、法科大学院学生の人格陶冶とともに、法曹としての自覚と意識の涵養を行い、さらには学修への意欲の向上をはかる。

<到達目標>

「科目のねらい」の達成を到達目標とする。

<履修の前提>

<予・復習に要する時間>

予習についてはとくになし。復習については3～4時間とする。

<科目の内容>

第1回

(1) 実務研修の開始前

受講者は、本法科大学院の担当教員からエクスターンシップの研修内容や守秘義務等について指導を受け、受講生、担当教員、受け入れ法律事務所の指導弁護士の三者間で研修内容について事前の打ち合わせを行う。

なお、受講者1名につき1名の担当教員及び1つの受け入れ法律事務所が割り当てられる。

(2) 実務研修

平日10日間、一日8時間、受講者は、受け入れ法律事務所において、指導弁護士の指導を受けて実務研修を行う。実務研修は「エクスターンシップ・ガイドライン」（第一東京弁護士会法科大学院検討委員会の作成）に従って行われる。主な研修内容は、①法廷傍聴、②弁論準備手続への同席、③民事事件記録の閲覧、④法律相談・依頼者との打合せへの同席、⑤法律・判例の調査、⑥事件の概要や論点のメモ、内容証明、訴訟提出書面等の起案である。

受講者は、実務研修の期間中、毎日、研修内容を詳細に記録した研修日誌を作成しなければならない。また、研修期間中に作成した法律文書等は、個人名・固有名詞等を抹消したうえ保存しておくことが求められる。

(3) 実務研修の終了後

受け入れ法律事務所における実務研修の修了後、受講者は、上記の研修日誌及び法律文書等を本法科大学院の担当教員に提出し、研修内容の確認と反省を行う。

- 第2回
- 第3回
- 第4回
- 第5回
- 第6回
- 第7回
- 第8回
- 第9回
- 第10回
- 第11回
- 第12回
- 第13回
- 第14回
- 第15回

<教科書>

授業内で適宜指示する。

<参考書>

授業内で適宜指示する。